

令和4年 第1回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和4年第1回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和4年3月8日(火曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和4年3月8日 午前10時00分

1. 散 会 令和4年3月8日 午後 5時45分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
政策課審議員 田邊国昭君	産業課審議員 宮崎智幸君
情報課審議員 秋吉祥志君	税務会計課審議員 小野寿宏君
建設課審議員 小野昌伸君	町民課審議員 穴井徹君
町民課保育園長 清高德子君	町民課審議員 中島高宏君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

1 番 時 松 昭 弘 君

9 番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を3月8日から3月18日までの11日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 4. 3. 8)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

一昨日は天気もよく阿蘇一帯は野焼きで黒一色となりました。

さて、コロナ感染の収束と3回目のワクチンブースターが待たれますが、小国町でも3月に入りまして13例、合計では昨日までの公式発表で167例となっています。引き続きうつらない、うつさない対策を各自自覚していただきたいというふうに思っております。

また、ウクライナにおける戦況は日増しに厳しくなっているという報道です。いかなる理由があっても戦争は最大の人権侵害ではないかというふうに思っております。

それでは、令和4年第1回小国町議会定例会を開催する旨、皆様に御案内申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきありがとうございます。今定例会は新年度の予算議会ということもございまして、十分なる審議方をお願い申し上げる次第です。

それでは、開会に先駆けまして、渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 皆様方、おはようございます。

本日は、令和4年の第1回の町議会定例会ということで年度末にもかかりませず、本当に御多用の中にお集まりをいただきました。ありがとうございます。先ほど議長からもおっしゃられましたように野焼きも始まっております。町内でも今週末から行われるということでございます。まずは、事故のないように心からお祈りを申し上げたいというふうに思います。

また、コロナウイルス感染拡大の防止につきましても議長から御説明ございましたけれども、今後とも町のほうもしっかり情報収集をさせていただきながらできるだけの対策を行ってまいりたいと思っておりますので、これまでどおり議員の皆様には率先しての御尽力を賜りたいというふうに思っております。

さて、今回上程させていただきますのは条例の一部改正が7件、それから公共工事請負契約の締結が1件、町道路線の認定が1件、それから専決処分事項の報告が1件、それから教育委員会の委員の任命でございますけれども人事案件が1件、それから補正予算が5件、その次に私の所信表明も含めまして令和4年度の歳入歳出の予算が7件と合計の23本を上程させていただきたいと思っております。本日は日程第31までですけれども、議員の皆様方予備日まで本当に長丁場になると思いますが御提案をさせていただきますので、どうかよろしくようお願い申し上げたいと思っております。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和4年第1回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長(松崎俊一君) 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長(松崎俊一君) 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

1番 時松昭弘君

9番 熊谷博行君

にお願いしたいと思います。

議長(松崎俊一君) 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る2月28日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日3月8日から3月18日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの11日間と決定いたしました。

本会議は、本日と15日、16日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長(松崎俊一君) 日程第3、「諸般の報告」。

一部事務組合議会に関する報告を行います。阿蘇広域行政事務組合議会議員より御報告をお願いします。

2番(江藤理一郎君) おはようございます。

それでは、阿蘇広域行政事務組合議会の定例会について報告させていただきます。

令和3年12月23日木曜日に大阿蘇環境センター未来館で開会されました。内容につきましては、議案が7件ございました。

まず一つ目の議案としまして、阿蘇広域行政事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。こちらは地方自治法改正によるものです。

それから、続きまして阿蘇広域行政事務組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について。こちら地方公務員法の改定によるものです。

そして、阿蘇広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について。こちらも地方公務員法の改正によるものです。

続きまして、野尻草部分駐所消防ポンプ自動車の物品供給契約の一部変更について。こちらは新型コロナウイルスによる影響に伴いまして、工場が稼働しなかったということで納期の延長の報告がございました。こちらのポンプ車に関して関しましては4千290万円というような契約額となっております。

続きまして、令和3年度阿蘇広域行政事務組合一般会計補正予算について。28万9千円追加いたしました。35億5千383万円となっております。

それから、令和3年度阿蘇広域行政事務組合特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘特別会計補正予算について。こちら2万6千円を追加いたしました。3億2千800万円となっております。

最後に、令和3年度阿蘇広域行政事務組合養護老人ホーム湯の里荘特別会計補正予算について。こちらは補正額ゼロで、1億8千991万円となっております。

以上、広域行政事務組合第4回の定例会について御報告申し上げます。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第4号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、よろしく願いいたします。

それでは、議案集の1ページをお願いいたします。

議案第4号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、一般職の職員等の期末手当及び級別職務分類表を変更するため、一般職の職員の給与に関する条例等について所要の改正を行う必要があるためです。

これが、この議案を提出する理由です。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） おはようございます。

それでは、私から改正内容について説明をさせていただきます。

条例集のページ右肩4と記載してありますものに改正条例条文を付けております。また総務課資料（1）に新旧対照表を付けてございます。今回の条例の一部改正につきましては、令和3年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、改正が行われる期末手当について一部変更が生じるため一般職の職員の給与に関する条例等の一部について所要の改正を行うものでございます。また職員の級別職務分類表の一部について変更する必要があるため、一般職の職員の給与に関する条例及び小国町保育園設置条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

それでは、総務課資料（1）の新旧対照表をお願いいたします。令和3年人事院勧告に伴い一

一般職の職員等の期末手当について一般職の職員、会計年度任用職員が0.15月分の引下げ。再任用職員一般職の任期付職員が0.1月分の引下げをお願いするものでございます。これに伴いまして、職員全体で約612万円の減額となります。

1 ページ上段をお願いいたします。第19条第2項中100分の127.5を100分の120に改め、同条第3項中100分の127.5を100分の120、100分の72.5を100分の67.5に改めるものでございます。

2 ページ下段から3 ページ上段をお願いいたします。本条例改正に伴いまして、小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項中、100分の127.5を100分の120、100分の167.5を100分の162.5に改め、小国町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第8条第1項第2号中、100分の127.5を100分の120に改めるものでございます。例年は12月に改正し令和3年度12月の期末手当から適用されますが、法律の改正が12月以降となったため今回改正を行い令和4年6月支給分から令和3年12月に支給された期末手当のうち、減額された率に乗じて得た額を減額支給するものでございます。

1 ページ中段から3 ページ上段をお願いいたします。総務課資料に添付しておりますA3判の資料に現行の級別職務分類表、令和4年4月1日以降の改正案、今後見込まれる改正案を示しておりますので併せて御覧ください。別表第3を改めるものでございます。これにつきましては来年度に条例等を改正予定の定年延長について役職定年を行った際に管理職以外の職に降格することとされており、現状では課長補佐級が推奨されております。このような中小国町は課長補佐級である審議員が5級で管理職となっていることから管理職の在り方を見直す機会であると判断し、基本職務を課長補佐4級、係長3級、主査2級とする職務分類表の改正を行うものでございます。ただし5級には現在の審議員が残るためしばらくの間役職について残すこととなり、係長等の3級から4級への昇格については職務の実情に応じて昇格する予定といたしております。また今回の条例改正において職員の級別職務分類表について改正される保育士の職に伴い小国町保育所設置条例の一部改正を併せて行うものでございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この期末手当引下げの分についてなのですが、これ2年連続になるのです。それで去年前回の引下げのときにも聞いたのですが、やはりコロナ禍で職員の受け持つ仕事の内容が大変になっている人たちもいると思うのです。特にやはり保育士の先生方というのは小国町0歳児保育からやっていますので、まさか0歳児にマスクを付けさせるわけにもいかない。去年もう退職された園長が答弁されましたけれども、なかなかそれは濃厚接触をもう保育は避けることができないと。もう子供が泣き出してしまえばそれはもう抱きかかえる以外ないと。やっぱり

そういう中で非常に通常の時よりも神経を使って保育の職務に当たっておりますという答弁があったのです。その前のときと比べて今はどうかといえば確実に小国町内の状況としては大変な状況になっていると思います。実際90人を超すクラスターが町内でも出ましたし、それに合わせて休園であったりとか登園自粛なんていうこともありましたので、本当に保育現場で働く皆さんの心中を察するに余り有るような状況にあると思うのです。ですので今現在の保育現場の状況というのがどのようになっているのか教えていただければと思います。

町民課保育園長（清高德子君） 今の保育園の状況はやはり本当にこの第6波は保育園児に感染リスクがあってやはり家族が濃厚接触者になられたり、御家族が感染されたりとか本当に押し迫っていて、早め早めの対策ということで休園や登園自粛に保護者の方には御協力をいただいている状況です。今のところは北里保育園もこの前まで休園だったのですけれども再開しまして、まだ何人かお休みしている子供さんがいますけれどももうすぐみんな戻って来るという状況です。園内はもちろん消毒、換気、手洗い、園児の検温もおうちの方に御協力していただいて毎朝してもらっていますし、保育園でもちょっとでも体調の変化があればすぐに対処して保護者の方に連絡するようにそういう連携を図っているところです。

5番（児玉智博君） やはり人の子供を預かるという仕事ですから本当に今のこういうコロナ禍の中での保育というのが本当に大変で、本当に神経を使っている状況だということだと思います。

それで今政府は看護や介護、保育などの現場で働く人たちの当面の収入を引き上げるという経済対策を打ち出しました。それがこの後出される提案にも結びついてくるかと思うのですが、そもそもやはり公立保育園ということで民間の保育園よりかはそれは待遇はいいのかもしれませんが、ところが、経済対策として国が保育労働者の賃金を引き上げようというときにその収入を引き下げる提案というふうにするのは、せっかく国が経済対策をやろうとしているときにそれに水を差すようなものになるのではないかと思います。そこで確認なのですけれどもこの期末手当の引下げで引下げられる分とそれとこの後に提案されます会計年度任用職員の保育士の特殊勤務手当これで引上げられる分とでは、プラスマイナスでどうなるのか教えてください。

総務課長（佐々木忠生君） まず期末手当関係の部分でございますけれども、これ職員全体という部分で答弁をさせていただきたいと思います。正規職員につきましては、対象者が108名ということで差額といたしまして497万円となります。会計年度任用職員につきましては、59名で110万円の減額となります。再任用職員が1名で2万1千円の減額となります。任期付職員が1名で2万1千円の減額ということで、合わせて先ほど申しましたように約620万円ほどの減額ということになります。

次に、次の提案の部分でございますけれども月当たり9千円というような部分のお話だろうと思いますけれども、令和3年度につきましては2月、3月が対象というようなこととなります。保育士会計年度任用職員が8名の金額的に約5万8千円です。それと保育士の資格なしの会計年

度任用職員が8名の約5万8千円。それから1名の約7千円ということで12万2千円ほどの増額となります。

以上です。

5番（児玉智博君） 要するに保育士1人当たりにして、プラスになるのですかマイナスになるのですか。

総務課長（佐々木忠生君） 保育士1人当たりマイナスになると思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

2番（江藤理一郎君） 今回の改正に伴いまして、級別職務分類表にありますとおり級別のほうが大分変わっているのかと思います。ここで前回の全員協議会の際にも質問させていただいたのですが、主事と主査のところも大分差が出てくるというのとちょっと質疑漏れがあったのですが、係長の場合が主査から係長に上がる場合3級から4級に上がるはずだったものが係長になっても次は3級のまま。また審議員から課長に上がるに対しても5級が6級に上がるはずだったものが5級のままというようなところで、この辺りについて審議員と課長補佐の職務の違いとかどういった違いがあるのかというのを質問させていただきたいと思います。

総務課審議員（佐藤則和君） おはようございます。

ただいまの質問にお答えいたします。審議員と課長補佐でございますけれども現行が3月までが審議員制ということで基本的には審議員と課長補佐、職務的には同じものです。ただし審議員を廃止する方向で今この改正をやっておりますので今の審議員級が残った方はそのまま審議員に残りますけれども、その方が課長に上がった時期には審議員級はなくなって課長補佐に全部移行していくということで、課の構成としましては課長がおりまして次席に課長補佐、課長までが管理職で課長補佐は管理職ではないということまでの改正をしていくための途中経過といたしますか、何年後かにはこの審議員級という階級をまた廃止する条例を提出させていただくかたちになるかと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） これ他市町村もこのような状況になっているのでしょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） 阿蘇郡の中を見ましても市は別ですけれども町村は今町が提案しているこの階級制に倣うところのほうが多ございます。小国のほうが今までちょっと年齢層の構成もありましてなぜこうなっていたかという、ある程度大量退職で7、8名課長がおられますけれどもその下が私たちになりますけれども、ある程度年代になっても役職がなかったものですかからそこら辺を少しひろってあげるために少し昇給を上げていたと年齢構成上の問題もありましたので、その辺が改善されていけば元に戻すということで今度そういう方向に動いております。逆に言えば若年層が30代の主査級が今非常に少ないということで今の制度を残しますと3級に残る職員がいなくなる。2級からいきなり4級に飛ぶ職員が非常に多くなるという現象がありまし

て2階級特進も35歳ぐらいで4級に上がって係長になるということで非常に人件費もかなり膨らんでくるようなこともありますので、その辺の抑制とあわせまして総合的な判断をさせていただいております。よろしくお願ひします。

2番（江藤理一郎君） 将来的な人員のところでの改正というところでここは致し方ないところもあるかもしれないですけども、直近で言いますとすぐ今度課長に審議員からなるはずであったとかそういった方々とか係長になる方もいらっしゃると思うのですが、せっかく1級上がって頑張ろうと思っている矢先にこういった改正になってモチベーションの問題で少し疑問が残るのかなというふうに思いますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） そこは結局例えば4級から5級に上がるのを渡りと言いますけれども渡るときには給料が普通の1年経過するよりも少し上がるのですけれどもその辺を加味しまして、例えば5級のまま審議員から課長になられる方とか3級のまま係長になられる方あたりには、すみません4級のまま課長補佐等になられる方につきましてはその辺の1年経過したときの昇給よりも少しこれ内規になりますけれども上げ幅を上げて、級は上がらないのですけれども昇格はしますので昇格した分はお給料で見てあげるといふような内規を協議している最中でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第4号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行います。

本議案は人事院及び県人事委員会の勧告に基づき職員の期末手当を年間で0.15月分引き下げるといふものです。そもそも人事院が2年連続で公務員の一時金削減勧告を行ったこと自体コロナ禍での自治体労働者の奮闘を見ないもので不当と言わざるを得ません。萩生田経済産業大臣か経団連会長に賃上げを要求し岸田首相も看護や介護、保育などの現場で働く労働者の当面の収入を引き上げるとする経済対策を打ち出しています。このような中で保育士を含む公務員の賃金引下げは政府方針にも逆行するのではないのでしょうか。さらに去年11月24日総務副大臣が地方自治体に対し期末手当0.15月分引下げに相当する額を今年2022年6月の期末手当から減額する国家公務員の取扱いを基本として対応を求める通知を出しました。熊本も本町もこれに倣ったものであります。公務員のボーナス引上げはコロナ禍から回復途上にある日本経済にマイナスの影響を与えると判断されたものであると当時報道されました。しかしコロナ禍は現在その当時よりもさらに深刻な状況に陥っているわけでありまして。そうした中で公務員の期末手当を削減するということは経済再生にとってマイナスでしかないことであると判断しまして本議案に反

対するものです。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は本案件について賛成の立場から討論を行います。

確かに同僚議員から意見、指摘等ありましたように職員の活躍、このコロナ禍の社会情勢の中の動きは評価に値します。当然それなりの見合う給与等が保障されるべきその部分は理解はします。ただ公務員制度自体がいわゆる労使交渉を経て決定する給与体系ではございません。そのために人事院というものが前年の各主要企業等の給与に批准したところで公務員の給与は定まってまいります。ですから言い換えれば若干1年遅れのような公務員は給与体系かと思えます。そういった中でコロナ禍の中昨年を顧みますと必ずしも企業等の給与ベース、賃金ベースが上昇したわけでもありません。それらを含めたところで今回人事院勧告ということでそれに批准するというものです。小国町においても町の人事院等があれば小国町に見合う勧告に基づいた給与改定ができたのでしようけれども必ずしもそういう体制はどこの市町村でもないかと思えます。人事院いわゆるそれによって適用されるのは県ベースくらいではないかと思っております。そういった中で今度は逆の場合、上がる場合人事院の勧告で上がったのに小国町は据え置くとかそういったようなことがありますと給与体系、給与基準がまちまち。統一性のとれないものが生じてこようかと思えます。残念ながら小国町に人事院がない、勧告がない以上はある程度職員の活躍は評価します評価しますけれどもここはやっぱりきちっとした給与体系その制度体系の中にとって施行したほうが将来的にも整合性がとれてくるのではないかと思えます。職員の活躍には感謝申し上げながらも、今回の減額となる給与に関する条例の一部改正については賛成の立場から討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第5号 小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集2ページをお願いいたします。

議案第5号 小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしまして、会計年度任用職員の保育士等の特殊勤務手当について定めるため、小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部について所要の改正を行う必要があるためです。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは、私から改正内容について説明をさせていただきます。

条例集のページ右肩5と記載しておりますものに改正条文を付けております。また総務課資料（2）に新旧対照表を付けてございます。

今回の条例の一部改正につきましては、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において示された新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士等の処遇改正による一部変更が生じるため、小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部について所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、町立保育園及び子育て支援拠点に勤務する会計年度任用職員及び小国児童クラブに勤務する会計年度任用職員に対して1月当たり9千円を特殊勤務手当として支給するものでございます。

それでは、総務課資料（2）の新旧対照表をお願いいたします。第2条中「待機手当」の次に「及び保育業務手当」を加えるものでございます。「第5条」を「第6条」とし、「第4条」を「第5条」とし、第3条の次に「保育業務手当」として第4条を加えるものでございます。第4条といたしまして、保育業務手当は（1）町立保育園及び子育て支援拠点に勤務する会計年度任用職員。（2）小国児童クラブに勤務する会計年度任用職員に支給するものでございます。第2項といたしまして保育業務手当の額は、1月につき9千円とします。ただし、週の勤務時間が38時間45分に満たない場合は、その勤務時間に応じ算出した額を支給するものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。ただし、第4条第1項第2号の改正規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 全員協議会の際、私が先ほどの期末手当の引下げについて保育園なんかでは

非常に状況が大変そうだからということで何か期末手当減額のその救済措置など考えられないのかと聞きましたところ、総務審議員がこの特殊勤務手当を出すからそれが救済措置だということをおっしゃったわけです。ところが、先ほどの議案での質疑によると、1月9千円の手当を支給したところで減額の穴が埋められないということでありました。やはり救済策というのであればしっかりと穴をフラットに埋めてしまうべきではないかと思えます。そこでこの1月いくら手当ですれば期末手当で減額された分を穴埋めすることができるのか教えてください。

総務課審議員（佐藤則和君） お答えいたします。

本条例がここにあります会計年度任用職員ということで限定されておまして、先ほど総務課長がお答えしました保育園全体の給与額は正職員も入っておりますのでもちろんボーナスがカットになりますので下がります。ただし会計年度任用職員につきましては年間0.15か月のボーナスが減給になっても大体約3万円弱ということになりまして、この9千円がもし手当としてあればフルタイムの方であれば9千円掛ける12か月ということで10万8千円ということで約8万円程度の増額になるということで、会計年度任用職員についてはそういった手当でできたということでありまして。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 会計年度任用職員の方についてはプラスになるということで、つまりこの国が期待する経済対策という点においても会計年度任用職員に限ってはあるのかなというふうに感じております。ところが、これももちろん国のそういう交付金の対象が会計年度任用職員にしか多分恐らく対象とならないから正規採用の正職の保育士については出さないという判断になったのだらうと思えます。ところが、やはり国もせっかく看護、介護、保育などの現場で働く人たちの収入を引上げて経済対策をというふうに言っているわけですよ。何で看護、介護、保育かというそれはやっぱりこのコロナ禍で一番大変な職種であるからそういうことを政府も判断したわけだと思います。でしたらやはり町が条例を改正して減額をしたわけでありまして、正職員についても同様の手当の検討がなされなかったのかなと思うわけですが、そこら辺の説明をお願いします。

総務課長（佐々木忠生君） 確かに議員おっしゃるとおり保育士、看護師、介護士等の処遇改善というような国のほうから通知等はあっております。ただ、うち保育士あたりも一般職の職員ということで私たちと同等の給与水準を持っているという中でございますので、今回につきましては特に会計年度任用職員について手当を出すというような方向で判断をさせていただいております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号、小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第6、「議案第6号 小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の3ページをお願いいたします。

議案第6号 小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、非常勤職員の育児休業・部分休業等の取得要件等を変更するため、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部について所要の改正を行う必要があるためでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長(佐々木忠生君) それでは、私から改正内容について御説明申し上げます。

条例集のページ右肩6と記載しておりますものに改正条文を付けております。また総務課資料(3)に新旧対照表を付けてございます。

今回の条例の一部改正につきましては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち非常勤職員の育児休業・部分休業等の取得要件の緩和等により変更が生じるため、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部について所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、第2条関係で非常勤職員の育児休業、第17条関係で部分休業の取得要件の緩和措置といたしまして育児休業・部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止するものでございます。

次に、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置などおいてしまして、新たに第21条、第22条を加え妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認、研修の実施や相談体制の整備など勤務環境の整備などの措置を講じるものでございます。以上のような内容により総務課資料（3）の新旧対照表のとおり、条例の一部改正を行うものでございます。

附則おいてしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

御審議方よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第7号 小国町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題おいていたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集4ページをお願いいたします。

議案第7号 小国町手数料条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由おいてしましては、火薬取締法に基づく事務に関する手数料を定めるため、小国町手数料条例の一部について所要の改正を行う必要があるためでございます。

これが、この議案を提出する理由です。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは、私から改正内容について御説明申し上げます。

条例集のページ右肩7と記載しておりますものに改正条文を付けております。また総務課資料（4）に新旧対照表を付けてございます。今回の条例の一部改正につきましては、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の改正により、火薬類取締法に基づく事務が町に権限移譲されることに伴い当該事務の手数料に関する項目を追加するため条例の一部を改正するものでございます。

それでは、総務課資料（4）の新旧対照表をお願いいたします。小国町手数料条例の第2条の種類及び金額等に、（32）火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査手数料、1件につき1千200円を追加。（33）火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査手数料、アといたしまして火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査手数料、1件につき2千400円。イといたしましてその他の譲受けの許可の申請に係る審査手数料、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額、（ア）といたしまして申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合1件につき3千500円。（イ）といたしましてその他の場合1件につき6千900円を追加改正させていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお今回の審査手数料につきましては、熊本県手数料条例に定める額と同額としております。

御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 確認ですけれども今まで県の条例があって先ほど総務課長の説明の中で、県と同額でございますという説明がございましたけれども、県の権限移譲というふうに理解すればよろしいですか。

総務課長（佐々木忠生君） 県からの事務の権限移譲ということでございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号、小国町手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第8号 小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集5ページをお願いいたします。

議案第8号 小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます

提案理由といたしましては、小国町消防団員の報酬額等を変更するため、小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部について所要の改正を行う必要があるためでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは、私から改正内容について御説明申し上げます。

条例集のページ右肩8と記載しておりますものに改正条文を付けております。また総務課資料（5）に新旧対照表と条例の一部改正資料を付けてございます。

今回の条例の一部改正につきましては、総務省、消防庁の消防団員等の処遇等に関する検討会の中間報告において示された消防団員の処遇を改善するための変更が生じるため、小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

それでは、総務課資料（5）の新旧対照表に添付しております条例の一部改正資料により説明をさせていただきます。その資料につきまして申し訳ございませんが一部修正をお願いいたします。1.報酬等の改正についての年額報酬の表の中で、機能別団員の改正案の箇所に横線でなく1万円の追記をお願いいたします。それでは1.報酬等の改正についてです。年額報酬の改正につきましては消防庁の交付税単価基準と比較し報酬額が基準を下回っております班長及び団員の階級にあるものの報酬額を、班長で3万5千円から3万8千円、団員で3万円から3万6千50

0円へ改正するものでございます。団長以下部長及び機能別団員につきましては現状維持となります。次に、出動報酬の創設につきましては、消防庁長官の通知に基づきましてこれまでの出動手当を見直し出動報酬を新たに創設いたします。出動報酬の創設に伴い現行の出動手当のうち基本団員出動手当、ラッパ隊出動手当、機能別団員出動手当については出動報酬として取り扱うものです。またラッパ隊練習手当、日帰り入校のみの消防学校入校手当は費用弁償として取り扱うものでございます。裏面をお願いいたします。出動報酬につきましては現行の基本団員出動手当年額5千円、ラッパ隊出動手当年額3千円、機能別団員出動手当出動1回当たり2千円を改正し、団員・機能別団員共通で4時間以上は1日、4時間以下は半日として報酬額を定めております。火災・風水害等の鎮圧、住民避難誘導のために出動した者に対する災害手当といたしまして1日当たり8千円、半日当たり4千円とするものでございます。行方不明者の捜索等に出動した者に対する捜索出動、火災・風水害等の警戒、予防広報等に出動した者に対する警戒出動、消防学校を除く消防団訓練、大会、式典等に出動した者に対する演習・訓練出場といたしましてはそれぞれ1日当たり3千500円、半日当たり1千800円とするものでございます。なお1日に複数回出動した場合はそれぞれの出動時間を合算した時間に応じた額を支給するものでございます。また誤報及び出動時間が30分に満たない場合は、出動報酬は支給しないものとするものでございます。次に、2.改正に伴う報酬の支給時期及び支給方法等の見直しについてです。新たに出動報酬が創設されることに伴い、年額報酬及び報酬等の支給時期及び方法等について見直しを行うものでございます。年額報酬につきましては、現行では算定期間を上期を6月時点、下期を12月時点、支給時期の上期分を6月30日頃、下期分を12月10日頃、支給方法を分団経由で個人支給としていたものを改正し、算定期間の上半期を4月1日から9月30日、下半期を10月1日から3月31日、支給時期を各算定期間の最終月の翌月、支給方法を個人支給と改正するものでございます。出動報酬につきましては、算定期間、支給時期、支給方法とも年額報酬と同様とするものでございます。また団員が職務のために旅行したとき及び会議等に出席した場合は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用し費用弁償を支給するものでございます。

以上のような内容により総務課資料（5）の新旧対照表のとおり条例の一部の改正を行うものでございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第8号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この資料の2ページの出動報酬について確認させてください。

まず、この中には1日、15日の点検であったりとかあと年1回各分団で非常呼集なんかもしているかと思えますけれども、それは含まれますか。

総務課審議員（佐藤則和君） ただいまの質問でございますけれども、訓練等はこの一番下の表の実習・訓練出動で支払いがされるものと思っております。

5番（児玉智博君） 1日、15日点検についても支給の対象であるということで確認をしたいと思っております。

総務課審議員（佐藤則和君） 1日、15日の点検については機械の点検整備日ということで別に支払いがされていますので、1日、15日だけはこの報酬の対象外ということでなっております。

5番（児玉智博君） その点検については別個で団員に支払われるということですか。要するにその時々で出てくる人が変わるわけですね。変わるのであればやっぱりそのときに出た人に対してやっぱり弁償というかその分の対価を支払うというのが当然だと思いますが、そういう仕組みになっているのかということと。

もう1点、災害出動、警戒出動ということで火災の警戒というともう燃えていたらそれは災害出動になると思うのですが、風水害については避難誘導等のために出動したら災害出動だと。予防広報等に出動したら警戒出動ということで非常にどっちなのかがわからないわけです。要するに高齢者等避難が発令されております、それで消防車両に乗って「今、高齢者等避難が出ておりますので避難してください」と呼びかけるのは避難誘導というふうにとるのか。それとも予防広報というふうにとるのか。その判断基準を示していただけませんか。

総務課審議員（佐藤則和君） まず前段の質問の点検でございますけれども、点検については点検費用をポンプとかポンプ車1台当たりということで分団に支給させていただいております、これまでも。それについては現行のままで運用していきたいと考えております。

それと、2つ目の質問の5番議員の指摘の避難誘導と災害出動と警戒出動のその境は議員おっしゃるとおり高齢者等避難が境になるのではないかと今は考えております。

8番（松本明雄君） 8番です。

全員協議会のときでも質問したのですが、今度の改正は僕も消防団に長年勤めましたけれどもやっとうこういうことができよかったなと思っております。それですが執行部のほうの事務が大変になってくると思うのですよ。今同僚議員も言いましたけれども抜けのないようにちゃんと支払いのほうをしていただきたいと思います。お金が絡みますのでいろんな面で大変だとは思いますが、初めてのことでありますのでミスのないようにやっていただきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号、小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。次の会議11時20分からお願いします。

(午前11時07分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

議長(松崎俊一君) 日程第9、「議案第9号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の6ページをお願いいたします。

議案第9号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます

提案理由といたしましては、国民健康保険税の賦課方式を変更するため、小国町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行う必要があるためでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

税務会計課長(北里慎治君) それでは、改正条例につきまして御説明を申し上げます。

条例集10ページをお願いいたします。右肩に9と記載してありますものが改正条例本文となっております。また税務会計課資料(1)としまして、条例改正に伴います新旧対照表を付けさせていただきます。

平成30年度から国民健康保険税の財政運営主体が熊本県となり、熊本県が統一を目指す賦課方式であります3方式、所得割、均等割、平等割による算出する方法でございますがそれに備えるため、令和4年度から資産割を廃止するための条例改正でございます。課税額について規定し

ている第2条第2項及び第3項から「及び資産割額」の文言を削除するとともに具体的に資産割額を規定してあります第4条及び第7条を削除するものでございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

町民課長（生田敬二君） 町民課のほうから補足して御説明を申し上げます。

本議案の賦課方式の変更につきましては、先月2月4日に国保運営協議会を開催していただきまして町のほうから諮問をさせていただいております。町民課資料1にその諮問書並びに運営協議会からの答申書の写しを付けさせていただきました。2枚目の答申書におきまして町が諮問しました賦課方式の変更に対して、運営協議会のほうから令和4年度分の保険税の算定から適用することについて承認するという旨の答申をいただいております。また附帯意見としまして、資料にありますように急変緩和措置を設けること。その際は一般会計からの繰入れを含めて検討すること。また国保財政において財源の安定的な確保ができるようにとの御意見を合わせていただいております。

以上、運営協議会答申についての報告をさせていただきました。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） これより議案第9号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

お尋ねですけれども、町民課長、税務会計課長どちらかわかりませんが、2月に全世帯にこの改正についての周知の回覧というか全世帯配付であったかと思っております。これについて例えば国保加入者あるいは例えば扶養者等々構いませんけれども、町のほうに問合せや御意見等があったでしょうか。あったならばお聞かせいただきたいと思っております。

税務会計課長（北里慎治君） 先ほど御質問ありました件につきましては2月の部長行きの配付をもちまして全世帯に配付させていただいております。連名としまして町民課と税務会計課の電話番号等も記載して不明な点がございましたらということで記載させていただいております。これにつきましては町民課、税務会計課のほうにもこの件に関しての問合せというのは今のところ入っておりません。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 資産割を廃止されることによって基本的にその急変緩和措置というのも答申では書きましたけれども、その措置がなければ土地、建物、固定資産を持ってらっしゃる方は下がる可能性があるわけです。ところが、固定資産を持っていない方は確実に上がるわけです。やはり国保加入世帯の人たちでどういう人が一番生活が苦しいかといえば、それはやっぱり持家を持つこともできない、当然土地を所有することができないぐらいの生活をされている方が一番き

ついわけです。だってそういう人は借家に住んで毎月毎月家賃も払い続けているわけですから。そういう人たちは確実に保険税負担が増えますので、だからこその急変緩和措置というのが必要になってくるわけなのですが、この急変緩和措置はどのようにとられるのか教えてください。

町民課長（生田敬二君） 後ほどの議案、国民健康保険特別会計の補正予算のほうで予算的な措置は御説明申し上げようというところでございますけれども、今後の予定としましては令和4年度、5年度、2か年間でございます。資産割の相当額これ令和3年度の賦課した際の参考数値でございますが、全体額で1千200万円ほどございます。全体の大体5%程度だと思っておりますがその1千200万円を令和4年度については全額その保険料に補填するというかたちです。令和5年度については、その半額である600万円程度を投入するというので、それを差し引いた金額で3方式で賦課するというかたちの緩和措置になるかというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 2年間しか急変緩和措置はとらない上に、4年度来年度は1千200万円その全額に相当する分を軽減というかするけれども、5年度再来年度は600万円にその措置をもう引き下げることでした。なぜそれを2年間でやめるのかということ。これ運営協議会ではそれはもうやっぱりその一般会計から繰入れてでも緩和をしてほしいということはこれは被保険者代表の委員から出た御意見です。やはりそれだけ被保険者の人にとってのこの保険税負担というのは重いからそういう声が出てくると思うのです。しかも所得割をなくしたときにとりわけ低所得者世帯に負担が重くなるというそういう矛盾をはらんでいるからこその急変緩和措置の必要性は高いというふうに思うわけですが、仮に県が算定方式を統一するという方向性はいずれかの段階でということを出ているわけですがそれでもそのいずれかの段階というのが令和6年以降に統一しますという見解も出てないわけです。要は令和5年度にその方向性を示すということなのでそれが令和10年度から統一というふうになるかもしれないしそれはわからないわけです。やはり今の答弁では4年度5年度に限った急変緩和措置ということでありましたけれども、やはりその先のゴールが伸びていく場合はそれに合わせてもうちょっとこのホップ、ステップ、ジャンプで1千200万円、600万円、ゼロということでしたけれども、もうちょっと緩やかに緩和措置を続けていく検討ができないのかということ。1点伺います。

さらにもう1点。今執行部が言っているやり方だと要するに資産割が廃止されたことで負担額が安くなりました。年間1万円安くなったという人もこれは出てくるわけ。5万円安くなる人もいるだろうし。しかしそうした人に対しても資産割廃止による安くなった分に加えてこの1千200万円、600万円を急変緩和措置することによってさらに1万円が1万3千円になったりとか、5万円が5万5千円安くなったりとかいうふうなことも出てくると思うわけです。本来であれば保険税が高くなった人へのその上がり幅を抑えるための緩和措置であるはずなのにそうになっていないと、そうならないというふうになると思うのです。やはりそれはやっぱり高くなった人を1千200万円全額が上がる人の上がり幅を抑えるようにならないとおかしいのではない

かと思えますけれども、その辺の説明をお願いします。

町民課長（生田敬二君） 前段の質問でございます。もう少し緩やかな緩和措置というか長い期間をとということでございますが、まずは財源となるような基金であるとかもう一般財源から繰り入れることを約束がされているというかたちであればできるかとも思います。基金のほうももう600万円ほどしかございませんのでそこは難しいということと、基本的に今回は4方式を3方式にするというかたちの議案でございますので前議会のほうにも運営協議会のほうにもお話をさせていただいておりますが、資産割の賦課についての県が3方式にするというのは一つの大きなきっかけにはなっておりますが、そのほかの本質的な課題というか保険税と固定資産税も払っているという二重の負担感であるとか今不動産関係でそれで収入を得ている人というのもなかなか厳しくなってきたのではないかというふうな、そして国保税まで算定されるというようなそこら辺の負担感、不公平感もあろうかと思えます。そういったところからこの県が統一するという令和6年度から検討を始めるということですので、その前には何とか3方式にしておきたいということで4年、5年の緩和措置を設けさせていただいて6年度から3方式での算定と完全移行ということで計画をしたところでございます。

もう一つが固定資産割額相当額1千200万円、600万円を差し引いて算定をするというかたちです。算定する際は3方式での算定ということになりますので、そこについては被保険者間公平なかたちでの税負担になるのではないかなというふうに思います。

以上です。

税務会計課審議員（小野寿宏君） 後段の質問についてですけれども、資産割については県内の市町村でやっているところがもう相当減ってきておりまして、その市町村に比べたら現在資産を持っている方については逆に言えば損をしているということで先に負担しているような状態になっていると思います。ですので、国保運営協議会のときも同等の回答があったと思えますけれども、もう事前に負担していてそういう方はむしろ早く解消してほしいという方もいらっしゃるわけですから、資産割についてはもう事前に負担しておりますのでその方がさらに安くなっても致し方ないというふうに理解しております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第10、「議案第10号 小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集7ページをお願いいたします。

議案第10号 小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます

提案理由といたしましては、小国児童クラブの運営管理について、委託運営を廃止し、町直営とするため、小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部について所要の改正を行う必要があるためでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

町民課長（生田敬二君） 条例改正の内容について御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありましたとおり放課後児童クラブの管理運営についてその運営主体を保護者会から町の直営に移行するための条例改正案となります。条例集の11ページ右側に10と記載を表示してあるものが改正条例本文となります。放課後児童クラブにつきましてはこれまでその管理運営を保護者会のほうで行ってございましたが、煩雑な事務作業であるとか個人情報の取扱い等に係る保護者会の負担の軽減等を考慮しまして、その管理運営について町営化、町の直営というかたちに改めたいということで今回の条例改正案の提出をさせていただくということになったものでございます。

町民課資料2で新旧対照表を示してございます。第5条の管理運営で「管理運営を保護者会に委託するものとする」という条文を削除と改定するものでございます。

本条例の一部改正は、令和4年4月1日からの施行でございます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第10号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この第5条の「この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める」ということでありますけれども、基本的に料金であったりとか時間そういったものは保護者が委託を受けていたときからの変更点というのが、あるのかなのか教えてください。

町民課長（生田敬二君） これまで詳細については保護者の規約等に基づいたかたちで運営がされておりましたが、それが町の規則等のかたちに改められてということでございます。運営の形態というか運営の内容についても若干変わってまいります。例えば利用料についてですが、利用料につきましては以前から保護者に大きな負担がないようなかたちでということで検討してまいりました。少し料金の設定の仕方が違いますのでほぼそんな負担が増える方はいないのではないかと思います。その利用の仕方でも日数が少ないであるとか例えば1日から10日間の方についての利用料は2千円ということにしておりますので、例えば1日、2日預ける方等はその分はちょっと高く感じるかもしれないというところはございます。あと利用の定員であるとか時間また希望によっては土曜日も預かるのかそういったところの内容については大きく変更するものではありませんし、より預けやすいようなかたちでというところで考えております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 今言われたように1日から10日預ける人がもう月2千円ということですので、それを多分10日預ける人は2千円で10日間預かってくれるのだということで喜ばれるかと思うのですが、これが前の保護者の人たちが規約で決めていた部分から変更するに至った理由というのは何なのか教えてください。

町民課長（生田敬二君） 基本的に町の直営になりますので町のほうで決めることになりますけれども、その場合保護者というか保護者からの意見等も十分参考にさせてもらっています。例えば利用料の算定につきましては、これまでの利用状況の計算をしまして例えば前は5日間では1日600円とか非常に事務が煩雑なものでございましたし、そこら辺のかたちも計算することに大変な労力を使うというようなところもあったかと思えます。そういったところを改善する、なおかつその利用しやすいようなかたちでわかりやすいかたちの利用料の設定ということでございます。あとの時間帯であるとか例えば中の支援員の処遇あたりも変わりますけれども、そこら辺りも善処するような格好で改善するような格好で取決めをさせていただきました。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号、小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第11、「議案第11号 公共工事請負契約の締結について(町道芋野線②災害復旧工事)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の8ページをお願いいたします。

議案第11号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます

記といたしまして

- 1 契約の名称 災補第457号 町道芋野線②災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 5千362万5千円
- 4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字上田3217番地
株式会社 肥後建設社
代表取締役 轟木 哲也

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

総務課長(佐々木忠生君) それでは、私のほうから御説明申し上げます。

別紙の総務課資料(6)を御覧いただきたいと思います。開札調書でございます。入札日は令和4年2月22日です。午前9時におぐに町民センター301号室で工事の入札を行っております。

す。工事場所は阿蘇郡小国町大字黒淵字芋野地内でございます。工事の名称番号は災補第457号、町道芋野線②災害復旧工事です。予定価格が5千474万400円。比較価格、税抜ですけれども4千976万4千円でした。工期は令和4年3月31日となっております。9社の指名をし株式会社肥後建設社が入札価格4千875万円、消費税込みの5千362万5千円で落札し、令和4年2月25日付けで仮契約を結んでおります。参考までに公共工事請負仮契約書の写しを添付しております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

建設課長（時松洋順君） それでは、私のほうから工事概要について御説明いたします。

右肩資料（1）建設課と書かれている資料を御覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきますと平面図が付いております。こちらの工事現場につきましては、杖立地区の下流でございまして筑後川にかかります杖立大橋から下巢方面へ向かう町道が被災しました場所でございます。平面図左側から杖立大橋からつながる道になっておりまして第1工区、橋の手前が第2工区、橋渡りまして第3工区となっております。それぞれ工区ごとの現場の現況写真、被災当時の写真が付いております。1枚目が第1工区、2枚目が第2工区、最後のページが第3工区でございます。主な工事内容といたしましては、第1工区は地山補強土壁工という工区でございまして、第2、第3工区につきましては大型コンクリートブロックによりまして復旧を計画しているところでございます。

私からの説明は以上です。よろしく御審議をお願いします。

議長（松崎俊一君） これより議案第11号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） 8番です。

今説明を受けました。建設課のほうから写真がきています。第3工区でこれは昔は間知ブロックについてあると思うのですけれども全部一遍に流れております。今説明にありましたとおおりブロックは大きいブロックを使うようになると思うのですけれども、これに控えをとるのか説明のほうには控えをとるようになっておりますが、これで大丈夫なのか説明をお願いします。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

今の御質問のとおりまず1工区、1工区は既設の雑石積みというかたちで雑石積みの崩壊はないのですけれども、前が滑ってもうダム湖畔まで流れている。2工区、3工区はこれは橋梁の下というかたちで下巢川の増水によりまして道路の護岸ブロックが洗われたと。まず2工区、3工区の御説明をいたしますと、今ブロックで壊れた絵が載っていますけれどもこれを復旧するに当たり一応基本となるのが直高5メートル以上の場合は大型ブロックを使いなさいというかたちでなっていますので、大型ブロックのこの御説明の控え75というのが一応2工区になります。これが約500万円程度かかります。2工区の大型ブロック控え120というやつが3工区になり

まして1千600万円ほど。今から御説明するこの地山補強土壁工というのがこれが特殊であり御覧になったことはないと思いますが、今の現在の練石積を残しながら前に控え35の横幅1メートル20、高さが1メートル80のパネルを貼り付けます。それからアンカーボルトで抑えていく。ボーリング調査の結果一番下のほうには岩が出ていますので、控え長さが3メートルいる。どんどん上に行く道路に近いほど7メートルほどアンカーボルトで引っ張って、逆に前の擁壁を新しいパネルとアンカーでぬい合わせる。その既設のブロックは残しながら前当てをしていくというかたちで、高さが9メートルぐらいのパネルを張り付けてそのパネルの真ん中に一応アンカーをとって行ってグラウト注入といって削孔の中をモルタルで詰めていく。そしてキャップで締めるということで躯体を持たせるということで、役場の裏の壁面、裏とかよくボルトが見えていると思いますがあれの小さい版のようなかたちで補強していくという工法でちょっと特殊工事で非常に金額が張っているというところです。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 私もこの道を3遍ぐらい今まで通ったことがあるかなというぐらい。あんまり人も通らないのかなというような場所なのですが、確認なのですけれどこれだけ掛けて災害復旧工事はしないといけないともちろん思うのですけれども橋は大丈夫なのかなと。5千万円掛けて今度崩れているところを埋立てたとしても架かっている橋は安全に通れるものなのだろうかというふうに思いましたが、ここは点検はされていると思います。その結果どういうふうになっているのか教えてください。

建設課審議員（小野昌伸君） 議員おっしゃるとおり橋梁点検の1橋にあたります。今の橋梁点検ではレベル2というかたちでレベル3からが要注意、レベル4ではもうすぐ対応しなさいというかたちになっております。橋梁自体の破損もありませんので今回の災害復旧では対応しないというかたちになっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 見た感じ普通自動車ぐらいだったらあれだけど、大きなトラックなんかで渡るならちょっと不安を自分は感じるかなと思うのですが、今のところそういう大根やら積んだトラックが通るぐらいであれば問題なく通れるということですか。

建設課審議員（小野昌伸君） おっしゃるとおりこれは林道下巢線ともつながっていますので、そういうかたちで荷を積んだトラック等々が通っても大丈夫でございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号、公共工事請負契約の締結について(町道芋野線②災害復旧工事)、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) ここで暫時休憩といたします。次の会議、午後1時から行います。

(午前11時57分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

(午後1時00分)

議長(松崎俊一君) 日程第12、「議案第12号 町道路線の認定について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、午後からもよろしく願いいたします。

議案集の9ページをお願いいたします。

議案第12号 町道路線の認定について

下記のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます

記といたしまして、

路線番号 542

路線名 市井野中線

起 点 大字下城字市井野

終 点 大字下城字市井野

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

建設課長(時松洋順君) それでは、私のほうから御説明いたします。

右肩に資料（２）建設課と朱書きしている資料があるかと思ひます。御覧ください。４枚の写真が載っておりまして番号の①と②の間に平面図を記載しております。その平面図の番号が写真の番号に値するというふうに見ていただければと思ひます。起点につきましては①、終点が④というふうなかたちでございまして、延長は１４５メートルほどございまして。この当地につきましてはもう御存じだと思ひますけれども、令和２年度に被災した農地を農地保全施設というかたちで復旧させていただいた部分でございまして。こちらの農地保全施設につきましては公共施設といたしまして今後の管理用道路として活用していかねばならないことや地元の住民の皆さんからの強い要望もございまして集落の中も貫いていうようなことも鑑みて町道に認定させていただきたいものでございまして。

よろしく御審議ください。

議長（松崎俊一君） これより議案第１２号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

８番（松本明雄君） ８番です。

災害のときもここは見に行つたのですけれども、この前も全協の後に見に行きました。本当に町道にさせていただくのは町民の皆様が喜んだと思ひます。本当に狭い道でしたので今建設課長が言われたとおり災害によってここを水が流れて土砂が流れて大変だったのですけれども、町道に認定していただくことは有り難いことだと思ひます。

一つ建設課にお聞きしたいのですけれども、これは救急車が上まであがるようになりますか。

建設課審議員（小野昌伸君） 今議員がおっしゃられるとおり大規模な土石流が発生した箇所でありまして、大変御苦労されて道路の復旧を地元でやっていたというところがあります。もともとがその当時が２．５あるかないかぐらいで２トンがようやく上げていたと思ひますが、今回工事用道路として農災のほうで仮設道路として補助金をいただいて資材搬入路として幅員は４メートルで一部バイパス区間も造りながら新しいルートでできていますので、緊急車両は十分入っていける幅員となっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

５番（児玉智博君） 道路側溝これはかなりこれ終始この起点から終点に向かつて上つている坂道です。結構勾配もきつところがあると思ひます途中ですね。随分小さく見えるのですが、入れられている側溝の大きさはどれぐらいですか。

建設課審議員（小野昌伸君） これを使っているところはよく公園等々で使うことがあるのですが、上に小さいグレーチングといたしましうか全ての水を拾うように今おっしゃられるとおり勾配もきつくカーブもきつので雨水が寄つたり出たりしますので、それを上部の２、３０センチの網目オールグレーチングがかかっていると思ひていただければいいのですが、それで取つてその下

はヒューム管というか300の断面が入っております。だから普通の300の側溝が入っていて上の蓋がコンクリート蓋とかグレーチングではなくて細いやつで全て受ける。表面水を全てとっていくというかたちで。普通の300の側溝を入れた場合が逆に言えば道に水が寄るところはグレーチングをかぶせたりそうではないところはコンクリート蓋をかぶせたりしますが、これのほうが非常に幅員も有効的に使えるし蓋の上をばたばたばたばたいたわずにいいので、そういうかたちでこの工法をとらせていただいております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

同僚議員から現況等について質問もありましたけれども、今回こうやって町道認定ということで町道となりますと町の管理道路ということで災害に強い道を造っていくことができようかと思えます。そこで若干これに関連しての部分も含まれるのですけれども、今現在小国町に町道認定路線1、2級あるかと思えますけれども、分かる範囲で構いませんので路線数それから総延長どのくらいになるのかお聞かせいただけたらと思えます。

建設課審議員（小野昌伸君） ありがとうございます。今実際1級の町道が6路線、約15キロ。

2級路線が24路線、55キロ。その他の道路が228、総延長237キロということでトータルが258路線の307キロになっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号、町道路線の認定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第13、「報告第1号 専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更について（町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事）」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の10ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます

記といたしまして、

変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更

専 決 年 月 日 令和4年2月1日

変更に係る議案 令和3年 議案第36号

公共工事請負契約の締結について

(補第80号 町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事)

変更前契約金額 1億2千45万円

変更後契約金額 1億2千463万426円

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

建設課長（時松洋順君） それでは、私のほうから町営住宅柏田団地の外壁・屋根改修工事について御説明させていただきます。

資料（3）建設課と書かれてある資料を御覧ください。1枚めくっていただきますと今回の工事についての変更契約書の写しがついております。建築工事につきましては、契約金額の5%以内の変更につきましては議会のほうへ報告ということになっておりますので今回報告させていただいたものでございます。

次ページ、変更理由が書かれております。設計時の外壁のクラックについては1階のみの調査ということで概算数字を計上して設計しております。今回工事におきまして足場を設置した際に外壁全てを調査しました。実際の数量が判明したために補修工法等も変更させていただいているものでございます。また倉庫の屋根におきましては、雨漏りや破損劣化が著しいために補修を行っております。請負額といたしましては、当初クラック補修につきましては551万7千935円でしたが、変更がされまして増減額が67万4千372円。倉庫の屋根の改修につきましては、変更で生じたので360万5千213円。その他工事はマイナスになっている部分がございます、トータルで418万426円となっております。増減率といたしましては約3.47%の増でございます。

次のページに、着工前と竣工の写真を載せております。

次ページが、倉庫の屋根の改修でございまして、着工前と竣工の写真でございます。

最後のページは、外壁補修の数量確認の状況写真を付けさせていただいております。

私のほうからは説明は以上となります。よろしく御審議ください。

議長（松崎俊一君） これより報告第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 変更理由書のほうに外壁クラック補修において、設計時の外壁調査は1階のみを調査したことから概算数値を計上していたということですが、こういうことというのは通常やっていることなのですか。その1棟なら1棟内を1階から4階まで全部調査してその概算数字というのも出るはずではないかと思うのですけれども、これは大体通常行っていることになるのでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） よくある御質問の中の一つなのですが、調査時は1階は私の身長であればずっと見ていけるのですが、2階、3階、4階になると足場を立てて全てを調査しなくてははいけません。委託の中に本当は足場を組んで委託してその足場の費用まで見ていただくというのですが、その足場が1棟当たり大体700万円から1千万円ぐらい掛かります。それは委託の対象にはならない。もう県にも何回も調査先にしていたほうが変更はないのではないですかというかたちでお願いはしているのですけれども、調査委託の中にその足場の費用というのが見られませんですから、それでは工事のときに変更があるかもしれませんけれども足場を組むので、その際に調査したほうがその足場代が補助対象となるというかたちで本当におっしゃるとおりではあるのですが、調査は先にして工事を発注するのが普通なのですがそういうこともあってこのようなかたちをとらせていただいております。今回はあまりヘアクラックも少なくてもそれでも変更ありますがこれくらいの変更で終わっているのです、ということで今から次も同じようなかたちでやっていきますのでお見知りおきをお願いしたいと思います。

7番（西田直美君） はい、わかりました。

それでその倉庫屋根の改修工事で360万円ほど出ているのですけれども、これは倉庫の屋根の新しく取替えということでそれは全体ですか、1棟分のところの倉庫の屋根の取替えで360万円掛かったということですか。

建設課審議員（小野昌伸君） 今回が4号、5号、2棟外壁補修した分の同じ棟の倉庫の分でございます。写真は4号棟しか載せていません。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑は。

5番（児玉智博君） 同じような質問なのですが、そもそもこれもう何年目ですかね外壁の工事は。3年目ですかね。大体前の年度やったところのクラックがこれぐらいだったからそれを基準にすれば大体これぐらいだというような予測はつかないのかなというのが一つ。あとはもうドロー

ンを飛ばせば1千万円も掛からないと思うのですけれども、そういう設計を行う業者はいないのかという確認が一つ。それとこの倉庫の屋根改修工事はゼロから360万円ということでしたけれども、これだから多分そもそも計画していなかったのを地元の人からのそういう情報というか要望があってやったと思うのです。もうそもそもこの倉庫の屋根も全部最初からやったらどうなのかなと思うわけですが、だから今までやってこなかった部分と今後外壁工事、補修工事を行うところの倉庫の屋根はどうされるのか教えてください。

建設課審議員（小野昌伸君） 最初の質問においては、補修のクラックの件に関してはもう委託は全棟終わっているのです。確かにおっしゃるとおり今から始めるのであればいろんなドローンとかそういう可能性もあるし住民に阻害がない程度に家の周りをドローン飛ばすのもなかなか勇気が要るもので、なかなかそういうところも調査の方法はおっしゃるとおりあると思います。

来年度は5号棟、6号棟をやっていきます。それも同じような感じでやっていきます。倉庫に関しては非常に要望が出ていて去年おとし2年度はやっていないので、1号棟、3号棟をしたときに要望が出ておりました。関田をするときには出ていました。ずっと県に要望していたら今回補助対象になるということで、当初「駄目だよ」と言われていた部分が今年から解禁になりましたので、来年は倉庫の屋根も入れて発注をいたします。それと去年していなかった3号棟についても5号棟、6号棟の本体と屋根は3号棟も含めたところで来年は予算化して要望していきたいと思います。それから、ヘアクラックがある程度何%あるからということで設計書当初から見れないかそしたら変更がないのではないかとということもありますけれども、なかなか土木の場合はない数字、根拠とならない数字は数量に上げられないものですから、設計審査でとやかく言われますのでそこは御了承いただきたいと思います。

8番（松本明雄君） 僕もこの倉庫の屋根の件でちょっと質問しようかと思っていました。今度の場合は予算の中に入れられたと非常にいいことなのですけれども、また県のほうの担当が変わればそういうことはないよとかいうことはないでしょうね。

町長（渡邊誠次君） これ柏田の塗装の改修なのですけれど、倉庫のことはずっとお話をさせてもらっていました。1年目から本当に話をさせてもらったのですけれどもなかなか単費だけであるというのは難しかったのでずっと県と建設課大変だったと思うのですが、毎回毎回県のほうにお願いして今回ようやく認められたということですので1回認められれば前例ありますのでしっかりと要望させていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第14、「同意第1号 小国町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集11ページをお願いいたします。

同意第1号 小国町教育委員会委員の任命について

小国町教育委員会委員として下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます

記といたしまして、

住 所 小国町大字宮原1560番地

氏 名 高 村 さつき

生年月日 昭和46年5月5日

でございます。

提案理由といたしましては、令和4年3月31日に、現小国町教育委員会委員の横尾祐輔氏が任期満了となり、小国町教育委員会委員を任命する必要があるためでございます。

引き続きまして、少し御説明をさせていただきたいと思います。教育委員の任命につきましての根拠法令と申しますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第3条「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。」、第4条第2項「委員は、被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者で、町長が議会の同意を得て、任命する。」、第5条「委員の任期は4年とする。また再任されることができる。」ということでございます。今回の任命をさせていただきます任期は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間というふうでございます。また第4条第5項におきましては、「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮する」というところでございます。

続きまして、高村さつき氏の履歴におきましては、南小国町でお生まれになって育てられました。小国高校を卒業しておられます。また皆さん御存じだと思いますけれども高村電器のほうにおられます。またPTAの役員等々もされておりますけれども、平成16年度と平成24年度には宮原保育園の保護者の会長をしておられました。また商工会の女性部の役員もされておまして、小学校のPTA役員それから現在は小国中学校のPTA役員の副会長をされているということでございますが、今年中学3年生卒業されるということですのでPTAは今期までというふうに思います。

高村さんの詳細につきましては、私のほうから説明をこれで終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。お世話になります。

議長（松崎俊一君） これより同意第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(松崎俊一君) ただいま出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に4番、久野達也君及び8番、松本明雄君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。よって、立会人に4番、久野達也君及び8番、松本明雄君を指名いたします。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長(松崎俊一君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(配付漏れなし)

議長(松崎俊一君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(松崎俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。従来の方法を一部変更し、1番議員は自席にて投票をお願いしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、1番議員は自席にて投票をお願いいたします。

(投票箱持参)

議長(松崎俊一君) それでは2番議員より、順次投票をお願いします。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

4番、久野達也君及び8番、松本明雄君に立会いをお願いします。

(開 票)

議長(松崎俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長(松崎俊一君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(松崎俊一君) 日程第15、「議案第13号 令和3年度小国町一般会計補正予算(第12号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集12ページ上段をお願いいたします。

議案第13号 令和3年度小国町一般会計補正予算(第12号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町一般会計補正予算(第12号)を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書(第12号)をお願いいたします。1ページです。

令和3年度小国町一般会計補正予算(第12号)

令和3年度小国町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ838万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億341万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは、令和3年度小国町一般会計補正予算（第12号）について補正予算書により内容を説明させていただきます。2ページをお開きください。

第1表といたしまして、2ページから4ページに歳入歳出それぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

5ページは、第2表繰越明許費として、令和4年度へ繰り越す事業を記載しております。20事業で総額36億5千781万9千円を繰越します。下段の款の10災害復旧費をお願いいたします。項1農林水産業施設災害復旧費で農地災害復旧事業といたしまして、101件の6億5千870万9千円。農業用施設災害復旧事業といたしまして、28件の1億9千556万5千円。項2公共土木施設災害復旧費で災害復旧事業といたしまして、14件の1億565万7千円。令和2年梅雨前線豪雨災害復旧事業といたしまして、152件の16億8千772万円を翌年度に繰越しまして災害復旧事業を実施することといたしております。

6ページは、第3表債務負担行為補正として、リース料の変更を記載しております。

7ページは、第4表地方債の補正として、起債の目的、限度額等が追加変更の順で記載をしております。

8ページ、9ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

16ページをお開きください。まず歳出全体の人件費の部分から説明いたします。総務費から教育費までの報酬、給料、職員手当等、共済費などの人件費につきましては835万3千円の減額補正になります。この主な理由といたしましては、共済費の中の退職手当特別負担金550万円を計上させていただいておりますが、これは今年度早期退職者1名がいることによる増額です。

そのほか1月の人事異動及び2月退職者1名、産休・育休取得、育休延長に伴う職員給、職員手当等の予算組替等による664万5千円の減額。各課所管業務の予算不足に伴う時間外勤務手当230万円の増額、会計年度任用職員の応募なし退職による不補充に伴う983万8千円の減額。保育園の処遇改善事業に伴う保育業務手当33万円の増額です。

それでは、歳出の大きな金額の補正項目について説明させていただきます。

16ページ上段の議会費をお願いいたします。18負担金補助及び交付金の議員研修助成金で100万円の減額補正を計上いたしております。これはコロナ禍による議員研修の見送りによるものでございます。

次に、中段の総務費の目1一般管理費をお願いいたします。18負担金補助及び交付金の派遣職員給与負担金で520万円の減額補正を計上しております。これは派遣職員2名の給与及び共済費の確定に伴うものでございます。

次に、その下目3財産管理費をお願いいたします。積立金で総額2億7千257万5千円を計上いたしております。まず減債基金積立金で1億1千182万5千円を計上いたしております。これは国の補正予算により普通交付税の項目の中に新たに臨時財政対策債償還基金費が創設され、令和3年度の臨時財政対策債発行可能額の一部である3千426万5千円が交付をされました。通常臨時財政対策債は発行の有無にかかわらず発行可能額をベースに同意年度以降20年間はほぼ自動的に普通交付税において100%の交付税措置をされております。今回令和3年度に限り臨時財政対策債償還基金費として交付税を交付された3千426万5千円につきましては、後年度の普通交付税に算入されなくなりますので減債基金に積立てて後年度の償還を行うものでございます。また令和6年度にピークを迎える見込みの公債費への対応として、7千745万2千円を減債基金へ積立を予定しております。この財源といたしましては、普通交付税の追加交付分です。また令和2年7月豪雨の際の廃棄物処理等の財源として借入れた起債の後年度償還金に県からの補助金を活用するため、減債基金に10万8千円を積み立てるものでございます。財源は一般財源として普通交付税1億1千1万7千円と県支出金の災害廃棄物処理基金補助金10万8千円でございます。

次に、ネットワーク事業基金積立金で1億3千985万円を計上いたしております。これはふるさと寄附金から経費を差し引いた金額と企業版ふるさと寄附金と一般寄附金を積み立てるものでございます。

次に、森林環境譲与税基金積立金で2千90万円を計上しております。これは森林環境譲与税から事業充当分を差し引いた金額を積み立てるものでございます。

次に、その下目4企画費をお願いいたします。役務費の中で通信運搬費200万円と手数料1千200万円を計上いたしております。これはふるさと寄附金の増加による返礼品送料と中間事業者への手数料の増額です。財源は、ふるさと寄附金を充当いたします。

次に、役務費の中で企業版ふるさと納税手数料330万円を計上いたしております。これは企業版ふるさと納税の仲介事業者に対する手数料です。財源は、一般財源です。

次に、17ページ上段、負担金補助及び交付金の中で小国国際交流会補助金50万円の減額補正を計上いたしております。これは当初国際交流活動として小国町国際交流会が台湾にある中国文化大学からのホームステイなどを行う活動に対して補助金を交付していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で活動が行われなかったため今回減額を行うものでございます。

次に、その下の小国町地方創生移住支援事業補助金200万円の減額補正を計上いたしております。これは熊本県下全市町村で行われている事業で首都圏からの移住者を受入れた場合に最大100万円の補助金を交付するもので、熊本県からの各町村割当て数により2名分の補助金として200万円を予算化しておりましたが、制度の対象となる首都圏からの移住希望者がなかったため今回減額補正を行うものでございます。

次に、17ページ中段、目9防災情報施設費をお願いいたします。需用費の中で修繕費120万円を計上いたしております。これは令和3年7月の豪雨で落雷の被害のあった防災情報施設の修繕に伴う増額でございます。財源は全額、諸収入の建物災害共済金です。

次に、飛びまして19ページ中段の民生費の目2障害者福祉費をお願いいたします。19扶助費の中で更生医療給付費200万円の減額補正を計上いたしております。これは厚生医療給付費について当初令和2年度の実績をもとに予算計上しておりましたが、支給決定者に変動があったため減額を行うものでございます。

次に、その下障害福祉サービス費900万円を計上いたしております。これは障害福祉サービスの報酬改定並びにサービス利用者の増による増額でございます。財源は、国庫支出金の障害者自立支援給付費負担金で補助率が2分の1、県支出金の障害者自立支援給付費負担金で補助率が4分の1、残りが一般財源で4分の1でございます。

次に、その下目4老人福祉費の19扶助費で老人保護措置費400万円の減額補正を計上いたしております。これは養護老人ホーム入居者について当初は30名を見込んでおりましたが、実績見込みで28名となったことにより減額でございます。

次に、その下目5医療費一部負担金の19扶助費で重度障害者医療費300万円の減額補正を計上いたしております。これは重度障害者医療費を当初ひと月当たり150万円で見込んでおりましたが、実績見込みでひと月当たり120万円となったことによる減額でございます。

次に、20ページ中段の目1児童福祉総務費をお願いいたします。18負担金補助及び交付金の中で施設型保育給付費200万円を計上いたしております。これは施設型保育給付費として小国幼稚園の園児の増加に伴う増額でございます。財源は、国庫支出金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金で補助率が2分の1、残りが一般財源で2分の1でございます。

次に、その下19扶助費の児童手当250万円の減額補正を計上いたしております。これは当

初の見込みより新規の出生や転入等が少なかったことによる減額でございます。

次に、21ページ中段の衛生費の目2予防費をお願いいたします。12委託料の中で新型コロナウイルスワクチン接種委託料864万5千円を計上いたしております。これは新型コロナウイルスワクチン接種の3回目の接種に係る増額です。財源は全額、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

次に、22ページ中段の農林水産業費の目3農業振興費をお願いいたします。18負担金補助及び交付金で担い手確保・経営強化支援事業費補助金295万2千円の減額補正を計上いたしております。これは令和3年度国の補正予算措置による事業として早急に要望調査を行い一戸の農業者から申請が上がってきました。これを受けて令和4年1月27日の臨時議会で当該事業に係る予算計上を行い承認をいただいております。令和4年1月31日に不採択の通知を受けたため今回減額補正を行うものでございます。

次に、24ページ中段の目15新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の18負担金補助及び交付金の中で稲作農家営農継続支援事業補助金236万2千円の減額補正を計上いたしております。これは水稻作付面積について当初308ヘクタールを見込んでおりましたが、実績見込みでは250ヘクタールとなり計画比81%となったことによる減額でございます。

次に、25ページ中段の目2林業振興費をお願いいたします。18負担金補助及び交付金の中で主伐促進支援事業補助金144万円を計上いたしております。これはウッドショックの影響により伐採依頼が増加し素材運搬費を当初10ヘクタール分で計上しておりましたが、実績見込みで18ヘクタールと増加したことによる増額でございます。財源は全額、森林環境譲与税です。

次に、26ページ下段から27ページ中段にかけての商工費の目5北里柴三郎博士顕彰費をお願いいたします。北里柴三郎博士顕彰費の総額で4億3千770万2千円を計上いたしております。これは北里柴三郎記念館シアタールーム建築及び周辺整備に係る増額でございます。財源は、国庫支出金の地方創生拠点整備交付金で1億9千970万2千円、県支出金の熊本地震復興観光拠点整備等推進事業補助金で600万円、寄附金の企業版ふるさと寄附金で1千万円、町債の一般補助施設整備等事業債で1億8千730万円です。残りは一般財源です。

次に、その下目6新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の18負担金補助及び交付金の中で新型コロナウイルス感染症飲食店時短要請協力負担金715万3千円の減額補正を計上いたしております。これは時短要請協力金の店舗が計画では第4波で53店舗が実績で38店舗、第5波で53店舗が実績で67店舗となったことにより減額補正を行うものでございます。

次に、28ページ上段の土木費の目1土木総務費をお願いいたします。18負担金補助及び交付金の中で単県道路改良等工事負担金255万円の減額補正を計上いたしております。これは県道北里宮原線改良工事の工事精算に伴う負担金の減額でございます。

次に、その下急傾斜地崩壊対策工事負担金800万円の減額補正を計上いたしております。こ

これは関田地区と尻江田地区の急傾斜地崩壊対策工事を計画していたが、尻江田地区の用地交渉が時間を要しているため今年度の実施が難しくなったことによるものでございます。

次に、その下目1道路維持費をお願いいたします。12委託料の中で除雪作業等委託料600万円の増額補正を計上いたしております。これは除雪作業の実績見込みによる増額でございます。財源は、一般財源です。

次に、その下18負担金補助及び交付金でブロック塀等耐震化支援事業補助金80万円の減額補正を計上いたしております。これは当初4件の事業申請を見込んでおりました。事業に対する相談問合せはありましたが、申請には至らなかったことによるものでございます。

次に、29ページ上段の消防費目2消防施設費をお願いいたします。17備品購入費の中で消防積載車等購入費40万円の減額を計上いたしております。これは消防団第2分団に導入した消防積載車の入札残によるものでございます。

次に、その下の18負担金補助及び交付金で400万円の減額補正を計上いたしております。これは令和2年7月豪雨により被災した下明里消防詰所の改修事業について、詰所として旧西里小学校を活用することとなったため改修事業を取りやめたことにより、消防拠点施設整備補助金200万円と消防団詰所等再建支援事業補助金200万円の減額を行うものでございます。

次に、29ページ中段から32ページ中段にかけての教育費をお願いいたします。総額で1千456万6千円の減額補正を計上いたしております。主なものといたしましては、コロナ禍の中計画していた事業などの中止や縮小、実績の減による減額補正となっております。その他小学校費及び中学校費で教育活動継続支援として国の学校保健特別対策事業補助金を利用して消耗品や備品等を購入、整備するものでございます。

次に、32ページ下段の災害復旧費の目1土木施設災害復旧費をお願いいたします。12委託料の中で調査測量設計委託料3千万円の減額補正を計上いたしております。これは重要変更の資料作成について外部委託による実施を予定しておりましたが職員で対応できたため減額するものでございます。

次に、工事請負費で過年災5億9千万円の減額を計上いたしております。これは過年災の97件のうち未発注分の35件について翌年度に改めてを申請することになったことにより減額をするものでございます。

次に、その下の目1住宅耐震化支援事業費の18負担金補助及び交付金の中で住宅耐震化支援事業費補助金427万6千円の減額補正を計上いたしております。これは当初改修建替え1件、総合支援3件、耐震シェルター1件を見込んでおりました。相談、問合せはあったが要件に合致しなかったため、申請には至らなかったことによるものでございます。

次に、33ページ上段の目2被災宅地災害復旧支援事業の18負担金補助及び交付金の中で被災宅地災害復旧支援事業補助金2千533万2千円の減額を計上いたしております。これは当初

4件の事業申請を見込んでおりました。事業に対する具体的な相談、問合せがあり申請を次年度に行う予定でございます。

次に、33ページ中段の諸支出金の目1繰出金をお願いいたします。総額で3千109万7千円の増額補正を計上いたしております。繰出金の中で国民健康保険特別会計繰出金2千982万6千円の増額補正を計上いたしております。これは国民健康保険事業の繰出基準の実績に伴う減額と併せて法定外と言われる繰出金も含まれております。なお概要等につきましては国民健康保険特別会計で改めて御説明を申し上げます。

次に、介護保険特別会計繰出金127万1千円の増額補正を計上いたしております。これは主に介護保険事業の給付費の増額に伴い繰出基準による増額でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

最後に歳入の説明をさせていただきます。

10ページから15ページにかけますが今回の補正に対する歳入の財源内訳になります。先ほどから説明させていただきましたが、歳出の事業等の金額の増減による歳入の金額につきましても歳出に連動して増減がっております。補助金等の名称等につきましてもここに記載をしております。また歳出に関連がなく歳入で項目のある入湯税の75万円の減額はコロナ禍における宿泊者数の減少による実績を見越した減額でございます。また町債の臨時財政対策債の2千994万7千円の減額は、借入限度額の決定によるものでございます。以上、歳出総額から国県支出金、地方債等の特定財源を差し引いた一般財源が3千28万2千円の減額となりますので、財政調整基金繰入金を増額しております。

以上で、長くなりましたが今回の一般会計補正予算（第12号）の概要説明をさせていただきました。御審議方よろしくをお願いいたします。

情報課長（村上弘雄君） 先般の全協でシアタールームにつきましては完成予想図で説明させていただきましたので、これから資料の配付をお願いしたいと思います。

議長（松崎俊一君） 資料の配付をお願いします。

（資料配付）

情報課長（村上弘雄君） それでは全協の際には平面図等に寸法が入っていないということでイメージがわからないということもございましたので、今回追加資料として寸法が入った資料とあと新たに館内の完成イメージ図新しいものを用意できましたのでお配りしました。なお工事の概要につきましては建設課のほうに営繕申請しておりますので、これから建設課の工事概要ということで説明をしたいと思います。

建設課長（時松洋順君） それでは、私のほうから資料についての概要を説明させていただきます。

1枚目につきましては施設の平面図となります。右側に見えます風除室これが入り口というふうになります。こちらから入っていただきますと左手にロビーがございます。ロビーの上部には事

務室を設ける予定でございます。ロビーの券売機で券を買っていただいてカウンターを通過して隣の展示コーナー及び売店へつながる配置となっております。シアタールームにつきましては現在のところ二つの部屋を考えているところです。そのシアタールームの向かいに図面でいきますと上のほうになりますがトイレエリア、倉庫、収納等を配置しているところでございます。それから2枚目、3枚目につきましては建物の外見でありますとか内装についてのイメージを添付させていただきますいております。東側から外観を見たイメージと右手は西側から外観を見たイメージになります。左手のロビー展示スペースのイメージです。それに、入口付近の受付カウンターのイメージ図となります。2枚目につきましてはシアタールーム等と廊下につきましてはイメージとなっております。

以上です。

建設課審議員（小野昌伸君） それでは、補足説明をさせていただきたいと思っております。

この前の全協のとき地方創生の拠点整備交付金というかたちで、地方への人口減少を阻止するために都市部からのいろんなところから小国のほうに準備をさせていただくというかたちを目的に、そのハード的に拠点となる施設の整備それと併せていろんな意味のソフトと絡めながら一体的に活性化につなげていくということで、この事業の採択趣旨といたしましては地方版の総合戦略これに登載していることが一応最初の目的になります。あとは魅力的なまちづくりを作りながらもう一つ重要なポイントがデジタルソフト化への移行ということで非接触型とかいろんなことでやっていくということで、この事業採択を今年になりまして1月14日が最終ヒアリングということで国のほうに申請しております。今課長のほうが説明したとおりにこういう配置になっていますけれども、一番の目的が一昨年2年前ですかね農業倉庫のほう解体いたしまして大型バス5台分と消防倉庫の消防詰所の前に乗降、乗り降りのための大型バスのスペースが2台ということで合計7台分ぐらいの大型バスの駐車場のスペースを確保しております。現在皆さんも御存じのとおり記念館非常に狭うございます。一挙に何々中学校が熊本市から2、3台きた場合、コロナ禍もありますけれどもコロナ禍ではなくてもせいぜい入って20人ということで、1年1組が終わったら連絡か何か取り合って「1年2組上がってきなさい」というかたちでバスの中で待機をしなくてはいけない。それか木魂館でまた研修をしながら逆方向で生家とか貴賓館を見ながらいろんな取り合いをして非常に不便なところがありまして、そういうところもあつて雨風をしのぐ夏暑いときに外で子供たち待たせるわけにもいかないし寒いときに避難するところもありませんから、そういうかたちでシアタールームというかたちになっていますけれどもこれ御存じのとおりもう固定の椅子のシアタールーム。一番端のピンクで塗っているやつなのですが、イメージとしては行ったことがあるかどうかわかりませんが市内のDenkikanとかああいう感じの固定式のすり上げのやつということで、モニターを縦2.5メートル横4メートル約200インチのモニターを設置したいと思っておりますので、一番下からすり上げていきますので一番高いと

ここで大体5メートルぐらいの高さの部屋。これぐらいの部屋のかたちになると思いますがそういうかたちで固定椅子の一室を造りたいと思っています。それからこのシアターの薄いピンクのやつは一応研修にも使える。3台きたときは1年1組、1年2組が同時に見られるというぐらいの感じで上映にも使われるし研修にも使われるということで、あとは風除室を抜けてさつき課長が言ったように非接触型のゲートをとおってこの展示コーナー155平米とありますけれども、ここには売店と展示スペースというかたちを造っております。

次のページに今見ていただいたと思いますが、こういうかたちで一番高いところから沿ったようなかたちになっていますが結果的に入口付近は大体2.5メートルの入口ぐらいの高さになります。一番高いところが大体7メートルぐらいの高さになっています。こういうかたちで地盤としては一部盛土の部分もありますけれども土壌改良するまではないというかたちで、基礎のかたちとしては鉄骨、木造、鉄筋コンクリートというかたちで一応3案で検討はしてみました。鉄筋コンクリートの場合はもう自重が重くてということでちょっと金額も張るということで、あとは木造か鉄骨かということでやはりこのロビーとシアタールームの高さを考慮しますと結構柱の数、スパンをロビー広くとっていますのでスパンを飛ばさないといけませんから鉄骨は大体6、7メートル、8メートル飛ばせますので木造についても骨組みは結構大口径のやつになって費用も掛かるということで、一応骨組みは鉄骨というところですがこれ中を見てもらうと分かるように天井、壁この議会棟もそうですけれどもこれもこういうかたちで内装にはもうほとんど天井はほぼ木造あと内側の壁についても防音関係のシアタールーム以外はこういうかたちで木をふんだんに使っていきたい。屋根についても軒先といいたましようか非常に2メートルぐらい壁から張り出していますので軒天の部分も全て木で使いたいということで。外壁についてはなかなか雨風がありますので暴風雨を考慮しながら使えるところは使っていきたいというかたちで一応そういうかたちで計画を立てております。

概算工事費、今基本設計しか出してませんものですから基本設計の場合はこの平面図とこの立面のパーツそれから概算を呼出して大体の金額を概算金額で補助金申請をしていく。これ補助金申請の場合はいつもこれでやっていますので今からが実施設計を組んで発注にやっていく。この実施設計というのも補助金の補助金申請の中に採択になっていますので、実施設計も補助金で行う。もちろん工事も今からというかたちで非常に来年の今頃ですか3月31日に全て竣工。非常にタイトなもう繰越事業なので3年度予算として付きますのでもう待たなしで今から内示がもうすぐくるとは思いますが、内示が決定した後に外構の測量設計委託、建築物実施設計委託、そして発注。この工事が大体8か月工程的にはかかります、全てですね。外構も合わせながらそのぐらいかかっていきますので外構を少し早める。建築は遅くとも8月には発注しないと来年の3月31日は間に合わない。非常に金額的にも今コロナショック、ウクライナショックということで非常に2、3倍いろんな部材が高騰していろんな部材が購入ならないというところもあります。

特に御存じのとおりトイレのウォシュレット関係がなかなか購入が何箇月待ちというところもありますので、早急にその辺も含めながらスムーズにちょっとタイトなスケジュールになりますけれども頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（松崎俊一君） 議案第13号の審議途中ですが、ここで休憩をとりたいと思ひます。次の会議2時20分から行ひます。

（午後2時07分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思ひます。

（午後2時20分）

議長（松崎俊一君） これより議案第13号、令和3年度小国町一般会計補正予算（第12号）についての質疑に入ります。なお質疑に当たりましては、ページのほうをお示しいただきたいと思ひます。

5番（児玉智博君） それでは補正予算書のページで言ひますと、26ページ、27ページであります。

北里柴三郎博士顕彰費について伺ひます。それでわかりやすいので事前に配付いただいております情報課資料1のシアタールーム建設の概要をもとに聞いていきたいと思ひますが、ここにあるとおり約4.3億円掛けて北里柴三郎記念館にシアタールームを新設する予算が計上されております。これは実施設計委託料と工事請負費がまとめて計上されているような状況です。それで配付資料の図面でも今回寸法が書かれた平面図が出されておりますが、立面図も示されておられません。加えて電気設備工事についてはどのような工事が行われるのかはわからないわけです。建物も平面の床の寸法は分かるわけですが、高さについては建物の大きさすらわからないような状況です。これまでの町の建築工事では早くからより詳細な図面が議会に示されていたのではないかとと思ひます。例えば学校の給食室の新設工事では、当初2階部分には武道場を造る案が示されたもの議会からの提言で調理場、ランチルームとあと柔道場は別々に造るよう改められました。児童生徒も使いやすい施設になったのではないかとと思ひます。さらに町民センターも当初は木造とする予定でしたがより耐久性に優れる鉄筋コンクリートに改められましたけれども、これも議会の意見によるものであります。今回こうしたプロセスを一切省いたかたちでの提案ですが、なぜ実施設計と工事請負を一括計上されるのか御説明いただきたいと思ひます。

今回全員協議会ではこの計画が実際シアタールームが造られた場合の年間の入場者の見込みが3万人。そしてその収入が2千万円という予定を立てられているということでありまして。それで2千万円の中は入館料が500円ということで掛ける3万人ということで入館料収入を1千500万円見込むということでありましたが、率直に申し上げまして総事業費で4億3千万円も掛けて造るのに入館料が500円なのかというふう思うわけです。やはりそれだけ掛けて造るのであればちゃんとした側だけ立派なものにするのではなくて中身もしっかりとしたものを造ってい

くと。それで1千円、1千500円取ることができるような記念館にするべきなのではないかと思ひます。そこで現在の記念館の収蔵目録と展示状況そしてこの新たなシアタールームというものここにも展示スペースを設けるということでしたので、その際の展示品がどういふものになるのか。現在の収蔵品をどれくらい増やしていくのかお答えいただきたいと思ひます。

また今回記念館は予約制にするということでありました。先ほどの建設審議員の説明では今の現状ではせいぜいお客さんを入れて20人という御説明でありましたのでそれではこのシアタールームを造れば一遍に入れることができるお客さんがこの20人からどれくらい増えるのか。

そしてまた予約制でやるわけですからどういった1日を何コマかに分けてこのコマには何人といういふ入れ方をすると思ひますのですけれども、それが最大何人入れることができてどういったかたちの積み上げで年間3万人というふうに見込まれているのかお答えください。

また記念館は学びやの里が指定管理を行っております。この指定管理の契約では入館料収入は全て指定管理者がとるようであり、町の歳入には今までも上がってきたことはありません。全員協議会では一般財源約2.2億円のうち国の財政支援を受けると実質負担は3千万円という説明でありました。つまり町民は3千万円負担するけれどその投資に対する見返りは町にはない。しかし財団は1円も負担しなくても説明にありましたが年間400万円から500万円の利益を見込まれておりますけれども、この利益を総取りするということであります。学びやの里は現在代表理事は前の町長が務めておりますし、事務局長は町議会議員の方が務めていらっしゃいます。果たしてこのやり方が適当なのでしょうか。ちなみに学びやの里には町は出資金、出捐金合わせて3億円出しております。この出資金それから出捐金はどういった性格のお金として出しているのかお示しいたきたいと思ひます。やはり私としてはこの400万円から500万円の見込める利益というの町がきちんと取るべきではないかと思ひますが見解を伺います。

最後に財源の中には熊本地震の復興基金が入っております。この熊本地震の被害について全国自治協会が建物災害共済として出しております見舞金があります。被害の多かった益城町など10の自治体はまだこの見舞金を受け取っていない状況であります。当初の見込みよりもこの被害が大きかったということで通常は建物損害額の15%が見舞金として市町村に支給されておりますけれどもそれが4.81%になるのではないかとこの報道がなされております。こうなつた場合一番差額が多い益城町は8.8億円当初計画よりも入ってくる見舞金が少なくなるということで大変心配をされております。こうした熊本地震被災自治体が建物の被害において大変困難な状況に直面しているときにわずか600万円とはいえこの復興基金を別に被災した復旧工事でもないのに新設工事に充てるということが果たして道義上多くの周りの自治体からどう見られるのでしょうか。この点についても見解を明らかにしてください。

以上4点、お答えいただければと思ひます。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

今4点というお話でございましたけれども、私が今記録をメモしましたけれどもちょっと数が合いませんでしたので漏れていたときはあとで教えてください。

まず展示品目の今現在の内容についてですけれども、北里文庫に今展示してある展示目録というか一覧につきましては全体で83品目ございます。その中身としましては、博士の系譜それから両親の手紙それから大学関係との履歴等もろもろたくさんの展示物がありますが、現在その中で北里研究所と大学から1点を除いて全て預かっているという状況でございますので、今後の展示物の充実につきましてはその辺の大学研究所としっかりと御支援いただきながら充実を図っていきたいというふうに思っております。

それから入館者の数についてもお話があったと思いますけれども、完成後のイメージとしましては全体として一度に150人を考えております。既存のシアタールームに40人程度それから座席が動かせる多目的に使われるシアタールームのほうにも40人程度。そしてそのほかの展示物、受付等のルームも合わせて大体150、60人をセンターの規模として考えております。

それから2千万円の収入に対して収支が400万円から500万円という話も全協でもお話ししましたけれども、全協の際とっさに言われて財団ともやりとりさせていただいて昼からの答弁したわけですけれども、実際経常的な経費を積み上げるとなかなかその辺は厳しい数字が見込まれます。入館者の3万人という部分が変動すれば大きく収支に影響してまいりますのでその辺はトントンから収益が出るくらいの数字かなということで今考えております。

実施設計については通常議員おっしゃるとおり前年度に協議するための実施設計を通常町単で予算を組みまして基本実施設計を作って実施設計を作って翌年から補助事業を実施するということでありますけれども、今回先ほどから説明もありましたけれども国の補正予算債という年末の11月から12月、1月にかけて協議をしてまいりまして、その部分がどうしても国庫補助事業として単年度で終わらせないといけないということでそういうタイトなスケジュールになったということと、あと1年度で実施設計を組むことで国の補助事業でもその実施設計費が見られるということもありますのでできるだけ一般財源を少なくしたいということでそのように取り組んでおります。

5番（児玉智博君） 要は3千万円純粋に実質的に町が支出するわけでしょう。起債を起すのかそれかもう自主財源で出すかわかりませんが。だけれどもたとえもう何かえらい弱気にとんとんぐらいかと利益が出るかなとわずか何日かで弱気になっていきますけれども、だけれども利益が出たとしてもそれは町に入ってこなくて1円もお金を出さない財団が持っていく、これはおかしいのではないかとこのこと。

それと、またあと熊本地震の復興基金をこれをに使うことが果たしてどうなのかということろです。見解を示してください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず財団がお金を出さないということの御意見につきましては、これまでも北里記念館、北里文庫等につきましてはたくさんの支援を北里大学と研究所からしていただきまして現在に至っているという背景がございます。今回の事業につきましては2024年の新紙幣発行について町全体で盛り上げていきたいということが基本にありますので、当然公共事業として町が実施するというのであれば実施主体は町ということでその部分が一般財源ということになります。

以上です。

5番（児玉智博君） 利益は全部向こうにやるというのはどうなのですか。

情報課長（村上弘雄君） 公共事業の場合は公設民営ということで今回だけではなくてほかの施設もありますので、実施主体が町が公共事業する際に負担金として財団からもらうということは当初から考えておりませんし、国とのやりとりの中でもそこは一切ありません。

以上です。

5番（児玉智博君） 熊本地震は。

総務課長（佐々木忠生君） 熊本地震の件については私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。平成28年熊本地震復興基金これにつきましては県のほうは復旧復興の3原則のもと次の各号に掲げる枠組みを基本に市町村に対して平成28年熊本地震からの早期の復興を図るため予算の範囲内において基金を交付するというものでございまして、まず1番目に痛みの最小化に向けた被災者等の負担軽減や地域活動の拠点施設の復旧支援。2番目に創造的な復興に資する地域の防災能力の向上。3番目、今回の部分になりますけれども復旧・復興を熊本の更なる発展につなげるための被災した産業の復旧や観光拠点づくりへの支援というふううたわれております。対象のメニューといたしましても、熊本地震復興観光拠点整備推進事業というメニューの中でハード整備事業、新たな観光物産拠点施設の整備、これ新築とか増改築等も含まれておりますのでその部分で活用させていただきたいと思っておりますし、これが29年度からこの基金については活用させていただいております。わかりやすい部分であれば大相撲阿蘇小国場所とかそういうのにも500万円ほど使っておりますし、小国町全体で3千200万円ほどの復興基金が県のほうから割当てのほうがございます。それを今現在2千600万円ほどいろいろな部分で使わせていただいて、残りの600万円今回のシアタールームのほうに使わせていただきたいという分でございます。

税務会計課長（北里慎治君） 資本金と出捐金の中身というかその説明かと思っております。基金の証書を今会計で預かっていますので御質問があったというふうに思っております。出捐金につきましては一般論で申しますと寄附金とかそういったかたちで自由に比較的使われるものというふうに思っております。資本金につきましてはもともと会社とかが立ち上げるときにそれと似ているところがあるかと思っておりますけれども、そこに運営していくときの資金ということで渡していく。中身についてはやっぱり使い方として同じようなかたちになるのかなというふうに思っております。

す。

以上です。

5 番（児玉智博君） それでちょっと聞いた順番で言っていきたいと思うのです。

やはりそれは国の補助金を取るためにもうこの段階で工事請負費まで予算にもう本当に年度末の補正予算で出さないといけないというそれありきだというのは分かるのですが、ただちゃんとしたその工事内容なんかをこの議会の場でみんなで議論する場をすっ飛ばして、それは本当に4億7千万円という高額なものですからなるべく交付金を使えるならということでやっていらっしゃるのでしょうか、ただこのお金の掛かる大きな工事だからこそしっかりとした検証そういうチェックというのは必要なのではないかと思いますので、その点について私たちの議案審議の機会を奪うことについてどう思うのかお答えいただければと思います。

それから、2番目の部分はわかりましたのでそれはなるべく展示品を充実させることはいろんな知恵を出してやっていただければ結構なのですけれど。

三つ目です。その指定管理施設には負担をしなくて、だけれどもその利益だけは取るということについてです。それでさっき出資金と出捐金の話をしましたけれども、要するに出資金、出捐金はその運営資金だという解釈でいいということでしたね。それで、だったらこの3億円の運営資金があるのだからそういう人件費とか水道光熱費それは3億円もそれを渡しているわけですよ。ですから大体4億7千万円のうちの半分が国で実質的な町民負担というか町の負担が3千万円というふうに言われましたけれども、では3千万円出しているのは町なのだから運営資金はこの出資金、出捐金で3億円もうすでに渡しているわけですよ。ですからそこで出てくる利益は町がもらってしかるべきなのではないかと思いますが、その点についてどうなのか。もう分かるように説明を求めます。

それから、熊本地震の件についてですけれども、平成29年もうこれは要するにこの全国自治協会の見舞金がこれは益城町は8億8千万円も削られるというのはこれわかったのはもう今年に入ってから最近のことなのですよ。そういう中で確かにそれは県の話ではもうすでに小国町分で3千200万円というふうに割当てがきているのかもしれないけれども、やはりそれを聞いてどうなのかなと県の判断でもありますがそれは少し思いましたのでちょっと付け加えておきたいと思います。

では、再質問に対して答弁いただければと思います。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず審議のチャンスを奪うのではないかというようなお話の質問でございますが、今回先ほどから少し説明させていただきましたけれども国の補正予算債というのがそもそも国の閣議決定予算の裏づけが11月の末に行われていまして、それから国と自治体との予算折衝で正式な交付の申請を出したのが1月に入っておりました。そういった中で計画書を煮詰めていくということで

非常にタイトだったということで12月議会ではその全体像を提示することが難しかったというのがあります。

あともう一つは、建物だけを最初1年目建てて2年目に中身を充実するというのでソフト関係考えていましたけれども、せっかく国がデジタル庁ができましたということでできるだけ展示物は非接触型の事業を作らせないかという提案がありましたので、その短い11月から年明けに関して計画の中身を1年で終わらせるということで計画を煮詰めてまいりましたのでどうしても12月にお示しができなかつた。本来そういうのは今後も気をつけていかななくてはいけないと思っていますが事情としてはそういう事情でございました。

それから、出資したお金があるからその部分について3千400万円なりの一般財源の持ち出し分を財団のほうでという話でございましたが、今回のあの部分についてはこれまでの数十年の財団の理念の中で学習と交流ということで大学も含めてまちづくりという核のキーワードの中で、町ができないことを財団が担っていただいたということもございます。現在もこの財団自体は一般公益財団法人という位置づけになっていますのでそういうことであれば公益事業もやっていますという趣旨も踏まえて、今回の事業については町が公設で事業を実施するという考えでございます。ちょっと答えになっているかわかりませんが、そういう考えでございます。

町長（渡邊誠次君） 私からも少しお答えをさせていただきたいと思います。

シアタールームを今回造らせていただきたいというのを小国町全体を盛り上げるための一つの手段でございます。また一つの中核にもなりますのでこの部分は是非とも単純な話ですけれどもしっかり今回造らせていただいて、ほかのところに相乗効果が非常に高いように動かしてまいりたいというふうに思います。議員言われるように建物だけ造っても中身が何もならないのだったらという話もありますが、特にその部分に関しましてはこれまでも学びやの里を中心にしていただきました。これはなぜかという北里大学それから研究所を踏まえて、学びやの里しか今までこれまでの積み重ねをしっかりとやれてこなかった。町のほうももちろんしてきましたけれども事務局的にはしっかりと学びやの里が担ってきたということがありますので、その部分では今後もこのシアタールーム含めた学びやの里全体、北里柴三郎顕彰事業の中核の運営母体にスタッフとしてしっかり関わっていただきたいというふうに思います。金銭面の部分に関しましては今まで学びやの里が黒字、経営状態がプラスに転じたのはここ10年ぐらいだというふうに思います。その前はマイナス計上の経理もされていたみたいですが、非常に公益的な事業の部分も含めて財団が担ってきた役割というのは非常に多いというふうに思います。小国町の中でいろいろな指定管理者等々ありますけれどもやはり小国町がお金を出して運営をしていただくその相乗効果で全体的に恩恵を取っていただくようなかたちを今まで小国町もしてきましたので、その部分では学びやの里に引き続きお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 3億円も出捐、出資しているわけですからね。それで公益的な役割を担うというのはもう本当それは当たり前の話だと思うのですよね。町が一切お金を出してないのに公益的なことをやっていらっしゃるのであればもう本当ありがとうございますと言って、この際シアタールームを造りますのでどうぞ利益はお納めくださいという理屈がそれだったら今までお世話になっているからというふうに町民の方も分かるかもしれないのだけれども、だけどそうではないじゃないですか。3億円渡した中で公益的なことをやってくれたって私はそれは当たり前なのではないかと思うわけです。

それで、この利益の分配方法を何でこんなに「ではちょっと話し合って検討してみます」ぐらいのことも言えないのかなとも思うわけです。それは自信がないのかもしれないです。利益が出てないでも毎年とんとんぐらいにしかならないのかもしれないけれども、でもそこは頑張って利益も上げてもらってその利益の分配をどうするかというのはまた話し合えばいいことなのではないかと思うのですけれども。4億7千万円もまた掛けるわけだから今まで出した3億円よりお金が投じられるわけです。もうちょっと何かこう検討しますぐらい言えないのかなというふうに思います。

それで最後にもう一つ確認なのですけれども、一遍に今のところが20人ぐらい入れればいっぱいだったところが、一遍に50人ぐらいは受入れられるということでしたのでだったらその150人をフルに回転させた場合の1日の入場者数はどれぐらいになるのか、さっきちょっと答弁が漏れていましたのでそこをお答えいただきたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） すみません、今手元に資料がございませんので、後で確認して答弁させていただきます。

町長（渡邊誠次君） 今課長がお答えしましたけれども、私はその前段のお話についてお答えをしたいというふうに思いますが、4億7千万円確かに建設をするのにシアターホールの建築工事自体で2億円程度掛かってもちろん周辺整備、電気設備工事を含めて全てで4億3千700万円総事業費が掛かります。その分をできるだけ町の財源を持ち出さないでいいために今回のような日程にもなっておりますし、今回のように有利な補助金それから起債を使って一般財源の持ち出しを実質3千万円台に抑えていくというこれは執行部にとってもすごく大変なことだったというふうに私も思いますし交渉もずっと続けさせていただきました。国との話もさせていただきましたけれども、当然このシアタールームを中継点として先ほども言いましたけれども小国町全体が観光業含めていろいろと今厳しい状況にありますのでここがしっかりと中核となって、まず一番大事なのは九州の中で小国町方面にきていただく一つの核として表に出せるというところは非常に大きな作用があるというふうに思います。この部分に関しましては2024年に全国的に宣伝をしていただけるという今回のチャンスもありますので、この2024年を起点としてその手前の1年前に建物を建てて充実をさせていって企画を作っていって小学生、中学生含めてたくさんの

方にきていただく、その恩恵を周りの方たちに受けていただく、その部分が非常に大きかろうというふうに思います。多分小国町だけではなくてほかの町村も小国町に北里柴三郎博士の生誕の地があるということは非常にうらやましいのではないかなというふうに思いますし、私はこのチャンスを逃したくないというふうに思いますのでしっかりとこの事業を進めさせていただきたいと思います。皆様方よろしく申し上げます。

7番（西田直美君） 2、3点質問いたします。

入館者数の見込みが3万人という。

議長（松崎俊一君） ページ数を示してください。

7番（西田直美君） はい。補正予算書の26ページから27ページのシアタールームのところです。先ほど同僚議員のところの説明の中に、入館者数3万人の見込みというところでの計算がありました。これはその3万人というからには根拠があるはずなのですが、例えばよその施設とかで同じような施設があつてそれを参考にしたとかいうのがあれば詳しい数字でなくても結構ですので、どういうところを参考にしてその入場者見込みをしたかというところを教えてください。

それから、今ゆうステーションカンパニーは毎年町のほうに寄附というかたちでの町の収入となっているところがあると思うのですけれども、例えば先ほどから言われている収入があつた場合今度の北里柴三郎記念館で、その場合にもそういうかたちでも提供をお願いできないかというかたちが可能なかどうか。

それからもう一つ、これは多分心象的な問題だろうとは思いますがこの予算書を見たときにその町民の方々への周知というのが納得していただけるお話ができるかどうかというところは私はちょっと危惧しております。これを出した段階で今までたくさん学びやの里で公的なことでお手伝いいただいた、貢献していただいたということはあると思うのですが、それをいかに町民の皆さんに納得していただける周知をするかというところについては何か予定はあるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私が答えていない分は情報課長にお願いしたいと思いますが、私は周知の方法は学びやの里今までやってこられたことで当然シアタールームができますよというような周知はさせていただきたいというふうに思いますけれども、学びやの里がされてきた事業は非常に町民の皆さんに理解されているというふうに思います。

それから特に柴三郎記念館は新千円札になってからは黒字になっているのかもしれませんがけれども、公益事業にほぼ近いようなかたちでずっと運営されてきておりますので非常に厳しいところで運営をされてきたのではないかなというふうに思います。それからやっぱり学びやの里に100万円とかいくらか金額のいろいろあるかもしれませんがけれども、その話を今するのではなくてやはりこの2024年に向けてしっかり準備をさせていただいた後、結果が生まれたときにその部分をお話してももう間に合うのではないかなというふうに思っております。それはなぜかと

いうと今のたくさんの関係者わかると思いますけれどもコロナ禍の中でそんなに高い利益をもらっている民間団体それから行政も含めてかなり難しい状況の中でこの中核を作った上でたくさん小国町のほうに多分湯布院もそうですし南小国町もそうですし日田もそうだと思いますが、たくさんの方たちがこちら方向に向かってくるという注目度を上げることでだけでも相当な私はプラスの効果があるというふうに思いますのでその部分では私はもうその概略的なところしか説明はできませんけれども学びやの里に事務局をしっかり担っていただいて、まずはその基盤を作っていたかかないと運営もできませんのでまた学芸員等々も用意するのかされないのかは別としてもその部分北里大学それから研究所ともこれまでしっかりと密な連携のもとに積み重ねを行ってきたからこそ現在の小国町の北里記念館そして学びやの里があるというふうに思っておりますので、その部分ではしっかりと今住民の皆さんにも私は理解をされているというふうに思いますし子供たちにもかなりの数、北里記念館、木魂館、学びやの里にきていただいていると思っておりますので、私は事業的には非常にすばらしいのではないかなというふうに思います。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） 入館者の3万人の話で根拠ということでございました。これについては国のほうに申請を上げる段階でこれまでの記念館の入館者の実績、随分変動はしておりますが今年1万人ぐらい見込まれているのですけれども平成28年の熊本地震では6千人ぐらいです。あと新紙幣発行2019年のニュースになったときが2万6千人まで増えています。3万人近く。そのときはもう駐車場がパンクをするということで整備をさせていただいておりますので、今回シアタールームを造ることで少なくとも3万人は確保したいというのが国に上げている背景でございます。

それから、ゆうステーションの売上げの一部が町にということがあるので財団のほうもそういう話がということでございましたが、指定管理者とは3年に1回協定を結びます。その中でゆうステーションカンパニーについてはそのこの条文を昔からのゆうステーションという背景もございましたのでその部分で明文化してそのお金を町に寄附すると。義務的な表現ではなかったと思いますけれども寄与することができるという明文がありますので今そういう状況です。ですので、そういう学びやの里が今後そういう話になるということになればその辺は町と指定管理者の中で協定の段階ではそういう話をしていかななくてははいけないし、またその収支の状況次第ではそれがうたえないということもあると思います。

以上です。

7番（西田直美君） 2024年に向けてというところでは準備をしてということが課長のほうからも町長のほうからもありましたけれども、やはりハードは先にやったけれども中身がついてこないということはどこでもありがちなところで、喫緊なところで出せば薬味野菜の里もやっぱり同じようなかたちで慌ただしく出てきたというのは私その当時役員だったので覚えているのです

が、「いやこれではね」ということをそのとき申し上げましたがもう後の祭りで間に合わなかったということがありました。今現在、ではどうしているかというと薬味野菜の里はお客さんがトイレも使えない状況です。だからそれはやっぱり時間かかってでも2024年に新札になることもわかっているわけですけれども、もうちょっと内容をソフトの面からしっかり考える見込みを考えるとということをやってから後でつけ足しでできることもいっぱいあるのではないかと思うのです。なるべく国のお金でやりたい地元のお金を出したくないと言っても何もなくても来る人は来るというところを考えればやり方はあると思うのですけれども、もう町民の皆さんいろんなことを今まで学びやの里でやっているということはもちろん御存じだと思うのですけれども、今回のことに対して町民の皆さんが北里柴三郎博士が新札になるということについてこれだけの投資をしてあそこを整備するということに納得がついていっているかどうかというところは私はかなり疑問が残ると思うのです。ではそれをやるのであればどれだけやったら皆さんに周知をして納得していただけるかという工夫はやっぱり必要だと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからは皆さんでこの予算を通していただいたその後には4億3千700万円の事業を町の持ち出し3千700万円で行っておりますということはたくさんの方に伝えていきたいというふうに思います。

また内容につきましては、学びやの里とそれから北里研究所、北里大学としっかり練っていきながら充実したものをそろえていかないと私としても県にも国にもお願いをしているところでございますし、財務大臣それからたくさんの方にきていただいて記念事業も行いたいというふうに要望も行っておりますので、その部分ではしっかりと国、県のお力を借りていながらまた町民の皆さんのお力を借りていながら北里柴三郎顕彰事業を成功させたいというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。

9番（熊谷博行君） 27ページ。今度はシンプルな図面をいただいたのですが、また新しい写真を見てまた疑問に思ったのが一つありますので質問します。

用度品。用度品、わかりますか。補助がきかない備品ですかね。大体どのぐらい掛かるか。こういうものが補助にかからないのか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） 備品については補助にかからないやつは固定ですね。あれで言えばスクリーンも上から電動で下ろしてくるやつとかプロジェクターとかいうのもいろんなやつがあるのですが、もうプロジェクターもあれ見ていただくとわかるように固定はしているのですけれども構造と一体化になっていないとだめということもありまして、大きなものでいえばそのスクリーン、プロジェクターあと非接触型の最初通過するやつに関しては基礎の土台がしっかり打っているのです。あと券売機についてもなかなか今また議論の余地があるということで今まだ

保留の段階になっております。もちろん机、椅子そういうものが該当しないということですが、シアタールームの固定式の椅子はオッケーをいただいております。建築物と一緒に固定をしていくものというかたちで国のほうが判断していただいております。いろんな備品はたくさん出てくると思います。その辺がまた対象外ということになっております。

以上です。

9番（熊谷博行君） はい、わかりました。それにしっかり補助でもらえるようなものを設置していただきまして、ここだけでも5千万円ぐらい別工事で掛かったのを記憶しておりますので少なくとも数千万円は掛かるのではなかろうかと思っています。できるだけ工事費を抑えていただきましてよりよいものを造っていただければ、先ほど町長がまだ人が集まるようなところに先日フーテンの寅さんを見ていたら町長のところの法被を着た人がテレビに出ておりました。私が確か17、18の頃の映画だと思いますので、そういう町がまたこれを中心にしてもらえばいいと思います。しっかりしっかり設計していただきまして造ってもらわないとまた爆弾を落としますのでもよろしくをお願いします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。

ただいま北里柴三郎記念館のシアタールームの説明がありました。入場料等のお話が今出ておりましたけれどもこの木魂館並びに記念館辺りを過去の歴史をちょっと紐解いて私の記憶の中にありますが、当時木魂館を造るときにいわゆる小国の宮原線が廃止というかたちでその中で悠木の里づくりというかたちで北里の地に将来的に今で言う交流と学習という拠点を作りたいということで当時私たちも私上田ですけれども上田の方に協賛をしていただきました。そのときのお金が木魂館に寄附したのが500万円なのです。これも今の500万円ではないのです。全ての方がしたかどうかわかりませんがそういったことがありました。そしてその後いわゆる一般の公益法人から公益法人の改革がありました。そのときいわゆる一般財団にするか社団法人にするかというような議論もありまして今は一般財団のほうになっている。そういった過去の歴史もありますがその財団になるときに非常に金銭的な苦勞も過去にあったというようなことも私も情報としては捉えております。

そういう中で今回こういった建物のシアタールームを建設するに当たりまして、先ほどから話がありましたように4億7千万円ほどの金額とまた町の持ち出しが3千万円ほどというようなお話がありましたけれども、この入場料につきまして3万人来るのか5万人来るのかわかりませんがこれもこれは未知数ではなかろうかと私は思います。そういう中で私ちょっと提案をしたいと思いますがこの入場料の件につきましてこれから先この建物を造ったときに恐らく5年経ち10年経ちしていきますとメンテナンスの事業がまた発生してくると思います。そういったときにまた町のほうがいろんなかたちで予算を計上して作っていくのかということにまたなるような話

も出てくるかもしれません。そこは執行部の考え方によっていろいろ変わってくると思いますが、この入場料の分を基金を創設したらどうかと思います。このいわゆる別に入場料の分をストックしておいてこの記念館の中に基金創設をする。その基金創設をした分について将来的にメンテナンス事業辺りをまたその中に還元するというかたちでその後の町の一般財源の持ち出しをできるだけ軽減をしてくる。そういったことも一つの検討課題ではないかなというふうに思いますけれども、そこ辺りそういうお気持ちが今ではないですけれどもそういうことがあるのか。そこまでやっぱり周知をして町民の方たちに御理解をしていただくということも一つの方法ではないかというふうに思いますが、その点質問をいたしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 歴史的な背景から含めて御説明いただきまして本当にありがとうございます。

町といたしましてはもう本当に先ほどから何回も申し上げるとおりでございますけれども運営自体は学びやの里にお願いをするというところでありますが、基金の創設含めてやっぱり一般財団法人の法人組織としてそれが可能なかどうかというところも含めて私のほうとしては知見持ち合わせておりませんので、その部分は御提案はしていきながらも可能かどうか含めて学びやの里とまた私は理事をさせてもらっておりますのでこの話はさせていただきたいなというふうに思います。先ほどから言われるようにメンテナンスこれはどの建物この建物もそうですし今年も相当メンテナンスを私もさせていただきましたのでメンテナンス費用が掛かることは重々わかっておりますけれども、その部分をしっかりと考えていきながらも今回北里柴三郎博士の顕彰事業のこのシアタールームの建設におきましてはそれを上回る効果がしっかりとあるというふうに思っておりますし、その部分は学びやの里とも今まで協議をさせていただきましたし、おおむね北里研究所のほうからもしっかりと評価も受けておりますのでその部分ではまた今後とも進めさせていただきたいというふうに思います。御提案ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） 8番です。

ページ数を変えます。32ページにいきます。災害復旧費。今総務課長のほうから説明がありまして委託料のところ。3千万円、耳をちょっと疑ったのですけれども、これ職員がいろいろされて3千万円減額になったのですか。30万円とか300万円ではないですよね。その点をちょっと説明をお願いします。

建設課審議員（小野昌伸君） 御説明したいと思います。

当初皆さんにも公表したとおり非常に250件程度公共災ありまして査定もタイトな時間を過ぎさないといけないということで、今回簡易査定というかたちで本当はナンバー0、真ん中、最終地点ときちんと測って査定に受けるべき姿をもう標準断面でざっくりとした金額で査定を受ける。必ずこれは実施に直したときは起点終点きちんと作らないと業者が出来上がりませんから、それに変わったときに通常の制限というのが3割の増減というのが掛かってきます。100万円

であれば130万円以上なつたときは重要変更というかたちで、この重要変更は実施測量とはまた実施設計とは変わった意味で国といつも変更協議をしないといけないものですからもう200件ぐらいは出てくるのではないかとこの分も見ていいよというかたちで最初当初予算を組んでおりました。ところが、緩和措置で八代等々も非常に激しいところもありましたので1千500万円まで緩和措置で広がりまして、1千500万円の増減までは重要変更無しでいいよというかたちでもう結果的には3、4件ぐらいの重要変更で今のところ済んでおります。もちろん職員でやったというのは福岡から応援にきている方がCAD等を使いながらやっていただいたというところもあるので、そのようなかたちで総務課長は御説明されたと思うので非常にもうそういうかたちで重要変更減つたというかたちでその分のお金が3千万円出たというかたちでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑。

2番（江藤理一郎君） 25ページ、お願いします。農林水産業費。林業振興費の12委託料、小国ウッドスタート業務委託料ですけれども119万8千円の減額となっておりますが、こちらに関しましてはどこが委託先でそしてなぜ減額になったのか回答いただけますか。

産業課長（秋吉陽三君） ウッドスタートの業務委託料につきましては、本年度デザイン変更等を計画しておりましたがコロナ禍の中でやっぱり委託先等での十分な協議ができませんでしたので、そのデザイン変更の部分をやめたために減額となっております。委託先は東京おもちゃ美術館となっております。

2番（江藤理一郎君） そのデザイン等は東京おもちゃ美術館とありますけれども、そこじゃないとできないのですか。小国町の方とかそういったところじゃないと全くできないようなものなのですか。

産業課長（秋吉陽三君） 今までがウッドスタートのおもちゃですけれども子供たちに上げるような新生児に上げるおもちゃになっておりますが、これ今までずっと東京おもちゃ美術館でやってきておりましたのでその継続というようなかたちで事業の継続を行っております。

2番（江藤理一郎君） 事業の継続であればモデルチェンジなどは小国町の方でもデザイン変更できるのではないかなと思いますし、私が見ている限りで大きなデザイン変更は今まで3回ぐらいあったのかなと思いますけれども、町内の方でもいろんなアイデアを持っていらっしゃる方もいます。できれば東京に流すよりも町内の若い木工の作家の方も今結構小国町のほうに移住もされてきておりますので、そういったところでいろんな方々を入れていただいてデザインの検討等をやっていただくとより良いものができてくるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 今までは東京おもちゃ美術館のほうに委託してその辺が特許権というか著作権といいますかそういうのを持った段階での使用になっておりましたのでそういうことをして

おりましたが、言われるように今後全く切離して考えるのであればそういう検討もできるかと思
いますのでその辺は検討の余地はあると思います。今後また考えていきたいと思ひます。

2番（江藤理一郎君） 御検討お願いします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

ページからいきます。5ページ、繰越明許費の中で若干説明いただけたらと思ひます。総務課
長の説明の中で件数、金額等はあったのですけれども、よかったら要は明許繰越費ですので契約
繰越、未契約繰越に分かれてこようかと思ひます。素人考えに単純に考えると契約繰越はある程
度早い時期に完成するかな、未契約は今から発注だから遅くなるかな等々あろうかと思ひます。
わかる範囲で構いませんので契約繰越、未契約繰越の件。

それから、次に21ページです。コロナワクチン接種について3回目ということで町民課長の
ほうから説明ありましたけれども、先だって熊日新聞を見ておりましたら5歳以上12歳未満は
小国町、南小国町は3月20日と明記していたのですけれども、ここら辺りの進行計画、今の段
階で分かることがあればお知らせいただけたらと思ひます。

それから、32ページ、同じく災害復旧なのですけれども4年度の当初予算を見ますと災害復
旧で6億1千300万円が過年災ということで当初で計上されております。当然この6億2千万
円を減額して当初に移行しているのかとも思ひますけれども、やっぱりこうやって過年災が入っ
てくるとなかなか災害復旧費総額が見えづらくなってこようかと思ひます。この後当初予算の委
員会付託の中でもあろうかと思ひますので、もし資料等の調整が可能であれば当初繰越と過年災
に持っていく増減で3か年にわたる経緯がわかたら今日でなくてよございませぬので準備をいた
だけるなら委員会の時にでも御報告いただけたらと思ひます。

以上です。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

今年度繰越事業につきまして先ほど総務課長から件数について御報告がありました。農災、農
地、農業用施設につきましては契約は済ませております。未契約はございませぬ。

それから土木施設につきましては35件の未契約がございまして、こちらにつきましては新年
度の過年度災という取扱いでございませぬ。152件につきましてはこれは見込みでございませぬが
3月末までの入札を見込んでおまして、152件は契約できるのではないかとおぼえておます。

それから3年災につきましては14件繰越しておます。そのうち13件が未契約となってお
ります。

それから資料につきましては、調整いたしまして常任委員会のおときでよろしいでしょうか。そ
ちらには間に合うように作成したいと思ひます。

以上です。

町民課審議員（中島高宏君） 5歳から11歳の新型コロナワクチン接種について答弁させていただきます。5歳から11歳の新型コロナワクチンにつきましては、対象児童がまず新6年生から新5年生、年齢を下げて実施しようと思っております。今御案内しているのが新6年生と新5年生80名程度になりますけれどもこの方についてまず2月の終わりに通知を出しまして今予約をとっております。今の予約状況については約半分40名の方が申込みをしております。今のところ半分ぐらいの予約状況でしたのでまた年齢を下げまして新4年生と新3年生についても御通知を出しております。これについてはまた今から予約をとっていく段階でございます。

接種につきましては、新聞に載っておりましたとおり3月20日、2回目が4月10日小国公立病院のほうで集団接種で実施することになっております。

今の現況は以上です。

4番（久野達也君） 実はこの5歳以上の接種について新聞でああいうかたちでも載ったので私も聞かれた部分として、住民の方々要は10歳未満児の感染が多いものですから例えば保育園、幼稚園生5歳以上は可能だろうと思っている方が大多数いるのではないかな。今の説明を聞きますと学年の上のほうから順次下げていくということでしたけれどもなかなかそういうふうに理解してない部分もあるのではないかな。うちの子は例えば小学校1、2年生くらいでいつ頃案内が来るだろうかということも若干耳にしましたので、何か期待している部分があるのかもしれないのでそこら辺りの周知も順次行っていくとか、保護者の方に情報提供をお願いできたらと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） 審議の途中ですけれども、ここで暫時休憩とします。3時35分から。

（午後3時24分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時34分）

議長（松崎俊一君） ほかに質問はございませんか。

1番（時松昭弘君） 1番です。

26ページです。先ほどから同僚議員からウッドスタートの業務委託料という話がありましたけれども、過去にウッドスタート宣言というかたちで小国町と東京おもちゃ美術館当時はインフォテリアというか今アステリアという会社が変わっていますけれども、その協定書あたりがまだ今でも有効になっておりますのでそこ辺り同僚議員のお気持ちはよくわかりますが、委託を変更するとした場合はその辺の確認をしながらしていかないと後々町との契約事項等がいろいろ問題になる可能性もありますし、またアステリアにつきましては年間に企業版ふるさと納税を町のほうにも寄附していただいておりますので、そこ辺りも慎重に検討していただければというふうに思います。

産業課長（秋吉陽三君） おっしゃるとおりだと思っております。やっぱり木工製品をいろんなか

たちで製作しましてもどうしても安全性の認証あたりはそういうところに出さないと認証制度もとれませんので、そういうかたちで今後も検討してまいりたいと思います。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） 先ほどシアタールームの1日当たりの試算のほうが答弁できていませんでしたので答弁させてください。全体の年間は3万人ということでお知らせしておりましたけれども、説明の中で最大150人まで1度に収容は可能ということですが計算上は1日を83人で計算しております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） その83人というのはもう要するに3万人を365日かなんかで割ってそうなのでしょう。そうではなくて予約制にしますけれども要するにそれは来るかどうかわからないですよ。来るかどうかわからないけれど目一杯きたときにその瞬間は150人その場に人間が入れるわけですけれども、それを何回転かさせて予約をとるわけでしょう。最大可能な予約数は何人なのかということで私は聞きました。

情報課長（村上弘雄君） なかなかちょっと難しい試算になると思いますけれども、一応予約システムは導入しますのでその段階で予約する方の入館者と一般入館者の数字上の計画はうたっております。それはおおむね建物の場合は50%ぐらいが現実的だろうということで半分を予約でということで計画上は試算しております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑のほうを終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第13号、令和3年度小国町一般会計補正予算（第12号）についてに反対の立場から討論を行います。

やはり私が反対する最大の理由は、実施設計委託料と工事請負費をまとめて計上されたことで一体どういうものをこれから造っていくのかということ十分に議論を経ることなく工事費を通してしまいそのまま造られようとしているところであります。同時に予算計上した理由が要するにもう2023年に新千円札発行の前の年に間に合わせるためだということでありました。しかし考えてみましても新千円札に採用されたということが発表されたのは2019年であります。もう3年前です。2023年に新たな建物を造ろうと思うならもっと早くに取りかかっていたら十分な議会やいろんな場で審議を経て今回工事請負費だけ実施設計もきちんと点検した上で工事

請負費を計上することができたのではないかと思います。

また疑問なのがそもそも2023年度にオープンさせる必要があるかということでもあります。町長はるる理由のようなことを述べておられました。しかし私は同僚議員への答弁を聞いているところで財務大臣に「2023年度に式典をしますので来てください」とその案内を出した手前、今さら「いやちょっと1年遅れます」というのも言いづらいのかなというふうにはしか思いませんでした。大体NHKの大河ドラマに合わせてその主人公のゆかりのある場所に大河ドラマ館というのがオープンされております。九州では最近では玉名市に金粟四三それから鹿児島市にせごどんの大河ドラマ館が開かれましたがこれは前の年には造られません。放送開始に合わせてオープンします。ですからそれと同列に話すのもあれですが何も前年度に無理をして開ける必要はないのではないかと思います。

それから大体3万人の来館者を見込むということでありましたが、その根拠についてもしっかりとした根拠とは言えないのではないかと思います。2019年に2.6万人訪れたから新紙幣が発行されれば3万人になるだろうというぐらいの根拠であります。そもそも経済波及効果がどうなるのかと3万人きたらどれほどの経済波及効果があるのかという検討も全くなされておられません。2019年に2.6万人きたのであればその2.6万人きたことによって町内への経済波及効果が一体どうなったのか。その検証をするべきではないでしょうか。大体紙幣というのはこの間見てみますと夏目漱石が大体20年使われましてその後野口英世に変わりました。そして野口英世が大体20年間使われて北里柴三郎に変わるわけです。20年サイクルで変わっていきますので、では北里柴三郎が次の人の1千円札に変わった後一体どうなるのかそういったこともきちんと検討していくべきなのではないかと思います。

加えてここは指定管理施設としてやっておりますが、しかしそのほかの学びやの里が管理する北里 balan やあるいは木魂館についてもこれまでここからの収入は町にはありませんでした。しかし修繕費というのは都度都度町が巨額の修繕費を出して運営しているところでもあります。そうした今回を含めて町から巨額の投資がなされる団体にもかかわらず現在議会に対して決算報告などは行われておりません。余りに不透明ではないでしょうか。それでも答弁でなかなかそういう財団の財政運営が楽ではないというようなことが述べられましたが、しかし決算報告なども具体的な数字などもわからないのに厳しいですからということで、はいそうですかというわけにはいきません。

以上、私もいろいろ述べましたが、最大の要因としては費用対効果がまだまだ全然明らかになっていないと思います。そうした中で予算が出たからはいそうですかと手を挙げて賛成することはできませんので、今回反対させていただくということを述べまして討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、令和3年度一般会計補正予算（第12号）について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算額の補正それから繰越明許費、債務負担行為それから地方債の補正と町政運営全般に係る部分が含まれております。その中で当然質疑の中でも周知をしましてとおり北里柴三郎博士顕彰費ということで議論がされておりましたので少し触れながら賛成の討論を行いたいと思います。

これまで北里記念館いわゆる博士が文庫を建てられ、貴賓館を建てられ、そして町に寄贈していただいた。その後北里大学、北里研究所によってそれらの施設の保存、改修等を行って現在に至っております。私はある意味今回補正に出たように国、県いろんな財政支援を受けた中で町が事業主体としてこの北里柴三郎博士の顕彰する施設、館ができることは大いに結構な部分ではなかろうかと思えます。と申しますのも実は小国町に育った子供たちにやっぱり誇りを持ってほしい。郷土の偉人として北里柴三郎博士がいると。そしてそれは正直言って今名前だけしか知らないかもしれません。今回整備しようとするシアタールームの中であるいは展示室の中でその生い立ちや業績等を学ぶことができ、日本の医学の先駆者そして運がよければノーベル賞も受賞できたであろうの方を顕彰することは子供たちの大いに将来的目標、希望となっていくことが可能だと思っております。その施設を町が事業主体となり今回整備しようという予算措置が含まれております。大いに結構なことだと思えます。

そしてまた併せてデジタル化という説明も受けました。非接触型ということで今いわゆるコロナウイルス感染症このウイルス感染症コロナに限らず非接触型というのは今後の主流にもなってくるかと思えます。国からの提案を受けデジタル化の予算の中で非接触型を取り組むという部分につきましては博士が言っていた予防疫学の中のそれも町の中で受継ぐことができるのではないかなと思っております。

そして、新千円札についてもこれも町の経済効果あるいは町としての誇りの部分を表現できる体現できる館としての整備だろうと思っております。

以上、補正予算全般にわたっての部分も含まれますけれども、今回の顕彰館の建設費が含まれたことも含めて賛成の立場で討論いたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号、令和3年度小国町一般会計補正予算（第12号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第16、「議案第14号 令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の12ページ下段をお願いいたします。

議案第14号 令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第2号）をお願いいたします。1ページです。

令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千782万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2千342万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

今回の補正予算につきましては、まず本年度の国保運営におきまして歳入が不足する状況となっておりますので結果といたしましては一般会計からの法定外の繰入金をもってその財源の補填をお願いしたいというふうに思っております。

次に先ほど議決をいただきました国民健康保険税条例の一部改正による保険税の賦課方式の変更に伴うところでの一般会計からの繰入予算も含まれております。賦課方式が改められることで被保険者個々には保険税額の増減が出てまいります。町といたしましては運営協議会の御意見もしっかりと参考にさせていただきまして、急激な増税感、負担感を軽減緩和するために2か年間の経過措置をまずは取らせていただきたいというふうに思っております。資産割相当額分、年間約1千200万円の税額について令和4年度には全額程度そして令和5年度にはその半額程度を賦課する保険税総額に補填したいというふうに考えているところでございます。

以上、一般会計からの繰入金についての予算計上が含まれておりますので御理解を皆様方よろ

しくお願いいたしたいというふうに思います。

今後の補正予算の詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

町民課長（生田敬二君） 補正予算の内容について御説明をいたします。町民課資料3-1及び3-2を使って御説明をさせていただきたいと思います。

初めに3-1の資料を御覧いただきたいと思います。補正予算の内容をまとめたものになります。まず右側の歳出でございます。款1総務費、合わせて1千500万4千円の減額、並びに2段下になりますけれども款3事業費納付金16万6千円の減額でございます。こちらについては事務処理標準化システムの導入経費の減額でございます。標準化システムにつきましては国保業務に関する全国統一の標準的な基準であるとかマニュアルを整備することで効率化また経費節減を図るためのシステムでございます。当初は県主体のシステムを導入予定でしたが国の方針転換により国のクラウドでの標準システムが整備されるということになりました。県のものと比較しましてこちらのほうが安いコストで導入が可能となることまた本町が使用しているシステムの改修費用も安く抑えられるということで本年度予定していた県クラウドのシステム導入を見送ったということによるものでございます。これにつきましては歳入としまして左側の款の4県支出金の特別交付金2千430万1千円の中にそのシステム導入のための交付金の減額分が含まれております。

次に、歳出の款2保険給付費3千800万円の増額補正でございます。こちらは実績見込みに伴うものでございまして、この給付費を支払うための歳入といたしまして左側歳入の款4県支出金の普通交付金としてその財源が確保されるものでございます。款6保健事業費の会計年度任用職員の人件費300万6千円の減額でございます。こちらにつきましては特定保健指導を専任で行う看護師の任用を予定しておりましたが、看護師職の人材確保ができませんでしたのでその分の人件費に不用額が生じることによる減額補正でございます。看護師の任用費用は歳入の4県支出金の特別交付金で交付予定でございましたので2千430万1千円の減額の中にその分も含まれております。歳出の基金積立金につきましては後ほど説明をいたします。

左側、歳入のほうを御覧いただきたいと思います。款1国民健康保険税の減額1千500万円でございます。収入の実績見込みによるものですが被保険者数の減少等がその主な原因と考えております。これに伴いまして款6繰入金の中で保険税軽減分の一般会計からの繰入金、保健基盤安定繰入金も減額されることとなります。国保財政安定化支援事業繰入金の571万円の減額につきましては実績見込みによる補正予算となります。続いて、その他繰入金ですけれども一般会計から法定外となる繰入金4千万円を計上させていただいております。こちらが冒頭に町長が申しあげました本年度国保財政の歳入不足を補う分の繰入金並びに保険税賦課方式変更に伴う緩和措置に充てる財源として予算計上させていただいているものになります。

まず資料の3-2を御覧いただきたいと思います。本年度の国保特別会計の現時点での歳入歳出見込額を算出した資料になります。詳細についての説明は省略をいたしますけれども現時点の歳入見込総額1億343万3千円に対して、歳入見込総額は10億8千515万7千円となりまして一番下の小さな枠囲みですけれども形式収支の見込みはマイナスの1千827万6千円。歳入の繰越金930万円を除いた単年度収支の見込みは2千757万6千円のマイナスとなります。実質的な収支ではおよそ1千830万円ほど歳入が不足することになります。なおこちらの見込みの数値についてはまだ未確定のものもありますので3月の末日までは見込額が動いていくことになります。

資料の3-1に戻っていただいて、改めて6一般会計繰入金のその他繰入金でございます。本年度の歳入不足を補填するためにはなりますが4千万円のうち2千200万円を一般会計から繰入れをさせていただきたいと思います。残りの1千800万円の繰入金ですけれどもこちらが賦課方式について資産割を廃止し3方式に改めることによる緩和措置、経過措置のための財源とするものでございます。町長からの概略説明もありましたけれども現在の予定としましては保険税本算定こちら7月の1日になりますけれども、その際に令和4年度は資産割相当額の約1千200万円の全額を令和5年度にはその半分の約600万円について賦課する保険税額に補填充当させていただきたいというふうに考えています。2か年合わせますと1千800万円の充当ということになりますが、このお金については今年度令和3年度にこの金額分を一般会計から繰入れをさせていただくというものでございます。また今回の補正予算におきましてこの繰入れをさせていただいた1千800万円について歳出にありますように一旦財政調整基金のほうに積立てをさせていただきたいというふうに思っています。その他繰入金合わせて4千万円につきましては法定外の繰入れということにはなりますが御理解のほどよろしく願いをいたします。

最後に款7繰入金の929万9千円。こちらは令和2年度からの実数値としての繰越金額を計上してございます。以上によりまして、歳入歳出ともに3千782万4千円の増額となる補正予算をお願いするものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第14号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 先ほどの議案から続きの議論ですけれども急変緩和措置についてのその財源として今回一般会計から繰入れを行ってその上で財政調整基金に2年分を積立てておくということでした。これはわざわざ今回繰入れて来年度のために基金に積立てておくという理由が何なのか。来年度、再来年度分まで今回やるわけでしょう。もうそれは要するに来年度本算定になった際に要は急変緩和の措置をとった上での保険税率を皆さんに賦課をする。そしたら必然的に1千200万円分ぐらいはその年度末に財源が不足すると思いますからそのときに一般会計から繰り

入れる。その翌年度は600万円分が不足するだろうからそのときの年度末に繰り入れるという方法もとれる一つの方法ではないかと思うのですが、そうせずに今回2か年分を積み立てる理由を教えてください。何か定期か何かに入れたらその分何百円か利息が付くからとかそういうことですか。

町民課長（生田敬二君） 今回積立てのほうに1回させていただいてというような理由ということでお尋ねかと思えます。一つはちょっと形式的なかたちにはなるかもしれませんが、新年度予算において基金を取崩してそれを充てていることで保険税のほうに補填をするというかたちを作ることも大事かと思っています。また当初予算を編成時においては昨年からの編成になっておりますのでそちらのほうに反映することはできないということと、もう一つは当初からそれを上げるというか結局法定外の繰入れを当初予算に計上する等のかたちはその後の国の交付金、補助金等にも影響してくるということもございますので、ここは一旦基金のほうに積立てをさせていただいて翌年度来年度実際7月1日の本算定前ですけれども6月の議会にはなるかと思えますけれども、その際に補正予算、基金の取崩しと保険税の減額というかたちになるかと思えます。条例に関しては税率の改定ということになるかと思えますが、そういうところでの対応ということで今回補正予算のほうを上げさせていただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） それで、もう1点確認したいと思えます。

これ要するにもう2年分しか積立てないということは、要するに急変緩和措置はもう2か年しか行わないというふうに受け取るわけです。そうなのでしょうけれどもただ私は先ほど申しましたように果たしてそれが本当に適正なのかと。要は論としては執行部は要は資産割を付加されている人はもう固定資産税も賦課された上にそれをもとに国民健康保険税も不当に高い分を払っているのだから資産割を賦課されていない人が助かっているというかちょっと安い税率しか賦課されていないよというかたちでの要はその資産割廃止というふうになるのだと思うのです。しかしやはりそもそも国民健康保険税というのは高いわけでやっぱり払っている人の負担感としては、たとえばその資産割を賦課されていない人も本当に大変だという思い高いなと思いながら払っているわけです。先ほども言いましたようにやっぱり誰が苦しいかという家も持家ではない、もう今まで家を建てることもできなかった、そういう中で今は持家ではないから借家にずっと住んでいる。毎月家賃を払っていますとそういう人のほうが被保険者の中でもやっぱり大体農家あと自営業者なんていうのはみんな持家を持っているではないですか。畑も持っている。だけどそういう借家に住んでいる国民健康保険の被保険者の人という要は正社員にはなれないパートアルバイトでも休んだら休んだ分毎月の給料も安くなる。そういう働き方をしている人たちだというふうに思うのです。やっぱりたった2年間ではなくてそういう方たちのために急変緩和措置というのはもうちょっと長めに計画をしてそして全県統一というふうに持っていくというのが私はそういう

人たちを思いやった方法ではないかと思いますが、2年間で本当にやめてしまうのですか。

町民課長（生田敬二君）　今回は先ほどもちょっと説明したかと思いますが、4方式を3方式にしたいという議案の中でその緩和措置ということで上げているもので今のところ2年間で予定しているというものにはなりません。ただその時々今も確定申告をされていますけれども町民所得の状況の推移であるとかそのときの加入世帯、加入者の数とかで毎年保険税というのはどうなのかというのは図っていかねばならないことだと思いますので4方式を3方式にするための緩和措置というのは2年間だと思いますけれども、その後その医療費の状況とあわせて今のような条件がございますので保険税というのは考えられるべきかだと思います。保険税が高いというお話がありましたけれども国保の保険税は目的税でございますのでそこに歳出医療費を払うための保険税でございます。医療費が高いかどうかというのはあれなのですけれども適正な医療費を図っていただくというのは町のほうももちろん進められることでございますので、その医療費に掛かる分を一部補うための保険料ということでそこについては御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号、令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君）　全員挙手でございます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君）　日程第17、「議案第15号 令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君）　それでは、議案集13ページ上段をお願いいたします。

議案第15号 令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算（第

2号)を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書(第2号)をお願いいたします。1ページです。

令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和3年度小国町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千105万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9千490万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

町民課長(生田敬二君) 補正予算の内容について御説明をしたいと思います。町民課資料4で説明をさせていただきます。補正予算の内容をまとめたものになります。まず右側の歳出で款1総務費60万4千円の減額でございます。これは介護認定審査会の負担金が減額されたことによります。認定審査会の負担金につきましては一般会計から繰り入れるものになりますので、資料の左側歳入の款7繰入金その他繰入金において同額の60万4千円が減額されます。次に、歳出の款2保険給付費1千500万円の増額補正です。居宅介護サービス給付費、高額介護サービス費の増でございますが、内容としましては訪問介護に係る給付費の増と介護報酬改定によるものであるというふうに考えています。この増額費用を補う歳入といたしまして款3国庫支出金426万円、4支払基金交付金405万円、5県支出金187万5千円、7繰入金の介護給付費に係る繰入金また繰越金の一部も含まれますけれどもそれぞれ増額されるかたちになります。続いて、歳出款4諸支出金665万7千円ですけれども、こちらにつきましては地域支援事業交付金における令和2年度分の精算返還金ということになります。この返還に関しましては歳入の款8繰越金で対応させていただくものでございます。以上によりまして、歳入歳出ともに2千105万3千円の増額となる補正予算をお願いするものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長(松崎俊一君) これより議案第15号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号、令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第18、「議案第16号 令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集13ページ下段をお願いいたします。

議案第16号 令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書(第1号)をお願いいたします。1ページです。

令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計補正予算(第1号)

令和3年度小国町の坂本善三美術館特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千432万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 今回の坂本善三美術館特別会計の補正につきましては新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業等の見合せや中止に伴う部分の減額補正をお願いするものです。

補正予算書の4ページ下段のほうをお願いします。歳出につきましては、節7報償費として小学3年生以上を対象に町内に拠点を持つアーティストを講師に体験型の美術クラブを年に7回程度計画しておりました。その経費が20万円とここ数年継続して取り組んでおります小国高校と高崎隆一さんとの連携した事業の費用、謝金として10万円合わせて30万円を事業中止のために減額するものです。

次の節8旅費こちらは職員の県外で開催される研修会や会議の出席を見合せた部分の費用として10万円を減額するものです。上段の歳入につきましては入館料4月から1月までの実績をもとに歳出と同額の40万円を減額するものです。今年度の入館者につきましては約4千200人を見込んでいます。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いします。

議長（松崎俊一君） これより議案第16号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号、令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第19、「議案第17号 令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の14ページをお願いいたします。

議案第17号 令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計補正

予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第2号）をお願いいたします。1ページです。

令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千941万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

建設課長（時松洋順君） それでは、私のほうから小国町農業集落排水事業特別会計の補正予算について御説明させていただきます。

補正予算書4ページをお開きください。歳入につきましては15万円の増額でございます。こちらは新規接続数が15万円見込まれますので増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。一般管理費、需用費、積立金、公課費にそれぞれ補正額が設定されております。ただいま歳入で御説明いたしました分担金につきましては24積立金15万円、農業集落排水事業基金積立金へ積み立てるという規定になっておりますので同額を補正させていただきます。需用費、光熱水費100万円の増額でございます。こちらにつきましては汚水の流入量の増加でございますとか各施設の設備の経年劣化等によりまして能力低下が見られております。それに要因する電気使用量が増加しているものと分析しております。その金額が100万円となっております。続きまして、公課費、消費税100万円の減額でございます。こちらにつきましては、確定申告におきまして本年度支払うべき消費税につきまして100万円程度の減額が見込まれますのでその分を減額補正させていただいた分でございます。補正の総額としましては15万円ということになっております。

私の説明は以上です。よろしく御審議ください。

議長（松崎俊一君） これより議案第17号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第17号、令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第20、議案第18号から日程第26、議案第24号までは令和4年度小国町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算でありますので、一括して議題いたします。

ここで渡邊町長より令和4年度の町政に対する施政方針をお示しいただきたいと思います。

町長(渡邊誠次君) それでは、まず令和4年度の来年度の施政方針を述べさせていただきます。

本日のこの定例会が開催されるに当たりまして本定例会で施政方針を述べさせていただきます。議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。毎年のように私は思いをまず述べさせていただきますけれども、町長就任以来やっぱり変わることはございません。しかしながら2年以上続いておりますコロナウイルス感染症の拡大それから令和2年度には7月豪雨がありました。災害復旧が半ばでございます。議員の皆さんからお尋ねが非常に多いように改めて思っておりますけれども、自然の脅威猛威そして共存していくことの厳しさを私もしっかりと痛感しているところでございます。令和4年度におきましても3年度のときにも申し上げたかもしれませんが感染症関連の対策事業そして災害の復旧事業がまずもっての優先事業でございます。2024年までの時限的である先ほどからも補正予算等にも皆様方いろいろと御意見いただきました北里柴三郎博士の顕彰事業これを本格化させていって、また鍋ヶ滝バイパスの具現化もスタートさせていただきたいというふうに思います。同時にこれまで進めてきたまちづくり等々も進めてまいりたいというふうに思っております。行政それから住民サービス、まちづくりこの3種類のDXこちらもデジタルトランスフォーメーションこちらも推進していかなければならないということは町にとって大変重要なことというふうに考えておりますので人材の登用もできればしっかりと視野に入れさせていただきながらDX事業の

推進をしてみたいというふうに思います。議員の皆様方は御存じのとおり高齢化の進展に伴う社会保障関係の経費そして老朽化を含めたインフラ対策に伴う財政需要等の更なる増加などによって一層厳しい財政運営も予想されます。財源がもちろん非常に厳しいときではありますけれどもチャンスと機をしっかりと捉えていくことも大事だというふうに思います。高い効果を得られるように努力をしてみたいと思います。「小国はみんなでSDGs」をしっかりと合い言葉にさせていただきます。「オール・フォー・ザ・ネクスト、全ては次世代のために」もうこれまでも何回も言ってみましたが経済と自然、教育のバランスを念頭に置きまして、あくまでも次世代への継承に重きをしっかりと置いていきたいというふうに思っております。本当に方針的には今までと変わりはないというふうに思っております。また実は滞っておりますけれども住民の皆さんとの対話これは私はもう毎回そうでございますけれども非常に大事に思っております。まちづくりの基礎にもなるというふうに思っておりますので自らもちろん感染症の状況を見極めながらではありますけれども、私自ら住民の皆さんとより多く対話をしていってしっかりとまちづくりに生かしてみたいというふうにも思っております。同時に議員の皆様にもしっかりと私に御意見をいただきたいというふうに思います。「至誠惻怛の精神」と「剛毅果斷」これまでどおり覚悟を持ってしっかりと取り組んでまいります。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、来年度の小国町一般会計予算編成における予算の概略概要を述べさせていただきます。総務課資料（8）でございます。令和4年度予算施政方針をお開けいただきたいと思ひます。

1 ページ、2 ページ、3 ページ、4 ページまでは議員の皆様方御参照いただきたいと思ひます。主な取組の部分抜粋して少し読ませていただきたいと思ひます。

まず総務課におきましては、こちらにも書いてありますがデジタル行政改革の推進を行ってみたいというふうに思ひます。システムをデジタル化することによりまして住民の利便性及び職員の事務効率化を目指したいと思ひますし、またまちづくりのほうもDX化を進めていかないといけないと思ひますのでここに書いてあるとおりでございますけれども本格的に運用も行ってみたいというふうに思ひしているところでございます。

次に、防災消防機能強化でございます。復興まちづくり計画及び国土強靱化計画に基づきまして避難所の場所を明示し、住民や観光客等が安心して避難できる体制を構築するため、避難所標識及び避難所までの避難誘導標識等の整備を行います。また、消防力強化として西里所尾野地区の防火水槽の設置工事を行いたいというふうに思ひます。また前回もいろいろとお話にありましたがけれども防災につきましては町単体だけではなくて国、県それから地域の皆様方との連携これが非常に重要になってくると思ひますのでその部分はしっかりと密に話を進めてみたいというふうに思ひます。

財産管理につきましては、町有財産を適正に管理するために固定資産管理システムによる固定

資産台帳の管理を行いたいと思います。また公共施設等総合管理計画及び実行計画に基づき、施設ごとにマネジメントを行いまして今後の維持管理について検討をさせていただきます。また有効地の活用等につきましてはこれもタイミングが非常に大事だと重要だというふうに考えておりますけれども引き続き検討させていただいて、特に他団体利用町有地につきましては売却も含めて町内含めても売却も含めて働きかけを行いたいというふうに思っております。

次に、政策課でございます。地方創生の部分です。町の最上位計画である「小国町総合計画」の第6次計画に基づきまして同計画に描いた町の将来像の実現に向かうとともに、人口減少をできるだけ克服させていただきまして、地方の創生を目指す「第2期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行に向けて、各課と連携して施策の進行管理を行ってまいりたいというふうに思います。

またSDGs未来都市として、地域資源である地熱と森林資源を活かしながら、循環型の社会と多様な産業を創出し、社会・経済・環境の3側面の統合的取組の中で、将来にわたって魅力あふれる持続可能な町となることを目指しまして、ローカルSDGsの推進と地域循環共生圏の構築に取り組んでまいります。

人口減少対策と地域の活性化を目指して、今後も移住定住の施策を連携をしっかりとさせていただきまして推進して「小国暮らしの窓口」の活動を持続させ、より多くの移住希望者の獲得と移住後のサポートの充実を図ってまいりたいというふうに思います。

地域公共交通につきましては、生活圏をともにする南小国町の連携をしっかりと今後とも持続して軸にしてまいりたいと思います。路線バスの運行、乗合タクシーの運行、そして中心市街地バス（にじバス）でございますけれども小国郷、肥後大津駅を結ぶ小国郷ライナーの運行を柱に事業を南小国町と話をしていきながら、さらに充実をさせていただきたいなというふうに思っております。下のほうに書いておりますけれども両町住民のニーズに合う事業となる運行ルートの再考等々が非常に大事だというふうに思っておりますので、改善策を検討の上事業に反映させてまいりたいというふうに思います。

引き続き7ページをお願いいたします。ふるさと納税です。このふるさと納税におきましては今後はSMO南小国による返礼品の事業者のサポートと広告活動の充実を進めてまいりましたけれども、更なるポータルサイトの追加そして返礼品の充実を図って寄附額の増加も目指させていただきたいというふうに思います。ふるさと納税につきましては、今回の一般質問でも取上げられていますのでその際また御説明も申し上げたいというふうに思います。

企業版ふるさと納税につきましては、皆様方が今年もいただいておりますし今度の北里柴三郎記念館のシアターホールの顕彰事業にも使わせていただきますけれども、しっかりと町の方針をアピールさせていただきまして働きかけを行わせていただきたいというふうに思います。そして積極的に企業と結びつきを強めることでしっかりと繋がりを持って寄附へとつなげてまいりたい

というふうに私は考えているところでございます。

地域エネルギーでございまして、豊かな自然資源を有効かつ効果的に次の世代につながるようにこれまでどおり申し上げてまいりましたけれども、地熱発電を含めしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。地域エネルギーに関しましてはそんなにたくさんの地域が持っているわけではございません。小国町としては非常に有望な地域というふうに国からも思われておりますし私もそういうふうに思っております。先人の皆様方の今までの取組が今日につながっているというふうに思っておりますので、是非とも有効活用をさせていただきたいというふうに思います。

情報課です。情報課に関しましては、情報手段としてまずはCATV、エフエム小国、屋外放送、広報誌、ホームページ等々をこれまでどおり運用それから情報発信を行っていかせていただきたいというふうに思います。

それから、次のページ、8ページお願いいたします。オプションとしてCS放送につきまして10番組を放送しておりますけれども先日皆様方にも御提案しましたとおり、利用者の減少そして同じ番組が視聴できる民放の安価なサービスが出てきているという状況から、一定程度の目的を達成したというふうに思っておりますので、今後は継続の有無を検討してまいりたいというふうに思います。

続きまして、商工観光振興と北里博士の顕彰事業でございまして、商工観光業につきましてはコロナ感染症の影響が非常に大きく響いております。現場の声に対応をしていくために商工観光事業者への給付、支援、振興策様々な取組を実施してまいりましたけれども、本年度もしっかりとコロナ対策に取り組んで商工業・観光業の振興に取り組んでまいります。

さらにはASOおぐに観光協会の機能強化のため国の財政支援制度を活用しまして、民間企業(JTB)と協定を交わして2年目の民間派遣となりますけれども更なる事業展開と組織の充実を図らせていただきたいというふうに思います。

鍋ヶ滝公園におきましても、平成27年度から順調に来園者が増えてきましたけれども、このコロナ感染症によりまして入園者は激減しております。しかしながら新しい観光の在り方を検討して予約システムが稼働、そしてライトアップによって地域資源の更なる魅力づくりを行ってまいりたいというふうに思っておりますし、地元の皆さんと話をしながら渋滞緩和にも取り組んでいっておりますので安心安全な観光地づくりに今後とも取り組んでまいりたいというふうに思います。そして先ほどからお話にある2024年新千円札のお顔になられます北里柴三郎博士におかれましては本年度様々な国の補助事業を活用してシアタールームの建設など記念館周辺の再整備をしっかりと行わせていただきまして、様々な波及効果が出るように顕彰事業に取り組んでまいりたいというふうでございまして。

産業課です。農業振興につきましては、米の価格低迷それから一昨年トビロウカンの被害拡

大による減収また昨年の在庫過剰、21年産の豊作等により生産者米価が下落して農家にとって非常に厳しい状況が続いております。この状況の中、日本型直接支払制度のうち「中山間地域等直接支払交付金事業」につきましては、一昨年度から第5期がスタートしているような状況でございます。併せて「多面的機能支払交付金事業」に継続して取り組んでまいりまして、持続的な農業経営の支援と中山間地域の集落営農と農村集落の維持保全を支援してまいりたいというふうに思いますし、農業担い手育成支援につきましても、今年度も専業農家の親元に就農する新規農業者に対して町独自の取組と一定期間の支援を行うことで担い手を育成してまいりたいというふうに思います。

また、農地利用集積それから集約化を進めていくために、農地中間管理機構事業の推進と併せまして中山間地域における担い手の育成確保、農地の有効利用及び法人による地域営農活動の構築などを検討する取組に対しまして支援を行ってまいりたいというふうに思います。

畜産振興です。畜産振興におきましては、小国町の農畜産物販売に大きなウエートを占める小国ジャージー牛乳の増産と更なるブランド化と肉用牛の増頭と産地維持を推進するとともに、小国郷畜産クラスター協議会では、今後の酪農振興と畜産クラスター事業の実施に向けた検討を引き続き行ってまいります。

また、本年度も家畜改良増殖を目的とした「家畜改良事業補助金」、肉用牛の産地維持のための増頭、それから牛群改良を行う「産地維持対策事業補助金」などを活用させていただきまして、小国畜産業の更なるブランド化を推進してまいりたいというふうに思います。

農産物直販所「薬味野菜の里小国」の運営につきましては、出荷協議会員が高齢化しているところは皆様方も御存じでいると思いますけれどもしっかりと会員の確保に努めるとともに生産技術の向上、販路拡大、商品の充実に取り組んでまいりまして、施設の経営安定化を図って町民の所得向上と生きがいの場の提供を創出しまして、多くの町民に親しまれる施設運営を目指して新型コロナウイルス感染症対策を徹底させていただきましてクラスターの防止など安全対策に取り組んでまいります。

また、食品残渣を活用した小国堆肥の製造・販売に継続して取り組むことで循環型農業を推進し、安心・安全な農産物の生産から販売について支援を行ってまいりたいというふうに思います。

有害鳥獣対策です。議員の皆様方からも御提案はたくさんございます。財源を伴いますけれども被害が深刻な状況もあり問題が非常にあると思っておりますので、引き続きまた南小国町と話もさせていただきながらより効果が高い事業を模索してまいりたいというふうに考えております。

林業振興です。ここに書いてありますとおりしっかりと小国林業の活性化と森林の持つ公益的機能の維持増進を図るために森林経営計画に基づきまして「くまもと間伐材利活用推進事業」による適正な間伐による森林管理に取り組んでまいりたいというふうに思います。また、「主伐促進支援事業」及び「再造林支援事業」同じく施業地集約化を図るため、切捨て間伐で林家の負担

が大きい「集約化除伐支援事業」を実施することで持続可能な山林へと転換を図ってまいりたいと思います。

また森林環境譲与税をしっかりと導入させていただきまして、環境保全それから公益的機能の維持の観点から主伐促進に取り組むことというふうに思っております。

また、世代交代も急がれておりますけれども林業の担い手につきましては、雇用の安定それから知識習得を目的とする「新規林業担い手育成支援事業」、それから一人親方の福祉の向上と労働環境の改善のための支援事業として「小国林業一人親方組合林退共補助金」「林業担い手機械導入支援事業」などを実施して労働環境の改善に努めてまいります。

また、販路拡大を推進するために「小国材使用建築物支援事業」にも引き続き取り組んでまいります。これまで林業振興に御尽力をいただきました小国町のサポーター企業の皆さんともしっかりと連携させていただきまして、その輪が広がるように努力してまいりたいというふうに思います。

建設課でございます。恒常的なところはあるかもしれませんが道路の維持、社会資本整備総合交付金等によりまして、橋梁の点検、改修、設計これが今からウエイトを大きく占めてくると思いますが、また議員の皆様方からの御提案、御意見もいただきたいと思っております。町道明里線、町道北里倉本二俣線、町道小原田線、町道電線の舗装打替工事等を実施してまいりたいというふうに思います。

道路新設改良費。下滴水の橋梁の新設、町道鍋ヶ滝線のこれは仮でございますけれどもバイパス改良に向けた用地買収そして起債事業にて町道湯鶴線の災害浸水対策工事を実施してまいりたいというふうに思います。

住宅管理費です。老朽化した住宅の解体撤去及び柏田団地の屋外外壁改修工事を実施してまいりたいと思っております。

電源立地交付金を活用させていただきまして、柏田団地の倉庫の改築等々の工事も実施してまいりたいというふうに思います。

公共土木施設災害復旧事業です。早期復旧を目指します。

水道事業です。本年度も有収率の向上及び配水管の耐震化に向けて、老朽化した地域の配水管布設替工事を実施したいというふうに思います。

農業集落排水事業におきましては、県の補助金及び起債により本年度から令和7年度にかけて、西里地区の農業集落排水施設の改築・更新工事を実施いたします。

税務会計課の地籍調査におきましては、大字西里地区の調査を行ってまいります。本年度の事業実施により、現地調査の進捗率につきましては約77%になります。

町民課の住民部門です。安心できる暮らしを支えるために、無料法律相談や消費生活相談等々を実施するとともに、総合的な住民相談窓口の充実を図ってまいります。

なお消費生活相談につきましては、南小国町との連携も継続しつつ住民の利便性の向上を図ってまいりたいと思います。

戸籍住民窓口業務です。住民の皆様が気軽に来庁できるように住民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに思います。

結婚支援です。少子化対策の強化を目的として国・県と連携させていただきまして、新婚世帯を対象に結婚新生活のスタートに伴う住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用などを支援する「結婚新生活支援事業」に取り組んでまいります。

人権啓発につきましては、安心して暮らせる差別のない社会形成のために、住民への人権啓発の推進を目的とした隣保館交流促進事業や人権啓発フェスティバル、人権啓発セミナー等々の開催それから男女共同参画社会推進の各種事業に取り組んでまいりたいというふうに思います。

環境衛生の部分では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、一般廃棄物を適正に処理し生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、阿蘇広域行政事務組合に事務委託を行いまして、町全体の環境保全業務の維持及び強化を図ります。

合併処理浄化槽設置者に対する補助金の交付も引き続き行いながら、公共水域の水質保全そして住民啓発に取り組んでまいりたいと思います。

町民課の福祉部門でございます。本年度は、第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の4年目となります。

高齢化が非常に高い水準で推移する中で、生きがい対策として老人クラブ、シルバー人材の活動支援におきまして高齢者の社会参加を推進してまいりたいというふうに思います。しかしながらここでも現在のコロナ禍において、生活様式の変更、活動の自粛などでこれまでと異なる対応が必要とされております。今後の動向をしっかりと注視しながら、福祉政策に関して啓発等に取り組んでまいりたいというふうに思います。

災害への対応といたしましては、社会福祉協議会それから民生委員等と町民課の福祉部門としては連携をさせていただきまして、ひとり暮らしの高齢者や障害者などの避難行動要支援者の適切な登録処理及び支援の取組に努めてまいりたいというふうに思います。

さらに小国郷における地域包括ケアの課題への対策や住民啓発の取組に中心的な役割を担っております小国郷医療福祉あんしんネットワークは、医療機関や介護施設、福祉団体、福祉行政機関等多業種・多職種で参画、組織されておりまして、町としても今後も連携・支援をしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

障害者福祉です。本年度は、第4期障がい者基本計画の5年目となります。障がいのある方たちが地域で安心して暮らしていけるように相談支援体制を充実させてまいりまして、障がいの特性に配慮したきめ細やかな障がい者福祉施策の施策を進めてまいりたいというふうに思っております。

老人福祉・介護保険でございます。本年度は、第8期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の2年目となります。

「すべての高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができる支えあいのまちづくり」を基本理念として、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康づくりや生きがいくづくり、互いに支えあう「自助・共助・公助」の考えに立った地域全体で支え合う仕組みづくりを推進してまいります。

児童福祉です。保育ニーズにつきましては非常に多様化しておりますけれども、第2期子ども子育て支援事業計画に基づきまして、関係機関との連携を図りながら切れ目のない子育て支援施策に取り組んでいきたいというふうに思います。

先ほど説明したとおり放課後児童クラブにつきましては、令和4年度から町営化してまいりたいというふうに思います。また国の交付金等々を活用しまして新型コロナウイルス感染症への対応それから少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士等の処遇改善を行います。

加えて、病気等で集団保育ができない児童を対象とした、病児保育事業を令和4年度に新たに開始をさせていただくという予定でございます。

その他、幼児教育保育の無償化の対象である、認定こども園小国幼稚園による一時預かり事業、子ども医療費助成制度、多子世帯への出産祝金、ひとり親家庭医療費助成制度など、子育て家庭やひとり親家庭への経済的な支援を継続して実施してまいりたいというふうに思います。

健康づくり・予防接種でございます。小児の聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による言動発達等の影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るため、今年度より新生児聴覚検査に対する公費助成の実施をしてまいりたいというふうに思います。

疾病予防の取組といたしましては、40歳の方の特定健診及びがん検診の自己負担の費用軽減を行いまして、健診をより受けやすい環境づくりに努めまして受診率の向上に努めてまいります。

健診後の取組として、栄養教室、運動教室を実施して、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置いた保健事業を実施してまいりたいというふうに思います。

新型コロナウイルスワクチン接種におきましては、町民の皆様の命と健康を守るために県それから阿蘇郡市医師会、関係機関と連携を図りましてワクチン接種が安全安心に行えますようしっかりと努めてまいります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度です。国民健康保険は、被保険者が減少傾向にある中、依然として1人当たりの医療費は緩やかですが増加傾向が続いております。それに伴いまして、事業費納付金を納めるために必要となる保険税も1人当たりに換算すると増加傾向にあります。国保事業費納付金を的確に捉えて、国や県のインセンティブ制度への取組によりまして財源の確保を図りながら、今後も健全で安定した適正運営に努めてまいります。

また、特定健診受診率向上の取組として、昨年度から医療機関で実施しております個別健診を導入して、さらに受診しやすい環境につきましても充実を図ってまいりたいというふうに思います。

後期高齢者医療におきましては、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施しております。具体的には、薬剤師と連携をして服薬状況それから残薬状況を評価し、多剤併用による弊害を回避します。

また、フレイル健診をさらに浸透させ、介護が必要となる前に元気クラブなどの通いの場となる地域活動それからポールウォーキング等の健康づくりの場につなげることで、高齢者の方を初めとした町民の皆様がいつまでも元気に過ごすことができるよう、介護予防と健康づくりの取組を推進していきます。

保育園です。保育園は子供たちが健康で安全に、情緒の安定した生活が送れるよう、家庭との連絡を丁寧に行いながらひとりひとりの成長を育んでいきます。また保育士や友だちと一緒に豊かな経験を重ねる中で、基本的な生活習慣や仲間づくりを大切にする保育を行います。保育園におきましてはコロナウイルス非常に大変な場所でもありますので、先生の皆様方にもしっかりと頑張ってくださいというふうに思っております。

子育て支援拠点です。子育ての中の保護者の不安や悩みを受け止めながら、子育ての楽しさを共有して保護者の方が集う交流の場を提供していきます。木製遊具に触れながら親と子の育ちやつながりの場、そして子育ての体験や気づきの場にしてまいります。

教育委員会事務局所管です。学校教育におきましては、コロナ禍の中、児童生徒の安心安全、学習の場を保障するため、学校から感染拡大させないようにしっかりと現状でも努めておりますけれども、引き続き感染防止の徹底を図ります。また、状況に応じた行事等を選びすぐっていきながら臨機応変な対応を行ってまいりたいと思います。

そのような状況下ではありますけれども、町では将来を担う子供たちが生き抜く考えや知識を身につけて、自らの夢を実現していくために、県の教育大綱、教育プランを基に、小国町教育努力目標、教育チャレンジプランの実践を推進していきます。主には小中一貫教育によるおぐに型教育の推進として、学びの保障と学力向上、国際化、情報化に対応する教育や地域との協働活動の充実を目指します。

また、学校運営協議会を中心に学校、家庭、行政、地域社会がお互い連携を図り子供たちが郷土に誇りを持ち、心身ともに健やかに成長できる教育活動に取り組んでまいりたいと思います。具体的な支援といたしましては、昨年度に引き続き対面授業と組合せたＩＣ機器を活用した効率的かつ有効的な授業推進の支援やＡＬＴ、学習・生活活動支援、図書事務などの人的支援、学力向上では英語や漢字検定の助成などを行いまして、児童生徒はもとより教職員のサポートにも努めます。

町内で唯一の通学可能で身近な高校、今年創立100周年を迎える小国高校の魅力化を図る取組につきましても、小国郷の両町でしっかりと取り組んで連携して支援をしてみたいというふうに思います。

社会教育です。地域と学校が連携・協働し、子供たちの成長を支える地域学校協働活動を引き続き推進いたします。具体的には、放課後子供教室や地域未来塾の開催、見守り活動、学校の検温支援や環境整備などの活動を推進いたします。

令和3年度に第3次子ども読書活動推進活動の策定を行いまして、計画に沿って子どもの読書活動を推進いたします。

生涯学習推進の観点から、学習活動や発表の場としておぐに町民センターを中心に設けるとともに、引き続き関係団体を支援しながら町民の豊かな生活創造につなげてまいりたいと思います。

坂本善三美術館では、医療福祉分野とアートが連携し、コレクションリーディング「Over 50で楽しむ善三展」を開催するほか、収蔵品の魅力を多角的に伝える展覧会を開催します。

また、町内外の人々と一緒に建物のメンテナンスに取り組む「柿渋座」や、小国高校との連携事業、小国小・中学校の鑑賞体験教室、おぐに木工展など多世代の人々とつながりを作る事業を継続して行います。

その他、展示棟を中心に施設の照明設備更新（LED化）にも取り組んでまいります。

社会体育では、小学校社会体育、総合型地域スポーツクラブの利用者ニーズにこたえる体制の整備と指導者育成に努めます。

また、体育施設につきましては、おぐに町民センターとともに予約システムの整備を行いまして、利用者の利便性の向上と適正な維持管理に努めまして、安心安全な環境で引き続き多くの町民がスポーツや会議などを利用しやすい環境づくりを進めてまいります。

さらには、屋外運動施設の夜間照明設備の整備計画策定というところにも着手をまいります。

以上、施政方針長く述べさせていただきました。私の施政方針令和4年度におきまして今申し上げたとおりでございます。しっかりと覚悟をもって取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

私のほうから、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思います。ここで暫時休憩といたします。次の会議を5時10分から行います。

（午後4時58分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後5時09分）

議長（松崎俊一君） 執行部より議案第18号から順次、議案の説明をお願いしたいと思いますが、

説明に当たりましては概略説明でお願いしたいと思います。

まず、議案第18号について説明をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集15ページ上段をお願いいたします。

議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和4年度小国町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは、予算書の概要について説明させていただきます。

令和4年度の一般会計歳入歳出予算の総額はそれぞれ59億6千200万円です。

予算書の2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算でございます。初めに歳入全体の中で大きな項目について説明をいたします。

まず、町税です。6億1千690万円で全体の10.3%を占めております。

7地方消費税交付金が1億3千万円で2.2%を占めております。

一番下になります。地方税24億4千万円で歳入全体の40.9%を占めております。

3ページをお願いいたします。13使用料及び手数料が1億5千539万7千円で約2.6%を占めております。

その次の14国庫支出金が10億8千952万4千円。

15県支出金が3億7千888万5千円で、国庫支出金と県支出金を合わせますと24.7%を占めております。先ほど説明をいたしました地方交付税とこの二つを合わせますと歳入全体の65.6%を占めている状況でございます。

次に18繰入金です。基金繰入金として1億3千597万8千円を繰入金として予定しております。

4ページの21町債でございます。6億5千860万円を借入れいたします。財源に占める町債の割合は11%でございます。

5ページをお願いいたします。歳出です。

款ごとの歳出を計上いたしております。大きな歳出項目といたしまして、総務費が、10億6千912万9千円です。歳出項目の中で17.9%を占めております。

次に民生費です。12億113万5千円で20.1%を占めております。

衛生費は、3億3千85万9千円で5.5%です。

農林水産業費は、3億2千528万1千円で5.5%です。

商工費は、1億9千234万円で3.2%を占めております。

一番下の土木費は、6億5千337万9千円で11%を占めております。

6ページをお願いいたします。

消防費が、2億91万5千円で3.4%を占めております。

次に、教育費が3億5千189万8千円で5.9%を占めております。

災害復旧費が、6億2千776万2千円で10.5%を占めております。

下から3番目にある公債費は、5億7千756万4千円で9.7%を占めております。

その下の諸支出金は、3億6千337万円で6.1%の割合を占めております。

次に、7ページをお願いいたします。第2表債務負担行為として令和4年から複数年リースが始まる項目等を記載しております。

次に、9ページをお願いいたします。第3表地方債として起債の目的と限度額等を記載しております。

続きまして、10ページから11ページには、歳入歳出予算事項別明細書になります。歳入歳出の予算の前年度との比較表になります。配付してあるA3判の総務課資料(9)一般会計当初予算状況には前年度の比較に加え、前年からの増減理由をまとめておりますので御一読いただければわかりやすいと思います。

人件費については、今年度の退職予定者分8名は当初予算には含めず計上させていただいております。また退職手当特別負担金が2千800万円の減となっております。これは退職手当支給を行う熊本県市町村総合事務組合の基金残高が退職者の減少に伴い負担金を積立てている基金残高が高額になっていることから当面の間はこの負担金を請求せず基金のほうで対応することとなりましたので、令和4年度は予算計上を見送り減額となっております。令和3年度との比較をすれば令和4年度は歳入歳出それぞれ59億6千200万円ですので前年比で言えば14億4千300万円の減額で編成されており、その主な減額の要因は災害復旧に掛かる経費が主なものでございます。

また、総務課資料(10)令和4年度予算に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業計画(集計表)を配付しております。国から1億1千717万円を交付限度額として交付されており、そのうち令和4年度当初予算では24事業の計画総額8千967万4千円を計上しております。差引き額の2千749万6千円につきましては今後事業計画を作成いたしまして6月議会にて上程を予定しております。

以上で、一般会計の概略説明を終わらせていただきます。

議長(松崎俊一君) 続きまして、議案第19号から議案第24号までの説明をお願いしたいと思います。なお初めに町長のほうから議案第19号から議案第24号までの議案集の朗読をお願いしたいと思います。その後に各課長から説明をお願いします。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集15ページ下段から追って御提案をいたします。

議案第19号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案第20号 令和4年度小国町介護保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和4年度小国町介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案第21号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案第22号 令和4年度小国町簡易水道特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和4年度小国町簡易水道特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案第23号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案第24号 令和4年度小国町水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和4年度小国町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

町民課長（生田敬二君） 町民課のほうで三つの特別会計の予算を所管しておりますので説明をさせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。特別会計予算書の2ページから4ページ第1表の歳入歳出予算をお願いいたします。歳入歳出ともに合計額で申し上げます。10億4千806万6千円の予算総額となります。前年度と比較しまして3千720万7千円の減額。率にしまして3.43%の減少となります。なお配付をさせていただいております町民課資料6になりますけれども、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の被保険者数等の直近の状況でございます。各特別会計予算審議の際に併せて御参照いただければと思っております。

続きまして、介護保険特別会計予算の概要でございます。予算書の22ページ、23ページをお願いいたします。歳入歳出ともに予算の総額合計で11億8千889万8千円でございます。前年度と比較しまして2千844万1千円の増額。率にしまして2.45%の増加となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算でございます。予算書46ページ、47ページ、第1表歳入歳出予算をお願いいたします。歳入歳出ともに合計で1億4千325万円の予算総額となります。前年度と比較しまして2千128万2千円の増額。率にしまして17.45%の増加となります。

後期高齢者医療の予算についての説明は以上となります。御審議よろしくをお願いいたします。

建設課長（時松洋順君） それでは、私のほうから小国町簡易水道特別会計予算につきまして概略を説明させていただきます。

特別会計予算書56ページをお開きください。簡易水道特別会計につきましては、施設といたしまして杖立水道、小藪水道、市井野水道の3施設の会計となります。その3地区の水道組合より施設の維持管理及び使用料の徴収事務を地区に代わって受託事務として行っております。今年度は歳入歳出ともに673万円を計上させていただいております。これは対前年比5.8%増ということになっております。

以上、小国町簡易水道特別会計予算についての概略の説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町農業集落排水事業特別会計予算につきまして概略を説明させていただきます。

特別会計予算書66ページをお開きください。

総括としての歳入でございます。分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、

繰入金、諸収入、町債、合わせまして歳入合計2億3千647万8千円を計上させていただいております。

67ページ歳出でございます。総務費、公債費の歳出合計につきましても2億3千647万8千円となっております。予算総額につきましては対前年比51.5%の増となっております。こちらにつきましては、本年度から施設の長寿命化ですとか維持管理コスト低減を図るために西里地区の機能強化事業を実施してまいります。この費用が増額の主な要因でございます。

続きまして、小国町水道事業会計予算について概略を説明させていただきます。

水道事業会計予算書の1ページをお開きいただきます。総括事項を掲げております。

業務予定量としましては、第2条で令和4年度の予定量を計上しております。給水戸数は2千466戸。総給水量につきましては、96万4千228トンといたしまして、1日の平均給水量を2千642トンとしております。主な建設改良費といたしましては、小屋地区、神原地区の布設替工事を予定しております。

続きまして、第3条収益的収入及び支出でございます。収入合計は1億4千928万4千円。2ページに支出合計1億4千917万8千円でございます。

第4条には資本的収入及び支出について記載されております。収入合計につきましては3千138万9千円。支出合計1億6千224万7千円でございます。

以上、簡単ではございますが概略説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） ただいま執行部より、「議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算について」から、「議案第24号 令和4年度小国町水道事業会計予算について」まで説明をいただきました。

では、議案第18号から議案第24号の中で、ただいまの執行部からの説明に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算につきましては、各常任委員会に付託し、審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 続きまして、議案第19号から議案第24号までにつきましても、所管の常任委員会に付託したいと思っております。

お諮りいたします。

議案第19号、20号、21号は文教厚生常任委員会へ、議案第22号、23号、24号は産業常任委員会に付託をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第24号は所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(松崎俊一君) 日程第27、「小国町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

地方自治法第182条第8項により、小国町選挙管理委員長から令和4年3月29日をもって小国町選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了するとの通知がありました。

地方自治法第182条第1項により、本件は、当議会により選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、それに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。指名の方法については議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、資料の配付をいたします。

(資料配付)

議長(松崎俊一君) 皆さま方のお手元に配付しました小国町選挙管理委員会委員及び補充員(案)という名簿を御覧ください。

小国町選挙管理委員会委員のほうに4名、まず、大塚築郎さん、石松喜久男さん、佐藤登喜子さん、本田康幸さん、以上の方を指名いたしたいと思います。

お諮りをいたします。

ただいま私が指名をいたしました方々を小国町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました、大塚築郎さん、石松喜久男さん、佐藤登喜子さん、本田康幸さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、小国町選挙管理委員会委員の補充員の指名をいたしたいと思います。麻生輝雄さん、穴井完次さん、穴井雄二さん、時松比佐代さん、以上の方を指名いたしたいと思います。

お諮りをいたします。

ただいま私が指名いたしました方々を小国町選挙管理委員会委員の補充員の当選と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) ありがとうございます。

よって、ただいま指名をいたしました、麻生輝雄さん、穴井完次さん、穴井雄二さん、時松比佐代さん、以上の方が選挙管理委員会委員の補充員に当選をされました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま私のほうから読み上げました順序に従っていたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま私のほうから指名、御報告をさせていただきましたとおりといたします。

議長(松崎俊一君) 日程第28、「発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策に対する要望書について」を議題といたします。

ここで提出者より、発議第1号について提案理由の説明を求めます。

2番(江藤理一郎君) 2番、江藤です。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策に対する要望書の提案理由を申し上げさせていただきます。

2月11日に町内で初めてのクラスターが障がい者支援施設で発生したことを受け、このような大規模感染を起こさないようしっかりと原因を究明し、早期に情報収集ができる体制づくりと感染拡大防止に努め、住民が安心して暮らせる町づくりを実践するためということで、今回の感染拡大に関しましては施設側の管理とそれから感染対策だけで完結されるものではなく、家に帰ると施設の方々も高齢者や小さな子供を持つ職員の方々も多いと思われるため、今回の件は町としても重く受け止め二度とこのようなクラスターが起きないように努めていっていただきたいという思いで要望書を出させていただきました。

提出者、私小国町議会議員、江藤理一郎、それから賛成者に、小国町議会議員の久野達也議員に賛成をいただいております。

御審議をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） ただいま、提出者であります2番、江藤理一郎議員より説明がありました。

これより発議第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 2月にクラスターが発生をしまして、その後勉強会という位置づけで意見交換会というかこの場で執行部とあと議会議員とでいろんな報告等を受けました。その後2月17日に私のほうから江藤文教厚生常任委員長に連絡をとりまして、議会としても何らかのそれぞれ議員も思いがあるので意見書か決議を上げたらどうだろうかということでお話をさせていただきましたら、確かにそれは大事なこともかもしれないということで。早速、江藤議員が18日翌日には案を作って私に何かほかに意見があればということで送っていただきました。そこには発議理由があってその下に記として、いろんな情報収集であったりとか感染した人への食糧支援とか三つほどでしたかね記として書いてある部分がありました。私としても是非検査体制の充実というのを入れてもらいたいということで行政検査から漏れる人についても町独自の検査体制をとということでお話ししました。翌日でしたでしょうか、それも入れた部分でこれでどうだろうかということでもたまた私に送っていただきましたので、それでいいのではないのでしょうかという話をしたわけです。

ところが、28日の議会運営委員会が行われる朝お電話をいただきまして、もう常任会を招集する時間もないので今回は個人として上げさせてもらいたいということと言われたわけです。もちろん中身見てみますと特に何か問題があるわけでもないし発議をされる権利はそれぞれ議員にありますので、これはこれで私も賛成するべきものだというふうに思っているのですが、しかしやはり常任委員長をされているわけだからここでいろいろ質疑したりとかその意見を言うことはできるのですけれども、もうちょっとほかの議員10人おりますからそれを何か集約するようなかたちで今回これはこれで3月議会は要望書というところを出すとしても、やはり今回第6波というふうに言われていますけれども第6波が収束してそれでもう終わり平穏な日常が取り戻せばいいのですけれども、やはりその後も第7波とかいうふうに起こっていく可能性としては十分高いわけです。やはり6月議会にはもうちょっとこう具体的な要望書を出す必要はあるのではないかなというふうに思うわけですが、これを出される経緯と今後これを出した後の取組、同様な決議であったり要望書を具体的なものを出していかれる考えは常任委員長としてあるのかどうかお聞かせください。

2番（江藤理一郎君） 私としましても、今回の要望書に関しましては先に決議案を作らせていただいたわけですがその中で文教厚生常任委員会の皆様にもお話をさせていただいて、それぞれの皆様の御意見も少しずつ入れさせていただいた中で一応案というものを作りましたが、ただ何分こう議論の時間もなかなか足りなかったということと実際にこれを上げたとしても実行で

きるかというところが不確かなところもございましたので、今回は要望書というかたちで個人的に出させていただいたというような経緯になります。

また今後につきましては、まん延防止措置が21日まで続くということもありますし年度末そして4月から新しい体制というところもございますので、できれば年度変わってから文教厚生常任委員会のほうをコロナが落ちついていけば開かせていただいてこういったところも議論に入れて、それから学校それから各町関係の福祉施設等々視察等も含めて皆さんに文教厚生常任委員会としての活動ができるように御提案というか投げかけをさせていただきたいなというふうに思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

2番、江藤理一郎議員より提出された、発議第1号、新型コロナウイルス感染症対策に対する要望書について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第29、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、小国町議会会議規則第129条の規定によりお手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件についてはお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第30、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については、別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会規則第129条の規定により、12月議会以後今日まで、議員を派遣しましたので御報告いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第31、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたら、お願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは、令和4年度の職員の採用についてです。令和4年度の新規採用者につきましては、一般事務を4名採用いたします。1月に実施をいたしましたけれども、土木それから保健師の追加募集については残念ながら採用には至っておりません。

令和4年度の職員派遣についてです。令和4年4月から公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンターに税務会計課、田邊龍史、熊本県後期高齢者医療広域連合に町民課、石松幸恵をそれぞれ3年間派遣いたします。

次に、戦没者追悼式についてです。例年4月15日に開催をしております戦没者追悼式について、現在新型コロナウイルス感染症の発生状況が落ちついていない現状の中ですので町といたしましては今後遺族会の方とお話をさせていただいて、この状況も見ながら昨年同様に実施する場合であっても参列の人数を制限するかたちで開催したいと思っているところでございます。その際におきましては、町議会の皆様方、代表を御来賓としてお招きし議員の皆様への御案内それぞれを控えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、国保運営協議会委員の選任についてでございます。委員におきましては、現在6名で公益代表委員2名、医師代表委員2名、被保険者代表委員2名で構成されておまして、現委員の任期は今年4月30日までとなっております。この委員の中で公益代表委員におきましては慣例として議会議員の中の皆様から選出させていただいておりますけれども、次期委員につきましては次の理由により議員からの選出、議長への推薦依頼を控えさせていただきたいと思っております。まずは、一般の公益性のある団体からの選出をお願いし、さらに幅広く御意見等をいただきたいと思いますと思っております。また次に、審議する内容につきましては、特に税率や予算等の国保における重要事項に関しましては、議会提出の議案として改めて審議されることこれもでございます。その次に、国民健康保険法の改正により国保運営協議会の委員の任期が3年となりまして、議会議員の皆様との任期とずれが生じるため委員の委嘱期間に支障が出ることでございます。以上によりまして、本来ですと議会議員の皆様方改選の折、国保運営協議会委員の推薦をお願いしておりましたけれども、次期公益代表委員におきましては議会以外の団体からの選出とさせていただきたいというふうに思います。御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、小国小中学校の卒業式及び入学式についてでございます。小国小学校、小国中学校の卒業式及び入学式の日程等についてお知らせをいたします。卒業式におきましては、小国中学校卒業生48名、3月4日に行われました。それから、小国小学校卒業式が45名、3月23日予定で行われます。入学式につきましては、いずれも4月11日月曜日でございますが午前と午後に分けて行います。小国中学校の入学者は45名、小国小学校の入学者は42名の予定でございます。

ます。例年議員の皆様方にも来賓の御案内をしておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から昨年に引き続き、卒業式及び入学式ともに来賓案内を控えさせていただきたいというふうに思っております。御了承をいただきたいというふうに思います。

以上、行政報告いたしました。

以上です。

議長（松崎俊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

議事時間延長に御協力をいただきありがとうございました。

本日は、これにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

(午後5時45分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（9番）

第 2 日

令和4年第1回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和4年3月15日(火曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和4年3月15日 午前10時00分

1. 散 会 令和4年3月15日 午後 4時01分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
政策課審議員 田邊国昭君	産業課審議員 宮崎智幸君
情報課審議員 秋吉祥志君	建設課審議員 小野昌伸君
町民課審議員 穴井徹君	町民課保育園長 清高德子君
町民課審議員 中島高宏君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 4. 3. 15)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

急に暖かくなり春をとおり過ぎたような感もありますが小国地方の野焼きのほうも進みまして、また3回目のワクチン接種につきまして12日から始まりまして3月末までに高齢者4月末又は5月頭ぐらいまでにはほとんどの方々がというような計画だそうです。こちらのほうも順調に進んでもらいたいというふうに思っております。さらには国際政治それから国際経済にも注視していかなければというふうに思っております。

さて、本日は3月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、議案第18号から日程第7、議案第24号までは令和4年度一般会計予算及び特別会計ほか各予算でありますので、一括して議題といたします。

本議案は、去る3月8日の本会議において、各々の所管に従って、各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第41条の規定により、まず総務常任委員会の委員長報告を求めます。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

それでは、ただいま議題となりました「議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算について」総務常任委員会において審査の経過及び結果を報告申し上げます。

去る3月9日、委員の出席と執行部より渡邊町長をはじめ、所管の各課長ほか審議員、担当係長の出席いただきまして、当委員会に付託された議案について審議いたしました。また、同日議長にも出席をいただいております。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして各担当課より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。9日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様に事前に配付しております。令和4年第1回定例会質疑応答集で総務常任委員会と記されているものでございます。

それでは、質疑応答から報告してまいります。

議長（松崎俊一君） お諮りいたします。

委員長の報告が長くなりますので、着座のままでよろしいか皆様にお伺いしたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

それでは、着座にてお願いしたいと思います。

4番（久野達也君） それでは、着座で報告させていただきます。

まず、質疑応答から報告してまいります。質疑応答については皆様に配付してあります資料が全てとなりますが、その中から選んで報告いたします。担当課ごとにまとめておりますので多少ページが前後する場合もあるかと思っておりますので御了承いただきたいと思っております。

それから、ページを追って説明させていただきたいと思っておりますので、議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算の歳出及び歳入これを申し訳ございませんけれども、同時進行でさせていただきたいと思っております。

それでは、資料の1ページを御覧ください。抜粋で御報告申し上げます。

まず、総務課所管の部分での歳出です。

松本議員より31ページ、一般管理費の中での質問です。「行政部長委託料について、行政部長、特に組長の高齢化が進んでいる。このような状況の中で、今後体制をどのようにしていくのか行政部長会で話題にさせていただきたい。他の市町村がどのような対策を行っているかも是非参考に検討を進めてほしい」という問いに対しまして、渡邊町長より「行政部長・組長については、町政に御協力いただきその負担は大きいと思っております。当然、高齢化が進んでいる現状というのは承知しているところです。まずは課の中で相談させていただき、今後の対応を検討したいと思っております」という答弁をいただいております。

次に、2ページです。江藤議員より33ページ、財産管理費の中で庁舎及び町民センターの電気料です。「なるべく電気代は削減してもらいたい。例えば九州電力では、キュービクルを持っている施設には大きな割引を行っていると聞いている。今後ネイチャーエナジー小国の利用を優先するのか、方針を聞かせてほしい」という問いに対しまして、渡邊町長より「できればネイチャーエナジー小国の利用を考えておりますが、九州電力等の割引により電気料が大きく安価となりましたら、別の電気会社の利用も視野に入れる必要があると思っております。脱炭素化に向けて町もしっかり取り組む所存です」という答弁をいただいております。

次に、3ページです。児玉議員より49ページ、県議会議員選挙費並びに参議院議員選挙費の中で投票所管理についてです。「町内13か所の投票所でバリアフリーに対応していない投票所に関して、費用は掛かってしまうと思うが投票所の場所を変更するとか、当日だけでもスロープにするなど対策をするとか行うとよいと思うがどう思われるか」という問いに対しまして、松本総務係長より「以前はスロープを設置し対応していましたが、雨の場合滑ってかえって危険だったことがありました。当日は職員が必要に応じて介助を行うほうが、安全と考えます」という答弁でした。

次に、4ページをお願いします。熊谷議員より88ページ、消防施設費の中です。「防火水槽設置工事が800万円というのは金額が高いと思う。水槽タンクの規模及び工法について教えていただきたい」という問いに対しまして、佐藤総務課審議員より「現在所尾野地区に設置してあ

る防火水槽につきましては、設置後40年以上経過しており、プール式の防火水槽となります。新たに更新する防火水槽につきましては、有蓋の40トン規模で現場打ちの鉄筋コンクリート製となります」という答弁でした。

次に、政策課に入ります。

6ページをお願いします。歳入について、西田議員より24ページ、寄附金の中で「地熱の恵み基金」はわいた会からの寄附か。合計はいくらあるのか」という問いに対しまして、田邊政策課審議員兼まちづくり係長より「わいた会からの寄附で、過去2年分の寄附を合わせて700万円が納められている」という答弁でした。

次に7ページです。児玉議員より35ページ、企画費の中で地域公共交通についての質疑が集中する中での問いです。「杖立地区における乗合タクシー導入の予定はないのか」という問いに対しまして、長谷部地域振興係長より「現在運行している路線バス（杖立－ゆうステーション線）の代替交通として、乗合タクシーの導入を進めたいと考えているが、まずは令和4年度において杖立地区を対象とした住民懇談会を開催したいと考える。また、杖立地区において乗合タクシーが導入されたとしても、路線バス（杖立－阿蘇駅前線）については存続の考えである」という答弁でした。

次に8ページをお願いします。松本議員より35ページ、地域エネルギー費の中で「急速充電器の保守委託料については、1台当たり年間どれぐらいかかるのか。また、ゆうステーション設置の充電器については、充電待ちの列を見受けることがある。町として増設の考えや民間への導入促進の考えはあるか。増設は難しくとも、町内には別な場所にも充電器がある旨をゆうステーション設置の充電器に掲示すべきではないか」との問いに対しまして、長谷部地域振興係長より「急速充電器の保守委託料は年間約38万円かかっており、故障時の対応や年1回の定期点検、24時間対応のコールセンターなどの業務がある。町として急速充電器の増設や民間における導入促進については、町の導入から8年が経過しており導入に係る現状の情報を得ていない。情報収集の上検討したい。また、ゆうステーション設置の充電器のほかの充電器の場所を掲示する案については早急に対応したい」との答弁でした。

次に、税務会計課に所管する部分です。

9ページです。江藤議員より38ページ、地籍調査費の中で「委託料が令和3年度当初1億3千万円だったが、令和4年度は3千600万円となっているが、下がった要因があるのか」との問いに対しまして、安達地籍係長より「令和4年度委託料での3千600万円は、大字西里地区のみの計上であります。上田及び北里地区については、令和3年度補正予算で対応し引き続き行います。令和4年度に実施する事業規模はほぼ同じであります」との答弁でした。また、西田議員より44ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中で「委託料のPOSシステム・自動釣銭機導入により、人件費の削減につながるのではないかと、また、そういったところの

見通しもあって、導入するのか」という問いに対しまして、北里税務会計課長より「実際稼働してみないとわからない面がありますが、将来的にそうなるのではないかと議論は行っております。例えば、現在3人会計職員がおりますが、2人にして税務業務に携わるとか、そういったことはでてくると思われまます」という答弁でした。

以上、抜粋を報告いたしました。

以上で、議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算について、全ての質疑を終結し、討論に入りました。

討論におきましては、杖立地区における乗合タクシーの早急な移行を期待するとして賛成討論がありました。反対討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第18号の審査内容については、報告を終わります。

本案は去る3月8日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。お疲れさまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

2番（江藤理一郎君） 江藤です。

ただいま議題となりました、「議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算について」、「議案第19号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算について」、「議案第20号 令和4年度小国町介護保険特別会計予算について」、「議案第21号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について」文教厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る3月10日、委員の出席と執行部より渡邊町長、麻生教育長をはじめ所管の各課長ほか審議員、担当係長の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査いたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。10日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様には事前に配付いたしております。

着座でよろしいでしょうか。

議長（松崎俊一君） はい、着座にてお願いします。

2番（江藤理一郎君） それでは、まず質疑応答から報告してまいります。質疑応答については皆様に配付した資料が全てになりますが、その中から選んで報告をいたします。担当課ごとにまとめておりますので多少ページが前後する場合もあるかと思いますが御了承ください。

まず、議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算の歳出、そして歳入についても抜粋して

報告させていただきたいと思います。

町民課住民部門分の一般会計、歳入についての質疑はありませんでした。

続きまして、歳出。児玉議員より41ページ、住民相談費の中で「報償費に無料法律相談顧問弁護士謝礼が組まれているが、この中に女性弁護士の分も含まれているのか。今後も女性弁護士が対応する回数を増やすことは考えているか」との問いに対しまして、前田支援係長より「人選はこれからですが、年2回女性弁護士を予定しています。女性弁護士の回数については、状況を見て検討します」という答弁でした。

続きまして、2ページ西田議員より、57ページの隣保館運営費の中で「部落解放同盟小国支部補助金について、令和2年度はコロナ禍で活動ができなかったため、補助金の一部を返還されているが、令和4年度予算も同額の170万円としているのはなぜか」との問いに対しまして、吉岡隣保館長より「令和3年度もコロナ禍により部落解放同盟小国支部の活動が十分にできていない状況です。そのため来年度はこれまでできなかった分、研修による学習等をより一層取り組んでもらえるように同額を計上しています」という答弁でした。

続きまして、3ページ、町民課福祉部門、歳入についての質疑はありませんでした。

歳出の分野です。時松副議長より52ページ、社会福祉総務費の中で「社協の補助金だけでなく様々な団体への補助を減額し、減債基金への積立て等検討が必要ではないか」との問いに対しまして、渡邊町長より「減債基金への積立てについては、令和3年度も補正を行っており様々な検討を行っています」という答弁でした。

4ページ、児玉議員より59ページの児童福祉総務費の中で、少しこ長いですがけれども読み上げさせていただきます。「病児保育事業について、小国公立病院で本事業が実施できるのか、またニーズはどうか。また、委託金450万3千円の根拠と利用料はどうか」との問いに対しまして、原子ども未来係長より「事業実施については、委託を検討している小国公立病院と協議中ですが、できるという回答をいただいています。理由としては、基本的には看護師と保育士が必要ですが、中山間地域にある小国町に関しては保育士が不要となっています。これにより、看護師の専従が1名、それからヘルプ要員の看護師が1名いれば事業が実施できるということになっていますので、今の段階では必要な人員とそれから必要な部屋に関しては確保ができるとお話をいただいています。ニーズについては、昨年8月の宮原保育園で病欠した児童数が、在籍児童数154人に対し1日平均4人でした。それを小国町内の保育所等の利用児童数で割り戻すと1日平均6人が病欠することになります。しかし、全員が病児保育を利用するとは限らないため、この数字は採用できないと考えられます。アンケート調査はどうかと検討しましたが、アンケートの回答どおり利用されるとは予想されなかったため、調査を行いませんでした。そこで阿蘇市を参考にしたところ、阿蘇市は人口2万7千人でありコロナ前の利用者数は毎年100人、コロナ後は30人程度でした。小国町と南小国町の人口はおよそ1万1千人となることから、初年度

は年間20人ほどとして試算しました。また、委託金の根拠については、病児保育事業は、子ども子育て支援交付金という補助の対象となります。他市町村において補助基本額を予算に計上しているとのことでしたので、補助基本額を予算に計上しました。利用料は、他市町村の事例を踏まえ、利用者が利用しやすい料金で設定したいと考えています。阿蘇市では、住民票のある課税世帯の場合、5時間未満1千円、5時間以上2千円です。菊池市と大津町では、事業主体が認定こども園等のため事情が異なると思われませんが、5時間未満で500円、5時間以上で1千円となっています」という答弁でした。

次に、6ページ。大塚議員より64ページの保健衛生総務費の中で「食生活改善推進員協議会は町の重要な事業を担っておられるので、補助金額は17万では足りないのではないかと」の問いに対しまして、高村健康支援係長より「補助金額は徐々に減額となる中で、町のほうでは総会や役員会、各種事業を実施される場合、会場を町の施設を使っています。令和4年度は、ふれあい食事会を実施される場合、会場使用料を町のほうで計上するなどの後方支援をしています」という答弁でした。

続きまして、町民課保育園、一般会計の分野で7ページ、歳入です。

児玉議員より18ページ、保育士等処遇改善臨時特例交付金の中で「保育士等処遇改善臨時特例交付金の中に、地域おこし協力隊の分も入っているか」との問いに対しまして、清高保育園長より「現在、公募中でありまして、当初予算には計上されていません」という答弁でした。

続きまして、8ページ、歳出です。児玉議員より62ページ、「新型コロナウイルス感染症対応経済対策費消耗品費の中で検査キットは入っていないのか。それとも別のところで予算を組んでいるのか。園児、職員の感染者が出ている中で、その必要性はないのか」との問いに対しまして、清高保育園長より「必要性は認識しています。今年度購入した検査キットがまだ残っていますので、当面はそれで対処していきたいと考えています」という答弁でした。

同じく8ページ、教育委員会事務局、一般会計歳入です。

西田議員より17ページ、6教育使用料の中で「学校教職員住宅使用料ですが、今、何件入居で、家賃はいくらですか」との問いに対しまして、後藤学校教育係長より「今現在、学校教職員住宅は全体で8戸のうち半分の4戸入居しています。家賃は、1万円と1万1千円です」という答弁でした。

次に、9ページ、歳出の分野で、西田議員より91ページ、2事務局費の中で「小国高校支援補助金180万円の内訳を教えてください」との問いに対しまして、後藤学校教育係長より「生徒の学力の向上及び進路目標達成に係る事業で約170万円。修学支援事業で90万円。広報活動事業で25万円。部活動支援事業で15万円の300万円となり、そのうち本町の負担分が6割ということで、180万円を計上しています。生徒の学力向上及び進路目標達成に係る事業は、学校のICT化事業で90万円程度、検定資格取得補助に30万円、それから進路関係の書籍テ

キスト代で10万円、課外費補助で40万円です。修学支援事業は、新入生の入学金補助1人当たり5千650円で計上。新入生の教科書購入補助で1人当たり6千円、県外出身者の通学費1人当たり2万円で計上し、広報活動は看板作成費用です。それから部活動支援事業は、高校総体、総文祭の遠征費用などとなっています」という答弁でした。

飛びまして11ページ、児玉議員、95、98ページ、1学校管理費の中で「5か年計画の計画期間中に、小学校の標準数を達成する予定はありますか」との問いに対しまして、麻生教育長より「先ほど担当から説明がありましたように図書室の大きさ、これが確かにデメリットになっていますので、新しい本をしっかりと拡充していくことで、そうした部分での新陳代謝をよくするというようなことは今しっかりやっています。また、蔵書の部分については、拡充できるかどうかなどについて今後検討したいと思っています。昨日、小中学校の教育研究会のまとめがありましたので、その中で次年度の話をしてきましたが、今の部分については本町で掲げている情報化社会への対応ということで、パソコン室あるいは図書室の充実についてはしっかり検討していきたいと思っています。必要があれば補正等をお願いすることもあるかもしれません。今年度策定する子ども読書活動推進計画により、今後、学校等の図書室の在り方についてはしっかり考えていきたいと思っています」という答弁でした。

続きまして、12ページ、西田議員より98ページ、3寄宿舎居住費の中で、「スクールバスに中学生も乗れるようになったと聞いていますが、スクールバスを利用するようになって寄宿舎の利用人数が減ったのか、また、4月からの予定としてどれくらいの生徒が利用するのか教えてください」との問いに対しまして、後藤学校教育係長より「スクールバスの中学生利用については、3月期から朝の登校のみであります但し実施したところ12名が利用しています。寮に入る場合スクールバス利用はできませんので、現在寄宿舎生のスクールバス利用者はいません。来年度について、6キロメートル以上世帯の方で2人がスクールバスを利用したいというところから出てきており、この2人については寄宿舎を利用しないのではないかと考えています」という答弁でした。

続きまして、飛びまして14ページ、児玉議員より「小学校、中学校全般の中で、通学路の安全対策について説明してください」との問いに対しまして、木下教育委員会事務局長より「今年の6月、千葉県で児童を巻き込む悲惨な事故があり、国の要請を受け小国町においても通学路の点検を実施しました。公安委員会や町や県の道路管理者などと連携し、横断歩道や標識、ガードレールなどの安全対策を実施していただいております。残りの部分も順次実施していくこととしております」という答弁でした。

以上で、議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算については全ての質疑を終結し、討論に入りました。

討論におきましては、まず1社会福祉協議会補助金、養護老人ホーム分4千万円について、解

体費用を町が借金をして全額補助することは理解できない。小国町では差別事象が確認されていないが人権関係予算が1千300万円以上計上されている。保育園の新型コロナウイルス対策について職員の定期的な検査を行う予算が計上されていない。部落解放同盟補助金は例年同額で計上されていること、また人権子ども会、学習会の予算は対象となる子供が限定されておりもっと均等に機会を与えるべきであるなどの理由で反対の討論がありました。賛成討論は、ありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第18号の審査内容については、報告を終わります。

本案は去る3月8日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきと議決をいたしました。

続きまして、令和4年度特別会計予算について、各課より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

まず、議案19号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

質疑といたしましては、16ページ、町民課国民健康保険特別会計、歳入で、児玉議員より、7ページ「国民健康保険税の中で、就学前の子供の均等割が半額免除になるが、令和4年度は何人になるか。また、さらに町が半額負担を行う検討はしないのか」との問いに対しまして、生田町民課長より「均等割の軽減世帯については、税務会計課のほうで算定試算となるため、数値については持ち合わせていません。就学前の子供の均等割を国のほうで半額、それに合わせて町も半額負担したらという御提案だったかと思います。これを補うためには、保険税を上げるか一般会計から負担してもらうかという議論になろうかと思いますが、慎重な検討が必要かと思いません。現段階では、町のほうで負担するという計画はありません」という答弁でした。

歳出については、児玉議員より17ページの、保健事業費の中で「特定健診委託料について、40歳の負担軽減など取り組まれているが、個別健診に取り組む予定はないのか」との問いに対しまして、高村健康支援係長より「令和3年度より40歳の方に対して特定健診・がん検診・総合健診を無料にしています。40歳の受診率は77%、町の受診率約50%と比較しても高い状況ですので、一定の効果が出ていると思います。また、特定健診を受けない理由は料金だけではなく十分承知していますので、若い方の受診機会を確保するために11月から2月まで小国公立病院と蓮田クリニックで個別健診を実施しました。小国公立病院は10名、蓮田クリニックは3名の方の受診がありました。ただ、医療機関側の受け皿の問題もあり、発熱外来やワクチン接種もある中、1日受診可能人数が少ないので、今後は阿蘇市内の医療機関でも受診できるように交渉を予定しています」という答弁でした。

続きまして、17ページ、町民課介護保険特別会計です。

歳入の分野で、児玉議員より26ページ「国庫補助金の中で、高齢者が家から外に出ることは

非常に大事なものだと思うが、まん延防止重点措置でそれができない時期がある。そういう中で、外に出て利用ができるような取組はないのか」との問いに対しまして、永江地域包括支援係長より「介護予防事業として実施している元気クラブについては、事業中止の期間中や利用を控えている方に対して、健康状態、病院受診の状況、服薬状況等を個別に電話支援しています。また、通知による支援をして介護予防の促しをしています。感染症対策により自宅で過ごす時間が増えています。できる限り心身機能の低下を起こさないように感染症の状況を見極めながら、介護予防や見守りの取組を継続していきたいと考えています」という答弁でした。

続きまして、議案第21号、令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

質疑といたしましては、歳出です。

児玉議員より53ページ、保健事業費の中で「後期高齢者医療の自己負担割合が10月から2割になる方は小国町では何%、何人か。また、後期高齢者歯科口腔健診の受診率は、どうなっているか」との問いに対しまして、高村健康支援係長より「後期高齢者医療の自己負担割合が2割となる人は、全国で約20%、熊本県で約14%、小国町では約7%、110名の方が対象となる予定です。後期高齢者の歯科口腔健診受診率は、令和2年度が3.7%、令和3年度が1月末時点で5.3%、77人と上昇しており、県の平均受診率と比較しても高い状況です。これは、75歳到達者に対して、個別にフレイル健診を実施し、歯科衛生士による口の健康相談や受診勧奨を行っている効果だと思えます」という答弁でした。

以上、当常任委員会所管の令和4年度特別会計予算について全ての質疑を終結し、それぞれ討論に入りました。

討論では、まず議案第19号については、保険税の算定方式が4方式から3方式に変更されることで影響を受ける方に対する急変緩和措置を2か年だけでなく継続すべきである。就学前の子供の均等割が来年度から半額助成となるが、子供が増えることで負担も増え少子化に更なる拍車がかかる恐れがあるため残りの半額を町が補助する取組が必要である。以上のことから保険税自体が被保険者の暮らしに大変重くのしかかっている現状があるなどの理由で反対討論がございました。賛成討論はありませんでした。

続いて、議案20号については、年金給付額が減額となる中、高額な介護保険料はお年寄りの暮らしに重くのしかかっていることは明らかであるなどの理由で反対討論がございました。賛成討論はありませんでした。

続いて、議案21号については、国民を年齢で区切り高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、差別医療と負担増を押しつける後期高齢者医療制度を廃止し、少なくとも以前の老人保健制度に戻すべきである、などの理由で反対討論がございました。賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第19号、議案第20号、議案第21号の審査内容についての

報告を終わります。

本案は去る3月8日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第19号、議案第20号、議案第21号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきと議決をいたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。お疲れ様でした。

続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

ただいま議題となりました「議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算について」、「議案第22号 令和4年度小国町簡易水道特別会計予算について」、「議案第23号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について」、「議案第24号 令和4年度小国町水道事業会計予算について」産業常任委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る3月11日、委員全員の出席と執行部より渡邊町長をはじめ、所管の課長ほか審議員、担当係長の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査いたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。11日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様に配付しております。

議長（松崎俊一君） 委員長、着座にてお願いしたいと思います。

9番（熊谷博行君） それでは、まず質疑応答から報告してまいります。質疑応答については皆様に配付した資料が全てになりますが、その中から選んで報告をいたします。担当課ごとにまとめておりますので多少ページが前後する場合もあるかと思えます。御了承ください。

まず、議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算の歳出についてでございます。

情報課所管です。

お手持ちの資料の1ページ、時松議員より、42ページ、地域情報基盤管理運営費の中で「光ケーブル線に支障となる支障木等の現場での確認を行っているか。災害時で支障がないようにしておくのがよいと考えるが、沿線の点検予定など教えてもらいたい」との問いに対しまして、佐々木情報係長より「現在調査を行っており、干渉している箇所を44か所確認している。3月1日からはケーブルテレビを利用し、ケーブルに干渉している箇所について情報提供を求めている。今の時点では問題となる箇所はないが、今後干渉している地権者を特定し除去することで災害時に支障が出ないようにしたい」という答弁でございました。

次のページ、2ページです。松本議員より「JT Bからの派遣で800万円はよいと思うが、事務局長は情報課と情報の共有など連携することがあるのか」との問いに対しまして、村上情報課長より「事務局長としてASOおぐに観光協会に勤務しているが、情報課の審議員としても位

置づけられておりこのことにより国から財政支援を受けることができている。週に月曜日、金曜日は役場へ出勤してもらい情報の共有を行っているとともに、事業内容が多種多様であるため密に連絡を取り合っている」という答弁でございました。

次、3ページです。大塚議員より委託料について「鍋ヶ滝公園料金徴収等委託料を新型コロナウイルス感染症対応経済対策費に組み入れた理由を教えてください」との問いに対しまして、笹原商工観光係長より「公園の受付を行う際に、予約システムによる決済を行うことなどからこの予算とした」という答弁をいただいております。

次、5ページ、産業課所管。

久野議員より、農業委員会費の中で「農地情報公開システムデータ更新業務委託料はどのようなものか。また毎年同額の委託料が必要となるのか」との問いに対しまして、宮崎産業課審議員により「この委託料については、農地法の改正により新たに農地情報を公開することが義務づけられたため、既存の農地台帳システムデータを全国統一の農地情報公開システムへ移行させる業務を行うものです。具体的には、農地の位置情報、地番、地目、面積、耕作状況、賃借権等権利設定状況を誰でもインターネットで閲覧することができます。委託料は、初年度にデータ移行が完了すれば、翌年以降は農地の異動等があったもののみを更新することとなるため、委託料は少額になります」という御答弁でございました。

次、ずっと飛びます。8ページ、穴見議員より「循環型農業推進費の中で、地域おこし協力隊1人は、どのような内容で雇用するのか」という問いに対しまして、永江農政係長より「薬味野菜の里小国における販売、集客、地域振興を主とした業務について、地域おこし協力隊を募集しています。人数は1名で、現在、町ホームページや地域おこし協力隊募集サイト「JOIN」で募集中です。採用後は、販売・事務処理をはじめ、運営全般に関わる業務に従事していただく予定です」という答弁でございました。

松本議員より、林業総務費の中で「有害鳥獣の捕獲活動について、今年度ICTを活用したわなを導入したが、成果はどのようになっているか。また、以前より話の出ているペットフードについて、必要があれば予算をつけていただきたい」との問いに対しまして、渡邊町長より「鳥獣被害、ペットフードに関する事業については、南小国町や大分県側とも連携を密にして協議していきます」という答弁でございました。

次、10ページ、建設課に入ります。

時松議員より、道路維持費の中で「町道愛護費について、将来高齢化等で実施に懸念があるが、どう考えているか。部長会から、そういった話はないか」との問いに対しまして、小野建設課審議員より「県に沿線の管理、補助等の手当がないか相談しています」という答弁をいただいております。

次のページ、11ページ。松本議員より災害復旧費の中で「令和2年度の農業土木、公共土木

の発注件数等を詳しく」との問いに対しまして、小野建設課審議員より「今日現在で、農災が234件、うち廃工が24件。残り210件、発注率は100%です。うち100件が竣工。うち110件が繰越です。公共災は222件。発注済みが155件。35件が竣工。187件が繰越です。どちらも現在工事進行中です」との答弁でございました。

以上で、歳出を終わります。

歳入に入ります。それでは、続きまして歳入の報告です。

歳入は、情報課の分だけでございます。久野議員より商工使用料の中で「鍋ヶ滝公園入園料は、一般財源か、特定財源か」との問いに対しまして、村上情報課長より「特定財源として充当している。鍋ヶ滝公園に関する歳出より歳入が多い場合には観光費全般に充当し、それ以上の歳入が見込まれるようであれば一般財源に充当するが、歳入の状況によっては財政とも協議し基金についても検討したい」という答弁でございました。

以上で、議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算については全ての質疑を終了し、討論に入りました。

討論におきましては、反対及び賛成の討論はございませんでした。

以上で、当委員会での議案第18号の審議内容報告を終わります。

本案は去る3月8日、当委員会に付託され、報告のとおり当委員会において審査を終了し、採決の結果、議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算については、全員一致で原案の通り可決すべきと議決いたしました。

続きまして、令和4年度特別会計予算について建設課長より予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

まず、議案第22号、令和4年度小国町簡易水道特別会計予算についてでございます。

簡易水道特別会計予算の歳出です。時松議員より「現在、水道施設のない地区の簡易水道の計画はあるか」との問いに対しまして、時松建設課長より「具体的な相談はないが、地元からの話があれば何らかの方法は検討したい」という答弁でございました。

歳入についての質疑はありませんでした。

続きまして、議案第23号、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳出です。久野議員より、地方債現在高の見込みの中で「平準化債の借入れで、現在高が減少していく傾向が続くのか」との問いに対しまして、宇都宮上下水道係長より「4年度から大きな事業がまた始まるので、徐々に増えていくのではないかと見込まれます」という答弁でございました。

歳入についての質疑はありませんでした。

以上で、当常任委員会所管の令和4年度特別会計予算について全ての質疑を終了し、それぞれ

討論に入りました。議案第22号、議案第23号、議案第24号についての討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第22号、議案第23号、議案第24号の審査内容報告を終わります。

本案は去る3月8日、当委員会に付託され報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第22号、議案第23号、議案第24号については、全員一致で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

以上、当委員会での経緯を申し上げ、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。次の会議を11時5分から行います。

（午前10時52分）

議長（松崎俊一君） 休憩に引き続き会議を開きたいと思います。

（午前11時05分）

議長（松崎俊一君） 各常任委員長からの報告が終わりましたので、これより、議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

本予算案に求められる最大の課題は、コロナパンデミック世界的大流行から町民の命と暮らしを守ることです。本年度町内では90名を超す大規模クラスターが発生してしまいましたが二度と繰り返してはなりません。この点で予算案は全く不十分です。政府は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出された自治体に対して、高齢者施設等の職員等に定期的な検査を行うよう求めており、本予算では居宅介護サービス事業者への検査キット配布が行われます。しかし、同じように定期検査が求められている学校、保育園にはその予算が組みまれていません。町内の学校、保育園でも職員が感染し、すでに休校、休園が発生しているにもかかわらずあまりに危機感に欠けるのではないのでしょうか。また全国にも類を見ない大規模クラスターを発生させた障害者施設についても、施設や社会福祉協議会任せにしてしまうのではなく、町が感染症対策に積極的に口を出していくべきではないのでしょうか。本予算からはその気概が全く感じられません。そのくせに出さなくていい金は言われるままに出しています。社会福祉協議会補助金、養護老人

ホーム分4千万円はもともと町営の老人ホームの事業を社会福祉協議会が引継ぎ建物についても譲渡したものであります。土地だけは町有で無償貸与しています。今回、社会福祉協議会の事業のために老人ホームの建物を解体し、新たに建物を建てるということで解体費を全額町が負担するというものであります。社会福祉協議会が自分の事業のために自分の都合で建物を解体するのに、なぜ町がその費用を全額負担しなければならないのか到底理解できません。町長はその根拠を、町と社協で結んでいる覚書だとしています。私は文教厚生常任委員会への当該覚書の提出を求めましたが、町長はこれを拒否しました。公にできない覚書を根拠に4千万円も支出させるわけにはいきませんし、町長のこの態度は議会軽視も甚だしいと言わなければなりません。議員諸君には議会が町長の下請機関になり下がらないような態度を衷心より呼びかけるものであります。

同和対策事業特別措置法が失効して20年が経ちました。1969年から33年間にも渡り15兆円もの国家予算を費やして行われた同和対策事業により、社会問題としての部落差別問題は基本的に解決された到達点にあります。現に2002年以降の町内での差別事象について隣保館長は上げることができませんでしたし、県内の他市町村では差別が起こっていると言って挙げた例も公衆便所等への落書きや役場への問合せで、どういう人が加害者で誰が被害者かもわからない事例ばかりですからそれが本当に差別となるのかどうか判断つかないものばかりでした。このことから社会問題としての部落差別問題は解決しているのが明らかであります。仮に隣保館長が挙げた他市町の事例が差別心に基づいているとしても、そうした不心得な非科学的認識や偏見に基づく言動が社会で受入れられないということを本人にその都度説いていくことこそ重要であります。むしろ今の行政の姿勢は同和運動団体のあれも差別これも差別といった圧力の根拠となりいつまでも補助金を出し続けなければならない状況を作っているということに気づくべきであります。

町道鍋ヶ滝線の用地購入費2千500万円が計上されています。この道路について町は地元説明会で同意を得たとしていますが、説明会に招かれた人は一部の人にすぎません。地元黒淵2部でも大多数の人は説明を受けていません。町は7億6千万円かけて鍋ヶ滝線を新設するとしていますが、同時に予約制は永久的に続けるとしています。本予算でも明らかなように予約制では決済システム手数料やコールセンター委託料、予約システム使用料で1千200万円の余計な経費が掛かります。しかも収入は最盛期の7千万円から1千500万円から2千万円へと3分の1以下になると町も試算しています。入場者を抑制するために余計な経費をかけ続けて莫大な投資を何年掛かって取り戻すつもりでしょうか。私はこのようなめちゃくちゃな計画をこのまま実施すべきではないと思います。今一度立ち止まって事業の在り方を熟慮すべきであります。

以上、重立った理由を述べましたが、小国町が町民を思いやり民主的で持続可能な自治体となることを願い討論いたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、今議題となっております議案第18号、令和4年度一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

令和4年度一般会計予算につきましては、御承知のとおり総額59億6千200万円ということです。この中確認させていただきますと、町税を中心とした自主財源、町税、負担金、分担金、繰越金、繰入金、要は町が持っている自由に使えるお金です。自主財源が11億5千360万円と19.3%です。なぜこのことを冒頭申し上げるかという、ずっと以前自治体は3割自治ということを盛んに言われたことがありました。この時代行政いろんな取組もしてきました。もう遠い昔の話というくらいに3割自治は非常に厳しい状況があります。私はそれ自体が悪いことではなくてそんな財政状況の中でいかに住民生活の向上あるいは利便性を高め住民福祉に寄与するか、これが行政運営の最大課題だと思います。そのためには、いろんな特定財源を考慮し導入しそして予算総額を組立てていくわけです。ですから、当然自主財源の反対側であります依存財源につきましては80%ということになります。これは町長はじめ職員各位の不断の国、県との関係の密接化あるいは要望活動それによって勝ち得たものだと思います。そしてそのことが住民福祉の向上につながるものだと思っております。

また義務的経費、人件費や扶助費、公債費です。義務的経緯につきましては30%、經常経費については33.7%とこの部分行政運営につきましては例年あまり変動がありません。ということはやはり先ほど申し上げましたように、いかにこの町を住みやすい町にしていくかそこに投資が回されているあらわれではないかと思えます。当然災害復旧費につきましては、令和2年のあの災害が繰越し繰越しということで過年災過年災でもう3か年になります、4年度で。これらの取組これも大いに評価しなければなりません。

中で一部、歳出予算について私なりの意見を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、デジタル行政改革ということでいろんな取組をなさっております。住民の利便性向上、職員の効率化を目指した導入、これによって最終的には経費の削減にもつながっていくものと思えます。また児童福祉の中で今回放課後児童クラブの町営化あるいは保育士処遇改善また併せて病児保育事業の開始といった新たな取組もしております。また地域公共交通につきましては小国町、南小国町、両町連携したコミュニティー交通運行事業の状況精査やあるいはルートを再考するといったような改善対策についても答弁がなされております。また農林業の振興、こちらについても担い手対策や農地利用の集約・集積化あるいは地域農業活動構築の検討、生産性向上いろんな多方面から今まで取り組んできたものを改善し補強することによってその予算が形成されているものと思えます。また同じく林業につきましても、林業の持つ公益性、環境問題が盛んに言われております。そんな中で森林の公共性に着目した樹種の世代交代これらにも積極的に取り組んでおり、また危険木これらについての検討もなされていたものと思っております。また学校教育、社会教

育におきましても、ICTやALTの導入による活動支援、英語・漢字検定の盛り込みなどやはりこれまでの取組それとその取組を補強する取組これらが合った予算形成となっているものと思います。これら限られた財源の中でいかに効率的な財政運営を行い、そして町の発展ひいては住民の住みやすい町、魅力ある町これらを形成していく予算の形成がなされていると思い、賛成討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算について、各々の委員会からは、原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けました。

よって、各委員会の報告のとおり原案可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、本案は委員長報告のとおり原案可決いたしました。

議長（松崎俊一君） 続いて、議案第19号から議案第24号までの各特別会計及び水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第19号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算についてと議案第20号、令和4年度小国町介護保険特別会計予算について及び議案第21号、令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

国民健康保険制度とは、会社で働く非正規労働者ではない農林漁業をなりわいとする方々や自営業者パートアルバイトの被用者そして求職者、退職者などが加入する国の医療保険制度であります。小国町の1人当たり保険税額は平成29年度の8万8千413円から令和2年度は9万6千552円へと8千円も高くなっています。値上げの原因ははっきりしています。国が補助金を減らしているからです。以前は市町村の国保会計の50%は国の補助金で賄われていました。ところが今では25%と半分に落ち込んでいます。また小国町の国保の問題は加入者が減少して受診件数、医療費総額は減少しているものの1人当たりの医療費は増加していることです。平成29年度と令和2年度を比べますと被保険者数は2千441人から2千82人で359人減。診療

件数は、3万9千468件から3万2千325件で7千143件の減。一方、医療費総額は8億9千254万3千円から8億2千286万8千円で6千967万5千円の減であります。しかし、1人当たりの医療費は36万5千646円から39万5千230円に2万9千584円増加しております。つまり、健康づくりの取組がますます重要になってきております。歯科口腔検診の集団検診での実施は、他の自治体でも取り組んでいることですので直ちにに取り組むべきであります。また町職員は60歳定年であります。退職後は再就職されたり自分で何かをされたりあるいはゆっくり過ごすなど様々な生き方をされると思いますが、ほとんどの方が75歳を前にいずれかの段階で国民健康保険の被保険者になるのではないかと思います。そこで町としては随分年をとって医療給付費が多くなってから被保険者になるよりも、是非退職後は早めに国民健康保険にご加入いただくよう呼びかけてみてはいかがでしょうか。65歳以上の介護保険料は2000年度の3万1千600円から現在7万9千200円へと倍以上になっています。高騰を続ける介護保険料を払っても高額な自己負担料を支払わなければサービスを受けることができません。また無年金、低年金で保険料が天引きできない方で滞納があれば保険を利用することはできません。それから、75歳以上が加入する後期高齢者医療保険は法定減免が縮小されたこともあり、1人当たりの保険料は平成29年の3万7千888円から令和2年度は4万9千774円と1万1千886円も高くなっています。これに加えて今年度は10月以降、医療費自己負担2割が導入され小国町では110人が対象になります。年金給付費の引下げも次年度は行われますので二重の苦しみであります。自治体の本旨は住民の福祉の増進にあります。町民が保険料を払えず医療、介護を受けられないという事態はあってはなりません。ところが国保、介護、後期高齢者医療保険いずれも高くても払いたくても払えないというのが町民の実情ではないかと思います。小国町におかれましてはあらゆる努力で町民の負担軽減に取り組むべきであるということを申し上げ、討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、議案第19号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

御存じのとおり国民健康保険、目的税でございます。いわゆる保険給付費それから保険事業納付金ということが大部分を占めております。保険給付費は、加入者が医療機関、治療、療養に当たるという部分での負担に対する部分でございます。これらについていかに健康増進を図り健やかな体で生活を送れるようにするか、それは一般会計の保健福祉あるいはこの特別会計と相まって健康増進にも努めているものと推察できます。また、これらを賄うべく保険税があります。この保険税については冒頭申し上げましたとおり目的税でございますので、この歳出の増減による影響が大きいものがございます。確かに国、県からの補助金あるいは交付税措置といったような

特定財源もございますけれども、これらを運営していく部分はやはり保険税が多ございます。そしてこの国の制度でいう国民皆保険の制度の中では、やはり所得就労を終えた方あるいはある一定の退職なさった方が加入するわけです。当然所得水準が低い部分が多々見受けられます。そしてその所得に応じた保険税に対する軽減制度3割から7割までであろうかと思えます。これらによって所得に応じた税負担をお願いするというのが本来の目的です。確かに今回の予算を見ますと保険税総額は2千400万円の増となっております。これはやはり保険給付費あるいは納付金の増とも相まる部分でもあります。確かに額は少なくても多分の効果を得たいこれは誰しもが思う部分です。しかしながらその効果を現すための税負担はやはり私たちの責務において全うすべきだろうと思えます。そのような意味合いからも今回のこの国民健康保険特別会計によって住民の健康あるいは生活が保障できるものと信じ、賛成討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対します各常任委員長の報告は、各議案とも原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けておりますが、1件ごとに採決をいたしたいと思えます。

なお、採決においては、執行部は最後にお立ちください。

まず議案第19号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第20号、令和4年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第21号、令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第22号、令和4年度小国町簡易水道特別会計予算について、原案のとおり可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第23号、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第24号、令和4年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決いたしました。

議長(松崎俊一君) それでは、ここで一般質問の時間ではございますが準備等のため、暫時休憩をいたしたいと思います。次の会議午後1時から行います。

(午前11時31分)

議長(松崎俊一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(松崎俊一君) 日程第8、「一般質問」。

ここからは、一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、最初に江藤理一郎議員、次に松本明雄議員、次が西田直美議員となっています。よろしくお願ひします。

それでは、2番、江藤理一郎議員、登壇をお願いします。

2番(江藤理一郎君) 2番、江藤です。

この3月で定年を迎えられる課長さん方いらっしゃると思いますので、なるべく御答弁できるようにさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回私は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてと、ふるさと納税について質問させていただきます。今回のコロナウイルス第6波ではオミクロン株が猛威をふるい、小国町でも多くの感染者を出しました。現在でも町内で陽性者が毎日のように発表されている状況で、なかなか収まらない現状でもございます。

さて、本題の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですが、これまで組まれた事業の中で予算消化まで至らなかった若しくは至らない見込みの事業はありますか。その

額はどのくらいになりますでしょうか。お願いします。

総務課長（佐々木忠生君） 総務課のほうが新型コロナウイルス感染症対応の交付金つきましては取りまとめておりますので、私のほうから報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては令和2年度より実施をいたしております。令和2年度につきましては45件の事業に取組み、計画総額が3億6千101万9千円。交付限度額これ交付金額ですけれども3億2千580万3千円となっております。その45件のうち令和2年度に33件の事業が完了し、11件を令和3年度に繰越しを行い、残り1件の事業を取りやめております。取りやめた1件につきましては教育委員会所管の生活困窮者のための就学援助事業で計画額が50万円です。この事業につきましては事業申請がなく取りやめたものでございます。

令和3年度に繰越しました11件の事業のうち9件の事業は完了し、1件を令和4年度に繰越しを行い残りの1件の事業を取りやめております。取りやめた1件につきましては、教育委員会所管の修学旅行の日程変更等に係る追加費用の支援で計画額が163万2千円です。この事業につきましては、コロナ禍で修学旅行をキャンセルした場合のキャンセル料等の支援で計画をしておりましてけれども、修学旅行が実施できたため事業を取りやめたものでございます。

また令和4年度に繰越しました1件の事業につきましては、情報課所管のおぐに湯ったり満喫キャンペーン宿泊応援で計画が7千万円のうち令和3年度で4千632万3千円を実施しております。残りの2千367万7千円を繰越し実施するものでございます。

令和3年度につきましては39件の事業に取組み、計画総額が1億7千270万3千円でございます。交付限度額が1億3千914万6千円です。その39件のうち令和3年度に38件の事業が完了し、残り1件につきましては産業課所管の小国材使用建築物支援事業で計画額が600万円でございます。この事業につきましては特別交付税による財政措置があるため、今交付金事業での活用を取上げて事業を実施いたしております。ですから取りやめた事業につきましては、3件と繰越しが1件ということでございます。

2番（江藤理一郎君） 2千300万円が事故繰越というところですね。その中で今回質問させていただきたいのは、御説明がありました予算が余ってしまった情報課の湯ったり満喫キャンペーンと鍋ヶ滝の予約システムも交付金事業で実施したと思います。また、増築した宮原保育園についてです。まず湯ったり満喫キャンペーン宿泊費補助5千円と特産品贈呈2千円で宿泊者が何人増え、どれくらいの経済効果があったのかお願いいたします。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

御質問の湯ったり満喫キャンペーンについての効果ということですが、まず数値的なものは毎年6月に観光統計出しますその部分で増加の数というのはちょっと別な表現で答弁させていただきたいと思います。それから今回総務課長のほうからも話がありましたけれどもそもそもは

令和2年度の繰越事業の更なる事故繰越ということで来年2千300万円繰越しさせていただいております令和4年度にですね。その辺もちょっと経過を説明させていただきます。

まずもって全国のGoToキャンペーンというのが昨年中止になっております。軒並みそういう観光の動きというのがストップしたわけですが、うちが計画しておりました福岡並びに熊本県内の観光客のキャンペーンにつきましてはまん延防止というのが適用されておまして、そもそも計画ではゴールデンウィークにCMを流して夏からキャンペーンを行うということで完全予算の執行を計画しておりました。しかしながらなかなかこの状態ではそのキャンペーンを打つことができないということで近隣の町村でもキャンペーンを打って途中でキャンペーンを中止したという事例もございました。その中でわずかな期間ですけれどもコロナの感染が少し落ちついてきた秋口ここに絞って秋口から3か月間実施しております。旅行の自粛ムードというのは少し混在している中ではございましたけれども結果的には取組んでよかったなというふうに思っています。また先ほども言いましたように事故繰越ということでの国県の承認というのも可能性が今ありますので引き続きこのキャンペーンは令和4年度の財源として活用していきたいというふうに思います。

それから、実際のキャンペーンを受入れた宿泊業の方々の声というのも少し集約させていただいておりますのでここでちょっと紹介したいと思います。まず12月28日から1月14日にキャンペーンのアンケートをとらせていただいておりますが、全体的な36件の宿泊事業者が利用を受けておまして「今回のキャンペーンに参画してよかったか」という問いに対しまして88.2%の方が「参加してよかった」。主な理由としましては、旅行の需要の喚起につながった。それから「大変よかった」ということで、「コロナ禍でお客様が旅行を躊躇している中での割引でしたので本当に助かりました」というような声をいただいております。また「コロナ禍でのキャンペーンを実施したことについての効果があったかどうか」ということに対する設問に対しては、88.2%が「そう思う」という回答をいただいております。主なものとしては「キャンペーンを実施することによって間違いなく増加した」という御意見とか、今回は抽せんということで観光客の方に実施をしましたものですから当選券を持って現地に来られたということで、非常にお得感とか特別に選ばれた感を持って宿に来られたということでございます。事業所の中には「最初はそれほど期待はしておりませんでしたけれども、蓋をあけてみれば皆さんから当選を喜んで使用していただいた」という温かい声をいただいたという意見も出ております。

それから、特産品についての見解もアンケートでとっております。「特産品をプレゼントする企画についてよかったと思いますか」ということに対してですけれども、「よかった」というのが82.4%。その主な中身として「金券と違い小国の特産品を知ってもらえる」。それから「何がもらえるか楽しみにして帰られた」と、これは小国の特産を10パターンに分けて箱に詰めて持って帰っていただくやり方をしました。「地元の物や地元の生産者を応援する意味でも今

後こういった特産品のプレゼントのほうに力を入れていただければ」というふうな御意見もいただいております。

それから、「今後このようなキャンペーンがあったら参画したいですか」ということもアンケートに入れさせていただいております、94.1%が「参加したい」ということで「大変よい企画だと思います」それから「小国に遊びに来るきっかけになっております」という御意見をいただいております。しかしながら、意見の中には熊本県の再発見の旅との併用についてが、旅館の立場から言わせると「事務が煩雑になって非常に面倒だ」ということでそういう御意見もいただいております。結果的にその部分は、観光客にとっては負担が薄くなるので非常にいいことではありますけれども、旅館の受入れ側にとっては事務が煩雑になるという御意見をいただいております。

それから、先ほどの効果というのをちょっとうちのほうで試算してみましたところ、まず助成額が2千400万円程度です。詳しく言うと2千439万5千666円で熊本県の在住は35%でした。当選者ということで抽選式にしていまして、3千290組の方が抽選をされまして人にして1万502人。その中で実際コロナ禍の中で来ていただいた方は人にして5千249人。これを実際のお金が動いた経済効果、お金に換算しますと9千71万2千円ということで、うちのほうがこのイベント等については4千600万円ほどの事業費を行っておりますので、ほぼ倍の経済効果が出たというふうに推考されます。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 詳しい数字もありがとうございます。

よかったというアンケートの結果もございましたが、逆によくなかったという結果は何%ぐらいあったのか、よかった以外のところですね。それと、その理由というのがもし少しでもありましたら、宿泊費補助と特産品の分野、両方ともあればお願いいたします。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず、「キャンペーンに参加してよかったと思いますか」ということですが、今私の手元の資料に「よくなかった」と「どちらとも言えない」合わせたかたちが12%ということでございます。

それから、特産品プレゼントの企画についてですけれども、先ほど「よかった」というのが82.4%というふうに言いましたが、「どちらとも言えない」は11.8%なので「よくなかった」とはその残りということでわずかなものになります。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 理由は何かありますか。よくなかったと思う。

情報課長（村上弘雄君） それぞれにですよね、理由は。

2番（江藤理一郎君） はい、もしそれぞれであれば。

情報課長（村上弘雄君） まずキャンペーンについてですけれども、よくなかったというのは数少ない意見ではございますがその中身としまして熊本県の再発見の旅の併用ということでキャンペーンを二つですることによって手間がかかるということが一番ありました。この部分の考え方は確かに事業所の方には説明会を行ったりしながら事務の煩雑化をできるだけ軽減したりしたのですけれども、結果的にはそういう意見も出ております。

それから、特産品のほうはやっぱり意見としては「商品券がよかった」というような意見も出ていますけれども、この部分はプラスの意見として「地域の特産品をPRする機会があった」ということもありますので、その辺は観光振興としてはその部分で着目してやったほうがよかったのではないかというふうに理解しております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 前回の一般質問でも同僚議員からよかったほうもちろん大事なのですが、よくなかったほうもしっかり検証して次につなげるようにという声もありました。私もそう思います。今回についてはもう仕方ない、手間がかかるというのはほとんどの声だったということでそこは業者の方が努力をしなければいけない部分もあるのかなと思いますけれども。

今回7千万円もの国の交付金を使えるということでした。宿泊割引などのキャンペーンは国や県先ほど課長の答弁もありましたけれども割引と時期が重なってしましまして結果的に直接的な効果としては全て消化できることはできなかったと。次年度も事故繰越しということで宿泊割引が実行されるということでございますが、国はまたG o T o トラベルキャンペーンそれから県も熊本再発見の旅をスタートさせると思われまます。5千円の割引をおよそ4千人ぐらいが使うことになるのでしょうか。また湯ったり満喫キャンペーンでは使うことができることになると思うのですが、次も町の宿泊割引は全部使えるかどうかはわからないところもあると思います。繰越している以上予算の組替えもできずになかなかタイミングが難しいと思いますが、長いスパンで割引キャンペーンを実施するかなど工夫していただいて是非たくさんの方にこのキャンペーンを使っただけのようにやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次にコロナ交付金の中で令和3年度に鍋ヶ滝の予約システムの実証実験を実施しておりますが、この実証実験の結果と見えてきた課題というものは何か見えておりますかお願いいたします。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

実証実験の結果と今後の課題ということでございますが、まず今回鍋ヶ滝の入園者につきましては最大のピークが令和元年だったのですが24万人ということでその次の年の令和2年度はコロナということでもう8万9千人ということで率にして63%ほど減になっております。その上で昨年度令和3年度ということでこれは1月までになりますけれども6万9千人ということでこれは明らかに新型コロナウイルス感染症の影響だというふうに思っております。具体的に言いま

すと一番観光客を招き入れる時期、ゴールデンウィークここは全て閉園しております。それから2番目に多いとき夏のお盆の時期ですがこの時期も一番入れなくてはいけない時期に閉園しております。かつゴールデンウィーク明けた後の土日は閉めながら平日のみの開園ということで全てにおいてこの観光施設の鍋ヶ滝はたくさんのお客を招き入れたいにもかかわらず、コロナということで逆にそこを閉めているということで今回の予約システムを入れることの緊急性がありました。あと集落においての1日4千人という時期がございましたけれども、これは明らかにオーバーツーリズムということで集落間の中での渋滞が発生しています。ですのでこの辺の偏った人数を平準化しながら1年を通して観光客に訪れていただき、かつ予約システムによりましてその時間をあえて別なところに周遊していただくということに仕向けることができるのがこの予約システムだと認識しております。そういうことで令和4年度についてはもし7波、8波、9波と先のことはわかりませんが、コロナの状況が変わりましても開園を続けられるということで考えております。それから予約率も最初は自然界にある観光施設ですのでどれだけ予約ができるかということで非常に心配もしておりましたけれども、逆に地理的な条件が幸いしましてあそこは入れれば抜け道が集落の奥のほうにはありますけれども観光客としては入ればなかなか渋滞しおきないということでそれが逆によく予約率が非常に高かったということで平均予約率も60%ということになっております。一つは手前のフィルターということで旧蓬莱小学校を全ての観光客を招き入れてそこで予約をされている方、されていない方、できるけれどやってない方、いろいろいらっしゃると思いますのでその辺を整理しながら中に入れていったということもあります。

それから、課題として見えてまいりましたのは現場ではやはりスマホとかタブレット使いが慣れていない方たち、高齢者の方とかそういう方たちには当日券のそういうシステムを設置して、入口を二つに分けて当日券でも対応できるような仕組みを実証実験の中で入れました。引き続きこの部分は観光施設に拡充していきたいということで令和4年度の予算でその部分を計上させていただきます。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 例えば今回の見えてきたところでターゲットというか多かった客層とかそういうもの、あと地域などは何かわかりますか。

情報課長（村上弘雄君） 予約システムを使うことによりまして観光客の属性というのがデータで分析できるようになっていますので、今わかった範囲でちょっとそこを御紹介したいと思います。予約の実証実験の中で男性が47%、女性が53%ということであまり男女の比率は変わっていません。それから年代別ですけれども20代～30代が31%、30代～40代が16%、この20～40代ぐらいまで50%近くを占めているということでございます。それから、来園者の県別の分類といいますと一番多いのは福岡県です。次に熊本県、そして3番目は東京です。4番目が大阪ということで九州の他県よりも東京や大阪のほうが多いということで、この辺の分析

は最多は福岡ではございますが関東関西からの来訪も一定数いるということで、この辺をいかに宿泊に結びつけるかというのはこれからの課題が見えてきているのではないかというふうに思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 意外に九州の方よりも3番目が東京そして大阪という大都市圏から来られている。これはやっぱりこういう実証実験の結果でよくわかったところだと思います。また若い方が多いということも見えてまいりました。

日本にはたくさんの滝の名所があります。日本の三大滝としては、日光の華厳の滝、和歌山の那智の滝、茨城県の袋田の滝などを指すことが多いそうです。ほかにも3番目だという3大滝の一つだという滝はいくつかあるそうですが、鍋ヶ滝も滝日本一で検索してみると旅行者が選ぶ滝ランキングで1位となっており近年注目度が急上昇している滝でもあります。こういったことも東京、大阪から来園者が多くなったという理由もでてくるのかなと思います。日本の名勝と呼ばれる滝を調べると、予約システムを導入している滝はしかしながらないように思われますが、鍋ヶ滝の場合は近隣に民家が多く渋滞すると家から出ることができない、若しくは家に帰れない住民の方ができるだけ慎重にならざるを得ないという状況もよくわかります。先ほど答弁いただいた中で私なりに分析した中で、年齢が若い人が多い理由というのはインターネットを使って予約することに慣れている世代が主に来訪しているということで、予約になかなかなじめない年配の年代を取り込めていないのではないかと。また若い世代も時間が制約された中で予約してまで行こうと思わない方も多数いることも含めて考えるべきではないかと思います。若いからと言って予約するというのは限らないということ。現に1日当たりの来園者はコロナ前の予約システム導入前で4千人ほど最大あったということに対して、予約システム導入後は1千人に満たないぐらいというふうに聞いております。コロナ禍とはいえ鍋ヶ滝は入りにくいと思った観光客も多いのではないのでしょうか。ここは渋滞が予想される日程を予約受付者優先とし、日頃は予約した方も予約できない方も入れる仕組みというのをもう今検討されていると思うのですが、こういったところをまだ予約できない方も入りやすいような間口を広く構えるようなやり方も検討できないかというふうに思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

先ほど1日4千人というお言葉がありました。今1千人と。この4千人の状態は数字だけ見ますと非常にいい数字だと理解できると思いますが、実態としてはこれは先ほど少し言いましたけれどもオーバーツーリズムが起きていまして、集落の中は迷惑をこうむっていると。ですので一時シャトルバスで解決したという経緯がありますので、一概にこの4千人がその地域の観光の受入れとしてベストかなというのはちょっと疑いがあると思います。ちょっと言い忘れましたけれども大体観光客の滞在時間というのが30分ぐらいというのかデータでわかりましたので、予約

システムは11時間帯で分けてそれを選ぶようになっています。全体としては稼働率が高いけれども一時的なピークは平準化しているというような仕組みを今動かしている最中でございます。それから予約がなかなかやれない方、それから年齢的にちょっと高齢でということの方については確かに実証実験の初日辺りは窓口に来られて予約者だけを取り扱うのかということで窓口のトラブルとか確かにありました。そういうのも含めて実証実験では当日券のパスケットという当日券発行発券機というのを設置しましてそれで窓口を2分化してスムーズに入れるように現場で処理をしました。今後はゴールデンウィークと夏休み等を考えればそこだけではなかなか処理できないだろうということで主な観光施設に当日券を設置したいということでその部分を解決していきたいと思っています。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 議員おっしゃられるようにたくさんの課題も今から見えてくるといいますし、11月から予約システムを稼働させてオンシーズンを実はまだ稼働していないような状況でありますので是非ともこれから実証実験とは言いませんもう稼働しておりますけれども、やっぱりオンシーズンのデータをこれからしっかりととっていかなければならないというふうにも思っているところでございます。また本当はやっぱり不特定多数の方にたくさんきていただけるような状況の場所であれば一番よかったのかもしれませんが、まず一番は言い方が悪いかもしれませんが袋小路とか抜け道はありますけれども通常はわからない抜け道がある袋小路のようなところでほぼ行った道を帰らなければいけない。しかも大型バスが通らないという道路状況の中で先ほど滝、四つか五つ挙げていただきましたけれども、そのような状況の場所は多分ないと思います。それはなぜかというと大型バスが先ほどの滝の部分をつけるような観光地の整備がなされているという部分もあると思います。小国町といたしましてはそういう状況にありませんので現時点でお客様が増えればシャトルバスを稼働することが基本的にはもうこのコロナ禍の中でできないというふうに思われますので、実質予約システムがなければ多分今まで土日は全部休まなければいけなかった状況にあるのではないかなというふうに思っているぐらいです。ただこれからは当然のように先ほどのデータもそうですがこれからずっと蓄積していったデータをもっと効率のいいやり方もあるかもしれませんし、もっとシステムの違うシステムを導入するというかたちもあります。DXはやっぱり挑戦、失敗の繰り返しというのも正直頭の中にあります。しかしながらその効果が鍋ヶ滝だけではなくていろんな観光地また小国町の中で波及することが一番最終的な目標というふうな、その一番最初の導入が鍋ヶ滝ということでございますので少しいろいろな課題も当然今から増えてくるかと思えますけれども、しっかりとその部分ではチャレンジさせていただいて逆にその部分でほかの観光地とか事業者につなげていくような方法をとっていきたいというふうに思っているところです。

私からは以上でございます。

2番（江藤理一郎君） 私としましてはSDGsの町でもありますし、これから観光もユニバーサルツーリズムといいまして障害を持っている方そういった方々もどんな方でも観光ができるというようなところも考えていかなければいけない時代だと思います。是非予約できないからと言って制限するというよりも先ほど言いましたとおり間口を広くと小国町の懐の広さを見せるような観光づくりになっていくといいなというふうに思います。

その中で一つ予約システムのウェブページの件ですが、例えば予約カレンダーを設けて予約状況が分かるようにしますとこの時間が空いているので行ってみようという方も増えるのではないかと思います、その辺り導入する予定などはございませんか。

町長（渡邊誠次君） 技術的なところがはっきり確定してからまた課長からお答えしていただけると思いますけれども、やり方は本当にたくさんあると思います。技術的な部分は今から繰り返し繰り返しいい方法をとらせていただきたいというふうに思いますので、議員おっしゃられるように本当に見える化をすることは観光をされるお客様からとっても非常に選択肢が増えてくるというふうに思いますので非常にいいと思います。私としてもそういうところがあればやっていきたいというふうに思いますし、先ほどユニバーサルツーリズムの話もされましたけれども本当におっしゃるとおりです。ただ予約システムはもう名前のとおり予約をするということです。事前に準備ができるという意味もありますのでその部分では外国の方がもし来られるようなタイミングになりましたら是非予約システムを使ったほうが通常時よりも多分きやすい方法として、外国の方もそのシステムを使って来られるようなもちろんそういうふうな導入もさせていただきたいというふうに思います。ユニバーサルということはたくさんの方も当然ですけれども間口はできるだけ広げたい。ただ今から先の観光は多分全体的に予約の中でしかできないような状況が増えてくると思います。飲食店にしても旅館、ホテルはもう当然今そのようになっているかもしれませんが、その部分では全体的に予約というところでオーバーツーリズムにならない、これは非常にこれからのツーリズムの観光の課題でもありますのでその部分ではしっかりと予約システムの導入がよかったと思えるような取組にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 世の中の予約システムもコロナでかなり進みまして、当初2年前に予約システムの実証実験という採決をしたときにはまだあんまり世の中になかったのですけれども今では進んでおります。今ではアウトドアスポーツや体験、遊園地や水族館、日帰り温泉などの選べる体験できる全国7千施設以上を予約することができるアソビューなど様々な予約システムがあります。もう検索するだけでたくさん出てきます。導入費用は無料で成果報酬15%、クレジットカード手数料を含む料金で導入できるなど様々な業者が存在しております。それらを踏まえ4月以降の予約システムというのは、どのように運用する予定で何人の来園者を予定しているのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） すみません、最後の後半ちょっと聞き取れませんでした。申し訳ございません。

2番（江藤理一郎君） 4月以降の予約システムはどのように運営する予定で、何人ぐらいの来園者が年間予定されているのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

令和4年度におきましては14万人ぐらいを見込んでおります。それからシステムについては確かに予約システムは世の中いろいろ今進化しておりますが、先ほどお話にありました成果報酬の15%というので例えばうちの入園者の数で逆算するとうちが今予算化している経費よりも少し高いぐらい逆になってしまうぐらいのところがありますので、その辺は当面システムベースはすぐに変えるということはなかなか難しいし、先ほど町長のほうからお話がありましたけれども世の中の動向に応じて随時見直しが必要だと思いますが入れたばかりでございますので、この辺は一旦安定稼働させていきたいというふうに思います。

町長（渡邊誠次君） もう一つ、システムはJTBの仕組みを使わせてもらっています。特に今小国町にJTBから出向していただいております観光審議員、小国観光協会にもきて在籍しておられますけれどもそこを含めて予約システムだけでは多分なくて、事業全般、観光全般もその中でこういったふうな取組をしていったほうが効率がいいのか。多分波及効果は非常にたくさんあるというふうにも私は思っておりますので是非ともその部分ではしっかり小国町に貢献していただいているところとは思いますが、更なる活躍も期待しているところでございます。

以上でございます。

2番（江藤理一郎君） 先ほどの経費の中で15%よりも低いというふうなお話でしたが、コールセンター設置委託料が600万円というふうに聞いております、JTB。そのほかカード決済手数料ですかその辺りも取られると思いますし、予約システム費というものがそもそもかかるのではないかと思います。争点としてはこのコールセンター費600万円というかたちなのですけれども、先ほど予定されているのが来園者14万人。単純に300円掛けますと4千200万円年間収入となりまして600万円を割ると大体14%ほど確かにコールセンター費だけだと15%を下回るのですが、そのほかのシステム費を含めると15%は超えるのではないかなというふうに思われます。この15%の中にはコールセンター費はもちろん含まれていないのですが、このアソビューの中では同じようにコールセンターと明示はしていませんが問合せ先ということで予約に関しての問合せはこちらにお電話くださいというような電話番号の掲示もありますので同じようなものになるのではないかなと思われます。私としてはこのコールセンター委託費というのが割と高めな気がします。ほかのコールセンターも調べてみますとここまで高い費用をとるところはあまりないのかなと思いますし、例えばこのJTB以外にほかのところを当たっているのかというところをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） コールセンターの費用につきましては産業常任委員会でも質疑があったと思いますけれども、そのときの答弁も思い出しますとコールセンターそのものはやっぱり予約システムが安定稼働するまではどうしても一時的に電話が殺到するというので実際11月からスタートしたときも土日はうちの課の職員もコールセンターと同じ業務で土日仕事に出てきて1日50件程度の電話を処理したということでほぼコールセンターと同じような状態が続いていた時期がありましたが、どんどんどんどんそれが浸透するにつれて減っていくし冬場ということもあって減っていくということで、これについては予約システムが常識になってくれば当然このコールセンターは要らなくなりますが一定の初期投資としてはいると思っています。あと他社との比較というのは実際このシステムそのものがJTBが入れているということで、費用の面は3回ほど福岡のビルの中で1画押さえてコールセンターを置くのと既存のJTBの旅行会社の問合せ先の熊本支店で対応する。いろんなやり方を議論した結果最終的にはこの価格になったという経緯がございます。

2番（江藤理一郎君） コールセンターについてはJTBに予約システムをお願いしているということです。例えばこのコールセンターを設置するのであればどこでも都心にある必要もございませんので小国町で独自で作ってみてはどうかとも思います。コールセンターを作るとそこに雇用も生まれますしそういったことも考えられませんか。

情報課長（村上弘雄君） 実際最初に実証実験がスタートしたときに職員が土日出てきてももちろん私も電話当番しましたけれども、実際役場の職員が勤務時間中にこの電話だけで対応する場合通常の仕事はできませんので、ではこれをできる人が本当にいるかというのは内部では実はどこかに頼みたいという話は話としてはありました。しかしながら、システム稼働そのものの運営がJTBということになっていきますのでその業務の一環としてお願いするのが一番スマートなやり方ではないかということで今に至っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 民間の中で作れるとこの予約システムだけではなく違うかたちでのコールセンターの使い方というのも可能になるのではないかなと思いますので、是非検討いただきたいと思います。またこのコロナ交付金もいつまであるかわかりませんのでできれば毎年600万円、400万円と委託料を出すかたちではなく、一括して先ほどお話ししたような新しい予約システムの中にコールセンターのような機能があたりして安定した鍋ヶ滝の運営ができるような体制を早めに組んでいただきたいなと思います。

では時間も余りなくなりましたので次に、宮原保育園の増築施設についてお話しさせていただきます。コロナ交付金を使い実施設計費800万円それから建築工事費3千800万円を掛けて増築しました宮原保育園の園庭というか施設でございますが、利用者からは「渡り廊下が寒い」、そして迎えに行く保護者も一旦保育園の中の通路を通り抜けたあとにはほぼ屋外に近いゴムマット

の通路を共有のスリッパを履いて通っていくやり方になっており、「これだけの費用を掛けるのであれば壁を付けたらそういった工夫などもできなかったのか」という声もございますが、そういったところは工夫できなかったのでしょうか。

町民課長（生田敬二君） 保育園の増設部分ということで、これ建物ができましたことで園児また保護者の3密の回避とか保育環境について大きく改善できたものというふうに思っております。ただ一方で議員が御指摘のように連絡通路の部分で、園児また保護者に寒さであるとかスリッパ等の不便さがあることも承知をしているところでございます。この建物に関しましてはもともと設計の段階からですけれども下に水道管が配管されているということで本園舎の建物に沿うかたちでずっと配管埋設されているという関係によって園舎本体の建物に接するような増築それに付けるようなかたちの増設というのができなかったという事情がございます。建築基準法上の別棟の規定の中で建設をされております。そのため渡り廊下というかたちで行き来をしていただいているということになります。寒さ等の対応策としましてはちょっと構造的な本格的な改善というのはなかなか難しいと思っておりますけれども、今後の寒さ対策、不便さの解消などにつきましては安全性の確保、規定に抵触しない支障がない部分で例えば風よけのカーテンなんかちょっと今しておりますけれどもスリッパはもう1回履いたら消毒をその都度するとか、そういったかたちでの対処できることを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） スリッパを毎回消毒すると先生方も人数が少ない中で大変だと思いますので、例えばくま組に行くまでの通路には現在黒いゴムマットと緑の薄い人工芝マットでしょうかそれが敷かれていると思います。ジョイントマット、組み合わせられるそういったスリッパを履かずに行けるようにする工夫などもよいかと思っております。せっかく造った園舎ですので保護者や園児が利用しやすいようにここも工夫し続けていただきたいと思っております。

次に、宮原保育園の駐車場についてです。かねてから議題としても駐車場が狭いということが何度か上がっていたと思います。朝や夕方にはお迎えの保護者の車に加えて通勤の車や通学、下校する小中学生もあり、いつ事故が起こってもおかしくない状況であります。小学校と連携するなどして駐車場を広げるような検討はできませんか。

町民課長（生田敬二君） 保育園の駐車場につきましては、以前から車両が混雑するような状況であるとかまた保護者が確認しづらく危険な状況があるということが指摘をされてきております。議員の言われるとおりでございます。これまでも検討を行ってきた経緯というのがございます。現在解決する具体的な計画としてはまだ進んでおりませんが、言われましたように小学校のグラウンドの一部の使用という考え方も含めまして関係者のほうで検討を行っているところでございます。

以上です。

町民課保育園長（清高德子君） 本当に駐車場が狭く保護者の方には本当御不便をかけているところですが、今の対応といたしまして朝の門番で見守りをしております。そして少しでも駐車場がはつきりするよう白線を引き直しました。そして保護者の方には本当に子供たちが駐車場危ないですので必ず手を引いて門のところまで入ってくださいというふうに本当に御協力をいただいているところです。これからも本当に安全にはしっかり対策していきたいと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私からも少し答弁をさせていただきたいと思います。保育園の先ほどの園舎です。新しく建てたところそれから今度裏の山の木を切るために環境できるだけよくしようというところそれから駐車場この三つは実は同時進行でずっと話だけはさせてもらっておりまして、もちろん財源の部分それからあとはどう工夫したらそれが実現するのかといったところを今持ち寄って話をさせてもらっているところです。園舎が建ちました。先ほど言われたように通路とかそういった部分の課題は残っておりますがまずは園舎を建てて裏山を買えました。今度は今年度の予算で木を切るような工面をしたいというふうにも思っておりますし、今度は駐車場の財源をしっかりコロナの交付金なのかどうなのかはちょっとまだわかりませんが、しっかりと特定財源を見つけながらその駐車場の整備まではどうにか辿りつきたいなというふうに私も思っているところです。ただ関係機関と話をしっかりしていかなければいけませんので、私の思いとしてはどうにかやっていきたいけれどもというところの部分で今日は答弁をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 園舎を新しく増築したことによってもうしばらくの間は保育園というのは固定されるでしょうから、しっかり固定されたということで駐車場の早めの拡幅ということをお願いしたいと思います。

では最後に、ふるさと納税についてです。今年度の寄附額と寄附額を伸ばすために行ったことは何でしょうか。お願いいたします。

政策課長（石原誠慈君） 最初にふるさと納税関係の資料がありますので配付をさせていただきます。

議長（松崎俊一君） 資料配付いたします。

（資料配付）

政策課長（石原誠慈君） 今の御質問ですけれども、令和3年度末の見込額と取組についてという御質問だったと思います。まず資料を今配付しておりますが資料①を御覧いただきたいと思えます。これは平成20年度の国のふるさと納税制度開始からの年度別の寄附額、件数の推移を示した資料でございます。令和3年度につきましては表の一番下段のほうになります。今年2月末時点での寄附件数が1万2千287件。寄附額が1億9千430万4千円となっております。まだ

3月の実績がこれからですので3月の見込額を合わせて最終の年度末見込額は2億円を超える額を見込んでおります。なお平成29年度と令和2年度につきましては個人で高額な寄附を行った方の分も含まれております。これは広報等でも周知をしておりますが平成29年度につきましては1億2千500万円の寄附を行っていただいております。それと令和2年度は1億円の寄附を行っていただいております。

続きまして、取組につきましてです。資料②を御覧ください。2月末現在のものとなりますが上段の部分が対前年度比を示したものでございます。12月以外の月につきましては前年度より増額となっております。下の表でございまして各ポータルサイト中間事業者の月別の集計表となります。表のほうに示されているように12月に年間の約半分の寄附を受け付けており、今年度は三つのポータルサイト、表の中では下段のほうにありますANAそれから高島屋、ふるさとパレットの導入を行い、計七つのポータルサイトを活用しております。その中でもさとふるが最も多くの寄附を集めています。また平成27年度から町でも取組を始めましたこのさとふるさと納税ですが、一貫して返礼品の充実に取り組んでいるところです。現在は返礼品の事業者が45社、返礼品の品数は約230品目となっております。これは時期によって件数、品数は変わります。また昨年度からはSMO南小国との支援業務契約を行いまして、特に返礼品の充実とPR活動に取り組んでおります。人気の返礼品の状況につきましては資料③のほうに示してありますので御覧いただきたいと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 資料のほういただきまして、最も伸び率が高いのは高森町ではないかなと思っておりますが非常に多くの寄附額を集めております。私なりにこのほかの伸ばしている市町村との違いというのを解釈してみますと、南小国町に関しましては年間10億近くをコンスタントに上げておりまして年間5億円近くが町に入ってくる。当町もこれを目指すためにSMO南小国に中間支援業者として入ってもらい5%ですかねの手数料を支払っており、寄附額を伸ばすのに必要な条件は整えてきているはずであります南小国のように10億までには届いていない。1万円寄附するにしても例えば同じ馬刺しで300グラムの馬刺しと500グラムの馬刺しを出している市町村があれば当然500グラムの町を選ぶというようなことの差なのかなと思っております。そこが南小国町がさとふるさと納税を増やしている大きな点であります。これは安く仕入れる業者が入っているということだと端的に思うのですが、こういった業者を小国町が取り扱うということではできないのでしょうか。

政策課審議員（田邊国昭君） 小国町につきましてもさとふるさと納税の返礼品として品数の増加を考えていくときに、どうしても寄附者の方が多く希望されるコストパフォーマンスといえますか1万円の寄附が一番多いのですが、3千円相当の返礼品で量的にも一番多く入れられるような返礼品の事業者というのは当たっております。ですがこればかりを追求していくというのももう質よ

り量ということで返礼品とにかく安く、数多く、寄附額をひたすら延ばすということだけを追求していくということになるかと思しますので、多少ふるさと納税の本来の趣旨からはどうなのかなど思うところがあります。小国町のふるさと納税の取組については総務省が定めた返礼品の基準を守るかたちで進めていきたいと思っております。

2番（江藤理一郎君） 執行部の答弁のとおり小国町は基準にしたがってやるというようなお話だと思います。今回のふるさと納税のところに関しましても確か来年度が地域おこし協力隊2名体制でふるさと納税の返礼品事業を進めるということもあると思います。こういったところでSMO南小国に研修に行くとして1年目はここまで2年目ここまでのような、ある程度の計画というかスケジュールのようなものは考えられているのでしょうか。

政策課審議員（田邊国昭君） ふるさと納税の業務全般につきまして、今後町でもどのような取組にしていくかというのを検討しております。SMO南小国をお願いしてあるところは返礼品の充実そしてPR活動ということに特化しておりますが、それ以外の業務も含めて町の中でこういった業務が完結できるそういう組織ができないかというのを目標にしております。地域おこし協力隊の活用はその足掛かりとなりますが、最終的には町内でふるさと納税の全ての業務が行えるような組織にしていきたいというふうに考えておりますが、これは数年かかることかなというふうに思っております。

2番（江藤理一郎君） 地域おこし協力隊もやはり3年間という期間があると思います。その間に育てばいいなど。人材によるところが非常に大きいのではないかなと思いますけれども、そういったところを踏まえてそういった人材がしっかり3年後に何か作る企業、ふるさと納税の中間支援組織というようなものに就業をそのまましていきたいなと思えるようなものもある程度作って絵を描いていっておいたほうが良いのかなと。働く側からするとそういったものが見えないとなかなか先が見えない次につながらないというところになりますので、是非そこまで計画を立てて取り組んでいただいて寄附額をもっと増やせるようにやっていただけるといいなと思います。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を2時15分。

（午後2時01分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時14分）

議長（松崎俊一君） 8番、松本明雄議員、登壇をお願いします。

8番（松本明雄君） はい、8番です。

今回の議会は予算ということで、皆さんが賛成多数で通しましたので見たことないような金額ですので有意義に使っていただきたいと思っております。菊陽とかあの近辺は今はTSMCの問題で非常に予算を付けております。それに加えて南阿蘇、阿蘇町は特に期待しているようです。昨日もテレビで菊池のほうでは工業誘致で業者が来るようになっております。

そして、小国町も関係がありますが、営業所を造っていただいたサトウロジックにこの前聞いたら倉庫を10億掛けて造っております。それは今度来る会社なのかと聞いたら東京エレクトロニクスこれもやっぱりIC関係です。その倉庫を建てておりますので小国町にもどうかそういうのを造っていただけないだろうかとお願ひしたところ、やっぱり道路の関係、雪それと湿気。特に半導体は湿気に弱いですのでそこを十分に管理しないとイケない。それと従業員の給料が上がってきております。まだまだTSMCだけでも1千500人。子会社から合わせると相当な人数になると思います。同僚議員のほうも今度国道の話も出ておりますが、やはり道を天津まで早くと言ってもトンネルを掘ると相当な年数掛かりますが、やっぱり通勤圏内にしないとここで小国町に住んでいただく方が少なくなると思います。その辺を早急に皆さんと考えながらどうしたらいいのかやっけていきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

大きな話は終わりましたので身近な話題から質問させていただきます。最初に小中学校の昨年の12月に千葉のほうで事故がありまして、通学路をどのようにするのか。この前から教育委員会とかいろんなところは警察、役場としては建設課とかいろんな方々と確認しているところを見ました。それで質問は最初に、徒歩通学の生徒は大体何人ぐらいいるのか。大体2キロ以内の方が徒歩通学していると思ひますけれども、その辺を教育委員会のほうにお聞かせいただきます。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 現在の徒歩また中学校でいけば自転車通学もあるかと思ひますけれども児童生徒数について報告させていただきます。

まず小学校につきましては全校児童251名中スクールバスが運行しておりますので、2キロ以内の児童は徒歩で通学しているというかたちになるかと思ひます。45%に当たる113名が徒歩での通学対象になっております。ただ実際にはこの中にも登校時又は下校時もあるかもしれませんが保護者による送迎の方も若干はおられるかと思ひますが、そこについてはちょっと数字的に把握が出ておりません。

中学校につきましては年度当初に学校のほうにどういったかたちで登校するかを届出ておりますのでその数字ですが、154名中の47%に当たる72名が徒歩で通学をしております。こちらの数字には寄宿舎生も含めたかたちで72名というかたちです。それから自転車による通学が21%、33名となっております。こちらも天候の変化によっては車での送迎になったりということもあるかと思ひます。全体的には54%の児童生徒が徒歩又は自転車での通学となっております。なおこれもちょっと現在はというかたちですがスクールバスにつきましては小学生の登校については現在コロナの対策で保護者に送迎の協力をお願いしております。こちらが32世帯41名に現在協力をいただいておりますので、この分については登校時乗用車による送迎が今の数字よりも増えたかたちになっているというふうな状況でございます。

8番（松本明雄君） 今事務局長のほうから言われた数字は非常に有り難い数字だと思っております。この質問をしようと思ったのは少子化になって非常に子供の数が減っております。それはも

う全国各地そうだろうと思いますが、病気で亡くなる子供は医学の進歩で相当数が少なくなっているそうです。ですからやはり事故で亡くなる子供をいかに減らすかそういうところをやっぱり各市町村今からやっていかなければならないと思います。国からの要請を受けているんなところを点検された警察も交えてしたと思いますが、その経過と方法というのはどういうことだったのか教えていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 国から要請を受けた通学路の点検ということで、まず経緯ですけれども令和3年6月に千葉県の八街市のほうで下校中の児童の列に大型トラックが衝突し児童が死傷するという痛ましい事故を受けて、文科省を始めとする関係省庁より通学路の点検を実施するように要請があったところです。

通学路の点検は従来から学校やPTAなど連携して危険箇所の洗い出し、児童生徒への安全指導などに取り組んできたところでございますが、今回通学路の点検の要請内容につきましては小学校の通学路で三つの観点から点検するよう通達がっております。1点目は、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路などの車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入の多い箇所。2点目が、過去に事故には至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所。3点目は、保護者や見守り活動者、地域住民などから町へ改善要望があった箇所となっております。

小国町では実施体制としましては学校の教職員、PTA、小国署それから道路管理者であります県土木、町の建設課などのそれぞれの所管から点検に必要と思われる箇所を事前にピックアップしていただいております。それをもとにその後全体で集まって実際に現地を確認しながら危険箇所の点検を10月に実施しております。その場でどういった対応ができるか、どういった対策をどこの所管でやっていくかなども協議させていただいております。見守り活動についてはこれまでも大変お世話になっております老人会や婦人会こういった方々が参画している学校運営協議会というのがありますけれども、そちらのほうでも児童の下校時等の見守り活動の中で気になる箇所などの聞き取りも行い今回の点検に反映させていただいております。

結果といたしましては、今回小学校区の通学路を中心に実施しましたので、学校から2キロ以内の県内の危険箇所ということでピックアップされている部分が多くあります。箇所数にして20か所ほどピックアップされております。内容的には横断歩道であったり停止線であったり道路の外側線であったりといった白線等が薄くなって見にくくなっているという部分又はガードレールや道路標識など施設の傷んでいるところ、そういう部分の補修が必要な箇所が多く挙げられているというのが現状でございます。

8番（松本明雄君） 建設課と教育委員会とほかに保護者とかいろんな方々が見て回っておりますので、危険箇所は20数箇所とか言われましたけれども結構多いなと思っております。教育委員会は教育委員会で学校側のほうの先生方、子供たちとやっぱり車に対する認識、危険、一番は子供たちではなくて運転する側の人たちにいろいろお願いしなければならないところであります

が、自分のことは自分で守るということをお子様のときから植付けていただきたいと思います。

それで建設課のほうにも聞きたいと思いますが、道路が国道、県道、町道、小国町もいろんな道路が通っております。管轄は建設課とすればほとんどが町道管轄になると思います。国道のところはこの頃は車と歩行者と別々にもう信号が付いているところが歩車分離ですかねそういうところがありますので保護者が安全に巻き込みにならないようになるようなところもあります。県道に関しては去年でしたかアスファルトの上にグリーンの舗装をしていただいて、そこは気をつけなさいよというような感じで歩道と車道の区別がつかないところはもう少なくとも緑の枠の中はもう歩道というようなかたちになっていると思います。

建設課についてですが今後町道関係、国道関係、歩道関係でどういうことを県のほうにお願いしたとか、町ではこういうふうにしたいとかいうところがあれば御説明をお願いしたいと思いません。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

まず先ほど事務局長のほうからもお話があったとおり、まず補助制度のお話からいたしたいと思えます。現行の補助制度で社会資本整備交付金というかたちで車両通行の安全性、歩行者の安全性を確保するための道路改良というかたちで、先ほどお話がありました関田のサトウロジック前とかいろんな道路改良を行って車両通行の安全性を確保しているということで、これに対しては補助率62.7%というかたちで道路改良をしながら視距の確保、歩行者との接触を避けるための道路改良を行っております。

それから何度も先ほどから話がありますとおり昨年の6月ですかね千葉県で起きた痛ましい事故を受けて、それから閣僚会議を経て全国一斉で点検しなさいと。その点検の結果10月末で7万2千件ほど全国でもう危ないから対策をしたいということの情報が上がっています。これに対して国のほうも個別補助として交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）というものが創設されました。これが来年度から施行されまして約5年間集中してやりなさいというかたちで国から言われております。これが補助率100分の55、財政関係も併せまして先ほど言った社交金並みの補助金までかさ増しがあるのではないかというかたちで言われております。これのメニューとしましては、歩道の設置、新しく歩道を設置する。歩道の拡幅。それからガードレール等の防護柵の設置というかたちで先ほどの補助メニューとはまた違った、通学路に特化した補助制度というかたちでやっていきなさいというかたちで事業が採択を全国で募集しているというところでございます。現在までに先ほど言った現行のメニューとしては、町道明里線、町道はげの湯線、町道小原田寺尾野線と先ほど言った関田倉原線、今現在施工している町道下滴水線等々の道路改良を行っております。それから新しいメニューに関しては今から検討というかたちで関係機関と協議をしていきますが、県道小国停車場線先ほどから言った広瀬から212号線のタッチするまでの間、横断歩道とか南小国町の国道もそうですけれども横断歩道の手前を緑に塗るとかそ

ういかたちでドライバーの視認性に訴えるというかたちでそういうかたちの事業がメインになってきます。通学路の点検でも通学を見ても非常に家屋が密集してなかなか新しい歩道の設置というのは道路の幅員を縮める方法しかありませんから、今の外側線を強化をしながらまたカラーリングをしながら滑り止めを入れながらドライバーの視認性に訴えていきたい。今外側線に関しても高速道路とかよく走っていますと外側線に乗り上げると音がして驚くことがありますので、そういうかたちで車線をはみ出さない対策の外側線も今非常にできていますし雨天時でも視認性がよく光って見える外側線もできていますので、そういう外側線を使いなさいと歩道に関しては色分けをなさいというかたちになっていますので、いろんなスピード対策もちろん飲酒運転はもってのほかですがそういうこととソフト系で関係機関と協議をしながらドライバーのモラルも考えながら一緒にハード、ソフトで展開していきたいと思っています。

以上です。

8番（松本明雄君） ハード面に関してはやっぱり千葉の事故を見て分かるように、事故を起こしたらもうすぐ行政側がやってくれる。そういうことではなくてやっぱり危険箇所は見ながら町長も車を運転すると思いますのでここが危険だと思ったら早急に予算でも付けていただいでやっていただきたいと思います。南小国町のファミリーマートのところにある交差点のところには歩行者への防護のガードがこの頃設置されました。だからやっぱりあの信号のところも待っている間に車が突っ込むとか今高齢者の方々が特にオートマでするので間違っアアクセルを踏んで前進バックでやって事故が非常に多いので、その辺も教育委員会と建設課が国道に関しては申請を出していただいで早急につけられるようお願いしたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） ありがとうございます。

それから、先程の御質問のお答えがもう一つありまして、県のほうの取組としましては212号線広瀬地区に歩道の新設を行っております。杖立方面に向かって行くと左側でございます。新しい集落があるところ。それから先ほどから言った小国停車場線、緑色のカラーリング。それから今年度から387号線、444号線の併用区間として柏田住宅の前です。北里方面に向かって行くと左側がユウハイムの前付近で途絶えております。そこから柏田住宅までの間をずっと要望を続けてきまして、今回実施設計が終わりまして一部区間全延長200メートルほど橋梁の添架もあるのですが、全体延長200メートルの中の整骨院から横断歩道までの80メートル区間を来年度工事を実施というかたちで今柏田の関係機関と行っております。事業着手がもう目の前にきております。

以上です。

8番（松本明雄君） 追加ではないですけれども、その延長線はどのようになるのか。柏田の方がやはり買物に行くのにもうそのまま右側を通ればそのまま行くともう横断歩道を渡らなくていいので、あの橋のところも歩道が付くのかそこまで要請を出しているのかお聞きします。

建設課審議員（小野昌伸君） 計画が先ほど申しましたとおり200メートルで橋を渡って向こうまで歩道がきていますのでそこまで要望しております。今回は横断歩道までの80メートル予算の関係で施行するというかたちです。

以上でございます。

8番（松本明雄君） そうなれば本当に柏田住宅の方々も助かると思います。数年でできると思いますので阿蘇広域のほうと相談しながらやっていただきたいと思います。

それではもう一つの質問。これは通告になかったのですけれども質問してまいりたいと思います。免許証を返納するに当たり高齢者の方がまだまだ乗りたい方が結構いらっしゃいます。そしてこの町では乗合タクシーは関係ないと思いますが、にじバスを運行していただきました。非常に使い勝手がいいかわかりませんができてすぐですのでまだ今のところわかりませんが、なかなか行きたいところに年寄りの方は自分の時間で行きたいという方が多いです。それで免許証を返納するに当たり何かの電動カーとかいろんなことがあればこちらのほうからも年寄りの方々こういう説明はできるのですけれども、なかなか車から90歳を過ぎても乗っている方もお見受けしますのでやっぱりその辺も一緒に兼ね合いながらやっていきたいと思います。うちのことで失礼なのですけれどもうちのおやじも車の免許証を返納しました。それで最初は非常に困ったようにしていましたが電動カーを借りるようにするとやっぱりなかなかうちの父はまだ元気がいいのですのでなかなか借りることもできませんでした。最終的には電動カーを買うようなかたちになったのですけれど、やはり今からの方々は何年電動カーに乗るかもわからないし、そういうのがあれば自分の時間であちこち行くことができる。我々運転者からするとなかなかゆっくり走りますのでちょっとわずらわしいところもありますが、なかなか年寄りの方も買物とかいろんなことに使いたいと思います。高森町ではこれをリースとして貸しているみたいです。本町もすぐそうしなさいとは言いませんが、今まで購入していた方々バッテリーが大体500回の充電で駄目になるそうです。ですから500回というともう500日と変わらないと思います。雨が降る以外は乗っていますのでその辺の今後電動カーについて補助金を出してくれとかそういうことは言わないにしても、そのバッテリーのところをやってもらうとか役場でリースすると今度社協に買っていてまたそこで管理を社協にしてくださいとかそういうふうになるのも置場から大変ですので、いろんな考え方今ずっと質問が出ていますけれども考えることが多いとは思いますが今後やっぱり年寄りの方が不自由なく生活できるような方向も考えていっていただきたいと思いますので、町民課の課長に御質問したいと思います。よろしくをお願いします。

町民課長（生田敬二君） 議員からもお話がありました高森町のことを少し調べてみたのですけれども、新型コロナ対応の地方創生臨時交付金を活用しましてシニアカーというふうに言っておりますけれども30台ほど購入して70歳以上又は免許証を返納した方への貸出しを行っているということでございます。利用者負担は月に2千円ほど。先日問合せをしたのですけれども30台

購入して現在15、6台ほどの貸出しがあっているということでした。

本町としてはということですが、こうしたシニアカーの普及に関しましては免許証返納であるとか特に新型コロナの影響で外出機会の減少を補うというようなところで高齢者等の健康保持、介護予防、閉じこもりの防止等につながり期待できるものというふうに考えております。今後町としてどう考えていくかということになりますけれども、まずはどれぐらいの方が必要としているのかというニーズ把握。どのようなかたちの支援とか仕組みが適しているのか。また一方では一番大切になってくると思います安全対策であるとか万が一事故等に遭った場合の保険はどうしていくのか等々について情報を整理させていただきまして、他市町村の事例も見ながら実施の有無、するしないも含めてということになりますけれども十分な検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） シニアカー、電動カーですけれどもあれが時速6キロしか出ません。今まで車に乗ってきた人はまぎらわしいみたいです。今言われたとおり事故と教育のほうは徹底しているかなければならないなと思っております。今後いろんなことが町民課のほうも大変だと思いますが参考にしながら検討していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

最後に、これは「農業経営をする皆様へ」というようなご案内が産業課のほうから出ていましたが、まん延防止で夜の商売の方々は大変なことです。補助金はもらってもやっぱり仕事できません。それ以外の中小の方々、観光業に接している方はマスクを2枚はめてお客さんが来て対応しなければなりません。やっぱり早くコロナが終息して前の生活に戻ることを願っております。農業経営する方この収入保険、小国町も産業課の方がこうやってから令和3年の10月号にお知らせのところから出ております。農業を営む方々はなかなかこの前みたいな2年の水害、今度のコロナ、やっぱり収入が減ることによってなかなか大変だと思います。これは農林水産省と農協が出しておりますが非常に収入が減ったときにこれが受け取れるとそういう仕組みになっております。これは非常にいいことだと思ってこういう紙を出して回覧板で回して放送してもなかなか皆さん町長が言うみたいに周知徹底することは難しいですが、今日見た方はまたいろんな条件もありますのでその辺は産業課長のほうから説明していただきたいと思っております。

産業課長（秋吉陽三君） まず収入保険の概要について説明をいたします。

従来の農業共済制度は自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外でした。このため品目の枠にとらわれずに収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度が平成31年1月より導入されました。保険の実施主体は、全国農業共済組合連合会で業務を委託した各県の農業共済組合が窓口業務を担当しております。加入できる方は、青色申告を行っている農業者で保険期間は1月から12月の1年間です。補償内容としましては、保険機関の収入が基準収入の9割を下回ったときに下回った額の9割を上限に補填する制度です。しかし肉用牛、肉用子牛、肉

豚、鶏卵については肉用牛肥育経営安定交付金制度また肉用子牛生産者給付金制度等がありますので、この方たちは加入対象外となっております。概要についてはこういうことになっております。

以上です。

8番（松本明雄君） 今産業課長の説明があったとおりでと思います。ですが我々商店街というか中小企業もやっぱり自分たちのことも自分たちで守らなければなりません。農家の方々もこういう保険があればもう入られる方は入っていただいて、収入が入ったときもらっていただくとそういうふうにしていただきたいと思います。これに関してはここにあるときにはこれは国からの補助も出ていましたが今後次出るかもわかりませんが、出していただくような方向でまた申請のほうをお願いしたいと思います。よその町村ではこれに対して補助金を出しているところもありますが、それはもう町自体の考え方ですのでそれはもうとやかく言いません。こういうのがあるので自分たちは自分たちで守っていくとみんなそういう方法でいかないと全部が全部国が守ってくれるわけではありませんので、今後いい収入保険とか中小企業の方々とかいろんなことであれば今後この質問に対しては次の産業課長が来られたときに質問していただきたいと思います。中小企業の方はまた商工会なんかいろんな保険がありますので、そちらをまた利用していただきたいと思います。

僕からの質問はこれで終わりますが、今回課長も今答弁されたのが3名ですが、あと4名、7名の方が退職されます。本当に小国町も痛いところではあります。来年度からまた新課長と我々と一緒に頑張っていかねばならないと思います。今まで役場にいた7人の方は今後こちら側に一緒に座っていただいて頑張りたいと思います。どうも御苦労さまでした。

これをもって終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議15時ちょうどから。

（午後2時46分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時00分）

議長（松崎俊一君） 7番、西田直美議員、登壇をお願いします。

7番（西田直美君） 3月の一般質問を行います。答弁よろしくお願ひいたします。

今回の質問は2点です。まず第1に町の防災体制について。第2点目、小中学校の女子トイレに生理用品をとこの二つのことについて質問をいたします。

まずこの質問をする理由ですが、1番目、町の防災体制について、これはもうすでに防災体制についてはこれまでも何度も同僚議員からの質問がありました。そのたびに町の執行部のほうとしては御対応いただいております。次第次第に改善もされていることと思いますけれどもまだ考える余地があるとも思います。私のように防災などに関してはずぶの素人だと言ってよいと思

ます。違う視点からまた見ることで新しいアイデアができることもあるのではないかというふうにも思いますので、災害から町民を守る避難体制をもう一度考えなければいけないと思うので質問いたします。それから2点目の小中学校の女子トイレに生理用品をとということですが、これは2年前新型コロナウイルス感染症が発生して拡大それからそれがもう今年で3年目に入ります。長期化しております。それに伴い生理の貧困というかたちで随分クローズアップされてまいりました。各地で対応もしております。その生理の貧困を小国でも解決しなければならないというふうに考えるからです。

まず1点目、小国町の防災体制について伺います。まず質問いたします。熊本地震以来小国町でもたくさん災害が起きております。避難レベルの災害の数と避難回数これについて伺いたしたいと思います。高齢者避難、避難指示の回数などありますがなかなかたくさんだということでしたので、昨年度だけで結構です。避難の回数それから場所もし人数までわかればお願いいたします。

総務課長（佐々木忠生君） ただいまの御質問の件ですけれども、令和2年度の分につきましては令和2年7月豪雨、令和2年7月6日から24日にかけてこれ避難準備・高齢者等避難については発令のほうを3回しております。避難勧告を2回しております。延べの避難者数といたしましては677名です。それと、台風10号令和2年9月6日から7日にかけて避難準備・高齢者等避難開始については1回、それから避難勧告については1回、延べの避難者数については306名ということで合計しますと避難準備・高齢者等避難開始で4回、それから避難勧告について3回、延べの983名ということになっております。令和3年度につきましては、大雨、令和3年7月9日に高齢者等避難で1回、避難者数は15名です。同じく大雨で令和3年8月11日から19日、高齢者等避難が2回、それから避難指示が1回、延べ193名ということで合わせますと避難準備・高齢者等避難開始が3回、それから避難指示が1回、延べの合計が208人ということになっております。

7番（西田直美君） 1年の間でもたくさんの方があって災害の多いところというのがよく分かると思うのですけれども、ではこの避難に備えるために町民への周知これはどういうかたちで知らせているのか。防災無線とかいろいろありますけれども、それについてお答えください。

総務課審議員（佐藤則和君） 防災計画に示されております伝達手段について、防災時の情報伝達手段について申し上げます。一般的な防災行政無線です。ね外のトランペット等を使います。あとLアラート、緊急速報メールこれエリアメールというものでございます。あとコミュニティFM、ケーブルテレビの文字放送です。それと広報車両ということで消防団の皆さんにそういった呼びかけをしていただく等がございます。

以上です。

7番（西田直美君） いろんな伝達が方法あると思うのですけれども、これがどのように十分に町民の皆さんに届いているかということの検証みたいなのをやってらっしゃるかとは思いますが、

それについては後ほど伺いたいと思います。

次に、私上田に住んでおりますけれども上田多目的集会所これは元の宮原小学校上田分校で私の母校になるところなのですが、ここが熊本地震のときには耐震工事ができていないということで熊本地震のときに近所の皆さんはあそこに避難をされたことがあります。ただし中には入れないということで4月の寒いときだったのですけれども、皆さん外で火を焚いたりして暖を取ったというふうに聞いております。私自身は避難をしていなかったのですがそのときのことは承知していないことが多いのですけれども昨年耐震工事が終わりました。町の中に19箇所指定避難所があります。その中で本当にお恥ずかしい話なのですが私もどこがどういうふうに避難ができるのかというこの小国町総合防災マップというのは各家庭に配布されていると思うのですけれども、これは持っているのですけれどもちゃんと読めばこの中に指定避難所は書いてあります。この指定避難所が書いてあるのにすみません私自身も知らなかったことがいっぱいあってですね。ただこの指定避難所一覧19箇所小国町の中にあるのですけれども、総務課のほうで私がいただいた資料の中でこれは小国町防災会議、小国町地域防災計画書、小国町防災会議が行ったものの中にはきちんとその19箇所の中で場所がどこで、その設備として何がある、それから想定 の 収容人数は何人まで収容できるというようなことも書いてあります。ただしこちらのほうにはそういうことがなかったので私は上田多目的集会所の耐震工事が終わったけれどもまだあそこへは避難してはいけないのかと思っていたので、上田地区の皆さんにアンケートの御協力をお願いしました。85部ほど作って約半数ぐらい回答をいただきました。御存じのように上田の谷は結構小国の中では広いほうなのです。だから割と危機意識が薄いといえますか私自身も2年前の7月豪雨のときに下の田んぼ一つあけて田の原川がきているのですが、下の田んぼまでも上がってきませんでした。でするので避難もしなかったのですが何と云ってもひとり暮らしで川の水がごうごうと流れて泥水が流れてその土のおいが家の中まで入って来るということには少なからず恐怖を覚えました。これ私って避難したほうがいいのか、どうかなってということの判断も避難しなくても大丈夫とは思いますがどうなのだろうというようなクエスチョンマークは付いたのです。割と安全なところに住んでいると思う私でもそう思ったくらいだから、きつともっと高齢の方でおひとり暮らしの方、もっと山つきのほうに住んでらっしゃる方、若しくは川がすぐ隣に流れている方、そういう方にとってはもっとその恐怖の度合いというのは高かったのではないかと思います。そこで考えたのがやっぱりその避難をどうやったらいいのか。私今すぐ上田多目的集会所に行けるのかなって発想がなかったのです。だってどうやって入ったらいいかわからないしというのがあったのです。今回その質問の中の目的はそういう町民の皆さんお一人お一人の危険なときにどういうふうにしたいいかということを考えてほうがいいのかということなので質問をさせていただいております。災害に強い小国町ができているかということでもちょっと前後するのですけれども、小国町の自主防災組織これについて伺いたいと思います。小国町自主防災組織とい

うのがありますが、それについて仕組みを簡単に御説明願えますでしょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） 自主防災組織でございますけれども町内に今50組織、組織されております。代表的なものは行政部を中心とした組織が一番多ございます。部は33ですのでそれを細分化して組だけで構成されているところ地域性を見ながらそういったことで小分けしている地域もあります。合わせて50ということで今50人のリーダーがおられるということと、そこにはサブリーダーということで部で言えば部長がおられて組長が各組をまとめられて一応そういった組織体系を構築してくださいよということをお願いをしております。あくまでも自主防災組織ですのでそういった組織体系についてはこれは平成5年に構成されておりますのでかなりもう歴史的にも古いのですけれども、できた当時は台風19号後の被災地がかなり多い中で自分たちだけで避難の判断ができないということで、そういった自主防災組織を育成しながら近所の呼びかけをして早め早めの避難に心がけるということと呼びかけて作らせていただいております。町のほうも自主防災組織につきましては年に1回程度で最近コロナの影響で昨年度はできておりませんけれどもリーダーあるいはサブリーダーに集まっていただいて、そういった会議を年に1回してそれで組織立ての確認をさせていただいております。それと6年に1回です。大字ごとに防災訓練を実施しましてその中でそういった確認です。リーダーが何をやるのか、サブリーダーがどうするのか、集合場所がどこなのか、そういったことを確認していただいております。ただ6年に1回ですので合間が遠いということでその辺のやり方もまた再検討をしているところでございます。わかりやすく言えば、部があって組があって10個ぐらいのそういう小さい組織がまた5、6個集まって大きい組織になった体系が自主防災組織ということでございます。

7番（西田直美君） 50組織ほどでリーダー、サブリーダーがいらっしゃって、6年に1回防災訓練を行っているということでした。

今おっしゃいました新しく自主防災組織ができたのは随分昔の話だということだったので私のほうもちょっと調べておりましたら、地域防災を担う自主防災組織の役割～国土を守る森林（もり）の力～ということで、「砂防と治水171号」2006年6月発行に宮崎暢俊元小国町長が出してらっしゃる記事がありました。これが2006年なので多分2007年に町長をお辞めになったかと思えます。その中に平成17年7月10日の災害についてということが書かれてあります。ちょっと読ませていただきます、ちょっと長いので抜粋で読ませていただきます。「平成17年7月10日未明に激しい雨音で電話のベルが鳴って、その後消防団幹部や役場職員が集まって防災会議を緊急に開いた。それで10日の午前4時半には小国町災害対策本部をもうすでに設置しました。早朝よりあちこち自分も行って回ったが、樫木川北里川沿いの地域は目を覆いたくなるような被災状況だったが、一部住民は自主避難をし人災に至らなかったことが何よりの救いだった。これは自主防災組織、消防団による日頃からの防災への意識付けがあったからと考えられる。」というふうなことで災害について書かれております。それから、自主防災組織の力、

命を救った砂防・スリットダムということで「災害の中で住民を誘導したリーダーは自主防災組織でした。地元消防団と連携し、河川より高い地域にある避難場所に指定されている近くの学校の体育館や集会所、公共施設に自主避難を行いました。小国町が自主防災組織を結成するにはきっかけがあったということで、平成3年9月27日の台風19号、風速60メートルです。これで2次災害の危険予想地域は117箇所あり、この2次災害を防ぐために自衛隊が出動しました。自衛隊が延べ2万3千230人の隊員が派遣され、1万6千500本の倒木と2千600個の根株の処理が行われました。すばらしい働きをしてくれるのですが。またソフト面の典型的な取組組織化が自主防災組織の結成でした。役場が主導で各地域に出かけ行政の組織である部長・組長を通して自主防災組織の結成を呼びかけ、平成4年に54の自主防災組織が結成されました。このことが翌年の土砂崩れにおいて自主避難を行い被害を最小限に食い止める要因になりました。ハードとソフト面の両方が今回の災害での人災を防いだのです。」ということで書かれております。それからエフエムについても書いてあるのですけれども、情報手段としてエフエム小国がものすごく活躍をしたということで、「エフエム小国は平成13年に総務大臣表彰を受賞した。」というようなことも書いてあります。まとめとして「災害から身を守りまた未然に防ぐことが行政や地域の大きな課題です。今後とも役場自主防災組織、消防団、地域自主防災組織が連携して、万一の災害に備えていく必要があります。」というふうに書かれております。これ私見つけたときにこういうことがあったのだと昔のことわからないので、書いてらっしゃることもすばらしいしそのときの小国町の対応もすばらしかったと思います。こういうふう自主防災組織ができてというところで防災の点検こういうものも必要かと思えます。

もう一つ見つけたのは、行革甲子園というものが2016年に小国町が応募している行革甲子園。これは行政改革の行革です。愛媛県主催で全国の市町村の一層の行政革新を支援する目的でということで、まずは愛媛県は自分とところだけでやったのだけどこれ全国に広げたほうがもっといろんな行政改革ができるのではないかとということで、小国町も総務課のほうでこれを出しております。取組事例が「役場全体で取り組む防災危険箇所点検」ということで、取組期間が「平成4年から現在まで」、これ現在は平成28年です。取組の概要は何かというと「梅雨を前に職員を7班（各6大字+重点危険箇所1つ）に分け、管内をパトロールし防災危険箇所の点検を実施している。点検結果を、毎年実施している小国町防災会議や小国町行政部長会・自主防災リーダー会議、消防団等の関係組織等に報告・共有することで、住民の防災意識の向上を図るとともに職員が具体的な災害像を醸成することとしている。梅雨を迎える前の5月に危険箇所点検パトロール班を役場職員各課の垣根を越えて編成（全職員の約半数）し、管内の防災危険箇所点検パトロールを行っている」とあるのですが、これは今もやってらっしゃることなのでしょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） 現在も行われております。今年度におきましては先ほどありました会議等での報告がコロナの影響でちょっと行われていないという状況はありますけれども、防災

計画書のほうには毎年その結果を載せまして更新をさせていただいております。

7番（西田直美君） その中でもう一つほかの団体へのアドバイスというところで書かれているのは、「防災担当でない職員が管内の危険個所をパトロールするという取組は防災意識の向上に資するものと考えられる。防災意識を職員全体が常日頃から持てば、災害発生時に迅速に対応できるばかりか災害発生を未然に防ぐための方策を考える習慣がつくことが期待でき、結果減災につながるものと考えられる」というふうに書いてあるのですが、確かにそのとおりだと思うのです。これをいかにしてそれでは役場の職員の皆さんが頑張っただけで点検して下さっている。それを本当にいろんな組織におろすときに最終的にその個人にいかにおろせるかというところが一番大きなポイントになろうかなというふうに私自身は考えます。というのが私は個人レベルでしか考えられないからです。組織に入っているわけではないので。ここにありますけれども、自助・共助・公助というけれど、町民の皆さんはその自助のやり方がわかっているか。よく言われるのですよ、いや公助は最後のことです。できるだけ皆さん自分のことは自分で守っていただいて、まずは自助ですもんねと言われます。近所の人たちと公助ですもんねと言われます。それでもできないときに助けに行きますからではないですけれども言われます。このマップのほうにもちょっとかたちは違うのですけれどもこの自主防災組織の中にこういうふうに地域の防災力ということで、災害に強い地域をつくりませんか？と言って地域の防災力、自助、共助、公助というのが書いてあります。自助は自分ですね。自分の身を自分の努力によって守る。自分の家族を守る。それから、共助。地域や近隣の人が互いに協力し合う。もう当たり前のことです。公助が、県、町、消防、警察による救助・救援等です。町にお考えいただきたいのは、この公助の部分とか町の皆さんの組織として消防団の方も頑張っただけで、町のほうでも一生懸命その防災会議であるとかいろんな仕組みづくりとか連絡の系統であるとかというのを検討して下さって。ただそれがなかなかその自助、共助をする人たちのところにはどうするのということにいていないところがあるのだということをおっしゃっていただければというのが今回の目的の一つで、どういうふうに自分を守る、家族を守る、ではそれだけで何ができるかということをお考えのきっかけです。このいただいた資料の中で令和2年度の一般災害対策小国町地域防災計画書土石流危険渓流が小国町に80か所。急傾斜地崩壊危険箇所が136か所あります。多分これが点検なさっている分の数字で出てきている分ではないかと思うのですけれども、大字宮原が2か所、上田1か所、北里4か所、西里6か所、下城12か所、黒淵3か所、樺木川水系6か所、合計で34か所。その危険要因はいろいろ、道路、河川、急傾斜、山腹崩壊、地滑り、危険渓流、土砂流出、その他。対策工事としては、着手中がそのうちの4件、未着手が17件、完了したものが17件というふうになっております。これは令和2年5月の調査です。巡回の必要性に関しては、この34か所全部必要だというふうに記載しております。これは公でやっていただけなのですが公でやっていただけないものが自助、共助、町民の皆さんが自分たちで頑張らないといけな

い。自分たちで頑張るためにはどうするかというのが、これを自助、共助できるようにするのが行政の役目ではないかというふうには私は考えております。この防災マップはすごく立派なものが出来上がっております。中には必要な情報は全部入っていると思います。これ平成30年3月に作られておりますのでまた新しくできるというふうには聞いておりますが、防災のチェックであるとか持ち出し品、洪水・土砂、風水害、火山噴火、弾道ミサイルまで書いてあります、地震、火災ですね。それから対策としてどうするか、避難場所はここにありますが、それに地図が付いております。ですのものですごく役に立つマップだと思います。ではこれを皆さんが見るかというところが問題なのです。普通の人々がこれをしっかりいつも見ている、私はこれはほしなさいといけないのだなというふうには思えば問題ないのですが、それで動いてくだされば問題ないのですが、なかなか動けない方がいらっしゃる。判断ができない方もいらっしゃる。そこが問題ではないかと思うのですが、その判断できない方たちに何かしらもっとわかっていただけたらいいなというようなアイデアは総務課のほうではお持ちでしょうか。

総務課長（佐々木忠生君） なかなかちょっと難しい御質問だったかなというふうには思っております。まず自助、共助、公助という部分で、まずそういう災害の発生の恐れがある部分については町のほうで気象情報等も調べましてそれをいち早く住民の方に今で言えば無線による白ラジオの線の断線があっても届くように無線で飛ばして全戸に配布というかあるようになっておりますので、それでまず明るいうちに高齢者等であれば高齢者等避難をしていただく。そういう町が呼びかけたときにはまず自助という部分はまず迷ったときには避難所に避難していただくという部分が一番の自助ではないかなというふうには思っております。

次に共助といったときに先ほど自主防災組織とかいろいろ地域の方々という部分のお話があったと思いますけれども、一緒に避難しようとかそういう働きかけをやっていただくというふうにはソフト的にも自主防災の会議とか防災会議とかいろいろやっておりますので、そういう部分での共助というふうになろうかと思っております。

あとは公助という部分で先ほど議員もおっしゃられたとおり、取り残されたような状態とかそういう場合は各警察、消防、関係機関と連絡を取りながらやっぱり行政、法的な力によって避難をしていただくというような今のところ流れにはなっております。それをやはり常日頃から町民の方に周知していくという部分でのソフト的にもまた力を入れていくという部分については、またやり方等については総務課内でも検討しながら考えていきたいなというふうには思っております。

7番（西田直美君） そうなのです。マップだけではなかなかわからない、放送だけでも先ほど言われた取り残しの方が出る可能性もある。では取り残さないためには、誰1人取り残さないとよくあちこちで言っていますけれども、そのためにはどうしたらいいかということをやっぱり本当に考えないといけないと思ってですね。大事なのはやっぱり地域ごとの定期的な防災訓練だろうと思います。6年に1回ではやはり足りないだろう。私東京に住んでいる時に9月1日防災の日、

これは東京では必ず全地域で防災訓練をやっておりました。もちろん消火器で消す練習もありま
すし、地震の体験者がきてトラックがきて地震のときにどうするかという対応の練習。それから
建物の中に倒壊したときにどうやって出すとかレスキュー犬がきてどういうふうにして災害救
助犬が働くとか、そういうのもいろいろやっていたりしてやはり毎年1回やると違うと思いま
す。4年ぐらい前に中学校で訓練があったときに阿蘇広域が来られて火災が起きました避難して
くださいというときにだらだらだらみんな行ったわけです。教員もみんなだらだらだったの
です先生方も。だって練習だもんというのがあって怒られました。やり直してください。そんな
甘いものではありません。実際のときに対応できるようなことをやってくださいと言って怒られ
て私はいたく反省をしてもう1回やらせていただいたことがあったのですが、やはり本番さなが
らに何でもやらないと危機意識を持ってやらないといけないと思うのです。ですので防災訓練も
大きなことでなくてもいいので各地域でできること、特にどうしてもこれでお宅でやりますよと
いうと「まあしょうがない出ようか」ではなくて、例えばどこか1人で高齢者で足の不自由な方
がちゃんと出られるような防災訓練でないといけないです。あの人を助けるためにみんながどう
するか共助ができるかというような防災訓練にしていだければ、それこそカスタムメイドでそ
こそこに必要なことをやっていただければいいかなというふうに思います。私も入っていないの
ですが、組内に入っていない方への周知はどうなりますかということがあります。私も今回アン
ケートをとったりとか自主防災組織で上田どうなっていますかと言って部長にお伺いをしたとき
に、私らはやっぱり数に入っていないわけです。うちも向かいに4軒借家があってその方たちも
組内には入っていない。その人たちというのはリストに入らないわけです。ではリストに入っ
ていないから町民ではないかというところでもない。その人たちをどうするかということ
もやっぱり拾い出しはしないといけないと思うのです。町なかにはもっとそういう方がいらっし
やるのではないかと私は思うのですけれども、その連携をもっとやるためにはどうしたらいい
かということを考えていただければと思うのですが、例えば組内に入っていない方こういう方た
ちはそういうときにはどういうふうになるのですか。

総務課審議員（佐藤則和君） 先ほど総務課長も述べられましたけれども一応自主防災組織に入っ
ていただくのが一番いいです。組に入る入らないは別として「参加させていただきたい」と言え
ばそこが「あなたは組に入っていないから入れない」という一言はないかとは思いますが、それは
理想論になるかもしれませんが。ただしそういった場合にも地域の民生委員あるいは消防
団員、この辺りはそういった巡回をされますのでそこら辺りと常日頃連絡をとっていただいてそ
ういった関係を自分である程度は構築していただいているのが大事かと私は思っております。や
っぱりコミュニティーが全くない人がなかなか厳しくなってしまうので、そういった自分が
助かりたいこれは自助ですから、そういった情報を常日頃からやっぱり自分でもとっていくとい
う努力をしていただきたい。それであればその中で消防団員が顔見知りになったりとか民生委員

と顔見知りになったりとか、そういうことでそのつながりの中からそういう助かる方法が見つかっていくのではないかと考えております。

以上です。

7番（西田直美君） ではその自主防災組織に「あなたも入りなさいよ」と誘ってくださる方が誰かが問題ですよ。声かけていただかないと組にも入っていない。私はまだ生まれたのは小国だし隣近所親戚もいないわけではないです。でも例えばよそから小国町に転入して来られた方で組にも入っていない、ではその方にどなたが「あなたも組には入らなくてもいいから、自主防災組織があるから何かのときのために入りませんか」と誘ってあげる方が問題だと思うのです。今回本当にそうなんだと思ったのは、部長がいらっしゃいます。上田の多目的集会所に関しては避難所にしてもあそこは上田の後援会が持っているところ。ですので指定避難所ではあるけれども鍵は郵便局と後援会の会長ともう1人会計か副会長の3本あるらしいのです。ではここに避難をしたいと言ったときに誰に電話して誰にもらいに行って若しくは誰に言ったら誰が鍵を開けてというこの連携とかも多分上田だけではなくて、ほかのところもそういうことがありうるのではないかと考えたのでこれは何とかしないといけないのではないかというふうにちょっと感じました。ちょっと時間もなくなりますので私なりにどうしたら解決できるかというのを考えたのですが、やっぱりひとり暮らしであろうと高齢者であろうと何であろうとその人たちがまず第1歩動ける方法は何かなと思ったので、ちょっと私が作ってみたのはこれはあるのは大事です大事な情報なので大事なのですが、もう一つ私はカスタムメイドという私簡単なのですが作ってみたのです。私の場合だとこれですよ。誰々さんあなたの災害のときの避難場所はどどこですよ。避難したいときとか助けが必要なときは防災リーダーの誰々さん電話は何番です。消防団の誰々さん、この人の電話番号はここです。それから組長は誰々です。この電話はここです。ここに電話してください、誰でもいいから。上田の場合だと、避難場所の鍵は誰誰さん。どどこにあります。と言うとまず、どうかな、逃げたいなと思ったときに誰かコンタクトをとれる人がいるのではないかと考えたのです。各リーダーとか組長であれば何百人も抱えているわけではないですよ。ご近所の方々だから知っている方、新しく来られた方だってそんなにたくさんいないと思うのです。声かけてあげられると思うので何となくこういうものを作っていただくと私も個人的に安心だなんて自分で思うのです。だからできれば何か紙1枚、A4の紙1枚でも構わないので、穴井さん、佐藤さん、田中さん、あなたはここですよということを言っていただくととても助かる方がいらっしゃるのではないかなというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） 昨年の春に熊本県のほうがマイタイムラインということでそのようなものを作成してこれ全家庭に配ってございます。ただおっしゃるとおり組入りされていない方の家まで届いているかどうか私はわかりませんが、今行政のほうでももし組に入っておられない方も行政が毎月配付するものは窓口にそろえてあります。うちからのいろいろな広報物は

一式持って帰ることも可能になっております。それは周知しておりますけれどもなかなか住民の皆さんにどこまで周知できるか自信はございませんが、最近そういったサービスも始めておりますのでこれ去年入れましたのでまたこういったものが地域の個々に入っていくといいなと思っておりますけれども、議員おっしゃるとおりこのような配付物を配っても多分また繰り返して見ていただけないのかなという反省もございますので、議員が提案されましたそういったカードそういうものをどうやって各家庭に普及できるのかということ、今後また検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

7番（西田直美君） ありがとうございます。是非ともお願いします。多過ぎる情報は処理できないので、その人に必要なだけの情報でいいと思うのです。多分弾道ミサイルも小国でそれほど日頃気にしなくていいと思うので、何かあったらまずここに電話してごらん下さいというところがわかればそれで十分だと思うのです。よく都会のほうへ行くと張ってあるのですが、水道管が漏れたら何番にというのと同じようなものだろうと思うのです。だから一番アクセスのしやすいところ一番必要なところに何が必要かということをやっていただければいいかなと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に行きます。小中学校の女子トイレに生理用品をとということで質問をさせていただきます。生理の貧困ということが言われるようになりました。まず教育長にお伺いいたします。生理の貧困というのを最近言われるようになったのですが、教育長はどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） すみません西田さん、前の質問に少しだけ答弁をさせていただきます。

必要な情報を確かにしていただくことは非常に大事かもしれませんが、その避難ができない方たちに対しては要支援者ということである程度特定させていただいてこれまでも対応をしてきたという流れが一つあります。

それから、情報として先ほど何人かの名前、組長とか書かれておられましたけれども、そこに電話されるのはひょっとしたら危険かもしれない可能性もあります。例えば長崎のこの前の部分でも民生委員に直接お電話されて助けを求められたその多分段階も非常に大事なのかもしれません、私も答え方として非常に間違っているのかもしれませんが自助、共助の部分はあるまでも平常時に近いところ、それから緊急性もそんなにもう防災無線で避難を呼びかけるときは比較的まだ避難ができる状態のときにその部分をお願いしているのですが、本当に危ないときにいろんな方に電話されるというよりも特定してしっかり情報は1本に絞ったほうがいいと私は思うので実際のところは総務課が繰り返されるように通常時の普段のコミュニティーをしっかりとっていただきながら自分たちでまずは自助、共助の部分までは自分たちの予想の範囲内、また今までの経験の部分で避難ができる段階でございますのでその部分で避難をしていただく。もしその部分で判断がつかないときは要支援者の部分で話をさせていただいて、いろんな方たちのお手伝

いをいただくというような方法のほうが今までは慣例としてやっておりましたのでその部分ではやっていけないのではないかと。ただ先ほどのカードの部分でどういうふうを書くのかどうかを含めてちょっと総務課の中でも検討は本当にさせていただきたいと思います。

以上です。

7番（西田直美君） もちろん無理なことをしてくれと言っているわけではありません。必要な人が必要なヘルプを受けられるようにというところをお願いしているのです、個人名で誰々にというところが無理なところを書く必要はないと思います。例えば役場に電話しなさいと言ったらそれならそれで役場の番号でも構わないわけです。警察なら警察でも構わないのですけれどもやはり身近なところで対応してくださる方がいらっしゃるということが大切なのだろうと思います。その辺はよろしく御検討ください。無理は言いません。

それで、質問繰り返します。生理の貧困と最近言われておりますけれども、教育長はどのようにとらえていらっしゃいますでしょうか。

教育長（麻生廣文君） これは昨年と言いますと令和3年になりますけれども4月6日に子供・若者育成支援推進大綱というのが政府のほうから出されております。学校で生理用品を必要とする児童生徒への対応を進めるというようなことを政府で決めているというところがございます。生理用品を必要とする児童生徒への対応は子供の貧困問題への対応の一環というようなところで、パブリックコメント等を通して新たに加えているというようなことがございます。そうした部分がありまして教育委員会等に対して促すというようなことがきておりますので、そういうふうを受け止めております。

7番（西田直美君） 生理の貧困というのは新しい言葉であると思います。これは経済的な理由によって十分に生理用品にアクセスできない状態を言うということなのですが、これはコロナになって随分クローズアップはされてきたのですけれどもそれ以前からももちろん社会的にはあったもので、それが顕在化してきたというのがごくごく最近のことだろうと思います。こういうことを生理用品を何とかというのを議会で言うなんて以前は考えられなかったことだろうと思います。でも当たり前のことです。女性にとって当たり前のことをきちんと今まで言えるような状況ではなかったということも、それ自体が問題なのではないかと思います。内閣府男女共同参画局で2020年7月、日本で581の団体が生理の貧困に対する取組を行っている。この数はますます増えているということでした。現在の小国の小中学校ではこれはどういうふうになっておりますでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 小中学校とも保健室に置いて対応をしているようでございます。

7番（西田直美君） そうなのです。小中学校に伺いましたら保健室に置いてあります。必要な人はもらいにきてください。中学生の子に聞いたら「でも借りていったら返さないといけないのです」とか言っていたのですけれども、それはしなくてよくなったらしいのですけれども。あえて

なぜ女子トイレに生理用品を置く、保健室ではないということについてはどう思われますか。

教育長（麻生廣文君） まず先ほどの貧困関係では学校に置いているという部分でこの貧困の問題については子供たちいつでも取りに行けると、あとで多分置く場所について問題にされるのかなというふうに思っております。今トイレには置いておりません。このことにつきましては。そういうことでございますか。

小学校につきましては1年から6年生までいると。非常に発達段階が離れている。こうした中で生理用品にかかわらず性教育等につきましても発達段階に応じた指導が必要であるといったときに、いたずらはしないとは思いますが安全面だとかそれから管理面において若干心配するところがあるというのはこれはいくつかの学校でもそうした見解を持っているところはあるかと思っております。

それから中学校につきましては今保健室に置いているというこの理由になっていくわけでございますけれども、まずは自己管理能力といいますか自己管理能力をつけていくという部分で保健室に取りに来ますと、何て言いますかぼんやりしてというか単なる度忘れとか忘れたのかそれとも経済的な事情があって持って来れなかったのかとか、それ以外にも青春真っただ中の思春期の子供ですのでそれはそこにあらわれた一現象でひょっとしたらほかにもいろんな不安とか困ったことを抱えているかもしれない。そうした部分を考えたときによければ保健室に取りにきて養護の先生とのコミュニケーションをとる中にしっかり一人一人の子供については寄り添いたいという思いを持っているというふうな部分もありましたので、生徒指導上からも非常にそうした意味で保健室というのは意味があるのかなとは思っております。

7番（西田直美君） 保健室の意味合いというのはとても大きいと思います。私も小学校と中学校の養護の先生とお話をさせていただきました。その中で大変驚いたというか興味深かったのがどれくらい子供たちは「先生ちょうだい」とか言って来れますかと言ったら、そんなにたくさんはないと言っていました。小学校に至っては2月に養護の先生代わられたので、ここ1か月で1人が1回きただけですというふうに言われていました。小学校は校長先生とお話したのですが、中学校の養護の先生ともお話をして先ほど教育長もおっしゃった自己管理能力についてというのは養護の先生もおっしゃっていました。「学校に行けばトイレにあるからいいや」というくらいで子供がもう自分で準備する必要はないのだみたいなふうに思われたらそれはそれで困るしということも私も伺いました。ただ先生がおっしゃっていたのは本当に必要な子が来れないともおっしゃっていました。割とその家庭的にも恵まれている、安心して人に物を言えるような子供、「先生、忘れちゃったからちょうだい」みたいに来れる子はいいのだけれども、本当に経済的に困っているとかが買えないとか家で用意してもらえないとかそういう子が来れないですというふうにおっしゃっていたので。中学校の校長先生も100個だけあげますと言って後がなくなるのは困ります。一時的にあるのではなくてコンスタントにあるのであれば是非そういうものは用意し

ていただければ有り難いというふうにおっしゃっていただいていた。これは経済的な面だけでなくやはり健康の面でも大事なことです。一番最初にこれが言われ出したのは多分女子大生がアルバイトもなくなって親からの仕送りも厳しくなって買えないというところで、生活を切り詰めて切り詰めてというところでティッシュで代用したりとか1日1回でとかいうことで健康的によろしくないというようなことから問題になったかと思います。

もう一つが、ジェンダー平等の面から言っても女性にとって生理があるのは当たり前のことです。早い子は小学校の3年生からもう今あるって言っています。それをきちんとした対応をしないといけないし男性も女性も話をしないといけない。ちょうど2月の末ぐらいでしたが熊日新聞に生理について男性女性話せますかというような記事も出ていました。当然それが口に出して話せないという方もいらっしゃる。それ全然大丈夫ですよという方もいらっしゃいます。この間話した大学生は生理の貧困について大学の講義であったのですよという話もして、やっぱりみんなで考えないといけない問題ですよねというようなことも言っていました。去年の末でしたかね大津町で大津の教育長が吉良教育長でしたっけお話を大津は男性の議員が質問をしております。その質問の中でトイレに置かないといけないのではないですかというときにびっくりしたのが、ちょっと読ませていただきますね時間ありませんが。「学校のトイレに生理用品をトイレットペーパーと同様に常備することはできないか。貧困だけが問題ではなく子供にとっては自分自身で生理用品を購入すること自体がハードルになる。福祉の問題ではなく社会の仕組みとして位置づけていただきたい。学校は子供たちにとっていかなければならない場所であり、日常生活に必要なものは備えられていることが望ましいと考える。」という質問に対して、吉良教育長が「生理用品は清潔で健康な生活をする上でも不可欠なもので、町内小中学校で生理用品を準備できない生徒に保健室で児童生徒の心情に配慮しながら配付している。トイレへの常備について全ての小中学校長からは取組を是非進めたいとの意向も聞かれた。準備ができる学校から準備を順次進めていきたい。この問題は性教育にも深く関わる事柄でもあり、今後も各学校における取組を深める。」というふうに言っています。大津の場合は確か小学校が7校それから中学校が2校あります。でもそれも順次トイレに入れていきますというふうにおっしゃっていました。小国町はSDGs未来都市そのうちのこれは1. 貧困をなくそう、3. 全ての人に健康と福祉を、それから5. ジェンダー平等を実現しよう、全てに関わる問題だと思います。是非とも早いうちに女子トイレに。ちゃっかりさんもいると思います。もう便利に使おうと思う方もいるかもしれません。でも一番大事なのは本当に必要な子供たちに受渡しができるということ、その子たちが気兼ねなくきちんとその清潔な生理用品を使えるということが大事だろうと思いますので是非ともその辺のところ御検討いただければと思います。

教育長（麻生廣文君） 大津町のこともそれから熊本市それから阿蘇管内で産山村こころ辺りの話も存じ上げておまして、ある面誰もが不安なく学校生活を送るといった部分の観点からといっ

たところから結論を申し上げますと、この問題についてはしっかり学校とも協議していきたいというふうに思っている内容でございます。ただ先ほど議員がお話をされた中に議員がどうも学校に行かれて聞き取りをされたというふうにお伺いしました。学校からもその話がきておりますのでまん防の時期にこれ議員の政治活動や議員活動を制限するつもりは全くございませんけれども、この時期に学校の第一線でコロナ対策をやっている校長先生とかあるいは最前線で働いている養護の先生に直接聞き取りをされるというのは少し私びっくりしましたので電話で終わらなかったのかなというのをちょっと考えたところです。小学校の養護の先生にはお電話で聞かれたということではございましたけれども、卒業式も全部の議員をお断りしている、学校公開日も今やめているところ、授業参観もオンラインでやっている、こういう状況の中で議員が直接行ったということで小学校の校長はそこで非常に悩んで、議員が2月24日に行かれていますとその2、3日の間に小学生が何人か感染しておりまして、そうしたところの最前線で対応しているのでこれは会わせてはいけない議員に迷惑かけるというところで校長室にお呼びしました。こういう状況を聞いているのです。ですからちょっとその辺りは今後しっかり考えてお電話でもよかったのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っているところです。私たちは子供や学校を守るそういう責任がございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

7番（西田直美君） 失礼いたしました。小学校の校長先生と中学校の養護の先生にはお会いしております。もちろん私としても距離を十分とって気をつけてというところでしたので、駄目ならお断りしていただいてよろしかったのですけれども、大丈夫ということで行かせていただきましたので今後気をつけたいと思います、その点に関しては。

お願ひしたことについてはまたよろしくお願ひいたします。

教育長（麻生廣文君） すみません。学校に議員がお電話されるとお断りできる先生はいらっしゃらないと思います。ですからこの問題は議員の問題だというふうにお考ひいただきたいと思っております。以前、地域学校協働活動の支援事業を進めているときにちょうど昨年の2月頃、議員は直接地域学校協働活動の推進員とかそれから専門員そういう方々をご自宅に呼び付けております。これはコロナ全く関係ございませんけれども。

議長（松崎俊一君） 麻生教育長に申し上げます。質問に対する答えに終始してください。

教育長（麻生廣文君） すみません。

では、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（松崎俊一君） 予定しておりました3人の一般質問が終わりました。これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日16日は4人、穴見まち子議員、大塚英博議員、児玉智博議員、熊谷博行議員の一般質問を予定しています。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 4 時 0 1 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（9番）

第 3 日

令和4年第1回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和4年3月16日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和4年3月16日 午前10時00分

1. 閉 会 令和4年3月16日 午後 2時54分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
政策課審議員 田邊国昭君	産業課審議員 宮崎智幸君
情報課審議員 秋吉祥志君	税務会計課審議員 小野寿宏君
建設課審議員 小野昌伸君	町民課審議員 穴井徹君
町民課保育園長 清高德子君	町民課審議員 中島高宏君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 4. 3. 16)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

本日、熊本県知事がまん延防止等重点措置の解除を国に要請したとの報道がありました。解除後も感染予防には、傾注していかなければならないというふうに思っております。どうかよろしくをお願いします。

さて、本日は3月定例本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、昨日に引き続き一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は登壇順に、穴見まち子議員、大塚英博議員、児玉智博議員、熊谷博行議員となっております。

それでは、3番、穴見まち子議員、登壇をお願いいたします。

3番（穴見まち子君） はい。3番です。よろしくお願いいたします。

おはようございます。通告に沿って質問いたしたいと思っております。3年前の令和2年7月に小国町と大分県と一緒に襲った線状降水帯による被害は、昭和28年の水害をはるかに超え多くの災害をもたらしました。小国町は大分県の隣に位置しているために、国道から町道、林道と大変大きな被害が出ました。当時を思い出してみると、いやもうすごいなと思うことばかりで朝7時からの自分たちの行動がしっかりとできていたかなという思いがあります。

しかし、人的災害を出さなかったことは、とても町としては良かったことだと思っております。課題はあるものの小国町の防災組織、エフエムもありますけれども、呼びかけ、消防団の活動とやっぱり自分たちで自助、共助、公助の面からしっかりと果たせたのではないかと考えております。

私も近くのいろんなところでしているところのお手伝いをしたり、とにかく隣の部落に行くにも行けなかったというところから最初はスコップを担いで部落みんなでしたということを出しているところです。災害から3年目になりますけれども、小国町の現在の町の復旧それはどんなふうになっているのでしょうか。建設課をお願いいたします。

建設課長（時松洋順君） それでは、令和2年度に発生しました災害につきまして農業の部門と公共の部門に分けて件数並びに昨日御承認いただきました予算額合わせてお答えしたいと思います。

農災につきましては、234件の件数となっております。そのうち廃工、工事を取りやめている部分につきまして24件、残りが210件となります。この210件につきましては、発注は

全て終わっております。100%を発注ということで210件のうち100件については今月竣工見込みでございます。それからこのうち110件が繰越し予定ということになっております。

また公共災につきましては、全部で222件、発注済みにつきましては155件、そのうち35件が竣工予定でございます。187件が繰越しということになっております。すみません。先ほど言いました農災の竣工予定、ただいま申し上げました公共災の竣工予定につきましても3月末時点での予定という数字でございます。

なお予算につきましては、令和3年度から4年度への繰越額と4年度当初の予算合わせますと、農災の部分につきましては8億5千479万4千円の予算となっております、公共災につきましては同じく4年度へ3年度から繰越した額、4年度の当初予算額、3年度に発生しました金額についての繰越し合わせますと24億367万7千円となっております。

二つの災害を合わせますと、総額の予算といたしましては32億5千847万1千円の予算をかけまして今後早期復旧に向けて取り組むところでございます。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。32億が残っているというところでした。

現在やっぱり河川の復旧工事がしっかりと行われています。私も先日少し西里のほうに回ってみました。私の近くのところを言っただけは恐縮なのですが、やはり大きな災害が出てやっぱり河川と実際7年の災害を受けてその近所自体ずっと近くを見ると大方1町近くの田んぼが被害に遭って、激しいところでは五反の地ほとんどのところで大きな災害もあったところもあります。

そして、その河川を越えて橋を越えて原木が流れたお陰で、2年のときは農家にとっても大変なウンカが発生した時期でもあります。そのお陰で原木は流されその後しっかりと私も夫と息子と一緒に田んぼの回復を目指し、中にある大きい長い丸太をチェーンソーなどいろいろ手作業で排除して7月の一番暑い中だったので本来的には身体が倒れこむような感じにもありました。そしてそこを大体終えて川向こうのもう1軒の1人でしているおばあちゃんのところに行って、大きな石をのけるだけのところと河川のところのお手伝いをして帰った記憶があります。

田んぼは秋の収穫を見るとウンカのお陰とイノシシのお陰でゼロのところやはり3反以上ありました。そしてそこはそのおばあちゃんの話にもなるのですが、町の共済金をかけていたお陰で共済金が出ました。その共済金を使って40万円以下というところで町からの支援が出るはずだったのですけれども、理由がいろいろありまして出なかったので自力復旧というところで共済金を充てて親戚の人のところに田の整備をお願いしました。もうそのおばあちゃんというのが90歳になります。その気持ちを思うとその復旧した5反のうちの2反5畝をしていただいて河川ですからかさ上げをしっかりとさせていただきました。出来上がりやっぱり1年後の収穫を目指してしました。日頃は年金生活です。次の年の災害復旧に備えるための負担金を払うために田んぼを作ったということです。その田んぼが秋の収穫を終えて今回の復旧作業をしていただ

きました。その前が河川で今回私が上げているかさ上げのというところで、最初その現場に行かなくてはわかりませんよね。だけど前の年にかさ上げがしてあったお陰で次の年も災害がありました。その災害を乗り越えて収穫ができたということです。

私は業者でもありますけれど、その災害があった年にやっぱり多くの田んぼのところでその収穫する機械の前を私はずっといろいろなものがありますので、それを除去して夫が刈るという感じです。それをしてもう多くのところを見てきました。

そしてまたウンカもあり前にも言ったと思いますけれども、機械をもう駄目にしてしまって新しく機械を替えたいというときにも町と県の事業もあったのですが、それもしてもらうことができずやはり自分で買うしかなくて夫はやっぱり自分で買いました。それでやっぱりこの新しく買うということはやる気を出してするということです。今回もこの事業をしてもらってかさ上げとか必要なところやっぱり持ち主の意見というのはしっかりと聞いていただいて原状復帰という言葉は昔からあります。原状復帰というのは気持ち的に本当にわかります。しかし令和2年から次の年も災害がありました。そう思ったときにやっぱりちゃんとかさ上げなりちゃんとしておかないと、次の年にも被害に遭うということが現実になってきています。いつ起こるかかわからない被害というのはありますけれども、その原状復帰という地元の方の要求というのはあったと思うのですけれども、そのような状況は町としての説明はどのようにしたのでしょうか。お願いいたします。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり大変な御苦勞で自費で復旧されたということで、私もこの前御一緒させていただいた現場と思いますが、確かに被災を受けた方々からの意見等々は多ございます。

でも一番いつも言っているところは災害復旧の場合は原形復旧が基本というかたちで、護岸の高さが3メートルあれば3メートルでしか復旧ができない。本当はかさ上げをすれば護岸をもっと高くしていただければここまで水が上がったのだからといって本当はやればもう田んぼに上がることはないというかたちはあるのですが、これはもう河川改修の一部になりますから災害の中でも非常にいろんな事業があります。大規模に崩れた場合は、蛇行した河川をきれいに真っすぐにするとかそれと併せて区画整理を一緒にしていく事業等々があります。これはあくまでも大規模災害とか圃場整備を一緒に行うとか他事業との絡みであって、確かにひどい災害ではありますけれどもこういうのがたくさんありまして、今回の災害はポイントポイントで護岸が被災した。そういうところに関しては単独災になりますので、やはり護岸の高さはもともとあった現況の高さに戻しなさい。査定というのがあって国から補助金を出すほうが見にきますので財務省と国交省がきますので、そういうかたちでもともとなぜこの高さに決めたのですか、なぜこうするのですかということが言われますので、原形復旧というかたちを守らせていただいております。

かさ上げについてはいろんなケースバイケースがありまして、そこで出た河川の掘削とある程

度土量があればうちの田んぼに上げてもらっていいよと。後は自分でかさ上げをしたり基盤均平したりするのでということでその辺は業者と話しながら費用は負担してもらうことになりましてけれどもそういうかたちで護岸の形成をして高く積んでいくとかそういうこともたくさん今までありましたので、そういうかたちでケースバイケースしかし基本としては原形復旧というかたちで本当に皆さんからの意見をいろんなかたちで吸い上げながらできる限り応えるような災害復旧はやっていっているつもりなので、その辺は御了承いただきたいと思います。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

実際この前審議員と行ったところはきれいにかさ上げをしてもらってやっぱり大きい災害があったときには間違いなく田んぼがもう1回崩壊して田の中がもう1回災害に対応してもらわないといけない状態になるとはっきりしているのです。私は見てわかります。そういうところはしっかりとして何らかの対策をお願いしたいと思います。なかなか原状復帰というのはこの前県の振興局の方が来られました若い方だったのですけれども。その前にやっぱり地域を見てみる見守り隊ではないのですけれども見て回る御夫婦がおられました。そのときの現状をうちのほうに電話が掛かってその対応を私が電話に出ました。そのときに原状復帰というのはこれいつの時代のことですかと言ってしっかり対応をお願いしますというのはしっかり伝えておきましたので、やっぱり課長が言われたように何らかのかさ上げだったりちょっとした工事の点検というのはこれからも農家のしっかりとした持続可能な社会ですよ、農家を守ってもらうためにも絶対必要だと思うのでしっかりお願いしたいと思います。

それから今年3月まで入っていたのですけれども、国道212号線の河川沿いの杖立地区の前後を河川の土石流の排除ですかねそれを県からの予算が出てしっかりしていると思うのですが、大体どのくらいの量が出たかと思うところ。毎日私の家の前を通るのです。1日100台。10トン車です。それもやっぱりたまにはスピードを出していく方もおられたのです。そんなとき私は1回ぐらい何か工事のときでも呼び止めてお願いしたことがあるのですけれども、道を10トン車が1日100台通る。私の家の前は広いのですけれども近くの弓田部落のところは狭いしやっぱりお年寄りがいるのです。そんなところでその配慮というのですかね町からはしっかり言ってもらっていると思いますし、工事の関係者はわかっていると思うのです。その方たちも小国ではなくてよそから日田とか阿蘇とか。そんな時間帯で朝はもう7時半過ぎたら8時前から夕方はしっかり5時までしっかり働いていましたので割と早くできたかと思います。そんなところもあるのですがどのくらいの量を運び出したのですかね立米数とかいいますか、どのくらいあったのでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） 大変自宅の前を本当に10トンダンプが往来して御迷惑をかけております。

まず土量というかたちで今杖立の河川掘削のことを言われていると思いますが、これは国直轄の1キロぐらいの国の直轄範囲の河川掘削というかたちで非常に国交省のほうも令和2年7月の豪雨以降早急な対応をしていただきまして、まず杖立地区の浸水地域の洪水の痕跡調査どれだけ水位が上がったかということをしっかり調査していただいて、それから非常に令和2年度はちょうど杖立の真ん中の橋杖立橋といいますか人道橋がそれから下流100メートルあとは防災センターから約150メートル上流部分までです。県とほぼ管理が変わるところまでの部分を掘削していただいております。調査を早急にしていただいて7月に災害が起きて10月から発注をいたしまして工期は10月から令和3年1月までというかたちで、令和2年度では約2万立米持ち出しております。令和3年度も引き続き同じような掘削というかたちで令和3年度は杖立のトンネルを抜けてひぜんやの下橋に渡りますけれどもこれ両国橋と言いますけれどもその100メートル上流ぐらいの左岸側、上流から見て左側に堆積がいっぱいありましたのでそれが2千立米。合わせて令和2年と令和3年で2万2千立米。大体10トンダンプの積載量が土砂系で計算すると6.5立米ぐらい載りますので、大きな転石も含めて大体計算すると10トンダンプで3千100台ぐらいということで、工期的に2、3か月ですからおっしゃるとおり日に50台から100台通らないと間に合いません。そういうかたちで非常に御迷惑はかけておりますが、そういうかたちでやっています。

ちなみに令和4年度、3年度からの繰越しということでこの前も入札が発注しておりまして、引き続き下流側からの掘削と一部護岸を下げますので掘ると護岸が出てきますので、その護岸の前当ての工事ということで1億2千万円この前入札をいたしまして、本当に非常に令和2、3、4年合わせて2億円近いお金をつぎ込んでいただいて杖立地区の浸水対策を行って計画をさせていただいております。今後も非常にまた令和4年度以降も護岸の形成とかいろんなかたちでまた計画を国交省のほうから上げていただいておりますので、また随時報告ができるかと思っております。

それからダンプの行き来については、松原ダム事務所、下桶ダム事務所と一緒に組長初めとしてビラを用意して緑色のカードを持った車が通りますよというかたちで皆さんに配布していると思っておりますので、また御了承いただければと思っております。また御迷惑かけますが、よろしくお願ひします。

3番（穴見まち子君） 毎日車が通るたびに孫が家から見るとその番号が書いてあるわけですが、車の番号が。何番の人はあれよね、どのくらい積んでいるよね。ちゃんと積載量のとおり積んでいるし。積んでいるのはもう窓から見えるわけです。うちからちょっと高いからもうその目の前を通っていくのでその音がしない日というのはもう本当に静かです。そしてその間に工事の方が通りますからやっぱりすごいなと思ひながら、やはり地元だけではなくよその方の力を借りてすることのありがたさですね。それからその積載量が2万2千ですかねそうやったときに横か

ら上がって5分もかからないのですけれどもそこに碎石してありますけれど、実際に2万2千と聞きながら実際こう行ってみるとあのくらいかなと思うところ私も何回か行きました。そしてそれがもうある程度の下のところまで行って今度は災害が起これないに限らないときにやっぱり下のほうが大きい石は動かないにしても砂利とかが流れるところが向こう側が山が出て下りになっているのです。石渕さんという方が豚舎を建てられたところのちょうど中を通っていくので、やはりそこは気をつけて最終的には何らかの下に流れないような措置というのはしっかりと前いろんな災害がありましたのでそこはしっかりとさせていただけたらいいかなと思っております。杖立は災害のとき9メートル以上の災害でした。あと私の住んでいるところの北里側。そうするとこちらからの両方の西里のほうで岳の湯地区のあそこからと熱田宮の大きな災害ができて砂防がしているにもかかわらず熱田宮はもう全面やられたところですよ。あそこからも流れてちょうどその間にうちの田んぼがあります。実際的には1枚が8畝ぐらいですけれどもそこも6メートル以上の今度の災害で発注をして負担金を払って先日終わりました。見に来ていただいて杭を打ちますよね、そのときにやっぱりその業者の方も見落としたのかなと思って実際出来上がったところに私が行って見たら大体できているところに、そしたら排水溝がないので私が夫のほうに言って排水溝がないよと言ったら、それからいろいろ業者の方にきていただいて役場の方にも設計者の方にもきていただきました。それを見てここにあったのですかと一言町からの方も言われたのですが、しっかりとありましてその痕跡がなかなか見えにくかったのです。そこがあったので仕方ないかなというところでもありましたのでお願いしますというところでその柵とかそれをしっかりと頼んで出来上がったところで、今年はしっかりとできるしそこに来られている業者の方が菊池の合志の方だったと思います。ちょっとお話をしてそして年齢的に見たらやっぱりもう70前後の方かなと思いつつ、やはりその基盤整備とかを聞いてみたらみどり公団のほうで出ていてしっかりとできていたのですごいなと思うし、やっぱりこのお金もありますから下請の方のしっかりと働いて人数は少なかったのですぐ終わったのですけれど、やはりそういう他県の大分やはり阿蘇、菊池いろんな方の力を借りてやっぱり災害復旧ができていますのでやっぱり本当に小国の方は九つの業者だと聞いていますけれども、やはりよそからの支援というのは大変ありがたいかなと思っております。やはり負担金というのがこの激甚というところで執行部といろんな人の支えで5%というところでしていただいているところが大きいと思います。

やはり今度の令和2年の7月豪雨を受けていつ来るかわからない災害というのがあります。お米は2千円も下がりました。しかしこうして災害復旧をしてもらってやっぱりかさ上げとか必要などところをしていただくとやはり農家の方も皆さん御高齢です。でもしっかりとしてもらおうことでやる気が出る。しっかりとこれからの持続可能な社会というところで、町もこの前の予算のところ産業課もやはり電牧から金網ですかね。それをしてもらったりウンカに対しての施策もまた今年もしてもらえらるということでしたので、やはり昔から小国町は農家がよくなければ町もよ

くならないというのは昔から言われております。今はもう観光客のお客さんというのがしっかりと減っていますけれどもやっぱりそれを取り戻すためにはいろいろな施策が必要だと思っておりますので、これから先ももう本当に何の災害かわからない今コロナで大変なときに日々の穏やかな生活があるだけでいいと思うところもありますけれどもやはり何でも備えなくてはならない。日々の生活の支えになる私たちの農家と観光業とかいろいろしている方にもしっかりと支えをお願いしたいと思っております。町長、意見何かあればお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。穴見議員には昭和28年の災害そして平成17年、今度の災害とお話をさせていただきました。昨日も同僚議員の皆さんからも御質問あったと思います。災害全般それから産業全般のことでしかお伝えできませんが、私としましては農家の方々のももちろん支援は今からもさせていただきたいというふうにも思いますけれども、もちろん災害に関しましては町民の皆様全員それから町民以外の皆様にも非常に大変な御迷惑というか大変な思いをしているところは重々わかっております。産業別という考えは基本的にはありませんけれども、できるだけ幅広い方たちそれから幅広い世代にわたって支援をしていきたいというふうにも思っております。ところがやっぱり支援をするとなるとどうしても公平にいきたいと思っておりますので、少しずつやっぱり差が出てくると思っておりますのでその部分はそれぞれの方たちのもう受け取るお気持ちもあるかもしれませんけれども、御理解をいただきたいというふうに思っております。それから1点、やっぱり昭和28年それから平成17年と今回の令和2年のこの違いは、これは情報量の問題。情報のスピードの問題というふうに思っております。昨日の御報告と言いますか議員の方からの御説明の中で、平成17年のときに小国町は災害対策本部を朝4時半に作ったというふうに言っておりました。今の現時点の情報量であれば多分前の日に作っているようなところだというふうに思いますが、当時は目いっぱいではなかったかなというふうに思います。職員も当時、今現在それぞれ当然のように目いっぱいのところで仕事を行っている、災害対策を行っていると思っておりますけれども、そこにはやっぱり大きな情報量それからスピードの問題等々もあると思っておりますので、先ほど議員が言われました人的災害がなかった。この部分に関しましては、先ほどの情報の量とスピードこれが大きく関わってくると思っております。町といたしましては、その部分に関してはもちろん収集をたくさんしていきながら皆さんに周知のほう徹底させていただいて対策に当たっていきたい。また繰り返しになりますけれども農家の皆様方には先ほど議員がおっしゃられたような支援策等々は今後も続けていきたいと思っておりますし、また御提案いただければ昨日も松本議員からもありましたとおり共済の部分もあります。いろいろとこの時代に合わせて新しい施策に取り組んでいかなければいけないというのも私も理解しておりますので、まずはバランスの問題があると思っておりますけれどもしっかりと皆様方からの御意見、穴見議員からの農家の代表ということでございますので意見をいただいて、また勉強させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

私は、ちょうど28年生まれなのです。そのときにちょうど28年に生まれていますのでここに同僚議員の方おられますけれど、そのときの災害がやっぱりすごかったというし私が住んでいるところも5名の方が亡くなられております。私の行っているところとですね。そのときとやっぱり時代は変わって防災の働き方、使い方も違うし、平成17年のときのその災害もしっかり私も見ました。自衛隊員の方が来られて台風が激しかったところの災害復旧にも近くの川の上のところももう杉が倒れて、自衛隊の方がもう何日も来られて災害復旧していたということをしっかりと覚えております。ちょうど私も小国町にきて今年で46年目に入りますけれども、やはり時代とともに私たちは年をとって一生懸命田畑を守ってきたのですが年をとります。先ほども言いましたけれどもやっぱり災害にしっかりと対応していただくと、私たちが次の世代に渡していけるということが一番の基本だと思います。人口は減りますけれども田んぼを作らなくてもやっぱり次の方向でうちは後がいますのでどうにかなるかと思っておりますけれども、御高齢になるとやっぱりよその方に委託をしてするという事はもう仕方のないことで、町のほうもやはり上田みたいに何かいろんな施策を早く仕上げてもらってやっていただきたいかなと思っております。

それでは、次にコロナ対応についてというところでお話ししたいと思います。私はちょうど今若い世代と同居しておりますけれども孫が一番下が5歳と小学校4年、中学校1年がおります。去年の春休み前にも感染症に対しての休校がありました。そして今年になり2月の9、10日と2日間の保育園、小学校、中学校の休校がありました。それは子どもたちが感染症にうつらないための対策だったと思います。ちょうどクラスターも出ていましたので、その当時の経緯を説明していただきたいと思いますが、教育長どうでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 今回の町内におきますコロナ感染拡大の防止について、学校の休校というのは大変突然ということもあって保護者、御家族に大変不安とか心配を起こしたのではないかなと思っております。

まず経緯でございますけれども、2月7日月曜日の夜に8時頃でございましたけれども驚くような情報が私に寄せられました。それを受けまして翌朝もちろん町のほうもそうした情報を得たものですから、朝一で対策会議が開かれております。7日夜のうちに2月8日火曜日の午前中に臨時校長会を開くということを両校長に連絡をしまして、午前中に情報交換あるいは対応について協議をしたところでございます。その後学校医やそれから町当局との協議を経て、午後には2月9日水曜と2月10日木曜の休校を決定したところでございます。この日は14時に全保護者にメールが配信されております。この間まだ家族や児童生徒の感染者そのものはございませんでしたけれども、猶予できるような状況ではないなと判断して2日間の休校それから建国記念日と土曜、日曜合わせた5日間をもって感染を何とかして食い止めようと思ったところでござい

ます。

以上でございます。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

やはり最初私も耳に入ったときは最初のほうが7日の頃とか一番最初にかかった方の方向性がよければもう少しうまくできなかったのかというのがあるのですが、子どもたちは前年と一番違っていたのは去年タブレットを支給されてやっぱり子どもたちは学校での授業の中でタブレットの勉強をしていた。高学年になればとても大丈夫だったと思うのです。オンライン授業が午前と午後課題に合わせてちょうどやっていて、その中に保育園の子供も休みがありましたので私も1日付き添っていて親はしっかりと生活がありますから働いていた。学校からの連絡というのは今時代の中の流れで一斉メールで保育園だったり中学校、小学校ときますのでもう時代の流れだなと思いつつながら、昔だったらどういふふう文章とかでやるか電話しかないですね。それが時代の流れで私たちはもうすぐついていけないかなと思うような情報がさっと入ってきて、友達とか知った人からの情報も入ってきます。コロナに関して私にも知らないところで周りの職場が嫁はお年寄り施設に行っていますので、その情報とか友達からの情報でいろいろ入るのですけれども、やはりしっかりと子どもたちにはオンライン授業ができていたこと。やはり低学年になると覚えていたり使ったところは自分のところにWi-Fiがなかったりというところ、やっぱりその補助的なところが要りますよね。それというのはどのようなふうは無事にできたかなというところがとても気になっているところなのですけれども、どうだったでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 休校時のオンライン授業等の取組の状況ということで小学校と中学校でお答えしたいと思います。1年生から3年生につきましては、集中力の持続、継続という課題がございますので、まず学校は学習プリントを配付するというところで課題学習に努めていたようです。これはタブレットにまだ完全に慣れていないということもあっておりますので、授業等で活用して今慣れさせているところでございます。それから4年生から6年生はタブレットを持ち帰らせております。朝夕に会と言いますか朝夕の会をタブレットを通してするというようなことで、子供同士の顔をつなぐ、声をつなぐというようなことでコミュニケーションを図っております。また5、6年の授業で特にハイブリッド型の学習に努めております。これ学習プリントとそれからオンラインの授業の組合せでございます。オンラインではタブレットドリルとかあるいはロイロノートソフトを活用しているようでございます。

それから中学校では2日間5教科を配信しております。5教科、国語、数学、社会、理科、英語、午前中に3時間、午後1時間で2日間で計8コマでございますので、掛ける3学年ということで24コマになるかなと思いますが、ここはクラスを解体しまして2クラスを1クラス。ですから7年生、8年生、9年生というようにところで配信しております。これは複数の教員で対応できるということでよりきめ細かにできますし、生徒の反応等もほかの先生がしっかり見守るこ

とができるなどの利点があったようでございます。

以上でございます。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

なかなか私も見ていて子どもたちは年代に応じてもしっかりしているし、朝一の健康管理、温度管理をしっかりとして報告して、おはようございますから始まってちゃんと朝普通に学校に行くように時間に起きてしっかりとしたのをうちもさせましたけれども、うまくいっていたと思っております。それからまた休校のときにアンケートというのが配られたと教育長も言っていましたけれども、子どもたちなかなか対応ができなかった子供もいると思うのです。それに関してはどうでしょうか。

教育長（麻生廣文君） アンケートのほうも中学校は1日目にそのままアンケートをとっております。小学校はそのあと年度末の学校評価を保護者にしていただいておりますので、その中でこのオンライン等についてのものがありましたのでそれを御紹介したいと思っております。

まず小学校です。「オンライン授業ではもっと宿題があっても良い」あるいは「Wi-Fi環境がない家庭もあるので考慮してほしい」このことにつきましては、2日目にはルーターを貸し出せる状況を教育委員会としてもすぐ作ったところではございましたが、1日目できていない部分もあったということだろうと思います。それから別の意見や感想では「タブレットは1人1台あると思うが、オンライン授業をもう少しできるのではないか。まだ対応が行きついていない気がします」「有事でなくても試験的にはオンライン事業を積極的に取り入れていただきたい」といった御意見の中に、「学校の対応はすばらしいと思う」、「どんどん子供は成長しています」というような励ましもございました。

それから中学校でございますが、中学校は2日間の臨時休校の1日目に保護者のアンケートを実施しております。これ翌日に対応できるということがあればということでしたわけですが、幾つかの点は2日目には工夫ができたという報告も受けております。情報環境が悪い家庭あるいは地域もございましたので、1日目に保護者の同意を得て学校に呼んで実施した児童生徒もおります。ただ次の日にルーターを準備できておりましたので、家庭でも受信できますよというかたちは作り上げておりました。アンケートの結果中学校につきましては、時間数1日4時間先ほど申し上げました。これに対しては77%が「ちょうど良い」という回答でございました。それから50分事業でございます。これを4コマするわけですが1日にこれに対しては86%の保護者から「ちょうど良い」という結果が寄せられて、おおむね高い評価が得られております。少数と言いますかお一人から「時間を短く切って指導することも、効果が上がる場合もありますよ」といったありがたい御意見もありました。そういったことを考えますと1日目の課題は2日目に中学校で少し改善できた。これは小中学校ともでございますけれども、繰り返しやっぱりタブレットを学校でもしっかり使っていくというようなことも必要かなというような部分が考えられま

す。ちなみに少し関係ございませんけれども7、8年生のタブレットドリルというのはその日2日間19時まで使えるようになっておりましたし、それから9年生は制限なしで自主的な学習にも活用できるような状況を作っておりました。中学校でも感想や気付きが最後のほうに自由記述で寄せられておりますけれども、励ましや感謝のお言葉が添えられておりましたので教職員の意欲を非常に高めるような言葉が並んでいたと思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） 最後になりましたアンケートというのはとてもよかったかなと思っております。普段は今の子どもたちというのはやっぱりゲームをしてない子もいるのですけれども、している子が大半ですよね。そしたらやっぱり扱い方ってパッとできるし今度のオンライン授業でも空いている時間とか孫たちも打つ練習とかいろんなかたちでしていました。やはりどこにも行けないというところでは学校の授業がないところとか近くでたまには林間広場にも行きましたけれど、走らせたりとか陸上の面とか体を使わないともう駄目になるというところでした。これからは父親よりも母親のほうが休めるときはしっかり伝えていたというところでした。これからはそのアンケート等が生かされるような体制で授業をお願いしたいと思います。

それでは、次に保育園の先生方のコロナ感染についてですけれども、今後の一番心配しているのは看護師の方もいろんな方もおられますけれども、子供と直接接している上ではワクチンはもう絶対必要だと思うしどこから持ってくるかわからない。いつも抱っこしたりしていますので、これからのワクチン接種の計画というのはどうなっているのでしょうか。

町民課長（生田敬二君） ワクチン接種についてということで、保育士職につきましては生活機能維持従事者よくエッセンシャルワーカーと言われておりますけれども、そういうことで優先接種をすることとしております。先行接種、優先接種につきましては昨年末からの医療従事者、高齢者施設等への従事者の接種はほぼ終了しているのですけれども、その後に生活機能の維持を図ることを目的として対象となる職種の方についての優先接種を行っているというところでございます。対象者としましては、2回目接種完了日から6か月を経過した18歳以上の保育所、幼稚園の職員また学校教職員、警察職員等になります。数量の調整でもうすでに接種された方もおりますけれども具体的な日程としましては、先週の3月10日木曜日と明日17日に公立病院のほうで接種をすることとしております。町立保育園の保育士に関しましては、今月末には約9割の保育士職員これには会計年度任用職員であるとか調理員の職員も含まれますけれども、そちらのほうの接種は終える予定というふうになっております。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

やっぱり1日でも早く今もう感染者がポツリポツリと出ている状態なので注射はしっかりと早めにしていただきたいと思っております。まだ保育園とかいろんなところでも家族内の感染とい

うのがありますよね。この前実際国会の代表質問の中で病院の先生の質問があったのですけれどもやはりマスクと手洗いとかいろいろ言われますけれども、やはりいつも使っているトイレとかいろんなところのトイレですよその使った飛沫とかのきれいな洗浄、私体験したのですけれども胃腸炎で3日ほど動けなかったことがあるのです。孫たちがかかって親にもかかってそのとき排せつ物から何から1回もう捨ててしまってハイターでいろんなことをしたのですけれども、やっぱり家族内の感染というのが一番。もう別々にトイレがあれば別に使えばいいのですけれどもなかなかそうはいかないとき、使った後の洗浄の仕方、普通にマスク、手洗い、うがいとか帰ってからの手洗いというのは普通に子供たちにもさせていますけれども、やっぱり保護者が使うときの状態と使った後というのはしっかりしていただきたいと思いますが、家族の感染の場合の支援の方法というのは町はどのような感じで接していますか。

町民課長（生田敬二君） まず御了解いただきたいのが、感染者の自宅療養等の情報に関しましては管轄の保健所が管理をするということになっておりまして、市町村が把握ができていないということではございません。その中で熊本県これ保健所になりますけれどもそちらによりますと、もちろん衛生関係の指導とか健康観察等に関しては情報をやりとりをするということになりますけれども、例えば日用品であるとか食事の件の支援等もしております。基本的には各自御自分で準備をしていただくということとされております。当然身内の方であるとか知人の方の協力が必要になってくるものというふうに思っています。その上でどうしても手配ができない方については保健所のほうの見守り体制の中で食事、日用品等を自宅へ配送するというような流れになっております。食事に関しましては、配食サービス等で対象者に提供されるということになります。基本的には御自分というか身内の方を含めた御自分で準備をしていただくということでございます。以上です。

3番（穴見まち子君） そうですね。今保健所のほうもなかなか手が届かなくて基本的には自分たちが動くということと、やっぱり保健所の方がいろいろ言われたのですけれども何も言ってこないと思ったときには自分でやるしかないのです。やっぱり自分がかかっていることをもう今は周りにそんなに言わなくてももうかかっているということが公に言えるような体制というのがやっぱり一番必要だし、皆さんもやっぱり知らないところにきてもう全然知った人もいないときには手を挙げて役場にしっかり電話をしていただいて手助けをしてもらおうということが一番ではないかと思っております。何気ない日頃の生活ですけれども、やっぱり自分の身の周りに迫っているということだけはいつも考えておきたいと思っております。

これで終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を11時10分からお願いします。

（午前10時57分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時08分)

議長（松崎俊一君） 6番、大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番（大塚英博君） 6番、大塚でございます。

2月の24日は私の誕生日でございました。70歳になりました。ちょうど2月の24日にロシアがウクライナを侵攻したときであります。このウクライナ侵攻と同時にコロナと同じように簡単に終わらない長引くかもしれない。そういう経済的な影響、政治的な影響どころか閉鎖的な影響というのが世界に飛び火してまいります。今ガソリン価格は非常に高騰しております。同時に農産の肥料そういうもの全てがどんどんどんどん高くなっております。

今回は三つの質問をさせていただきます。

まず最初は、このロシアのたった一人の決断によって世界が変わっていく。いかに人材というものが大事であるかというものの1点と、それから費用対効果これは全てのものに当てはまることであります。常に費用対効果を考えながら事業を起こしていかないといけないというこの2点。そして最後に、これから少子化や高齢化が進む中で人口減少が急速に入っていく。その中でいかに町をやっていくかという、どういうふうなかたちで舵取りをしていけないかという、この3点について順次質問をしていきたいと思っております。

まず1点目は、企業は人なりと言います。企業はその人によって発展するも衰退するも変わっていきます。政治の世界も多分そうです。私は役場の職員の活動は全体の奉仕者として町の運営に非常に携わってきています。そういう中で人材の確保と同時に、常に自主鍛錬をしながら全体の奉仕者として町に仕えていく。これは自己修練でありますし、また組織の中にそれをきちんと確保しないといけない。そして新しく育てていかなければいけない。私は企業と一緒にしたいと思います。そこで質問ですけれども、今地域おこし協力隊という方たちがこの人材確保の中でたくさん町に入ってきております。まずその1点について、目的は何だったのかということをお聞かせ願います。

町長（渡邊誠次君） 私からは総括的な地域おこし協力隊について少しだけの募集についてお話したいと思っております。議員おっしゃられたように先ほど企業は人なりというふうにおっしゃいました。同じようなところでまちづくりは人づくりというような言葉も私はあるというふうに思っております。確かに個人の力は非常に大きいところはあるかもしれませんが、役場の考え方としては個人の力もちろん大事でございますが、組織力の強化というところに主眼を置いていきたいというふうに思っております。個人の力でどうしても対応するとその人が代わったときに部署を代わったりしたときにその個人の力が分散するというふうなかたちも見受けられますので、私としては行政としてというところであれば個人の力をお借りしながら組織力を強化していくというふうなところでお答えをしたいというふうに思っております。

また地域おこし協力隊に関しましては、町の人材が非常に不足をしております。通常のように

新しい人材を求めながら新規採用も行っていきます。先日のお話で今期は4人の採用を行うと言ったところで御報告も差し上げました。しかしながらそれでも実際足りないところの部分もたくさんございます。また、小国町の方だけではなくたくさん全国にいろんな方がいらっしゃると思いますし優秀な人材の方がいらっしゃると思いますので、是非とも小国町としてはこの部分に関してどうしても人材が足りないので募集したいというところで募集をかけさせてもらっております。

それともう一つは、財源措置があるということ。それともう一つ一番大事なところは、地域おこし協力隊の方が3年間過ごされて3年後のビジョンをどう持たれているのか、そのビジョンによってしっかりと次の小国町にずっと定着していただける。この部分がない限りは行政としては地域おこし協力隊を募集してはならないというふうにも考えているところでございます。ちなみに産業課に関しましては地域おこし協力隊を募集しておりますけれども、薬味野菜の里を将来何年先になるかわかりませんがそういうところで薬味野菜の里の事務局としてその部分でしっかり頑張っていたいただきたいという思いがございましたので、地域おこし協力隊を募集させていただきます。

それから、政策課の部分では2人今募集をしておりますけれども、ふるさと納税を昨日も議員からのお話にも一般質問でもありましたけれども、ふるさと納税額を伸ばすためまた小国町の魅力をふるさと納税の商品に載せて届けるためにも是非とも南小国のような組織体も必要だというふうに考えておりますので、是非ともそういうところを小国町に作りたいという目標から地域おこし協力隊にまずはきていただいて基盤的なところを作っていこうというような取組で募集をかけさせていただいております。もちろん情報課それから保育園もあったと思います。今回10人を超すようなかたちで地域おこし協力隊を募集させていただきますけれども、その募集の先には必ず3年後には受皿としての体制作りも町のほうは準備していつてもございます。もちろんその3年間の過ごされる中でその方が地域おこし協力隊としてのスキルを身に付けていただかないとその3年後の受皿に就職できる又は働くことはできないかもしれませんが、その部分では町といたしましては3年後を踏まえてその後も踏まえて町のビジョンの中に地域おこし協力隊の力を取り入れていこうというような思いで募集をかけさせてもらっております。

以上になります。

6番（大塚英博君） 今の職員の数が、総務課が13人、教育関係が9名、そして政策課が6名、そして情報課が7名、建設課が11名、今任用職員要するに会計年度の任用職員という方たちもそれにフォローしているわけでございます。今言われたように会計年度任用職員という方たちがある程度フォローしている。しかし本体の部隊の今言った数というものは、特に情報課においては7人という数は全体的な数字の流れから見たときは非常に少ない。そういう中で後のフォローをするためにやっぱり新規採用というのをしないといけない。これは採用するに当たってはただ

学力の問題もありますけれども、やっぱり人を大切にする力を持った人、そして自分の意見を述べる人、そしていろんなものにチャレンジする力を持っている人、こういう方が今教育関係でもこれからの教育方針の中ではうたわれております。そういう方たちが毎年毎年修練しながら非常に町を支えていく力になればと思います。新規採用というものを頭の中に入れながらお願いしたいと思います。

それでは、2番目の費用対効果の問題でございます。この費用対効果という中で私が一番気にしているのは、乗合タクシーを1点に絞って話したいと思います。この乗合タクシーというものは路線バスの廃止とともに代替交通ということでできました。もちろん代替交通ですのでその場所を限定されております。しかし今現在において乗合タクシーという範囲というものははっきり言ってそういう限定された路線でなくても、高齢者が増える中また免許証を返納した方々そして非常に弱者に対しての足となるようなかたちというものをやっぱり検討していかなければならないかなと思います。路線バスの廃止に伴う乗合タクシーというものから新たな交通体系、弱者救済そういうふうな目線をかけてやっぱりそれに変換していく時期ではなかろうかと思います。その点についてお答えをお願いします。

政策課長（石原誠慈君） まず昨日この一般質問が終わりまして大塚議員より追加で乗合タクシーの話がありましたので、もう昨日で終わったかと思いましたが今日また再度答弁をさせていただきます。

まず乗合タクシーです。今議員が言われたように経緯としては、町内の路線バスの利用者が少なくなって町の負担も大きいというところで乗合タクシーに切替えた経緯がございます。その後に乗合タクシーというのは中心部まで町の周辺部からきていただいて、町の中で例えば病院とか買物とかそういうのに利用していただくという目的で乗合タクシーに切替えたという点がございます。乗合タクシー以外でも今度は町周辺部で移動するのに乗合タクシーは利用できないということがありまして、その中でまだ周辺部の移動についてどうにかできないかという話がございます。検討しまして、昨年10月から今度はコミュニティーバスを南小国町と両町で連携をいたしまして車両を購入し、今まで課題であったその中心市街地を交通に対して今度はにじバスの利用を計画したということの流れでございます。ただこの先この町の地域公共交通につきましては、今後変動していくということも予想されます。引き続きそういう住民の皆様の声とかを聞きあるいは関係機関など意見も聞きながら、柔軟に対応できるところはまた事業の見直し等もやっていきたいとは考えております。

以上でございます。

6番（大塚英博君） 乗合タクシーは、最初の段階においては1千770万円からスタートしました。そして昨年度は2千200万円そして最近では2千500万円ぐらい動こうとしております。これ費用対効果の面において、限定された路線の中で使われておりますけれどもやっぱり私は先

ほど言いましたように、たくさんの方が利用できるようそういうふうな目線を見せながら有効にそのお金が出ることに對して私は望んでいるわけでございます。以上で3点目の質問に移らせていただきます。

三つ目の質問は、今施政方針演説の中で町長がうたわれているし、いろんな中で新たな取組というものが生まれています。観光においてもいろんなところで方針というものが決定しています。特に坂本善三美術館は一般会計のほうに入ると同時に鍋ヶ滝の予約システムと同時に稼働し、もう一つのほうの北里柴三郎のシアタールームというものも新たな取組として稼働していきます。これは方針の中で一番うたっている「ALL FOR THE NEXT」という要するに、全ては次世代のためにという流れに沿ったやり方。経済の効果というものを発揮していただいて町の潤いを作るという中でございます。しかし一つひずみがあります。少子化です。高齢化です。今私も70と言いましたけれども、今そういうふうな余生が限られた方たちというのは今現在いる人たちというのは、現在の幸せなのです。それを求めたがる。医療であったりいろんなものに対してやっぱり負担をなくしたい。同時に幸せに暮らしたい。今いるところから離れたくない。介護であれば全てがそこにあります。そこで私はそれをソフト面と言っています。ハード面というものと同時にソフト面というものがこれから先非常に大事なものになっていくのではないかなと私は思います。特に団体補助の中でそういうグループの中でいろんな組織の中で活動している。そしてそのチームワークをとりながらコミュニティーを築いて町全体を潤っている。私はこれも一つのソフト面ではなかろうかと思えます。ハード面と並行してやっぱりソフト面の充実をそうしていただきたいと思えます。しかし今回の一般会計予算が59億6千200万円という一般会計が成立しました。その中の地方税の収入は大体見込みで6億1千万円ぐらい。しかし地方交付税というのは非常に増えて24億4千万円。これ地方交付税というのは増えるということは普通はあんまりないのです。しかし起債の返還という中で交付税措置というものがございまして。その交付税措置というものが私はそれが少し入っているのかなと思えます。今起債と言いましたけれども町の町債においては6億5千800万円という金額が打ち出せます。そして公債費というものが5億7千700万円という公債費が入ります。一番大事なものが諸支出金です。諸支出金というのは、特別会計繰出金の中で国民健康保険の繰出金が大体5千800万円ぐらい。集落排水事業が8千200万円。そして一番多いのは介護保険これが一番、1億8千万円ぐらいあります。そして本当に多いなと思うところの後期高齢者医療特別会計に対しては4千300万円。合わせて3億6千万円ぐらいというものがそういう全体の中で本当に舵取りが非常に厳しい状況であると私は思います。これから先は本当にそういう中で誰が見ても厳しい財政運営を強いられ、しかし先ほど言ったようにソフト面と同時にハード面を並行していかないといけない。そして新たな町をつくっていく。この起爆剤となるのは今の鍋ヶ滝の収入。そして坂本善三美術館、北里柴三郎そして最近復帰しました農林業の復活、林業の復活それに期待をかけるものでございます。

この全体の流れの中でこれからの舵取りを町長としてはどのようなかたちで持っていこうとしているのかをお尋ねします。

町長（渡邊誠次君） 非常に大きい御質問をなされていると思います。一番最初の質問は人的な部分の質問、それから2番目には交通弱者を含めたアクセスの問題等々、そして3番目が今の公共的な施設も含めたところの財源というところのお話だというふうに思います。「ALL FOR THE NEXT」の話もしていただきまして本当にありがたいというふうに思っております。もうこのお話は本当に全部つながっていると議員のお話のとおりだというふうに私も理解しておりますけれども、人的な部分を埋めるというところに関しましてはやっぱり先ほどから言わせていただくようにやっぱりまちづくりは長期スパンで考えないといけないと思います。私の任期もあと1年とちょっとではありますけれどももちろんその次どうなるかわかりませんが、ずっとこの先も小国町というところで考えるのであればしっかりと次を考えて受渡しをしていかなければならないと思います。その上で単年度、単年度をしっかりと組立てていくかというところの計画の中で私もお話をさせてもらっております。もう長期スパンで考えるならばもう次をどう伝えるか、もうこれ1点に私はかかっていると思いますのでその部分で考えさせていただきたいというふうにも思っているところです。

また先ほどちょっとお答えできなかったのですが、交通弱者のことに関しましてもたくさん今話が出ております。議員の皆様からの買物バスのお話が出ていたというふうに思いますけれども、この部分を町ではなくて違うところの団体がしていただけるようなお話も聞いておりますし、また実は病院では今医療Ma a Sというお話をその中で話をしているのです。まだ土台の部分であります健康観察の部分を中心であります、車で看護師が移動して病院とDXでつなげてICTでつなげてそれで診察をしていくというような診察は往診みたいなかたちなのですが、病院の先生は乗らずにそのデータで往診をしていくような方法であるとかまた病院でも実はもう送迎をしたほうがいいのではないかというようなお話も出ているぐらいです。買物バスにしてもそうです。やっぱり真ん中のほうに先ほど言われた乗合タクシー、連れてくる方法バスもそうですけれども公共交通でこちらに来る。また自家用車でも一緒なのですがアクセスとして真ん中のほうに来るという方法も一つありますが、逆に寄っていく方法もあります。先ほどのように迎えに行くという方法もありますので、本当に多岐にわたって全体的な流れで言いますとどういった方向になるのかまだ予測が実はついていない状態でありますので、その部分ではニーズ調査これ調査の部分も結構長くずっと今調査をしながらの段階であります。議員の皆様からの御提案もそのニーズの一環だというふうに思っておりますので、町といたしましては全部を否定するものではありません。可能性があるところは少しずつ話をしていきながら組み込んでいけるのであれば組み込んでいきたいと思っておりますし、その部分では議員が言われるその費用対効果この部分が非常に大事になってくるとおられます。

私としましては、交通弱者の方たち中心ではありますがもしっかりと財源、財政面を抑制しつつ効果をしっかりと図っていく、その部分では私としてもしっかり事業を推進していきたいというふうにも思っております。それに先ほど効果、効率の部分で言えば人的な部分にも関わってきますけれどもDXデジタルトランスフォーメーション、こちらの部分が大きく今変わってきております。もう予約システムもそうですが昔予約してなかったところがもう全部ほとんど予約になっているのと同じでもありますし、防災の現場でも町ではもうプラテオ活用しております。町の中で行政サービスの部分、それからまちづくりの部分、そして住民サービスの部分、それぞれDXいろいろなカタチがあるかもしれませんが、物理的に不可能になってきています。この不可能な部分をDXに少しずつ加勢してもらおうというのですかね地元の言葉で言うと。本当にその部分を組み込んでいながらしっかりと事業を進めるために、人間もそろえていかなければいけないしDXの推進もしていかなければならない。

また先ほどの利便性を増すために、施策自体も進めていかなければならないというところできっと進めさせていただきたいというふうに思います。やっぱりまちづくりはバランスが大事だというふうに思いますので、どの部分に注力をするという考え方も一つのバランスの取り方だというふうに思いますけれども、私としては全体を考えながらその部分でバランスよくしっかりと次の世代に伝えられるように、もう本当に次に伝えられる段取りをしながら私としても進めてまいりたいというふうに思います。

それから坂本善三美術館、鍋ヶ滝、北里柴三郎博士のシアターホールのお話もしていただきました。予算編成においては本当に議員からも御指摘があられるように、効果、効率を非常に考えているところでもありますけれども、予測、見込み等々の中でチャレンジをするしかない部分は正直あります。しかしながらそれでもそのリスクをできるだけ減らすためにも、財源をできるだけ小さくしていろいろな補助金をいただきながらそして起債を活用しながら有利な財源を町の持ち出しをできるだけ少なくしてそのリスクを軽減する。必ず施策するときにはリスクを伴います。それがどの部分にまで関わっていくのか、その事業がどういった相乗効果をもたらすのか。逆に悪影響をどうもたらすのかその部分をしっかりと考えていかなければいけないと思いつつ、事業を各課でしっかりと考えていながら皆様方に御提案をしているところでございます。ちょっと繰り返しになると思いますが、私としてはやっぱりバランスが非常に大事だというふうに思っております。議員の御質問にお答えになっているかどうかわかりませんが、私としては総括としてお答えをさせていただいたところです。

以上です。

6番（大塚英博君） ありがとうございます。みんなが幸せになる。これは質問にはなりません。これは今日父の仏壇に行ってきた。そして家を見るとあたかも声を出して言うように「みんなが幸せになれば」私はその意思というものは今日新たに再確認をして質問をさせていただきました。

次世代のためにといいものも非常に大事です。同時に今いる方々の幸せのために、これを最後に言って質問を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。時間の都合により次の会議、13時、午後1時から行いたいと思います。

（午前11時39分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 5番、児玉智博議員、登壇をお願いします。

5番（児玉智博君） 連日ロシアによるウクライナ侵略のニュースが新聞テレビで伝えられています。この侵略は国連憲章に違反し、国際社会の平和と安全秩序を著しく損なう暴挙であり断じて許すことはできません。多数の民間人を含む人々の命が奪われているほか、首都キエフを始め主要都市ではミサイルや航空機による非人道的な攻撃により、ウクライナ国民はもとよりウクライナに拠点を置く日本企業を始め現地在留邦人の生命も危ぶまれる事態に瀕しています。

またロシアによる核兵器の使用を示唆する発言は、非核平和都市宣言を行っている小国町の一議員としても許しがたいものであります。このような武力を背景にした一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので看過できません。厳しい抗議の意を表し質問に入りたいと思います。

最初に通告しておりませんが、北里柴三郎記念館シアタールーム建設に関し質問します。情報課長には先週金曜日に質問を行う旨伝えてありますので御準備いただけていると思います。

まずこちらのパネルを御覧ください。このシアタールームは北里柴三郎記念館の隣を造成し新たな建物を建設するというもので、今定例会に提出されました令和3年度一般会計補正予算に設計費及び工事費が計上されました。総事業費は約4億3千万円であります。予算自体は8日の本会議で可決されましたが私はとても審議が尽くされたとは言えないと思いますので、この機会に改めて確認させていただきたいと思います。

まず設計及び工事費の内訳、それから財源内訳について、情報課長いま一度御説明ください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず財源のほうから内訳をお答えします。まず全体事業費は今お話がありましたように4億3千770万2千円ということでございますが、その中で国の内閣府の地方創生の補助金を取りまして1億9千970万2千円。これに企業版ふるさと寄附金1千万円。熊本地震復興基金600万円。残り2億2千200万円が一般財源ではございますが、この部分について有利な起債を充当する計画でございまして、その金額が1億8千730万円。残りが一般財源として3千470万円ということになります。それから工事のほうの内訳になりますが、シアタールーム建設工事自体は建築工事が1億9千900万円。周辺整備工事が7千100万円。電気設備が5千万円。

機械設備は4千500万円。委託料これは実施と管理と周辺整備合わせてですが4千750万円。それからもう一つ委託料として施設内のデジタル化整備ということで2千500万円。これに建築確認申請等の費用として20万2千円。合わせた額がトータルの4億3千770万2千円となっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 私先ほど審議が尽くされていないと申しあげましたけれども、今回のケースが特殊なのは実施設計委託料と工事請負費が同じ予算に計上されたことであります。通常工事費はこれまでも町民センターにしても学校の給食調理場、ランチルーム、柔道場など設計と工事費は別々の予算で計上されてまいりました。何を建てたいので設計をしますということをまず議会に諮りその議決を経て行われる設計で具体的にどういうかたちで完成するのか。図面に起こされたものについて議会でもう一度チェックして実際に造っていかどうかを議会が判断してきたわけでありまして。しかし今回はそういうプロセスが踏まれなかったのは非常に問題ではないかと思っております。更に今日今一度確認しておきたいのが、シアタールーム完成後の来館者や売上げをどのように見込んでいるかということでありまして。最初に私たちがこの予算について説明を受けたのは今月3日の全員協議会でした。このとき情報課長は年間の来場者見込みを3万人として収入を入館料収入で1千500万円、それから土産などのグッズ売上げで400万から500万円の計1千900万円から2千万円としていました。対して支出は人件費1千万円、仕入れ代300万円、水道光熱費200万円の計1千500万円で収支差引きで年間400万円から500万円の利益が見込まれますと説明されていたわけでありまして。

ところが8日の本会議では、利益についてはほとんど出ない。とんとんだと説明を一転されたわけですね。それで後からこの詳しい内訳の説明を求めましたら、入館料収入が800万円、グッズ売上げが300万円とその収入が半減した見込みで説明をしていたことがわかりました。さすがに課長もあんまりだと思ったのか、さらにその数時間後に電話で入館料収入が1千400万円、グッズ売上げが600万円、収支差引き100万円ぐらいの利益という新たな営業見込みを示してきたわけですが、重大なのは正確ではない情報をもとに予算が議決されたかもしれないということでありまして。

また短期間のうちにこれだけ説明が二転三転すると、まともな予測、見込みを持って事業に臨もうとしているのかと非常に疑わしいわけですが、一体なぜこう説明がころころ変わってしまうのか御説明ください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり数字は確かにやりとりの中で変化しております。前提として申し上げたいのは現在基本計画の段階ということとあと実施設計もできていない。建物もできていない。運営は始まっていない。この中で収支を見込むというのは非常に難しいです。その中で財団と聞き

取りをしながら精査した数字が私が確認したときに差引きで105万円ぐらいの金額が出たのですけれどもこれはプラスマイナス105万円というのは、入館が1割、2割増えれば歳入が150万円、300万円増えますしマイナスのときは1割、2割減れば大きく300万円減ると。中の部分もございましたしあと建物の規模からいくと電気代だけでも大きく振り幅が変わりますということも含めて、厳しい数字として105万円だったらとんとんぐらいなるかなというような話をさせていただいたということでございます。

以上です。

建設課審議員（小野昌伸君） 最初の質問の実施設計委託と今回の建築費同時に予算上げているのはなぜかと。先ほど議員がおっしゃったとおり道路改良等々でもまずは年度当初実施設計委託を組んで次年度に用地を買って次から工事に入っていく。こういうプロセスがありますけれども今回これが地方創生の拠点整備ということで補正予算でもあります。令和3年度、4年度の繰越し2か年の事業として採択されて今補助金申請を出しているところでございます。この補助金の性質が単年度予算ということで箱物とか周辺整備の工事をするときに必要な実施設計委託もその年じゃないと補助対象にならないよと。もし2年、3年かけてするのであれば実施設計は単独でやりなさい。工事のほうは補助金として認めますよということがありましたものですから、財源的にもいろいろ協議しました結果約5千万円程度委託料がかかりますものですから、補助を取って本当にこの前も説明したとおりタイトなスケジュールになりますが頑張っていこうというかたちで補助として載せたところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） このシアタールームの実施設計それから工事請負費この予算は通ったわけですが、先ほども言ったように議会でも実施設計と工事請負費を一遍に審議しましたのでどういふものを造るのかということについての審議は全くできてないわけです。ですから予算が議決されているからといって機械的に執行するのではなく、適宜いろいろな意見を取り入れて修正すべきものはしていく必要があるのではないかと思います。

それで先ほどもう実質的な町の負担は3千400万円ほどだということをおっしゃいました。残りは交付金だからと。財政措置で国が見てくれるからという話なのですけれどもその国の予算だって本を正せば国民の税金であったり国債、将来国民が返していかないとしないものだと思うのです。ですからかつてもう20年、30年前に各地で国が予算を出してくれるから使わないと損ということで箱物をいろいろ建てていってそれで今その維持管理費用で自治体も苦しくなるし、今の国の赤字財政というのがあるのではないかと思います。言わばこれ子どもが親にたかるようなものです。親がお金出してくれるかもしれないけれども家全体、家族全体ではやはり借金というのは膨らんでいくのですから、そこはきちんと肝に銘じていく必要があるのではないかと思います。

それで例えば、北里柴三郎の生家。かやぶき屋根の建物がありますけれど、これは町の文化財指定を受けています。現在の記念館はかやぶき屋根と2階建ての貴賓館それから北里文庫の建物と非常に調和がとれていると思うのです。ところがここにシアタールームが並ぶわけですが、果たしてこのガラス張りの建物が建って景観をそこ損なったりしないのか。文化財の価値を損なわない開発はどうすればいいか。例えば文化財保護委員など知見を持った人の意見を取り入れる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

シアターホールに関しましては、周りの建物にしっかりと配慮して建てるというのを大前提としていろいろと今までお話をさせていただきまし、財団のほうと学びやの里等にもお話をさせていただいておりました。

形状をそれ見ていただくと特に屋根の部分が低く駐車場から涌蓋山を望むところで見てもできるだけ建物の構造ではシアターホールということがございますから、高さがないとその中にシアタールームを入れ込むことができませんのでその部分では天井が高くなります。ですけれども平屋に抑えてあるというのが一つ。それから続くなだらかな曲線の斜めの屋根みたいなのところがあるのですけれどその部分はできるだけ低く造って駐車場からの眺めが非常にいいように、また風通しそこは風が非常に抜けるところがございますので北里柴三郎博士の記念館含めたところで皆さんに気持ちよく過ごしていただくためにも景観にも配慮させていただいてその形状というのを学びやの里と一緒に考えさせていただいたところが今までの経緯でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） これ屋根が低いというふうに言われましたけれども立面図も出してない。多分存在しないから出てこないのだと思いますけれども。ですからこの屋根の高さが何メートルなのか、ひさしからこれどれぐらい出ているのかなんていうのは実施設計も行われていないのかわからないわけではないですか。そういう実施設計前からやっぱりそういういろんな人の意見を取り入れていいものを後悔しないものを造る必要があるのではないかとすることは申し上げておきます。

そしていま一つは、一般財団法人学びやの里これは北里耕亮前町長が代表を務めている法人ですが、同財団が記念館の指定管理を行っているため町が多額の投資をしてこのシアタールームを建てても利益は全て財団に入って町には1円も戻ってこないという問題であります。そもそも同財団に町は平成8年に2億円の出資をしたほか平成17年にはさらに1億円出捐しています。また同財団は木魂館や北里バラと町の施設もほかにも管理していますが、これらの修繕や改修も町の施設だから当然と言われるかもしれませんがこれまで町は繰り返しお金を出しているわけです。ですから最初は500万円と言っていた利益見込みも105万円というふうになりましたが、しかしその利益が出た場合については町に入るよう検討すべきだし、また指定

管理者と協議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） その協議の前に学びやの里がこれまでもう指定管理して北里博士の記念館そしてその周辺木魂館含めて今までしっかりと携わって事業をしていただいたからこそ成り立っているものというふうにも思いますし、また学びの里が抱えておられる従業員の方々たくさんの雇用もしていただいております。

私といたしましては、町が当然指定管理ですので今まで財源の部分含めていろいろと手当てをしてきたところはもう当然それを思っていますけれども、もちろん費用対効果も考えながらしていただかなければいけないと思います。今後指定管理者の学びの里とお話しをする上で一番大切なところは北里大学との兼ね合いがございますので学びのや里以外は私はここの運営はできることはないだろうというふうに思っておりますし、またたくさんのお話を北里大学そして北里柴三郎博士の研究所ともお話をしっかり町も一緒になってやっていきますけれども、相乗効果が出やすいように頑張っていきたいというふうに思います。

またお金のことにしましては、もちろん財団のほうも経費的によくなってもちろん積み上がるようなことがあればいろいろとお話はあるかもしれませんが、まだその以前の段階でございますので私としてはしっかりと運営をしていただいてたくさんの方が見えられてたくさん見えられた方々が小国町の中また地域にいろいろと回っていただけるような相乗効果を狙わせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 私は何も今の段階で指定管理者を変えろなんていうのは言ってないし、今町長は働かれている人の給料、人件費のことを言われましたけれどさっき村上課長も説明されていたと思いますけれど、これ売上げの差し引く経費の中に人件費が875万円というのは入っているわけなのできちんとその利益の前にちゃんとその経費として指定管理者には給料分はきちんとその経費として保障されているわけですから、先ほどと繰り返しになりますけれども協議をしてくださいということです。

通告にしたがって質問をいたします。宮原殿町の大火災から5年半がたとうとしています。今回火災跡地に関する地域住民との懇談協議に関する文書を開示請求いたしましたところ、2種類4ページの資料が公開されました。一つは平成29年10月5日付けで宮原5部の部長ほか197人の方から出された殿町火災跡地活用に関する要望書とそれから平成30年4月に北里前町長と当時の総務課長が行った聞き取り調査の報告書でありました。令和2年第3回定例会の同僚議員の質問に渡邊町長は昨年私も地元で座談会を開いたときに要望としても聞いておりますと答弁されていましたが、町にこのときの記録がないということでありましたのでこれは公務というよりも御自身の後援会活動のようなかたちで話をされたのかと思います。

そこで北里前町長の受けられた要望などは現在引き継がれていらっしゃるのか。また渡邊町長

御自身住民の方の御意見をどのように受け止めておられるのか、お答えください。

町長（渡邊誠次君） 私のほうにも手元に資料がございます。それと別に私のほうも北里町長からも直接お話を伺っているところでございます。

また地元の方とのお話も当時は私が町長になってすぐそれから以前の議長の時にもお話をお伺いした経緯もございます。その中ではもちろん北里町長時代のお話も承っておりますがやっぱり一番大きいのはその当時から私も覚えておりますけれども、是非とも北里町長は福祉棟のようなものを造りたいというようなお話がございましたので私もそれは了解しておりましたけれども、その後にこの町民センターができたというところで話のほうは福祉棟の部分も含めてこの町民センターで賄うのではないかという考えがございましたので、町民の皆さんとの話はそれで大体は終わってその時点では話をしておりました。

その後災害がございまして話は進んでいないところでありますけれども、個別に私のほうがいろんな方と地権者の方々それから地域の方々とお話をする中では、やはりどうか町のほうでやっていただけないかというお話がありましたので様々な今意見を聞いているところでございますし、この後はまた議員の御質問を受けてお答えをしたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） 平成29年に出された要望書の内容は先ほど北里町長が言われた福祉棟というようなところにつながってくるのかと思いますが、町が健康福祉センターを新設することと歩道の整備それから貸し店舗の新設というこの三つでした。これなぜこういうその要望をするのかという理由が書かれていて、ここには以前の活気を取り戻すことを願ひまして要望いたしますというふうになられているのです。目的というのはその以前の活気もう今本当に風が吹き抜けるような寂しい状況になっておりますけれど、これを何とかしてほしいというのがその要望の出発点にあるのだと思います。しかしこれまでの約5年半跡地において町は殿町住宅へのこの坂道の入り口を一部拡幅しましたけれども、地域の皆さんの要望について何一つ実現できていないわけです。先日の令和2年第3回定例会での質問の答弁で渡邊町長はここができたということもあると思いますが、町が土地を取得してその場所に建物を建てるといったときには少しハードルが通常よりも高いと思われまますので考えをしっかりと重ねてから計画をしないとなかなか実現性に乏しいのではないかとこのように述べられております。であるならばそのほかのこの跡地の利用とかどうしていくかということに関し、町として何かそのほかの考えが持ち合わせていらっしゃるのかお答えいただければと思います。

町長（渡邊誠次君） どう今からあの場所を行っていくのかという考えでいけば町がこうしたいというふうな考えを申し上げると地価に響いてくるということもありますので、お答えの部分はなかなかぱっと町はこうやりたいと思いますというのは言えないという部分もありますが、地権者の方たちと周りの要望されている方たちとのニーズが合致するかどうかはちょっと別にしましても、今の殿町火災の跡地の部分を使いたいと。どうかこうやって使えないかなというような

お話は一部伺っているところがございますのでその部分では町としては少し推移を見守りながら、これは町長の役目とは違うかもしれませんが調整の役目として少しお話しに私も参加しているような今段階ではありますが、町として具体的にあそこに福祉棟を建てるとか駐車場を造りますとかいうようなお話は今のところ町としてはございません。

以上です。

5番（児玉智博君） 先ほど申しあげました平成30年の前の町長と当時の総務課長が聞き取り調査を行ったこれ開示請求していただいた資料を見てみますと、被災された方すなわちその地権者でもある方なのですがその名前を伏せてありますので誰かわからないのですけれども、話されている内容として「町には協力します」とか、「公園を造るといいのではないですか」とかそういう提案があったり、そのほか別の方ですけれど「町の計画などには協力します」、また別の方「何かできるといい」、またそのほかの方ですけれども「誰か買ってくれる人がいれば譲りたい」という思いを言う方、何かそういう方も何名かいらっしゃるわけです。それでその調整役を果たされるとその調整役を果たされるのはいいと思うのですけれども、ただその火災から5年半過ぎてもタクシー会社がプレハブの事務所で営業を再開したきりそのほかの土地は更地のままです。町長の在任期間としてはもう火事があってから北里町長よりも渡邊町長のほうが長くなりました。その現状をどう感じておられますか、この更地の状況を長期間にわたり。町の公文書には渡邊町長がこの問題で動いたという記録がないわけですが、何とかして復興しようという思い、何とかしないといけないという気持ちはお持ちなのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私の力で何とかできるのであればもう既にしていると思います。

しかしながら私の力で力及ばずなところがありますので今できていないというところであります。ただ1点だけ用心していただきたいのは、町が何かをするといったときにはやはり地価に影響があるというのが一つ。もう一つ、あの土地を計画がないままに町が取得していいと皆さんがおっしゃるのであれば取得したいと思います。しかしながら取得するときには財源はありませんので一般財源を使わせていただくことになると思います。

以上です。

5番（児玉智博君） 何とかしなければならぬという思いはなくてはならないのですね。ということですよね。それは更地の状態は解消されたらいいと。それは町がやるのか、それともそのほかの人がやるのかは別としても今の状態はよろしくないという思いはお持ちということでもいいでしょうか。もう一度確認させてください。

町長（渡邊誠次君） 先ほどお答えしたとおりです。更地の状態では活用ができていないということでございます。ここに1億円あっても1億円使えてないのと同じでございます。目標があれば使うことはできますが目標がなければ町としてはなかなか厳しい状況ではないかなというふうに思います。もう一つ、その土地を町が買うことはできます。できますが一般財源を使わせていた

だくのでいいのであれば先ほどの児玉議員の北里柴三郎博士のところにも及ぶかもしれませんが、けれどもそういったかたちではなかなか私は厳しいと思っておりますので、現状のままということで地団駄を踏んでいるところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） わかりました。町長も大変忸怩たる思い、悔しい思いをしているのだなというところで理解しておきたいと思えます。

それで私は、今回この火災跡地を町が宅地として再造成区画整理して購入希望者に入札により分譲するというかたちを提案したいと思えます。

まずこちら御覧ください。これは火災跡地周辺の一筆図というか地籍図であります。ここに筑後川が流れています。そしてこれが町道です、斜めに走っている。このグリーンで囲っているところが火災が発生した後更地になっている場所。このオレンジの部分が恐らくこれ2筆ありますけれども、ここがタクシー会社が今利用している部分であります。見ていただいて分かるようにもうかなり小さいところであったりとか細長いところとか、昔からの流れでしょうけれども入り組んでるといふかそういう状況なのですよね。ですからやはりこれをこのまましておいてやはりそれで誰かその購入して活用する人が出てくるかというとはなかなか難しいと思う。ですからだからこそ町が区画をきちんと整理したかたちで土地と建物を家を建てたいという人に分譲するというのを提案したいと思うわけです。その際に収支の状況を明確化するために、土地開発公社を設立し土地の取得から希望者への売却を行う方法もあると思えます。土地開発公社とは地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で又は他の地方公共団体と共同して設立することができる法人であります。町は基本財産を出資して公社を設立しますが、必要な資金は公社が直接金融機関から借入れます。この借入れについては町が債務保証を行うこととなります。そして公社は購入希望者に宅地を売却したお金で金融機関に返済をしていくこととなります。そして土地の分譲が終了したら清算して町に出資金及び利益が出ていればそのお金を戻すということとなります。

土地開発公社は一つのやり方として紹介をさせていただいたわけですが、これ他の自治体です。鹿児島県のさつま町が公社で宅地を分譲しているという例を示しておきたいと思えます。出資と言ってもほとんどが600万円とか900万円です最初出資するのはですね。それでこの議会でも公有地の売却に関わって家を建てるための宅地を探している人がいるんだという指摘は繰り返しほかの同僚議員からも行われております。あるいは移住・定住促進にもつながりますし、またここで成功事例を作ることができれば町営住宅跡地を始めとする町有地の民間売却につなげることができるのではないかと思います、御検討いただけませんか。

町長（渡邊誠次君） 公社の話も私も勉強させていただきましたけれども、町の真ん中であることではないような気がしております。

私といたしましては、熊本県内でも県南のほうで例があるというのは知っておりますが御意見として承っておきますが、町としては公社を建てるという考えは私の今の現時点ではありません。以上です。

5番（児玉智博君） これは私も一つの提案に過ぎませんのでそれも検討に値しないと言われていたのであればそれまでであります。ただこれ5年半何もなかったならこれ町も動かなければこれ10年先同じような状況がならないと思います。それをただ忸怩たる思いで見ているだけでこれがリーダーとして果たして私はどうなのかと思います。別にここで公社を造って分譲するのが町の真ん中だからこれは駄目だというふうに言われましたけれども、でも実際宅地に対するニーズはあるしこれちゃんとホームページなんかでも町が譲りますよというのを見れば宅地があるのなら小国に移り住んで家を建てることも将来的にはできるなということで転入者もできてくるわけですからこれは人口減少対策にもなると思います。それでも検討されないということでしたので、ではどういうふうにしていくのかという渡邊町長の姿勢も今後問われてくるのではないかと、いうことを述べまして、次の質問に移ります。

河川管理について質問いたします。ちょうど1年前の3月議会の質問でも私聞きましたが、河道掘削について聞きます。まず県管理の一級河川についてはこの1年間で本当に徐々ではあります。筑後川本流やはげ川などで何箇所か行われているかと思えます。しかし堆積物がたまっている箇所はまだ残されています。今後の取組がどのように行われていくでしょうか。県は県というか阿蘇地域振興局です。県管理河川の河道掘削について市町村の意見を聞いて事業を進めていくというふうにしておりますが、町としてどういった箇所を要望していますか。町内の県管理河川は一級河川が9本あると思えますけれども、河川ごとに説明をしてください。

町長（渡邊誠次君） 前段の質問にお答えをさせていただきます。

政治姿勢を問われましたのでしっかりと御答弁をさせていただきたいと思えますが、来年1年間の中では解決は私はできないというふうに思っております。それはなぜかという非常に時間が短いからです。しかしながら先ほどの公社の件含めていろいろと考え方は私のほうでも考えておりますけれども、本当にあの場所自体は大きいようでそんなに広くはないのです。

そしてもう一つ地権者が入り組んでおります。

もう一つ、なかなか大きい小さい抜きにしてもうあんまり言うとは分かるかもしれませんが、もうその土地の相続の部分でわからない部分が当時からありました。その難しい部分もたくさん含んでおりますので簡単にはいかないということでございます。

私といたしましては、地権者の方たちと協議を重ねて今まで続けておりますけれども今後も続けさせていただいて、具体的にあの土地が使えるように宅地なのか何なのかは別としても引き続き努力をしてみたいというふうに思います。

以上です。

建設課審議員（小野昌伸君） 今議員がおっしゃられたとおり県の管理河川、筑後川本流として9河川全延長70キロというかたちで県のほうが管理をしております。この一級河川については本流が筑後川という大河川一級河川ですからそれから枝葉が分かれて二次支川ぐらいまでは全て1級というかたちで、県が管理している小国町管内の河川は全て1級というかたちになっております。

先ほどからおっしゃられました要望活動というかたちで、毎年8月に来年度予算をとるために河川の掘削、傷んでる舗装、国道、県道の要望それから急傾斜、砂防、いろんな県への要望をまとめた資料を提出しております。毎年です。その中で河川をまた今からお示しします。まずは上流部で一番合流するのが志賀瀬川、南から流れてきた消防署のところで合流する区間です。これに関しては昨年、一昨年と災害後天神橋関田にありますそれから南に向かって上流は河川掘削が完了しております。それから関田住宅に向かって河川掘削も終了していますので、それから下の212号線と合流するJAのところまでこの区間の約300メートルを要望しております。次が筑後川。これ先ほど議員もおっしゃられたとおり上田、広田から坂本までの区間。一部今回、広田のほうには盛り込んだというかたちになっております。それから北里川、これは北里の田代から二俣、はげ川と合流する区間を要望しております。それから蓬莱川、蓬莱川は蓬莱川と本村川の合流地点から鍋ヶ滝の滝の上までというかたちで要望しております。続きまして小園川、これは縦木川と小園川が童子院地区というところで合流をしていますので、その合流地区から上流に向かって国道の端まで要望しております。それから縦木川、これは童子院から西村を経由して尻江田まで非常に埋塞が多いのでこの区間を要望しております。それから筑後川、もう一つなのですがまた上町六花園の裏が非常に埋塞しているというかたちで上げております。最後に北里川、これがもう上流田になりますけれども山川の温泉街スリットダムがある山林閣の上ですかね。ダムからダムの間の区間を上げております。総延長としては8キロほど全延長で要望しております。

以上です。

5番（児玉智博君） 町なかで六花園の裏なんていうのは何年か前に河川が氾濫して、砂が住宅宅地内に流れ込んだりしていて相当たまっておりますのでやっていただきたいと思います。

それで全部で6河川。六つの河川で8か所の要望を出しているということでありました。これは大体何年間かかって、今要望している部分が解決されていくかわかりますか。

建設課審議員（小野昌伸君） そうですね。私がきて建設課4年目になりますけれども継続、継続で随時やっていますけれども、完了したところもあればまだまだというところもあってなかなかこれが単県事業で県のほうも町の負担金もいただかないという維持管理上の工事でありまして、なかなか阿蘇郡全体でうちだけではなく南小国町ほかの町村も要望がありますので振り分けていると思いますが、令和2年災害以降で集中して消防署の裏とかその辺の志賀瀬川の掘削とか緊急にやってもらっていますので、非常に消えていく部分とまた堆積して随時要望していく部分という

ことがありますので、一概に効果というのはなかなかわからないのですが要望は続けていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） なかなか単県事業でいつになるかわからないということでした。はい。おっしゃるとおり要望是非続けていただきたいと思います。

次に、町管理の準用河川、普通河川について聞きます。前回の質問で私は普通河川の本村川、黒淵です。それと準用河川の赤水川これ北里であります。これ写真は赤水川の上流です。この具体的な場所も示し町管理河川の河道掘削の必要性も訴えました。ところが年度途中の令和3年度補正予算はおろか来年度令和4年度の当初予算にさえ河道掘削のための予算は組まれておりません。前回の質問で私はまずは全ての町管理河川の状況を確認すべきであると指摘しましたが、実際に確認はされていますか。確認された上で河道掘削は行わないとの判断に至ったのでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） うちの準用河川というかたちで先ほど一級河川から枝分かれでその枝分かれから枝分かれしている河川が町の準用河川として11河川、延長として23キロを管理しております。その後令和2年の災害の後調査をしたかということで、全てにおいて災害調査全ての川は調査しております。

今写真にお示ししているのが多分北里の田代の部分ではないかな。これは田代か上流か。災害復旧として河川の埋塞、倒木、河川の断面を倒木がふさぐ、土砂がふさぐ、普通の通常の水が流れる断面を3割以上疎外したというところになれば災害復旧にかかります。もちろん金額は60万円以上というかたちで。そういう箇所を調査したら3か所ほどありましたので、埋塞の事業もさることながらまずは災害として高率補助でもありますので、災害として河川の埋塞そういうかたちで災害復旧を受けて実際閉塞している部分はもう全て発注を終えて全て完了しているということであり。その写真の部分はこの前一緒に現場を見に行ったところで準用河川の管理区域からちょっと上流の部分になるところなのですが、もちろん普通河川扱いというかたちで随時その辺もちょっと少々測定の範囲は及ばなかったところもあると思いますので、再度調査をしながら必要であればその浚渫事業とかそういうことにも取り組んでいく必要があるかと思っております。

以上です

5番（児玉智博君） これ赤水川の上流です。明野とかになるのではないかと思うのですが町道明野線のちょっと下のほうを見下ろすような位置になるのですけれども、これ言ったように1年前の議会で場所も示してそういう状況をお伝えしているのです。これどういう状況かということこれ全部川なのですけれども、結局川の流れのところには岩であったりとか木の枝とかそういうのが詰まってしまって堆積物の下に水が潜っているような状況です。それ潜ったのが全部川に流れないで横が農地になっているのですけれども農地に今の時期一緒に3月の4日でしたかね見に行きま

したけれども水の少ない今の時期でもちよろちよろちよろちよろその農地に水が流れ込んでもう沼のようになっているわけです。加えてましてや水が少ない時期でもそうですから水かさが増したとき豪雨のときなんかはもっと多くの水が農地に流れ込んでその農地を流れてしばらく先で川に戻るものだから、そこで農地の農災が発生したというような状況になっているのですよ。1年前に指摘したのに私もずっと確認していてもなかなか手がつけられないから「今回質問しますよ」ということで通告したら「どこですか」ってなかなか口で言うのも難しいから「では連れていきましょう」というふうに行ってわかったわけでしょう。やっぱりそれは危機感としてどうなのかというのを感じます。だからもうこれが災害復旧でやるのかどういうやり方でやるのかわからないけれどいずれかの方法でやるのでしょ。でも災害にかかるところだけをやっていても私は不十分だと思う。

大雨での氾濫だけでなく堆積物がたまる事での不都合についても一つ紹介しますと、火災時の水利としての問題であります。やはり水が浅くなればポンプで水をくみ上げるのにエアールをかんで火事が起きた場合消火活動に支障を来します。具体例を挙げますと去年でしたかね西里で住宅火災が発生しました。このときは近くを流れる準用河川の明里川の水を使って消火活動を行いました。このとき小型ポンプからポンプ車に中継して火点に放水をしたわけではありますが、この川が川底に泥が随分堆積していたのか私の分団の小型ポンプが途中で砂をかんでなのか水を上げきれなくなるという事態が起きたわけです。ですから全部チェックされたと言いましたけれどもどうかたちで町管理河川の確認をしたかわかりませんが、やはり道の上から川を見下ろすだけではなく実際川の中まで入ってみて確認をする。そして災害復旧で行わないようなところも河道掘削として行っていくことが必要なのではないかと思えます。前回は紹介しましたが2020年に国は緊急浚渫推進事業債という事業債を創設しました。充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率は70%という起債事業であります。つまり1千万円起債をしてそれを全部浚渫工事に使った場合、町が実際に返済するのは300万円で済むというものであります。河道掘削や浚渫の効果としてはこれも前回紹介しましたけれども、山口県防府市では平成30年度から令和2年度に市と県、国が一体に取組54か所の工事を行っています。その結果かつては151もの公共施設が水害にさらされていたものの、おとしの7月豪雨ではゼロになるなどの効果が発揮されているということでもあります。緊急浚渫事業債は今のところ私が得ている情報ですと令和6年度までが期限となっています。町ももう少し積極的に考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） おっしゃられるとおりの浚渫事業6年までというかたちで。先ほど調査の件で全て川を見たのかというかたちで。全て川のほうから災害を拾うときは上からではわからないので全て川の中を歩いて調査をしております。今おっしゃったとおり火事の現場とか災害にかからないところもそういうところにおいてはなかなか難しいところがありますが、浚渫とい

ってもやっぱりある程度の埋塞がないとなかなか浚渫事業に載っていけないというところもあるので、微妙なところもあると思いますし多少の調査漏れもあったかと思います。今後は気を付けながらいつ何ときどういふことがあるかもわかりませんものですから、川の整備には力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 残り10分を切りましたので次に移ります。

国道212号線の改良について聞いていきたいと思っております。国道改良では212号線は日田市大山のひびきトンネルが開通しましたし、387号線は九重町から玖珠方面へやはりバイパストンネルが整備をされて通りやすくなったほか、上津江も唯一1車線だった区間で大規模な拡幅工事を行っています。また熊本地震で被災した57号線は二重の峠にトンネルが掘られ高規格道路が開通しましたし、元の道路も立野の通行止め区間が解消しております。現在滝室坂にもトンネル工事が行われているようであります。

このように小国郷の周りはどんどん国道の利便がよくなっている中、小国郷が取り残されているような気が私しております。そこで小国郷から阿蘇市までのトンネルですね。みんなもう大観峰トンネルというふうに言っておりますけれども、これについて聞いておきたいと思っております。これまで小国町議会でも何人もの議員が質問してきたことではあります、この大観峰トンネルの必要性について町長はどう考えますか。

町長（渡邊誠次君） 町からのお願いとして大観峰トンネルを是非実現させたいというふうにも思っておりますし、実現を何とかできないでしょうかというお話も多方面にさせていただいているところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 小国町も入っております国道212号改修促進期成会とありますね。来年度当初予算にも町の会費が1万5千円でしたかね計上されていましたが、この中で大観峰トンネルのことが取上げられているのだろうかと思ひまして公文書の開示請求を行いました。文書不存在であると言われました。そこでこの間の期成会で話題にもなっていないのか建設課長参加されていると思っておりますので、御報告ください。

町長（渡邊誠次君） 大観峰トンネルに関しましては、期成会というよりもまだ発起人の会もできておりませんのでこういったものは多分調整が一番難しいのです。これを勝手に小国町が212の期成会のときに手を挙げて大観峰トンネルを造ってほしいですというのは簡単ですが、実現することが難しくなる可能性がありますので私としては212号線の期成会で現時点では次のときにはわかりません話かもやうかもしれませんけれども、現時点では212号の期成会でトンネルを造っていただきたいという旨の私からの手を挙げての発言はやらないと思っております。

以上です。

建設課長（時松洋順君） 私のほうから文書の開示については議員おっしゃられたとおりでございます。総会等の場で大観峰トンネルに関することが議題となった、そういったことはありません。事務局が日田市のほうにございますがそちらに聞いたところでよりますと、状況としては先ほど言ったとおり議題として取上げられたことはございません。一緒です。

5番（児玉智博君） それでもこれやっぱり私一番何が問題かと思えますと、今回この質問するのに大観峰トンネルと言って Google で検索かけてみたのです。出てくるのは何か黒部です。黒部ダム、そのなか大観峰トンネルに反応してそういうところは出てくるのですが、小国から阿蘇を結ぶこの阿蘇の大観峰トンネルというのは全然出てこないわけです。それでやはりこれ地元が声を上げていかないとやっぱりしょうがないと思うのです。天草から島原まで橋を架けようというようなのがありますがこれも40年前からの何かあるらしいのですけれども、それでインターネットで調べてみると南島原市が実現しようと。島原と天草を架橋しようというので道路沿いに看板が立っているのが出てくるのです。私は天草でもそういうのをしてるのではないかと思うのですが、やっぱり地元から声を上げて行かないと話が進まない。少なくとも小国町と南小国町で話して212号線に三本ぐらいそういう看板を立てていって具体的にそういうツイッターとかで大観峰トンネルで検索したら小国の人たちはこういうのを望んでるんだ。確かにそのトンネルができたら便利だよというふうにやっぱりしていかないとなかなか難しいのではないかと思います。菊陽町なんかやっぱり大規模な工場ができたりしてそこで雇用が生まれるというふうにいられています。やはり今から先小国町もそういうところの通勤圏というふうにしていかないと人口の流出というのは止められないと思いますので看板については是非御検討いただきたいのと、これ通告していないので最後に答弁していただいてもいいですけども最後にこれもう一つ、先ほど大塚議員が燃料の高騰の話をしていましたけれども軽油価格が非常に高騰しております。農家の人たちが今から本当に農繁期に入っていきますけれども大変困ってらっしゃいます。去年と比べて約3割ガソリンもそうですけれども上がっているのです。それで上がったからといって農作物の価格が上がるかといえばそれも期待できないと。町が反当たり1千円ぐらい出して補助してくれれば非常に助かるのだけれどもということを言われていましたので、これも是非御検討いただきたいと思います。

では最後にどうぞ。

町長（渡邊誠次君） 大観峰トンネルに関しましては先ほどもお伝えしたとおりです。多分です事業主体が南小国町と阿蘇市になると思います。小国町が率先して大観峰トンネルをとるところのお願いはしてあるところでございます。1点もう大観峰トンネルの要望ということでもう要望もできておまして、実は高橋町長と私2人で阿蘇市の市長のほうにもお願いに行っております。日田市の原田啓介市長のところにもお話をさせてもらっておりますし、阿蘇市の市議会のほうにも是非というところで高橋町長と一緒にお話をさせていただいたという経緯はございます。です

ので小国町としては是非とも大観峰トンネルを皆さんの合意のもとに造っていただきたいというところの願いはずっとしておりますし今からもしていきます。ただ私も小国町としてこの中で決まっているわけではありませんので町長としては活動ができませんというのを一つ前置きといたしまして、私もあと1年残りありますのでその1年の中で町民の皆さんにできるだけたくさんの方に声をかけさせていただいて政治家としてでございますけれども大観峰トンネルの署名活動はさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。その中で特に小国町の商工会長がずっと以前からこの問題に対しましては発起人の一人としてと言いますか一番最初の代表としてお話をさせていただいておりますので、是非ともその部分民間の力もお借りして特に南小国町の高橋町長の力をお借りして何とか実現できるように鋭意努力をしまいたいというふうに思っているところでございます。

またその後の軽油のお話につきましては検討はさせていただきますけれども、もうガソリンとか軽油になりますと幅が非常に広がりますので反あたりとかという話にはならないというふうに思いますので、その部分は全然別でお話はさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） どうもありがとうございました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩いたします。次の会議、14時15分。2時15分から行います。

（午後2時01分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時14分）

議長（松崎俊一君） 9番、熊谷博行君、登壇をお願いします。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。久しぶりに最後になりました。

令和4年第1回令和3年度の最後の議会でございます。今年度をもちまして7名の課長さんたちが定年退職ということで、長年の奉職お疲れ様でございます。少し寂しい気はしますが本来ならば7名の皆さん全員に質問をしたいところですが、それはできませんので自分に質問されていると思って聞いていただきたいと思います。それでは前置きが長くなりますとあとが詰まりますので質問に入ります。

町営住宅の安全安心について質問します。住宅にお住まいの住民の方は安心して生活ができていますかという質問ですが、いかがですか。

建設課長（時松洋順君） 役場のほうで管理しております町営住宅につきましては、十分な防犯といますか安全対策がとれているかどうか私のほうの判断としてはつきかねますが、一般的な施錠等につきましては十分なものが付いているのではないかと思います。

以上です。

9 番（熊谷博行君） 質問と違う答えをぶちかましてもらいますので驚きますが、教育長腕を組んで私の話を聞くのだけはやめていただきたいと思います。

町営住宅も改修工事が進み関田住宅、柏田住宅が4棟進んでおりますが、外壁工事とか塗装、屋根、階段、玄関の扉、いろいろあると思います。でも所詮40年を超えている住宅でございます。これは住民からの要望の一つでございますので、是非今後考えていってほしいものでございます。環境的に別に問題は感じられませんが、1号棟から10号棟もちろん関田住宅はその前に建った物ですからサッシに普通の鍵は付いているのですが施錠用のロックがないと聞きました。口コミで調べたのですが確かに1号棟から10号棟までないということでもございました。後付けは大変だと思います。でも一人でも要望があれば今後どのようにしていただけるかお伺いいたします。

建設課審議員（小野昌伸君） 今の御質問のとおり非常に今防災、防犯非常に重視されているところだと思います。今議員もおっしゃられたとおり柏田の外壁の修繕、屋根の修繕等を行って躯体の安全性を確保するという事で社交金の中の防災防犯金というかたちで作業していただいております。議員から御質問がある前に御丁寧に建設課のほうにおいでいただいてその辺はどうかということ、二、三日時間がありましたものですから県のほうと一緒にその工事としてクレセント二重ロックができないかという話で要望を出しております。その中で今の防犯金のほうではちょっとそれは趣旨と違うのでできないのではないかと。しかし通常分という補助金もありますからそこでどうかということ、これが100万円以上というかたちが最低のラインになっております。クレセント二重ロックのロックだけを見積りを取ったら1個当たり3千円。部屋の窓を見ると四つほど窓がありますのでそれに全て付けた場合が16棟、関田も合わせれば18棟ぐらいありますので全て100万円は超えるということになってはいますが、一つだけそういう外からの侵入とかいろんな防犯を考えればもう1階だけが限界ではないかと。2階、3階、4階になれば今犯罪はいろんな多種多様がありますので上る人もいるかもしれないのでそういうことを考えれば対応できるかもしれませんが、今のところ県のほうも国にちょっと問いを投げかけていただいておりますが今のところ1階だけということ、試算してみると100万円をちょっと切るというところになってはいますので、できるだけ全棟16棟の4階まで防犯が効くようにということ、町の要望をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

9 番（熊谷博行君） 前向きな答弁ありがとうございます。まず行政が安全にお金をかけないと住民は安心して住めませんので、できると信じて次の質問に移ります。建設課には余り事前通告していませんでしたので、これで終わります。

次の質問ですが、職員のここにおられる課長、審議員は別として職員のスキルアップ等が行われていると思います。具体的に分ければどういうことを行っているかをお答えください。

総務課長（佐々木忠生君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

まずスキルアップ対策という部分でございまして、職員のスキルアップについては小国町職員研修規程に基づき各種研修を実施又は参加させております。研修の種類といたしましては、職員として必要な知識の涵養及び能力の開発を目的として全ての職員に対して行う一般研修、それから高度の専門的な知識及び技術の浮揚を目的として特に職務上必要な職員に対して行う専門研修、それから各職場を単位として職員に対しその職務に必要な知識及び技能を習得させることを目的として行う職場研修、それから職員の職務の遂行に必要な高度の知識及び技能を習得させることを目的とし職員を国県などの機関へ派遣して行う派遣研修になります。ちなみに令和3年度は一般研修に24人、専門研修に56人、派遣研修には昨年度より熊本県へ2年間1人を派遣しております。また来年度は熊本県後期高齢者医療広域連合へ1人、阿蘇地域振興デザインセンターへ1人を各3年間派遣する予定をしております。また専門研修として、自治大学へ職員2人の研修を予定しております。

後は実践的なものになりますけれども、議会等議会は3月予算、9月決算議会では各常任委員会へ係長以上が出席をしております。また本年度よりここにありますけれども審議員を本会議に出席をさせまして実践の中で経験を積ませているというようなものが一つあります。それと人事評価制度の中で、職員の年度当初の目標設定時と年度末の目標達成時に面談を行い指導、助言等を行っております。その指導、助言等に対しては、各課長辺りは日頃の行動を記録した上でいついつこういうことがあったよ、だからこうなさいというような指導、助言等を行っております。以上です。

9番（熊谷博行君） 課長の中から一つ感じたのは、議会に審議員が参加する。これは大変いいと思います。次期課長になるのは時間の問題ですので。後ここに参加していない係長、主査もそろそろ5年後、10年後、自分の意識を高めるようにしっかりテレビ放映等見て頑張ってもらいたいと思います。それと今の課長の答弁の中で出てこなかったのですが、職員の町の事業に対して提案、プレゼンそういうことを行った職員がいれば職員の名前はいいですので、内容を紹介してほしいと思います。

総務課長（佐々木忠生君） 今のところ町のほうで直接的に職員の提案とか新規事業の提案、プレゼン等は行ってはおりません。日頃より各業務を遂行する中で必要に応じて提案等を行っております。その中で例えば新型コロナウイルス感染症の交付金や各種事業につきましては、その取組の中での新事業の提案等行っております。コロナ交付金につきましては100以上の事業がある中で、職員が自ら考えて提案をしてそれを事業に載せるというようなことをしております。

それからプラティオアプリの活用による職員の検温管理、出退勤の管理、災害時の写真管理などのこれは職員からの自らの提案によりまして現在実施しております。

それからまた各年度の予算編成時に新規事業等の提案、ヒアリング等を行っております。

これ提案という部分ではありませんけれども、毎週課長会議それから月1回程度の審議員会議それから不定期ではありますけれども係長級による小国の未来を考えるSDGs推進職員会議などを開催して事業の提案や課題等の対応等について検討を行っているというような状況でございます。

町長（渡邊誠次君） 私からも少しだけお答えをさせていただきたいと思います。

若い職員が町長室に入ることは私もできるだけ入っていただきたいというところで課長それぞれにもお話をしております。是非どんどん入ってほしいと思っておりますが、その中で事業説明をした上でその担当とそれぞれの課の部分また年代的にと言いますか若い方たちでするのでかなりいろんな考え方もあるのではないかなと思って、私のほうもいろいろな提案と言いますかいろいろなお話をできるだけしようというふうに思っておりますし、その中でこれについてはどう思いますかとかこういう思いますかとか丁寧な言葉ではないかもしれませんがフランクにできるだけ話せる時間を作ろうというふうにも努力をさせていただいております。具体的に私もお答えを実現はしていませんけれども、検診の方法とかそういった部分はかなり若い職員からの提案を積み重ねた上で今の事業にも至っているというふうに思いますし、公立病院で直接検診を受けられる。このような話等々は若い職員のほうから上がってきた中身でございます。いろいろな考え本当に100人いれば100人いろんな考えもありますので町民の皆さんが町長室に入ったときも同級生を呼んでもう1人ではなくて3人ぐらいで話すとかそういったのも考えてしておりますけれども、できるだけ私としては課にまたがってもまずは起案と言いますかいろいろな提案の一番最初の基礎の部分は誰でも構わないというふうに思っておりますので、その機会をできるだけ増やしたいというふうに考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 先日の町長の施政方針の中にもDXという言葉が出てきました。令和4年度施政方針、デジタルトランスフォーメーションですね。何で私がこんな難しいこと知っているかという私の同級生が営業をしていましたのでこの間商工会のほうにきたということで事前にパンフレットをもらいましたので。これからはもうDXとITとイコールではございませんのでDXは。先日もどこの市から出向している職員がCADを使ってからというのがありました。うちの職員は使えないのかと半分がっかりでした。私はもう今は使わないのですがやっぱり昔はCADも使っていましたし今の建設業界の若い人たちはCADなんか普通に使えます。職員も大いにそんな難しいものでございませんで今のCADは使えるようになってほしいと思います。そういうところから少しずつ小さいところをスキルアップしてもらわないとほかの市からの出向の方はあと何年もいるわけではございません。小さい災害ぐらいの査定に載せる書類ぐらいは自分たちでできたと思います。小野審議員たちの若い頃は。そういうところをもう少し昔はこうだっ

たばかり言うとも余りにもおかしいし昔よりも今は業務が大変というのははたから見てもわかります。ただ現場をやって帰ってちょっとまだ夜は残業だけでは終わらない事務的なことが多いのはわかっております。でもそこはしっかり上が指導していくべきだと思いますので今後やっていただきたいと思いますが、いかがですか。

建設課審議員（小野昌伸君） ありがたい御指導ありがとうございます。そういうかたちで本当に後進の育成というかたちで私も余り時間はありませんがしっかり頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

9番（熊谷博行君） 審議員、課長は別にCADを頑張る必要はございません。定年した後にどこかのコンサルに行くのであればしっかり頑張っていたほうが良いと思いますが。

次にもう同僚議員が午前中にしたのでもうしないでおこうかと思ったのですが、一応コロナ感染による学校の休校速やかに未然に防げたことに町長、教育長及び関係課長たちの決断には高く評価しております。その後はちらっと出たのですがこれをしていなかったらもっと早くコロナ感染者は学校関係にはいくと思います。本来はオンライン授業の内容を聞くはずだったのですがもうこれはしませんので、教育長何か言いたければ一言言っていただいても構わないのですが、いかがですか。時間配分がこれがころっとなくなったものだから厳しく聞こうかと思っていたのですが。

ではもういよいよ最後の質問になります。今回大変重要な問題でございます。私も十数年前、行政部長と今はこう呼ばないと思いますが福祉協力員というのを経験したことがあります。部長6年、福祉協力員2年だったと思います。協力員のほうは去年かおととしか社協ほうに委託して名前も変わっていると思います。そこまで私も調べませんでした。仕事の内容は私がしているときは民生委員の補佐ということで要支援者名簿をいただき自分の近所にいる人の名前を見せていただきました。なくさないようにということで言われましたのですぐ返した覚えがあります。それ以来何か妙に正義感を感じ民生委員の方とも密に連絡をとり、その名簿にあった支援者の方とも接してきました。その中でやっぱり特に本当は年寄りから子供まで全部なのですが、ほとんど私より年上のところの介護が必要とかそういう人の名前ばかりでしたので介護保険の知識もなく何を聞かれてもわからなかったので、ホームヘルパーの資格まで取りあつたときに2005年介護法改正、改正で3年おきに改正はしているので2005年しか僕の頭にはないから介護保険の知識は2005年から私には何も変わっておりません。

前回12月議会での一般質問で杖立地区の災害時の質問のとき、民生委員の方の人数、仕事のことを私なりに認識して申したところ民生委員の方より仕事の内容に指摘されました。私は何も批判したわけでもなく少なからずとも理解していたと思っていましたのでかなりショックでございました。その後調べ直したら東日本大震災で56名の民生委員の方が亡くなっている。その後ガイドラインを策定、民生委員は災害対応の専門家ではなくその地域で生活する住民の1人であ

ることから多くの役割を担うものではないという多分厚生労働省の厚生労働大臣の名前で通達があったと思います。その当時私も何もしていなかったのでこういうのも全く知りませんでした。そこからここにおられる議員の隣の議員は元民生委員上がりですので熟知していると思いますが、昨年はまた8月14日に長崎県の西海市で民生委員の方に連絡をとって二人で一緒に用水路で亡くなったという事例がございます。その数箇月後の質問だったので民生委員の方たちは相当ピリピリされていることを察しなかった質問だったと私は思っております。

でも誰しも民生委員の仕事に100%理解のある方はいないと思いますので、今日町民課の課長に民生委員の仕事はどうであるかというのをお聞きして最後の締めで私の質問で残念でしょうかお答えいただきたいと思いますので、まず町内では民生委員が厚生労働大臣からの委嘱を受け各地域で活動していると思います。日頃の生活の中で民生委員の役割について町としての認識をお答えください。

町民課長（生田敬二君） 民生委員の役割についてという御質問でございます。議員が言われるように民生委員は、市町村、県からの推薦によりまして厚生労働大臣が委嘱し併せて県知事から委嘱されて各地域で活動を行っております。

また児童福祉法におきまして、児童委員も併せ持つということになっております。各区域を担当する民生委員と市町村の全域を対象とする主任児童委員ということです。身分としましては、地方公務員法で規定されている非常勤特別職の公務員ということになります。現在本町におきましては、区域担当の民生委員が23名、主任児童委員が2名ということで全体で25名の委員がおられます。

御質問の役割についてということに関しては、区域担当の民生委員、各地域におられる民生委員についてということで答弁をさせていただきたいというふうに思います。

民生委員の日常的な役割としましては、社会福祉の増進のためとされておりますけれども主な役割として地域住民としての立場から地域で暮らす住民の方の生活や福祉全般に関する相談援助活動を行っていただいているものでございます。本町におきましても、核家族化が進みまして地域社会のつながりが薄くなってきているというふうに考えられておりますけれども、そういう中で社会的あるいは生活弱者といわれる高齢者、障害のある方、子育てや介護の悩みを抱える方々との面談、相談の中で必要となる福祉制度であるとか各種の公的な支援サービス等を受けられるように関係機関へとつないでいくという大切な役割を担っているものであるというふうに思っております。

また小国町全域を単位とする民生委員児童委員協議会を組織しておりまして、ここ一、二年については新型コロナの影響で思うような活動ができていないとも聞いておりますけれども福祉に関する幅広い社会活動も行っていただいております。町といたしましては、特に全体的な福祉施策を進めていく上でもまた個人的な個別の事案に対応する場合においても民生委員の方は地域の

実情あるいは地域で暮らす方々のことをよく御存じですので、様々な場面で御協力をいただいているというところがございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 次の質問が、私が認識不足だったところがございます。

非常時に、緊急時も災害発生時に関する民生委員の役割というのはどのようなものか。避難行動要支援者名簿の作成にも民生委員の方が携わっていると聞いていますが、いかがですか。

町民課長（生田敬二君） 今御質問の後段の部分からになりますが、まず災害被災に備えてということでございます。御存じのとおり先ほども話にありましたけれども11年前の東日本大震災の経験を踏まえまして、避難行動要支援者の名簿の作成が法制化、義務化をされております。この名簿の作成に関しましては、それぞれの地域の名簿の取りまとめ等を民生委員に御協力をいただいているというところがございます。先ほども申し上げましたけれども民生委員は地域の実情に明るくそこに暮らす方々をよく御存じということでございます。要支援者名簿の洗い出し等について町から依頼をさせていただいているというところになります。名簿の作成に当たりましては単に氏名の列挙だけではなくもちろん本人の同意を得てということにはなりますけれども、要支援者の方の健康状態であるとか既往歴また緊急時の連絡先や避難方法の確認などについて面談を行っていただいているというところがございます。

また日頃の見守りを通して、対象者本人も含めて地域とのつながりを良好にしておくということが災害避難時には特に大切になってくるものというふうに理解をしております。

次に前段の部分で、自然災害等の発生が予測されるときに緊急時におきましては、それぞれの地域で主に自主防災組織への活動、行動の中で様々なかたちでの役割を持っている民生委員もおられるかというふうに思っております。先ほど非常勤の公務員というお話をさせていただきましたけれども、これは言うまでもありませんが国、県あるいは町として民生委員に対して有事の際はこうしてくださいというような依頼や指示をするというものではございません。議員の先ほどの話にもありましたように昨年8月の大雨災害の中で長崎県の西海市において、活動中の民生委員が被災をして亡くられるという痛ましい報道もございました。この事故も踏まえまして先ほどもありましたけれども厚生労働省のほうから、災害発生の恐れがある地域においては民生委員御自身の安全を確保した上で対応をすることを前提とし、必要がある場合には自ら対応するのではなくその状況を自治体等に伝達することが重要であるとする通達が民生委員を含め関係機関のほうに改めて出されております。

町といたしましても町から避難情報が発出されているような危険な状況下におきましては、これは要支援者の方も民生委員も含めて全ての方に言えることだと思いますけれども、まずは自らを守る行動をとっていただくこと。また早めの避難に心がけていただくことが大切になってくるものというふうに思っております。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） 課長の答弁で私になかった知識が100%わかったと言ったらまた語弊がございますが、自分なりに勉強したことと課長の申しあげたことがマッチしたと思います。今後その辺を考えて発言したいと思いますが。最後に今の見解を町長にまとめてもらいまして、私の最後の質問にしたいのですが。

町長（渡邊誠次君） 御質問をいただきました。これは前回の12月議会の質問に引き続きということでございます。非常にそのときに申し訳なかったと私も反省いたしましたのが、私の答弁の中で言葉が足りないところがたくさんあったということが原因だというふうに思っております。今の生田課長のような答弁であれば何も問題なかったのかもしれませんが、私が熊谷議員の質問受けさせていただきまして私の答弁といたしましては通常方針とか方向性とかというところをお答えさせていただく上で、答弁書を見ないで答弁をさせていただくことが非常に多ございますのでその部分は課長のようにしっかりと答弁書を読むことも時には必要ではないかなというふうにも思っているところでございます。その部分に関しましては熊谷議員に非常に御迷惑をおかけしたと思います。申し訳なかったというふうに思っております。

またもう民生委員の方々ともこの前お話もさせていただきました。その中で私がいつもこの部分は答弁書見ないところもありますがいつも思っていることは民生委員の方たちそれから消防団の方たち議員の皆様もそうでございますが、自ら率先していろいろなことをされてる方たちは自分の家のこと以外自分のこと以外ほかの人のためにいろいろなことをしていただいている上で私としては非常にボランティア的な気持ちの上で成り立ってるものというふうに思っております。非常にありがたいことだというふうに思っております。その上で責任という問題が特に民生委員の方は責任感を感じられて民生委員になられている方が非常に多いのではないかなというふうに思っておりますし、民生委員になられてから責任感が非常に増した方も多いのではないかなというふうに思います。その中で長崎県のような痛ましい事故も起きる可能性もあるということでございますので、私といたしましては民生委員の方々含めまして全ての方々に通常時は是非とも自分たちの与えられた仕事また思われる仕事をこなしていく上で、防災に関しましては自助、共助、公助それぞれに民生委員の方は特に携わっていただいておりますのでその部分では通常時に携わっていただきたいというふうに思います。非常時におきましては先ほど課長が言われましたように、まず自分の身を守っていただくことが最優先でございます。共助、公助の部分は役場であったり警察だったり消防だったり頼っていただいて是非とも中継をするようなかたちで通常の部分でしっかり御尽力いただきたいというふうに思っております。その部分では責任を感じずに責任感の部分ですので個人で思われることは大きいかもしれませんが、是非ともまずは自分の身の安全の確保それを最優先にさせていただきたいと心から願っております。私の答弁の部分で足りないところがあればまた御指摘をいただきたいというふうに思いますけれども、私といたしま

しては今後このような答弁をする部分で言葉足りないところがあったら次からは課長たち代わるかもしれませんが、またいろいろと補足を行っていただきたいというふうに思いますし、議員の皆様からもここは答弁足りないのではないのというふうに御指摘もいただきたいなというふうに思っているところでございます。重ねてですけれども熊谷議員に前回質問に対しましては失礼をいたしましたところです。申し訳ありませんでした。

9番（熊谷博行君） 町長の答弁ありがとうございます。

これで一般質問を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） 予定しておりました4人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わりたいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長並びに人権啓発・男女共同参画特別委員長並びに災害対策特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討について」及び「災害に関する諸問題の調査及び対策樹立について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和4年第1回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後2時54分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（9番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

1 番 時 松 昭 弘 君

9 番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を3月8日から3月18日までの11日間とする。

1.	議案第 4 号	小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第 5 号	小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第 6 号	小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第 7 号	小国町手数料条例の一部を改正する条例について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第 8 号	小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第 9 号	小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第10号	小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第11号	公共工事請負契約の締結について（町道芋野線②災害復旧工事） 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第12号	町道路線の認定について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	報告第1号	専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更について（町営住宅柏田団地 外壁・屋根改修工事） 令和4年3月 8日 報 告
1.	同意第1号	小国町教育委員会委員の任命について 令和4年3月 8日 同 意
1.	議案第13号	令和3年度小国町一般会計補正予算（第12号）について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第14号	令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第15号	令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第16号	令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計補正予算（第1号）について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第17号	令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について 令和4年3月 8日 原案可決
1.	議案第18号	令和4年度小国町一般会計予算について 令和4年3月15日 原案可決

1.	議案第19号	令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算について 令和4年3月15日 原案可決
1.	議案第20号	令和4年度小国町介護保険特別会計予算について 令和4年3月15日 原案可決
1.	議案第21号	令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について 令和4年3月15日 原案可決
1.	議案第22号	令和4年度小国町簡易水道特別会計予算について 令和4年3月15日 原案可決
1.	議案第23号	令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について 令和4年3月15日 原案可決
1.	議案第24号	令和4年度小国町水道事業会計予算について 令和4年3月15日 原案可決
1.	発議第1号	新型コロナウイルス感染症対策に対する要望書について 令和4年3月8日 原案可決

《議案外》

令和4年3月8日

1. 小国町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
1. 議員派遣の件について
1. 議員派遣報告について

《諸般の報告》

1. 阿蘇広域行政事務組合議会について

令和4年3月16日

1. 閉会中の継続審査の件
 - 議会運営委員会
 - 総務常任委員会
 - 文教厚生常任委員会
 - 産業常任委員会
 - 議会活性化特別委員会
 - 災害対策特別委員会
 - 人権啓発・男女共同参画特別委員会
 - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和4年3月8日

1. 令和4年度の新規職員採用について
1. 令和4年度の職員派遣について
1. 戦没者追悼式について
1. 国保運営協議会委員の選任について
1. 小国小中学校の卒業式及び入学式について

《一般質問》

(1日目)

1.	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い方について	P 19～31
1.	ふるさと納税について	P 31～33
1.	小中学生の通学路について	P 33～38
1.	シニアカーのリース及び補助等について	P 38～39
1.	農業経営の収入保険について	P 39～40
1.	町の防災対応体制について	P 40～50
1.	小中学校の女子トイレに生理用品を常備することについて	P 50～53

(2日目)

1.	災害復旧工事状況について	P 1～8
1.	コロナ対応について	P 8～12
1.	新規職員採用について	P 13～15
1.	事業の費用対効果について	P 15～16
1.	新年度の予算編成について	P 16～19
1.	北里柴三郎記念館シアタールームの件について	P 19～23
1.	殿町の火災跡地について	P 23～27
1.	河川・道路管理について	P 27～31
1.	国道212号線の改良について	P 31～32
1.	軽油価格の高騰について	P 32～33
1.	町営住宅の安全・安心対策について	P 33～34
1.	職員のスキルアップ対策について	P 34～37
1.	民生委員の役割について	P 37～41

令和4年

第1回総務常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 4 年 第 1 回 総 務 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令 和 4 年 3 月 9 日 午 前 10 時 00 分 開 会 午 後 1 時 36 分 閉 会
場 所	お ぐ に 町 民 セ ン タ ー 3 階 議 場
出 席 委 員 及 び 議 長	久 野 達 也 松 本 明 雄 江 藤 理 一 郎 児 玉 智 博 西 田 直 美 熊 谷 博 行 松 崎 俊 一
事 務 局 職 員	藤 木 一 也 中 島 こ ず 恵
説 明 員	別 紙 座 席 表 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	議 案 第 18 号 令 和 4 年 度 小 国 町 一 般 会 計 予 算 に つ い て
会 議 の 経 過 概 要	令 和 4 年 度 小 国 町 一 般 会 計 予 算 に つ い て、各 所 管 課 と 審 議 を 行 っ た。

会 議 の 経 過 を 記 載 し て、そ の 相 違 い な い こ と を 証 す る た め に こ こ に 署 名 す る。

総 務 常 任 委 員 長

令和4年第1回総務常任委員会

令和4年3月9日(水) 午前10時00分
おぐに町民センター3階 議場

中島
議会議務局長
(中島 二ず恵)

藤木
議会議務局長
(藤木 一也)

松本
管財係長
(松本 鷹哉)

森
総合運携係長
(森 恵美)

波多野
財政係長
(波多野 大祐)

松本
総務係長
(松本 徳幸)

佐藤
総務課審議員
(佐藤 則和)

佐々木
総務課長
(佐々木 忠生)

渡邊 町長
(渡邊 誠次)

長谷部
地域振興係長
(長谷部 大輔)

長谷部
SDGs推進係長
(長谷部 公博)

田邊
政策課審議員
(田邊 国昭)

安達
地籍係長
(安達 和成)

石原
政策課長
(石原 誠慈)

北里
税務会計課長
(北里 慎治)

委員
江藤 理一郎

委員
熊谷 博行

委員
児玉 智博

議長
松崎 俊一

委員長
久野 達也

副委員長
松本 明雄

委員
西田 直美

議会議務局長
(藤木 一也)

議事の経過 (r. 4. 3. 9)

委員長（久野達也君） おはようございます。

昼間はすっかり春めいてきた感にもありますけれども朝夕とまだまだ寒も残っているような気もいたしております。また国際情勢、ウクライナ情勢の厳しさ、それから国内ではコロナ感染症がまだまだ続き、熊本県でも高止まりというような感じであります。それぞれが早く終息することを願わずにはいられないところであります。

皆様御参集いただきありがとうございます。

なお、本日の委員会は全てに関して質疑、答弁等、着座のまま進めさせていただきたいと思っておりますので御了承、御理解よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶させていただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、おはようございます。

昨日は本会議本当にお疲れさまでございました。本日は総務常任委員会ということで、御提案の中にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。先ほど控室のほうでお話をさせていただきましたけれども、コロナの状況もなかなか予断を許さない状況がまだ変わっていないのですけれども、しっかりと町としても対策を立てながらまた皆様方の御意見もいただきたいというふうに思っております。

本日は、総務課そして政策課、税務会計課と各所管につきましていろいろと御協議をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。お世話になります。

委員長（久野達也君） ありがとうございます。

なお、本日は議長にも出席いただいております。ただいま出席委員は6人です。定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

(午前10時00分)

委員長（久野達也君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、3月8日の本会議で本委員会に付託されました、議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算についてを議題といたします。

本日は、担当所管としまして、議会事務局、監査委員事務局、総務課、政策課、税務会計課なお各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは早速、議案第18号について説明を求めたいと思っております。所管課に属する当初予算についての総括説明があればお願いいたします。また併せて、資料等があれば配付もお願いいたします。説明のほうも着座にてお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） おはようございます。

それでは、議会費並びに監査委員費について御説明を申し上げます。

まず予算書の29ページをお開きください。議会費でございます。議会費の予算としましては、総額6千336万8千円で一般会計予算の全体に占める割合は約1%です。前年度予算と比較しまして983万1千円の減額となっております。この減額の主な要因としましては、職員給2名分で計上していたものが本年度は1名分で計上となっているためでございます。歳出の内訳としましては、議員10名の報酬と期末手当、会計年度任用職員の報酬、職員の給与、手当、共済費等の人件費が5千667万4千円で議会費全体の約90%を占めています。人件費以外で主なものとしましては、委託料の中で会議録デジタル化業務委託料100万円がございます。令和3年度から実施している事業でございます。劣化した古い会議録をデータ化して永久保存を図るものがございます。令和3年度は明治35年から昭和6年までをデータ化しております。令和4年度では引き続き昭和7年から昭和25年ぐらいをめどにデータ化を行う予定です。その他は例年計上している予算となっております。

続きまして、飛びまして51ページをお願いいたします。監査委員費でございます。予算総額は136万円で前年度とほとんど同額となっております。支出の主なものとしましては、監査委員2名の年額報酬で53万円、旅費50万5千円で監査委員費全体の約76%となっております。それ以外につきましては、監査に係る経費や負担金となっております。監査におきましては、毎月の例月出納検査それから決算審査、定期監査が主な業務となっております。昨年の実績でいきますと、年間約40日間の監査等を行っていただいております。議会費並びに監査委員費についての説明は以上でございますが、別紙予算資料としまして右肩に資料(1)議会費及び監査委員費の委託業務、補助金及び負担金の調書を作成しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

簡単ですが、以上で議会費並びに監査委員費の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

総務課長(佐々木忠生君) おはようございます。

それでは総務課所管の概略説明をさせていただきます。総務課所管の予算につきましては、議会事務局から配付されております歳出費目別分掌事務一覧の総務課と書いてある部分になります。また、一般会計の冊子と右肩に総務課資料11と書いてあります資料を付けております。工事請負、委託業務、補助金、負担金の調書を付けてありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

では、まず総務課所管部分の歳出予算の全体的な増減につきまして説明をさせていただきます。なお、職員人件費に関しましては除いたものになります。総務費が令和4年度当初予算要求額は4億1千400万8千円で、対前年度比950万4千円の増額となり2.3%の増です。消防費が2億91万5千円で、対前年度比46万4千円の増額となり0.23%の増です。公債費が5億7千674万2千円で、対前年度比2千427万6千円の増額となり4.4%の増です。予備

費が500万円で、対前年度比増減なしとなっております。総務費の主な増額理由といたしましては、財産管理費の町有林保全管理委託料が578万円の増、参議院議員選挙費が719万8千円の増額となっております。また消防費の主な増減理由といたしましては、非常備消防費の消防団員報酬が1千299万9千円の増額となっております。公債費の増額理由といたしましては、地方債の元金償還分が2千830万5千円の増額となっております。

それでは、歳出から増減理由を説明させていただきます。

一般会計予算書の31ページをお願いいたします。一般管理費の中の共済費で令和3年度当初予算では退職手当特別負担金2千800万円を計上させていただいておりましたが、令和4年度は皆減となっております。これ全額減額ということの意味になります。これは熊本縣市町村総合事務組合へ支払う負担金ですが、退職者の減少に伴い市町村総合事務組合が負担金を積立っている基金残額が高額になっていることから当面の間はこの負担金を請求せず、基金のほうで対応することとなりましたので予算計上をいたしておりません。

32ページ上から2番目、3番目にある、地方公務員法の改正に伴う例規整備業務委託料で77万円、個人情報保護法改正に伴う例規整備業務委託料で1千947万円を計上させていただいております。これは地方公務員法、個人情報保護法ともに令和5年4月1日施行に伴う例規関係システムの整備や改正に対応した体制の整備、新制度の研修等の委託料になります。

33ページ中段からが財産管理費になります。委託料の中の町有林保全管理委託料で900万円を計上させていただいております。宮原城山これ保育園の裏になります。0.5ヘクタールの全伐と上田原迫1.3ヘクタールの間伐、水上村の町有林の下刈り0.75ヘクタールを実施するものでございます。

次に39ページ、電算施設費をお願いいたします。インターネット系サーバー機器等リース料として139万5千円を計上させていただいております。6年を経過したRDSサーバーを更改するリース料となります。令和4年度から8年度の5年間のリース料となっております。

次に44ページの新型コロナウイルス感染症対応経済対策費をお願いいたします。公共工事管理システム自動連携追加業務委託料で237万6千円を計上させていただいております。これは令和3年度に行った電子入札システム導入事業の一環として、導入したシステムから既存の公共工事管理システムへ入札情報をデータ移行できるようにするものでございます。

配付しております総務課資料(10)をお願いいたします。令和4年度予算における地方創生臨時交付金事業計画(集計表)として各課毎にまとめてありますので御参考にいただければと思います。

49ページをお願いいたします。県議会議員選挙費で112万9千円を計上させていただいております。これは令和5年4月29日までに行われる予定の選挙費用のうち令和4年度中に執行する予定の部分となります。その下には参議院議員選挙費で719万8千円を計上させていただ

いております。令和4年7月25日までにを行う予定の選挙費用となります。

次に飛びまして87ページをお願いいたします。消防費の非常備消防費です。報酬の中で消防団員分として2千464万3千円を計上させていただいております。これは令和3年4月13日付け消防庁長官文書にて非常勤消防団員の報酬等の基準が定められており、令和4年度当初予算から必要額を計上させていただいております。

次に88ページをお願いいたします。2消防施設費の中で測量設計委託料150万円と防火水槽設置工事で800万円を計上させていただいております。これは西里所尾野地区防火水槽の老朽化に伴う更新の費用となります。

次に110ページから111ページの公債費をお願いいたします。元金として5億6千572万3千円を計上させていただいております。これはこれまで借入れを行った地方債の償還金のうちの元金となります。主な増加の理由といたしましては、令和元年度に実施した庁舎耐震化事業に係る地方債の償還金が1千50万円、同じく令和元年度に実施した町営柏田住宅の改修事業に係る地方債の償還金が792万6千円の追加となったためでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。一番重要になります地方交付税です。24億4千万円で計上させていただいております。昨年に比べ1億2千万円の増額となっておりますが、これは昨年度交付税額の実績に基づいて増額を計上いたしております。あとは先ほど説明しました事業により新たな歳入項目も出てきておりますが、前年とそう変わりはありませんので今後、委員長が進めるページの中で質問をお受けしたいと思っております。

以上で、総務課所管の概略説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

政策課長（石原誠慈君） おはようございます。着座にて失礼します。

それでは、令和4年度政策課所管の歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

まず10ページをお願いします。初めに政策課所管全体の歳入予算といたしまして、款13使用料及び手数料それと款14国庫支出金、款15県支出金、款17寄附金それから款20諸収入がございまして、歳入合計予算額が前年度より843万4千円の増になっております。トータルで9千960万4千円を見込んでおります。

続いて11ページをお願いします。全体の歳出予算といたしまして、款2総務費の中の企画費SDGs推進費、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の一部それから款6商工費の中の地域エネルギー費が政策課の所管となります。歳出の合計予算額は前年度より1千448万4千円増の1億6千585万円です。増額の要因といたしましては、ふるさと寄附金見込額の増額とそれと新規として地域おこし協力隊の経費が主な増額の要因でございます。

続いて歳出の目ごとに説明をさせていただきます。

35ページをお願いします。目4企画費、予算額1億4千936万7千円です。主なものとし

ましては、1報酬、地域おこし協力隊報酬2名分552万円です。これはふるさと寄附金業務全般に携わってもらう方を雇用する予定でございます。次にふるさと寄附金に係る経費といたしまして、寄附者への返礼品代として7報償費、ふるさと寄附金謝礼4千万円。令和4年度も引き続きふるさと寄附金を募るためのポータルサイトの活用や地域の特色を生かした返礼品の充実と新たな返礼品の追加などに力を入れ、ふるさと寄附金の増額を目指していきます。なお令和3年度のふるさと寄附金の状況といたしましては、今年の2月末時点での寄附額が1億9千430万4千円です。件数にしまして1万2千287件です。

続いて同じページ一番下になります。12委託料、乗合タクシー運行委託料2千93万8千円です。町内のタクシー3事業者へ委託し、町内8エリアを運行しております。令和3年度の乗合タクシー利用者数は、1月末時点で1万757人。令和2年度の同時期と比較しますと107%の状況です。

続いて次のページをお願いします。36ページです。上から二つ目になります。同じ委託料のコミュニティバス運行委託料が1千193万6千円。これは小国郷ライナー及び昨年の10月から運行を開始しました中心市街地バスにじバスの運行委託料として計上しております。小国郷ライナーにつきましては令和3年4月から12月末までの利用者数が644人、対前年度比36%の状況でございます。また、にじバスにつきましては、令和3年10月の開始から今年の2月末時点での利用者数が603人となっております。

続いて18負担金補助及び交付金の中の一番上でございます、地方バス運行等特別対策補助金2千744万8千円。地域公共交通対策の一環として、産交バス4路線、日田バスが1路線の路線バスの運行経費に対する補助金として計上しております。

続いてその下三つ飛びまして、小国町地方創生移住支援事業補助金200万円。これは国が取り組む地方創生の一環で、東京への一極集中を是正するため首都圏から小国町へ移住し就職や起業をした人を受入れた場合に、最大100万円の補助金を交付するものでございます。これは熊本県下全市町村で行われており、県からの割当て数により2名分の予算を計上させていただいております。なお負担率につきましては、国が50%、県が25%、町が25%となっております。今年度令和3年度の熊本県内の実績件数としまして30件です。

次に43ページをお願いします。目15SDGs推進費。予算額が739万2千円です。ここではSDGsの推進及び地域循環共生圏の構築を図るための予算を計上させていただいております。主なものといたしましては、1報酬の地域おこし協力隊報酬1名分です。276万円。これは新規といたしまして、地域おこし協力隊を雇用し旧西里小学校活用に伴う環境教育を初めとしたESD推進事業全般に携わってもらう予定でございます。

次のページをお願いします。44ページです。真ん中下辺りにあります目17新型コロナウイルス感染症対応経済対策費12委託料の中の乗合タクシー運行委託料（追加運行分）298万1

千円です。これはコロナ禍に伴い乗合タクシーの車両内の密を抑えるための取組で、1台当たりの利用者数を2名以下とし3名以上となる場合は車両を追加し運行するというもので、その追加車両分の運行分を支援するための経費を計上させていただいております。

少しページが飛びます。81ページをお願いします。目4地域エネルギー費、予算額が611万円です。ここでは地域エネルギーの推進及びEV車急速充電設備の維持管理経費に係る予算を計上させていただいております。主なものとしましては、12委託料のEV急速充電器保守委託料154万9千円。町内4か所の急速充電施設の保守管理委託料として計上させていただいております。

同じくその下にございます、委託料の地熱利用還元区域調査業務委託料250万円。これは地熱発電施設から発生する熱水等の農業利用や温泉利用等の利活用後に、資源の循環による持続可能な活用を推進するために地下に還元する必要があるがございます。その還元区域の調査業務委託料でございます。なおこの調査につきましては令和3年度で計上をしておりましたがコロナ感染拡大の影響で実施できなかったため、12月に減額補正をさせていただき再度令和4年度当初予算で再計上させていただきました。

以上が、歳出の概略説明となります。

なお、各委託料、補助金、負担金の内容につきましては、事前に配付してあります資料(1)政策課の予算資料に掲載してありますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

続いて、歳入について説明をいたします。

ページ戻りまして17ページをお願いします。17ページの下の方になります目3商工手数料の地熱計画審査手数料39万円が政策課所管となります。小国町地域資源の適正活用に関する条例に基づきまして地熱計画審査手数料として3件分を計上しております。13万円掛けるの3件です。

次のページをお願いします。18ページでございます。18ページの下の方になります目1総務費国庫補助金の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の一部とその下にございます地方創生推進交付金500万円が政策課所管となります。この地方創生推進交付金の500万円につきましては、情報課所管の北里柴三郎博士の顕彰費に充当の予定でございます。

続いて20ページをお願いします。20ページ中ほどです。目1総務費県補助金の一番上にございます土地利用規制等対策事業費補助金6万円。国土利用計画法に基づく土地取引届出等の事務処理に対する補助金でございます。

その下にあります熊本県地方バス運行等特別対策補助金408万円。路線バス等維持運行経費に対する補助金でございます。

それとその一番下の地方創生移住支援事業補助金150万円。これは首都圏からの移住者受入れに対する補助金が政策課所管となります。

次に24ページをお願いします。24ページの上のほうにあります目2総務費寄附金のふるさと寄附金7千500万円。それと企業版ふるさと寄附金100万円が政策課所管です。この企業版ふるさと寄附金の令和3年度の寄附状況といたしましては、4社から寄附金をいただいております。

その下一つ飛びまして目4商工費寄附金の地熱の恵み基金寄附金400万円。小国町地熱資源活用協議会に係る協定に基づく寄附金が政策課所管となります。

続いて26ページをお願いします。目1の雑入です。雑入の中の下から12番目にございます充電器利用権利金150万円。それと下から5番目コミュニティバス運行経費負担金409万3千円。この負担金につきましては、小国郷ライナー及びにじバス運行に係る経費を負担金として受入れまして、コミュニティバス運行委託料に充当をいたします。

以上で、令和4年度政策課所管の一般会計歳入歳出予算についての説明を終わります。

税務会計課長（北里慎治君） おはようございます。

それでは、税務会計課所管令和4年度当初予算の説明を私のほうから行わせていただきます。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。

37ページをお願いいたします。下段の目8地籍調査費でございます。主なものとしまして、38ページ節12委託料で地籍調査業務委託料3千600万円でございます。本年度の調査地区は、大字西里地区1.849平方キロメートルの一筆調査測量業務及び前年度調査地区の閲覧業務を予定しております。

続きまして41ページをお願いいたします。目11会計管理費でございます。主なものとしまして12委託料で口座振替データ伝送業務委託料59万4千円でございます。これは税や料の口座振替に伴います収納業務の伝送処理の委託料でございます。

続きまして44ページをお願いいたします。17新型コロナウイルス感染症対応経済対策費でございます。12委託料でPOSシステム・自動釣銭機保守委託料28万8千円、その下庁舎内内装工事80万円、17備品購入費270万円でございます。このPOSシステムというのは、販売時点情報管理の意味でありまして全ての売上げ実績を販売が発生した時点で個別に管理し、何がいつどこでいくらで収納したかなど全てのデータで見える化ができて、収納実績をその科目ごとに記録し集計するシステムのことです。現在会計窓口では科目ごとにレジを打ち窓口終了後にそのシートから各納付書と現金を手作業で合わせている状況であります。この設備を入れることでセミセルフレジとなりますので収納情報の集約が安易にできることや、職員が直接現金を扱うことが少なくなりますので感染症対策となることを期待するものであります。この機械設備を備品購入費として270万円、保守委託として28万8千円、機械設置に伴う会計の窓口の改修費として80万円を計上しております。

続きまして45ページから46ページにかけては、徴税費の税務総務費と賦課徴収費でござ

います。46ページの12委託料の固定資産税評価替えに伴う鑑定評価委託料は、令和6年度の固定資産税評価替えに向けて3年に1度標準宅地の43地点の鑑定委託を行うものです。またeLTAXサービス共通納税税目追加に伴うシステム対応業務委託料につきましては、現在個人住民税の特別徴収、法人住民税の納付やeLTAXサービスの共通納税システムで行われておりますが、固定資産税や軽自動車税等の税目の追加を令和5年度以降の課税分について適用するためのシステム改修を委託するものです。その他徴税の賦課徴収に係る通常経費でございます。

続きまして111ページをお願いいたします。11公債費の中の利子の欄で22償還金利子及び割引料の中の一番下になります。一時借入金利子82万2千円でございます。歳計現金が不足した場合、金融機関から一時的に借り入れる場合の利子分でございます。

次に、歳入を説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。町税でございます。全体的に昨年度の決算状況とコロナ禍での影響等を考慮して計上しております。まずは個人住民税でございます。現年度分が1億9千500万円。法人町民税現年度分2千600万円と昨年度と同額を計上しております。

次に固定資産税でございます。現年度分が3億400万円と対前年比1千800万円の増額でございます。この主な要因としまして、昨年度コロナ対策として売上げが激減しました中小企業等に対しまして、事業用建物と償却資産の固定資産税をゼロ又は2分の1に軽減する特例措置を適用してはりましたが、これは1年限りとなっておりますので本年度その分の特例措置の適用が終了するための増額となっております。

次に、軽自動車税、たばこ税、13ページの入湯税でございますが、本年度の決算状況を見まして昨年度と同額を計上させていただいております。

続きまして17ページをお願いいたします。13使用料及び手数料でございます。税務会計課関係は台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料、一つ飛びまして証明・謄写手数料でございます。

次に20ページをお願いいたします。中段辺りに15県支出金で1総務費県補助金の3行目に地籍調査事業費補助金2千668万2千円でございます。地籍調査に係る補助金でございます、補助率は国が50%、県が25%で合わせて75%となっております。

次に22ページ中段辺りの15県支出金1総務費委託金1徴収費委託金で個人県民税徴収事務取扱委託金900万円でございます。県民税と町民税合わせて町が徴収しておりますので、それに対しまして県からの委託金でございます。

次に25ページをお願いいたします。20諸収入に町税延滞金と加算金を昨年と同額計上させていただきます。

その下1預金利子1万円でございます。これは普通預金の預金利子となっております。

次に27ページ上段の諸収入の滞納処分費も税務会計課所管でございます。

また、別紙資料といたしまして資料(2)税務会計課予算資料といたしまして資料1工事請負

調書、資料2 委託業務調書、資料3 負担金調書を提出させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、税務会計課所管に関する概要説明を終わらせていただきます。

委員長（久野達也君） ありがとうございます。

本日の所管課長よりそれぞれ予算費目の説明をいただきました。

ここで各委員に御了解いただきたいと思います。税務会計課につきましては確定申告期間中ということで、審議員及び担当の係長は申告に当たらせていただいておりますので御了解いただきたいと思います。恐らく北里課長が答弁すると思いますので。質疑のほうは自由にさせていただきますと思います。

それでは、議案第18号について質疑に入ります。

まず歳出からページを追ってまいりたいと思います。なお委員の皆様には事前に配付しております歳出費目別事務分掌一覧、カラーコピーです。黄色の部分が、本日の本委員会の所管となっております。参考にさせていただけたらと思います。

それでは、まず歳出のほうから質疑をお受けしたいと思います。

29ページをお開けください。29ページからです。どうぞ質疑があればお受けします。

次に30ページ、総務費一般管理費です。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） 一つ目を飛びます。33ページの財産管理費。次のページまで及んでおります34ページまで。

副委員長（松本明雄君） 31ページお願いしたいと思います。今日は予算ですので本当はお金のことを言わなければならないと思いますが、この行政部長と組長の業務委託費。予算に関しては全然問題ありません。今組長をさせていただいております。前の組長みたいにお金を扱わなくていいので非常に助かっておりますが、部長はいいとしても組長をする方がどうしても高齢化になってきております。今後ずっと見ていくともう65歳以上の方がほとんどまた組長していくような感じになってくると思いますので、すぐどうのこうのではなくこの行政部長会の中で話題として今後組のコミュニティをどうしていくのか。そういうところも相談をしながらしていただきたいと思います。ほか町村もどうしているか見ながらやっていただきたいと思います。どうしてもうちの組なんかも前は10何組あったのですけれども今7組しかありません。ほとんどの組長がもう60歳以上になっておりますのでその辺も1年、1年過ぎていくとだんだん皆さん年をとって大変になっていきますので、すぐとは言いませんが総務課のほうで話ながら考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

町長（渡邊誠次君） 確かに行政部長、組長、御負担すごく大きいと思いますし、昔に比べると町税がなくなったというお話もありますが確かに高齢化が全体に進んでおります。行政部長、組長

の方を集めてお話しすることはなかなか最近はできなくなっておりますけれども、まずは課内で松本議員言われるように相談させていただきまして、どういった方法がいいのかたくさん御意見あると思いますけれども、また議員の皆様からも何かそういったお話ありましたらいただきたいと思ひます。本当に現場の声だと思ひます。ありがとうございます。

2番（江藤理一郎君） 33ページ、財産管理費のところですけども10需用費です。光熱水費987万6千円とありますが、こちらに関しては内訳それから対象になるのがどこであるのか、お願いしたいと思ひます。

管財係長（松本鷹哉君） お答えします。

光熱水費はスギトピア公園の外灯また青空市場であったり大イチョウの電気代であったりとか旧小学校の分で西里小学校と蓬萊小学校の分です。

委員長（久野達也君） 松本係長。主立った大きいところから。全てを言わなくてもいいのです。

管財係長（松本鷹哉君） はい、申し訳ございません。一番大きいのが小国町役場の庁舎の電気代です。こちらの電気代が一番大きいところで見積もっております。

2番（江藤理一郎君） その庁舎というのは、この町民センターのほうも入っているのかということの一つ。電気代のほうが今大分上がっていると思ひます。今後もまたエネルギー需要が石油、原油も高くなって全体的に上がると思ひますけれども、その辺りも含めて電気代の削減とかどういったかたちになるのか。まずはこの町民センターの庁舎の電気代とそれから本庁舎のほうの電気代というのは分けられているのかどうかですかね。それがこの町民センターができたことによつてどのくらい上がったのかということのはわかりますか。

管財係長（松本鷹哉君） 町民センターに関しては、教育委員会が所管になっておりますので完全に分けられておりますので、こちら庁舎の分だけです。ですので、内訳としてはちょっと把握しかねます。

2番（江藤理一郎君） では、本庁舎のほうでいいです。

管財係長（松本鷹哉君） 本庁舎のほうの金額が見込みが70万円というところの12か月分で840万円を想定しております。

委員長（久野達也君） 松本係長1点。町民センター費は教育委員会所管ですけども、電気代は庁舎と一緒にではないのですか。

管財係長（松本鷹哉君） 申し訳ございません。

総務課審議員（佐藤則和君） すみません、庁舎の電気代でございますけれども建物は別でございますけれども庁舎管理の中でセンター分も一緒に支払いをさせていただいております。それが月額安いときで70何万円、高いときで90万円ほど。特に夏場とかこの冬場の一番寒いときとかエアコン一番使うときが高くなっているということです。

以上です。

2番（江藤理一郎君） では先ほどの質問の中で、町民センターができたからどのぐらい上がったのかわかりますか。

管財係長（松本鷹哉君） 調べて後で報告させていただきます。

2番（江藤理一郎君） はい、わかりました。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

5番（児玉智博君） 財産管理費でずっと34ページまで見たのですが、施政方針では「町有財産を適正に管理するため、固定資産管理システムによる固定資産台帳の管理を行います」というふうに出ておりましたが、しかしこの委託料で公有財産台帳整備業務委託料というふうには出てきているのですが、この管理システムを入れるのに台帳整備業務の委託というそれをよそに委託するのはなぜなのか御説明ください。

管財係長（松本鷹哉君） 台帳の整備はもともと紙ベースでずっととってあったものがあって、それと実際登記上小国町が保有しているものという部分でもともと差異があったというところがございまして、そこを取りまとめて登記上とも合ったような状態で管理していけるようにそれが手作業ではなかなか難しいところがあったので、委託をしたというところが最初でございまして。

5番（児玉智博君） この固定資産台帳管理システムというのは新たに今年度導入するのですか。

管財係長（松本鷹哉君） こちらはもう導入をしておまして、その後資産の異動があったというのを支払いのほうのシステムで具体的にこういう資産を取得したというのだったり、建物であったり土地だったり物品だったりそういったものを管理するためにシステム上から拾い上げて登録できるようにそこを業者に委託しているところとございまして、なかなかこれも手作業では難しいところがあったので頼んでいるというところとございまして。

委員長（久野達也君） 先に進みます。

5番（児玉智博君） それではもう一つです。町有林保全管理委託料であります、これが委託先が恐らく水上村と小国町で違うと思えますけれども、それぞれの内訳を教えてください。

管財係長（松本鷹哉君） 小国町への委託料が880万円。水上村のほうは20万円となっております。委託先は小国町のほうは小国町森林組合で、水上村のほうは上球磨森林組合です。

5番（児玉智博君） それでは880万円と20万円のそれぞれ根拠となる数字は面積なのか何なのか教えてください。

管財係長（松本鷹哉君） こちら見積りをとっておまして880万円の根拠といいますと、まず小国町が先ほど保育園の裏の宮原城山の部分です。こちら材積が412立米というところでそれを切るのに440万円掛かりまして、神迫という町有林こちらを切るのにこちらが334万円です。それとそのほか上田の長俣谷、西里寺ノ迫辺りの下刈と藪切で78万円です。水上村は湯山の竜新というところで20万円。

5番（児玉智博君） それは何をやるのですか。下刈ですか。

管財係長（松本鷹哉君） 下刈です。

委員長（久野達也君） 進みたいと思います。それでは35ページ、企画費です。

それから36ページで公平委員会費。

副委員長（松本明雄君） 36ページです。これは予算ですけれども空き家バンクについてちょっとお聞きします。空き家バンク、木魂館のほうにもお願いしてきていますが前々から思っているのがトラブルがちょっと多いのではないかなと。隣町を見ても業者を入れてやっていると思います。それで今般ちょっと聞いたところではいろいろあるような感じですので、やっぱり小国町の方が入るわけではないですからいろんなことがわからないと思うのです。ですからやっぱり業者の方を入れてそこで話をさせていただいて、なかなか役場のほうはタッチしないほうが仲介はしているのですけれども、契約とかいろんな面ではもう民間企業にお任せしてしないといろんなトラブルが発生していますので、その辺をやっていくように考えていただきたいと思います。

それと今さっき町有地の件も出ましたが、町長の施政方針でありましたが家を建てたいという人が結構いらっしゃいますので、やっぱり民間も含めて行政はなかなか売るとなるとちょっと年数がかかりますのでそれも早くしていただきたいのですけれども、土地を結構探している方がいらっしゃいますので民間も活用しながらうちの町でも売れるところはどんどんお金にかえていただきたいと思います。よろしくお祈りします。

町長（渡邊誠次君） 空き家に関しましては担当課からお答えしたいと思いますけれども。今の家を建てられたいという方の購入です。これなかなか皆さんにも町有地を御説明この前も差し上げましたけれども、本当に町として要らないという言い方はちょっとおかしいですけれども考える部分で先に買っていたきたい土地はたくさん実はあります。ただやっぱりいい土地はいい土地でたくさんの方が多分購入されたいと思いますので、その部分がなかなか難しいところでは正直あります。ただ昨日の所信表明のときも言いましたけれどもやっぱりタイミングが非常に大事だというふうに松本議員も思われていると思います。町といたしましてはしっかりその部分を捉えさせていただいて、トラブルの原因になる可能性もありますので慎重なところも必要だと思います。是非ともまたどちらかといふとこの前の保育園のところの裏の山もそうですけれども議員の方にも御尽力いただきました。ですのでできればその手前の部分でお話をするときに議員の皆様方にも入っていただくと、町としても非常に助かりますので是非ともよろしくお祈りしたいと思います。お世話になります。

政策課審議員（田邊国昭君） 空き家バンクの状況について説明させていただきます。平成27年度に空き家バンクの制度を始めて、現在までに登録件数60軒。ほとんどの家でも入居が行われておりまして、現在空いてる状態で紹介できるというところ10軒以下であります。入居の際には契約などは役場のほうから立ち入ることができませんのであくまで紹介ということで行って

おりまして、仲介については必要な場合には不動産業者を入れていただくようになっておりましてあくまで入居者と大家さんを引き合わせるのところまでとなっております、入居の契約書なども役場のほうで出せるようなかたちではないですので、ひな形というのはこういうものがありますということで示すことありますけれども、後々のトラブルのことなどを考えたらできるだけ仲介の業者、不動産業者に入っていただくことをお勧めしたりはしております。

委員長（久野達也君） ここで暫時休憩いたします。次の会議を11時10分から開きます。

（午前11時01分）

委員長（久野達也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

委員長（久野達也君） 町長については緊急連絡が入っておりますので中座しております。終わり次第、着座いただけると思います。

それでは引き続きまして、36ページの公平委員会費、交通安全費。

企画費ですか。

5番（児玉智博君） 企画費だけではないのですが、地域おこし協力隊の報酬が出ておりますがちょっとまとめて答えていただければと思うのですが、これまで小国町が雇用してきた地域おこし協力隊が今まで何人いて、それからこれ総務省の政策でやっていますけれどもできればその協力隊員がその町に任期満了後も仕事に就職したりとかあるいはその起業したりして定着してもらうというのが目的で始まったと思います。今までその定着した方が何人いらっしゃるのかわかればお答えいただければと思います。

政策課審議員（田邊国昭君） 地域おこし協力隊で過去に小国町で雇用した人数が現在までで9名というところまでで、どれだけ定住定着したかというところまでちょっと数字をまとめておりませんでしたのでちょっと調査させていただきます。後ほど報告させていただきます。

5番（児玉智博君） 来年度令和4年度は何名雇用されるのでしょうか。

政策課審議員（田邊国昭君） 令和4年度の新規での協力隊の雇用が各課に予算が組まれておりますので、合計をまだ出しておりませんでしたのでそれもまとめて後ほど報告させていただきます。

5番（児玉智博君） はい。

7番（西田直美君） 地域おこし協力隊なのですけれども、ここに2人分で552万円という予算が上がっております。先ほど確かふるさと寄附金担当というふうにおっしゃったと思うのですが、これは実際にはどういうことをされるのですか。

政策課審議員（田邊国昭君） 政策課企画費での地域おこし協力隊の雇用2名予定しております。この2名については、ふるさと納税の業務ということで現在町でSMO南小国に委託して行っている部分が大きい返礼品の登録であったり新規の返礼品の開拓それをポータルサイトに登録していく事務全般そのノウハウを身に付けていただきたいと思います。地域おこし協力隊とし

での期間、まずはSMO南小国での研修を行っていただきたいというふうに予定しております。その後町でこの業務を担っていただく組織の立ち上げに関わっていただきたい。最終的には町でふるさと納税の業務がサポートできるような組織になればということで、その足がかりとして令和4年度での地域おこし協力隊の雇用を考えております。

7番（西田直美君） それはもうすでに応募とかあと採用はできているのですか。

政策課審議員（田邊国昭君） 2名分の募集を行っておりまして、現在までに1名は新年度に雇用できるようなかたちの準備はできております。もう1名採用を募集しております。

7番（西田直美君） 地域おこし協力隊で今まで私も何人か知っておりますけれども一つ、二つ、心配な点というか懸念するところがあって、一つは今までの御自分のキャリアとは全然違うところでのこういうところに来られるというところで、それに職種として適用できるのかどうかというのが懸念点の一つです。

もう一つが、やはり途中で3年間地域おこし協力隊というのは大体なのですが、1年、1年半、2年ぐらいでお辞めになってよそのほうに行かれるとか転職されるとかという方がいらっしゃる。そういうところでふるさと寄附金SMO南小国でどれくらいの間研修されるかわからないのですけれど、そこでノウハウを身に付けてその方が確実に小国町のふるさと納税とかふるさと寄附金についての業務をしっかりと継続的にやっていただけるかどうかというところがある意味懸念点ではあると思うのです。例えばそれを町の正職員がと言ったらやはりその辞められる確率とか非常に少ないではないですか。そういうことに対しての業務の受渡しとか人事配置とかそういうことに関しては考えられないですか。

町長（渡邊誠次君） 西田議員言われるように懸念材料全く同じです。ですけれども今の現状で町のほうでその業務を正職員がSMO南小国の業務を肩代わりするというのは非常に難しいというふうに思われますので、まずは地域おこし協力隊の方に御尽力いただきましてできるだけ小国町のほうでその業務ができるように。とてもSMO南小国優秀な方たちが非常に多いというふうに私も思っておりますので、その部分はしっかりノウハウを身に付けていただいて小国町でこの事業自体ができるようなかたちをとってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（久野達也君） いいですか先に進みます。

総務係長（松本徳幸君） 先ほど御質問がありました地域おこし協力隊の今年の予算に計上されている人数ですけれども、人事担当のほうで取りまとめているものがありましたので報告いたします。今年度協力隊としまして、13人予算化させていただいております。

5番（児玉智博君） 施政方針では、ふるさと納税の部分で一つはポータルサイトの追加を進めるということでした。そして、もう一つが中間支援業者としてSMO南小国にサポートと広告活動の充実を進めてきたということで、それが今やりとりを聞いていると今後は新たに雇用する地域

おこし協力隊2名でやっていくということでしたので、ちょっと具体的にお尋ねしたいのがポータルサイトが今六つのポータルサイトですけれども、これをどれぐらいまで来年度増やすのか。

また、その返礼品の数辺りは現状のままいくのか、それとも増やしたいのか教えてください。

政策課審議員（田邊国昭君） ふるさと納税について今後の目標という点でもありますが、まずは返礼品の充実ということに取り組んでおりますので、現在までに返礼品約230品目ありますがこちらの品目はこれからも増やしていきたい。さらに力を入れていきたいという返礼品については、米そして小国産の馬刺しなどに特に力を入れていきたい。今人気が非常に多い定期便の充実なども行っていくということなどはもうすでに取り組を始めておりますが、来年度にも力を入れていきたいところということにしております。

5番（児玉智博君） では続けて企画費で、乗合タクシーとかコミュニティバスでいわゆるその地域公共交通の部分で伺っていききたいと思います。これ乗合タクシーはここに出ている分とあと新型コロナで3人以上になる場合は追加運行ということとされるということでした。基本的に乗合タクシーについてなのですが、ちょっと私が聞くところではまず第1点目がやはり杖立地域の方々からもうやっぱりバスが杖立はバス路線があるからなかなかそれと重なって運行するという事は難しいのですが、それでもやっぱり年をとるとバス停でそういうバスのステップを上がるのもやっぱりつらいからよその人はいいなという意見を聞きます。その辺同じような状況が岳の湯地域にもあったわけですけれども、やはりもう今乗合タクシーに変わっています。杖立地域の方向性としては今後どうするのか。またそういう地域の方々との私も参加しましたけれども、岳の湯とあと北里の木魂館で地域の方が来られて意見聴取するような機会がありましたよね。どう考えているのか教えてください。

地域振興係長（長谷部大輔君） 御意見、御質問いただきましたことにつきましては本当にそのとおりで、私ども事務局としても杖立については正直もう2年ぐらい前から検討しているところです。ただ今年度は中心市街地バス等ありましたのでちょっと手が及ばなかったというところがございます。議員おっしゃるとおりバスとの共存は正直ちょっと制度的にも難しい。ただあそこは杖立阿蘇線そして杖立ゆうステーション線と比較的かぶる路線が二つあります。杖立阿蘇線につきましては、小国町のみならず南小国町そして阿蘇市との協議が必要な路線ですので今ちょっとさわるというのは考えていない。一方で杖立ゆうステーション線は、こちら平均乗車密度を見ましても現状0.2というところで非常に低い。その結果1人当たりの補助金額が6千円を超えてしまっているというのがあります。あくまで住民の皆さんとのお話合いの末ですが事務局としましてはあちらは廃止の方向で考え、乗合タクシーへの移行というのが望ましいのではないかとこのように思っています。当然来年度におきましてはまずは説明会という決まったことなのかというふうになってしまいますので、懇談会というかたちで杖立のほうに出向いてちょっと皆さんとお話をする機会を設けたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 今の確認なのですが、杖立ゆうステーション線の代替として乗合タクシーを走らせれば杖立阿蘇線これは残したままでも大丈夫だということですか。

地域振興係長（長谷部大輔君） こちらは陸運支局との協議になると思いますが、杖立阿蘇線というのはもう町外とを結ぶ基幹路線として県の公共交通計画においても実情をはっきり示していただいていますので、こちらを廃止しないと駄目ということには恐らくならないと思います。繰り返しますけれども、杖立ゆうステーション線の代替というところで考えております。

5番（児玉智博君） わかりました。是非まずはしっかりと懇談会で住民の方たちの要望をキャッチしていただければと思います。

続けてコミュニティバスの運行委託料ですが、これの小国郷ライナーとにじバスとの内訳を教えてください。

地域振興係長（長谷部大輔君） 今年度予算を上げておりますコミュニティバス委託料が約1千200万円なのですが、およそのところでは大体ライナーが500万円。そして、にじバスが700万円を予想して予算計上しております。そのうちのライナーについては4割、にじバスについては3割を南小国町に負担していただきますので、このうちのライナー、にじバス合わせて大体400万円を南小国町から負担金としていただくというふうな予算になっております。

5番（児玉智博君） それで小国郷ライナーなのですがやはり令和4年度も冬季期間はストップするのでしょうか。

地域振興係長（長谷部大輔君） こちらについては今年度の予算を立てる際、今年今走っている分に両町長、議長集っていただいてどうしようかというお話合いもしたのです。コロナ前においては非常にライナーのほうの伸びがよくて前年比で1.5倍ぐらい伸びてきていたので定着もあったのですが、やはりコロナ禍において非常に利用者数が減っている。その状況での更に増便というか増はちょっと難しいというところで見合せた経緯があります。ですので来年度につきましては、この2か月は運行しない方向で予算そして事業計画を立てております。

5番（児玉智博君） 最後に先ほど地方創生移住支援事業補助金ということで上限100万円です。今年度は県全体では30の実績があるということでしたが、その30の内訳はそれぞれの市町村になるかわかりますか。

政策課審議員（田邊国昭君） 地方創生事業として熊本県全体で取り組んでおります移住支援金についてですが、こちら来年度小国町での予算は2件分で200万円計上しております。これ熊本市としては件数の枠を50件、熊本市以外の市は3件、町村は2件の予算を組むということで県下統一されておまして合計151件の要望申請の枠としまして、そのうち30件が今年度の実績として終わりそうなのところをこの前県に確認したところでした。ほとんどは熊本市への移住ということでそれ以外の市町村非常に少ないということでありました。なかなかこの制度のハードルとい

いますかいろいろ規定が難しいところで、東京に何年間住んでいた人で地方に移住したときにこういう業種に就職することという条件があつてのこの補助金の申請対象となりますので、なかなか受給までいくのにはハードルが高いのかなというふうに思われます。

5番（児玉智博君） わかりました。

7番（西田直美君） また乗り物に戻っていくのですけれども、結局乗合タクシーとかコミュニティバスそれから地方バス運行等特別対策補助金とかいろいろありますけれども、その乗り物関係で予算としてトータルはいくらぐらいになって、町の一般財源からの持ち出しがいくらぐらいになるか教えてください。

地域振興係長（長谷部大輔君） 一部お答えします。

まず乗り物関係、大体公共交通で造ったときにおよそ6千万円。それに対して財源として収入が800万円。残りが5千200万円になるのですが、こちらが特別交付税の対象だったりというところがあるのですか。ちょっとこちらについては話を振って悪いのですけれども総務課の財政のほうでお答えいただいたほうがいいかなと思います。

委員長（久野達也君） これについては後ほど歳入のところ調べておいてお答えください。特別交付税算入というところとちょっとすぐには出ませんので。

それでは先に進みます。公平委員会費、交通安全費、諸費、地籍調査費でありましたらお願いします。

2番（江藤理一郎君） 38ページの地籍調査費12委託料で地籍調査業務委託料。西里が1.84km²という数字があつたと思いますが、昨年度に関してが1千650万円だったと思うのですが、そうですかね。1億6千500万円ですね昨年度が。に対し今年度が3千600万円に下がっていると思います。その下がっている要因というのは何になるのでしょうか。

地籍係長（安達和成君） お答えいたします。

令和4年度の当初予算には西里地区のみの計上となっておりますが、引き続き上田と北里の地区は地域調査を行う予定でございます。この予算につきましては1月の補正予算で国のほうから令和3年度補正予算ということで予算がつきましたのでそちらのほうに計上させてもらっておりますので、令和4年度で行う地籍調査の事業としては同様の地区というか面積のようになっております。

以上です。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

それでは続きまして、39ページ、電算施設費、41ページ、会計管理費ありましたら。

少し進みます。43ページをお願いします。SDGs費から46ページの固定資産評価審査委員会費までをいきます。

7番（西田直美君） 43ページのSDGs未来会議委員12人というところの21万円です。こ

れもしかしたら去年も聞いたかなとは思うのですけれども忘れてしまったので。これは何をするので、どういうことをやってるのかについて教えてください。

SDG s 推進係長（長谷部公博君） お答えします。

SDG s 未来都市として2018年度に小国町は未来都市に選定されまして、その後の住民とのSDG s の推進に係る会議体ということで設けました。今のところといいますか現状町内の方で6名、プラス外部組織といいますか有識者の先生を入れて大体7名でこれまで取り組んできております。来年度予算に上げています12名なのですけれども、これにつきましては以前も西田議員にもお話しさせていただいたことあったかと思うのですが、今年度コロナの関係とかもあってちょっと組織編成できなかつたところもありまして、来年度は学生に委員の中に入れていただくということで今取りあえず小国高校の教頭先生にはお話だけさせていただいて、具体的な調整を3月中にやっついこうかなというところにしております。

以上です。

7番（西田直美君） 例えば町民の方でその人選をどのようにするかという基準があるのかどうか。もしその声をかけるのであれば一般公募というかSDG s に関して興味関心のある方についてこういうことがありますから、応募していただけませんか、御意見いただけませんかというようなことを、おぐチャンであるとか広報であるとかで公募するとかいうような考え方はないですか。

SDG s 推進係長（長谷部公博君） 一応人選につきましては、これまでは事務局は政策課のほうになりますので政策課のほうで検討しまして、各分野例えば農業だったり観光だったりとかそういったところで人選をさせていただいて、個別に了承していただいて委員になっていただいたという経緯がございます。今後につきましては、西田議員もおっしゃるとおり公募ということも一つの手法かと思えます。それにつきましては具体的に今それもやっついこうということを考えているわけではございませんが、今後一つの手段として検討していきたいと思っております。

7番（西田直美君） なかなか知り合いとかあの人はどうだというのが小さい町ではあるのですけれども、どうしても偏りがちになるような傾向というのはあると思うので、知らないところの知らない人が結構それでも関心を持っている方とかいらっしゃると思うので、公募のことも考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

委員長（久野達也君） それでは44ページ、16社会保障税番号制度費、17新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、質問があればお願いします。

5番（児玉智博君） コロナのPOSシステム・自動釣銭機保守委託料で聞きます。税務会計課はこの施政方針は地籍調査費しか書いてなかったけれども、こういう新たな取組をするのであればここに書けばよかったのではないかなとは思うのですけれども、基本的にこれ会計の窓口に来た人にいわゆる最近コンビニでも増えていっている自分で札束を入れたりする、ダイレックスなんか今それになっていますけれどもそういうことかなと思います。それでただ今銀行口座の引き

落としやコンビニの収納もたしか小国もう始まっていますけれども、大体何割ぐらいの人が持ってくるのですか。要するにもう今の流れで多分これは減っていくのではないかなと思うのですけれども、それなのに今入れるということは今大体どれぐらいの人が窓口で収納されているのですか。

税務会計課長（北里慎治君） 人数を1日何人というのは調査したことはありませんので恐縮なのですが、金額的にいきますと常日頃から役場の窓口では数十万円の収納がございます。一番私が去年、一昨年からの経験でいきますと最高で600万円近い方の例がございました。要するに常日頃数十万円を単位としまして扱いますので、やっぱりそこで今会計の窓口は少し小さなといいますかお金の指なめは御遠慮くださいとかいうようなチラシといいますかあれは張っておりますけれども、そういうかたちで窓口に来られてお支払いいただくお客様といいますか町民の方はそれなりに結構いらっしゃいます。先ほど議員がおっしゃいましたとおり考えているのはコンビニであるように自分でお金を入れてする。ただセミセルフになっていますのは実を言いますとその対象がまず納付書を持って来られますので、納付書を持ってきて納付書を会計で預かりましてバーコードで落として行って、そして相手にモニター画面がありましてそこにいくらというのが出るような表示、それはお互いです。お互い出るようにしていこうと。

そしてもう一つ考えているのが、納付書をそもそも入れてもうそこからできるのではないだろうかということは今議論をしているところでございます。少しでもそういったかたちでやっぱり高齢者の方もいらっしゃいますので、当然最初は戸惑うことも多少ありますので窓口について御説明しながら一緒に入れていくという作業は当然出てきますけれども、今若い方は当然来られますけれどもそういった方は先ほどおっしゃったとおりお店でも普及していますのでそういった作業というのは慣れてきているのではないかと。

それともう一つは、コンビニ収納とかにつきましても収入から考えますと今全体の大体3割をコンビニの方がいらっしゃいますので、徐々にそっちも普及していくのではないかとさらにでありますけれども。やはり窓口に来られる方というのが必ずいらっしゃいますので、そういったお金のことも考えましたところやはり今ここで入れるべきではないかなということ考えているところです。

5番（児玉智博君） コンビニ収納が全体の3割ぐらいと分かるのであれば、窓口で払う人が全体の何割というのも分かるのではないのですか。

税務会計課長（北里慎治君） 統計的にまだちょっと出していないのであれなのですけれども、全体の月総合したときに大体納付書を発生したときにコンビニでどのぐらいのありましたという報告が届きますので、それを集めたときには大体全体の3割ということになると。では残り7割かということになりますけれども、そういう考えでもいいのかなと今思ったところでございますけれど。やはりまだ今ようやくコンビニが普及してきている段階ですので、まだ窓口に来られる

方というのは安定していらっしゃいますので、やはりその辺で進めていきたいと思っています。

5番（児玉智博君） いやもうそれを進めていいと思います。今言われたようなその納付書を自分で入れてからそれでやるようなのがあればそれもしていいと思うし。熊日に南小国町が収納業務を指定金融機関の肥後銀行にすることになかなかその行政サービスの民間委託は個々の良し悪しというのがあるがそれが必ずしもいいかどうかわからないけれども、ただ小国町としてはこういう自動の機械を入れていくやり方をして戸惑う人もいるから会計窓口にも職員の配置が必要だろうしということで理解いたします。

その上で後からでも結構なので、それぞれの窓口収納それから銀行の口座引き落としで銀行の窓口で払う人それからコンビニで払う人の金額とかいうとややこしくなるので、件数が大体割合的にどれぐらいなのかを今日中に教えてもらえますか。

税務会計課長（北里慎治君） この委員会のうちにお示ししたいと思います。

7番（西田直美君） 私もそこのところPOSシステムですね。今薬味野菜のところは自動で払うように自分たちで払うようにあそこもなっているのですが、これで税務会計課の窓口のほうもこれが入ってというところという機械化されるのは悪いことではないと思うのですが、当然機械化して便利になった分だけ人件費の削減につながっていかないといけないのではないかと、いうふうにも考えるのですが、これで慣れてしまえば税務会計課のほうで少ない人員でも間に合うようになるのか。そういうところの見通しもあってこういうことは入れるのかというのを伺ってよろしいですか。

税務会計課長（北里慎治君） この検討したときに将来的にそうなるのではないかという議論は実はしております。当然窓口業務が実際稼働してみないとなかなかその具体的にというのは見えない面がありますのでそこがあると思いますが、もしかしたらでは今3人会計がいますけれどもそれを2人にして税務課のほうの業務を携わるとかそういったことは出てくる可能性は広がるというふうに思っております。

委員長（久野達也君） それでは45ページ、46ページ、税務関係です。税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価審査委員会費で質問があれば。よろしいですか。

7番（西田直美君） 46ページの12委託料のところ固定資産税評価替えに伴う鑑定評価委託料というのが222万4千円計上されております。これは実際には、どなたがどうにかたちでやるのか、内容を教えてください。

税務会計課長（北里慎治君） それにつきまして43地点鑑定評価を委託しまして、小国町内における町内全部で43地点を標準価格と鑑定評価価格これを出していただくようにしてあります。専門業者ということですのでそこで委託をするようにしてあります。

以上でございます。

委員長（久野達也君） よろしいですか。それでは少しページを飛びます。48ページ、下のほう

の選挙管理委員会費から県議会、参議院、統計調査総務費、監査委員費、51ページまでいきたいと思います。質問があれば。

5番（児玉智博君） これ県議会議員選挙と参議院議員選挙ですね。一番近いのでは参議院議員の選挙がありますけれども、今何箇所、町内に投票所があるのですか。

総務係長（松本徳幸君） 現在投票所としましては、13か所の投票所を設けさせていただいております。

5番（児玉智博君） その中でバリアフリー化、車椅子の方も何なく行けるようなそういうスロープが設置されているところはうち何箇所あるのでしょうか。私の投票区は蓬莱小学校のプレールームなのですけれども、車を止めてもういきなりこれぐらいの段差を上らないと旧低学年棟なのでいけないようなところなのです。これは当然職員とかが抱え上げないといけないだろうけれども、それはそれで安全ではないなというような気がしております。ですので、バリアフリー化が何箇所されているのか教えてください。

委員長（久野達也君） では確認していただいて。いいですか。

総務係長（松本徳幸君） 13か所のうち私の記憶では、5か所はそのまま車椅子で入れるようになっていると思われまます。

5番（児玉智博君） やはりこれ熊日に出ていました。読まれましたかね。バリアフリー化されているところが非常に少ないよというところで。そもそもこれがだから町内5か所に投票所を減らそうなんていうふうに動いてもちょっといけないし、やはり場所を考えるとかあるいはそういうその当日だけでもそういうリースなんかがありますので、エレベーターとか車椅子を押したら上がるようなエレベーターとかもやはりそれは予算はまたかかりますけれども、やっぱりそういうことも考えるべきなのではないかと思いますがどうでしょうか。

総務係長（松本徳幸君） 以前はバリアフリーにするためにスロープ等を設置していた箇所もございますけれども、雨等で逆に滑って危ないという意見もございましたので、そこはそこの事務職員の方に抱えてもらってしたほうが安全ではないかということで、そういう運用で今のところやっています。

委員長（久野達也君） ほかにあれば。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） 先に進みます。ページが大分飛びます、81ページ。地域エネルギー費です。質疑があれば、よろしいですか。

続きまして、87、88ページで消防費となります。非常備消防費、消防施設費。

9番（熊谷博行君） 88ページ、工事請負費。所尾野地区の防火水槽だったと思いますが、800万円は高いなと感じたのですが。防火水槽は人生で数回しかしたことございませんが、何十トン級のタンクでどのような工法なのか。審議員は技師あがりですので分かると思いますのでお願

いします。

総務課審議員（佐藤則和君） お答えいたします。

所尾野地区の防火水槽については、今現在もう40年以上前に設置された無蓋のわかりやすく言えばプール式のものがあるのですけれども、かなり老朽化しまして熊本地震のときにかなりクラック等も入っておりまして水は溜まっているのですがちょっと私も現場何べんも見たのですけれども、補修が不可能だということで老朽化も著しいということで有蓋の40トン規模の現場打ち。隣接する道路の幅員が2メートル50前後しかないので大型車両が近づけないということで、現場打ち施工ということで800万円ということで要求させていただいておりますけれども、設計してみれば700万円ぐらいで終わったらいいなという期待はっております。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） もう大体場所分かるのですが。どこに設置、今度新しく町道の横なのか、あんなに下ではないと思いますので、場所を教えてください。

総務課審議員（佐藤則和君） 場所は現在の場所を。

9番（熊谷博行君） 道下。道下に造るの。

総務課審議員（佐藤則和君） 道下というか、宮崎さんの家分かりますか。

9番（熊谷博行君） ああ、集落の上。

総務課審議員（佐藤則和君） そうです。

9番（熊谷博行君） わかりました。これは地元の方に要望書とともにその土地をまた永続的に使っていていいかという同意書までいただいております。

委員長（久野達也君） ほかに消防関係。

5番（児玉智博君） 結局最近造るのは上に蓋が付いていてマンホールみたいなその蓋を上げるタイプのものが最近ずっと新設されています。それで今後の計画として、やはり蓋がないもう雨水は入る、葉っぱやらごみは入る、アオコが長く掃除しないと浮いてくるようなところが何箇所か見受けられますけれども、そういうところを切替えていくような中長期的計画はあるのでしょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） おっしゃられますとおり防火水槽の設置につきましては、多分ですけれども昭和40年代ぐらいに始まってきたということで、その当時が道路の下であれば蓋をかけていたのですけれども、それ以外はほとんど先ほど申しました無蓋という蓋がないものできております。かなり老朽化も進んでおります。ここ25年ぐらい私記憶しているのにはもうそれぐらいからあとはそういう有蓋といいますか蓋がかぶったものしか設置しておりませんので、これからはもうそんなに家も増えませんがそういった古いやつを維持管理していくために無蓋のものを有蓋化に更新してやっていこうということで内部で検討しております。

5番（児玉智博君） 無蓋なものを有蓋にですね。その無蓋のものが結構集落の中に残されているのです。だからやっぱり計画的に1か所ずつでもやっていただければと思います。

それと次に、これも施政方針で防災の機能強化ということで避難場所を明示するという事で標識や避難誘導標識等の整備を行いますと言われていたのですが、それは予算としてはどこに出てきているのでしょうか。

総務係長（松本徳幸君） 予算としましては89ページの14工事請負費に指定避難所看板設置工事というふうに計上させていただいております。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

2番（江藤理一郎君） 昨年度ですけれどもコロナ対策臨時交付金の中から避難所のほうに防犯カメラの設置とそれからWi-Fiの整備をされたと思います。その経費はどこに計上されていますか。

総務係長（松本徳幸君） 昨年度整備しましたWi-Fi等の費用につきましては、同じく89ページの11役務費の通信運搬費の中に予算化させていただいております。

2番（江藤理一郎君） ではWi-Fiの電気代とかそれから通信の費用とカメラは何か費用がかかるのですか。

総務係長（松本徳幸君） カメラについては昨年度設置しましてその後保守等は行っておりませんので、その後の費用については発生しておりません。

2番（江藤理一郎君） わかりました。

委員長（久野達也君） それでは、ここで暫時休憩いたします。次の会議を1時から再開いたします。

（午後0時00分）

委員長（久野達也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

政策課審議員（田邊国昭君） 午前中に質問いただきました地域おこし協力隊についてお答えします。隊員の卒業後の定着率ということで、現在までに9名の地域おこし協力隊を採用しております。そのうちの3名は継続中で来年度も協力隊を続けられますので任期が終わって卒業されたといえますか。隊員6名いらっしゃってそのうち残念ながらお二人は小国から転出されておりますが、それ以外の方は小国町内にいらっしゃいます。

令和4年度の地域おこし協力隊予算が13名組まれておりますが、そのうちの3名は継続の方、新規の方は10名となっております。

委員長（久野達也君） ありがとうございます。

それでは110ページ。

管財係長（松本鷹哉君） 午前中に質問のありました庁舎と町民センターの電気料のことなのですが、庁舎と町民センターの請求自体は一緒になってくるので詳細に分けることはできませんでしたが、平成30年度で庁舎のみが建っていたときの電気料が682万9千764円。その

翌年、町民センターが建った後の令和元年が783万5千597円となっておりまして、その差額は100万5千831円ということになっております。

そして、開発センターの頃と比べてどうなのかというところなのですけれども、開発センターが建っていたのが平成27年ということでこのときの電気料が722万1千353円となっておりまして、これが先ほどの令和元年の金額と比べますと差額が61万4千244円当時のほうが安くはなっていたのですけれども、当時は暖房が重油を使っております重油が64万8千600円かかっておりましたのでおよそ同じぐらいの金額とはなっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） その電気代関連なのですけれども、もちろんその電気代を削減するということを努力をしていただきたいのですが、最近ではキュービクルを持っている大きい施設なんかには今もちろん町の発電会社というかネイチャーエナジーの契約ではないのかなと思うのですけれども、九州電力大手電力会社も大分割引をしてこられている御提案があっているのではないかなとは思いますが。その辺りに関して町の電力会社を使うほうを優先するのか、それともやっぱり経費が削減できるということでそちらのほうを考えていくのか、方針としてはどういう考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） ネイチャーエナジー小国がありますのでできればネイチャーエナジー小国の方法を取りたいというふうに思っているのですが、明らかに数字が違う場合は九州電力ほかいろいろ事業所を選択することもありうるというふうに思います。ただ方向的にはネイチャーエナジー小国が地域電力をどのぐらい使うのか、また再生可能エネルギーをどのぐらい使うのかというところもしっかりと視野に入れていかなければいけないと思いますし、逆に言えばネイチャーエナジー小国がちょっと名前の仕組みはちょっと忘れちゃったけれども、例えば庁舎の屋根に太陽光パネルを張ってその太陽光パネルの費用は全額ネイチャーエナジー小国がもって、売電収入によって町が電気料金を払う。その収益によってその費用をまかなっていくような仕組みづくり等々もあるみたいですので、残念ながら庁舎は構造上太陽光パネルを上には張れませんけれどもそういうこともありえますのでいろいろなかたちを考えていきながらもちろん節電も必要ですけれども、これから脱炭素化に向けてしっかり取り組むような動きも町としても考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

財政係長（波多野大祐君） 午前中に西田議員より御質問いただきました公共交通に係る財政措置についてお答えしたいと思います。

先ほど政策課より説明ございましたが公共交通関係で6千万円ほどございまして、そのうちの乗合タクシー運行委託料と地方バス運行等特別対策補助金こちらの合計が約4千800万円ほど予算で上がっておりますが、これらの4千800万円の8割程度は特別交付税で措置されるとい

うことになっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 88ページの負担金補助及び交付金で分団運営費ということで66万円ございますけれども、これはどういうふうに配分をされているのですか。

総務係長（松本徳幸君） 分団運営費につきましては、分団の会計のほうに入金させていただいております。昨年までは1人当たり1千円。今度の予算から1人当たり2千円ということで計上させていただいております。

5番（児玉智博君） 1人当たり2千円ということは、各分団に具体的にいくらずつ入るのか教えてもらっていいですか。

総務係長（松本徳幸君） お答えいたします。

今年の3月1日時点の人数になりますけれども、これお支払いするときの団員数になるのですが、その団員数まだわかりませんので今現在の団員数で暫定的に報告したいと思います。

第1分団が80名です。第2分団が49名。第3分団が52名。第4分団が31名。第5分団が53名。第6分団が47名となっております。これらの人数に2千円乗じたものが分団運営費ということになります。

5番（児玉智博君） 来年度から団員報酬や手当等は直接個人への支払いというふうになるのですよね。その分団運営費自体が言わば今までの倍というふうになりますけれども、これも幹部たちが話し合っていて決めていることですのでそれでいいのではあるとは思いますが、ただ各詰所維持であつたりとか特にやっぱり冬場なんか詰めるときには灯油なんかも必要になると思うので、消防車両のガソリンは全部実費で町が負担しているでしょうけれども、そういうガソリンであつたり水道代、電気代それからガス代とかそういう必要経費そういうのは1人当たり2千円のあれで十分賄えるのでしょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） 分団にもいろいろ形態がありまして、第1分団であれば軌道の施設を持っていて公設でやつたりあと様々あつて詰所の数も統一されているわけでございませぬので、その辺の詳細の経費についてこちらも聞いたこともない調査したことないので把握はしておりませぬけれども、町のほうとしてはこの機にこういった手当も倍増させていただいたということでできるだけ消防団員寄りといいますか寄りになった手当をさせていただいたということで、今後その辺の話題になつたり足りないとかこれまで分団が一括して何十万円とか何百万円とか扱っていた中からこうしていたものが今度見えてくると思うのです。個人に全部支払いますので。その辺りが個人からまた分団としてもまだ自分たちで集めたいという気もあるかもしれませんし、足りないのどうしてくれという話がこれからあるのかなと思っておりますので、その折々に対応していきたいと思っております。

委員長（久野達也君） 先に進みます。110ページ、公債費です。元金、次に利子です。

続きまして予備費、ございませんか。

それでは、歳出は全てページを追っていきまされたけれども、歳出費目中で質疑漏れ等あったらお受けしたいと思います。

副委員長（松本明雄君） 81ページをお願いします。EVの急速充電器の保守委託料があつてい
ますけれども、大体年間このくらいかかるものなのか、説明をお願いします。

地域振興係長（長谷部大輔君） EVの保守委託料ですが、こちらの金額4か所分に対しての計算
になります。ですので1か所当たりは35万円の消費税、大体38万円ぐらいの保守委託料がか
かっております。これの内容としては、故障時の修理はもちろん、あと年に1回の定期点検それ
と24時間体制のサポートというコールセンター窓口これまで含まれての金額になっておりま
す。

副委員長（松本明雄君） 今テレビでだんだんEVの時代に車になるだろうということでどんどん
普及されていきます。うちも今4か所ありますけれどこれはまだ増やすのか。それと時々ゆうス
テーションの充電器を見ても並んでいるときがあります。ですから、あそこを増やせとは
言っていないのですけれども4か所あれば4か所をあそこに明記して、こういう場所もありますよ
と書けば休みのときは庁舎の前は空いていますのでそういう方法もどうかと思います。

それと民間の方もEV充電器を入れようかなという話もありますので、普及に対する方法も考
えていていただきたいと思います。

以上です。

地域振興係長（長谷部大輔君） 今議員のほうから御指摘あつた点ですが、一つ目、掲示物につい
てはおっしゃるとおりなので早急に、まずは手作りですがそういった明記をしたいと思いま
す。

もう一つ、さらに普及させていく上での数を増やす、また民間での導入を促すという点におい
ては、町内で入れてからもうすでに8年目になろうとしておりますので、現状でどのような補助が
あるのかといったところを情報収集できておりませんので、そういった面情報を集めて検討してい
きたいと思います。

以上です。

副委員長（松本明雄君） もう一つ追加です。EVはこの前ヨーロッパのほうで輸送していたら火
災を起こしてしまつた。ですから小国町も何台か所有していると思いますけれども、その辺の点
検のほうは日頃からやっていただきたいと思います。よろしくおします。

委員長（久野達也君） ほかに質疑漏れございませんか。

5番（児玉智博君） 35ページの地域おこし協力隊2人と81ページにも地域おこし協力隊2人
というふうに2人分の報酬が出ていますけれども、35ページと81ページでは額が違ふのです。
これはどうして金額が同じ地域おこし協力隊で違ふが出るのか教えてください。

政策課審議員（田邊国昭君） 85ページにあります企画費の中での地域おこし協力隊の報酬につ

いての額なのですが、算出の根拠としましては総務省の規定にありますこれ毎年見直しが行われているのですが令和4年度の分としてこの金額をそのまま2人分にしたところですので、この81ページのほうの北里柴三郎の顕彰費のほうの地域おこし協力隊、こちらのほうの報酬に何か別のことが含まれているのかどうかちょっとわからないのですが。

委員長（久野達也君） ちょっと課をまたぎますので、所管の委員会も違います。ただ予算編成上は一律に取りまとめて編成するかと思いますが、8万円の差ではございますけれども差があるということで質疑があったということは今後の調整にも生かしていただきたいと思います。

総務課審議員（佐藤則和君） 地域おこし協力隊の額につきましては、今、田邊審議員が言われたとおり23万円が月額標準になっておりますけれども、あと知識、経験によって増額できるという項目がありますのでそれをちょっと憶測になりますけれども、それで単価が違うのではないかと思われます。

5番（児玉智博君） いくらまで、その増額というと。

総務課審議員（佐藤則和君） 23万円から27万円ぐらいまで差があったと。ちょっと私も。議員が言われたのであれですけれども。それぐらいの範囲で増額ができるということで決まっています。

政策課審議員（田邊国昭君） 私のほうからも計算を精査してみて、年間の報酬額として280万円を増減としているということであれば、1か月あたりは23万3千333円となりますので23万円としております。81ページのほうの280万円を満額見たときのことかなというふうに思いますので23万円をちょっと上回る額にはなるかと思うのですけれども、国の範囲いっぱいいっぱい予算の要求を行った額かなというふうに思われます。

委員長（久野達也君） ほかにございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） それでは歳出のほうは質疑を終了いたしまして、歳入のほうに入らせていただきます。

歳入につきましては、ページを追っていきますと複数課がまたいでいきますので、私のほうから示しながら進めさせていただきたいと思います。

まず12ページをお開きください。町税です。ここから12ページ、13ページの森林環境譲与税ここは産業課となりますので、これを除いたところで12ページ、13ページで質疑があればお受けします。

5番（児玉智博君） 12ページの固定資産税について聞きます。固定資産税の償却資産に対する課税はどうなっていますか。

税務会計課長（北里慎治君） 償却資産につきましては、毎年1月31日までに申告をそれぞれしていただくようになっておりまして、それに基づきまして課税ということになっております。

5番（児玉智博君） その償却資産の申告対象というのがなかなか難しいと思うのです。例えばパソコンとかコピー機、ルームエアコンとかも私見しているのが東京都の資料なのですけれども、そういうのも申告の対象となる。ほかにも例えばブルドーザーとかパワーショベルとかナンバーが付いてないやつとかあとはパチンコ機とかパチンコ機の取付台。あるいは飲食業ではテーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器。あと小売業だと陳列棚とか陳列ケース。理容美容業だと理容美容椅子とかです。クリーニング業だと洗濯機、脱水機、プレス機とか。あとガソリンスタンドだと洗車機、ガソリン計量器とか。もちろんこれ償却資産ですので償却していけばいずれかの段階では申告しなくてよくなると思うのですけれども。そういうところですね。悪意ではなくていや知らずに申告し忘れた人は、それは税務課の立場からするとそれはどうなのですか。もう仕方ないから取らなくて課税しなくてもいいのか、いやそれはやっぱり申告をしていただかないといけないと思うか。

税務会計課長（北里慎治君） もちろん故意でないというふうに思っておりますが申告漏れがあった場合、申請漏れがあった場合は修正していただくということになるかと思えます。

5番（児玉智博君） そういう本当は望ましいのは一つ、一つ確認をしていくことだと思うのですけれども、それはなかなか現実として難しいのではないかなと私は拝察するわけです。やっぱりそれは周知していくことが大事なのではないかなと思うのです。というのがこれ何年か前の話なのですが農家の人がトラクターはナンバーが付いているからいいですよ。トラクターで牽引する機械、カルチパッカだったかライムソワワーだったかマニアスプレッターだったかも定かではないのですけれども、とにかくその牽引する機械に固定資産税が必要だよと言われたと。何で払わないといけないのかと怒って私に相談されたことがあったのです。ただそれはもう法律でそうなっているのですよという説明を私からもして納得されたのかどうかわからないけれどもお伝えしました。要するに知らなかったわけです。知らなかったけれども何らかのきっかけで担当者が知って、これは申告してもらってこれは払っていただかないといけませんねということで通知されたんだと思うのです。やっぱりそういうふうに知らずに忘れてる人が一人、二人ではないのではないかなと思うわけですが、本当陳列棚が償却資産として申告しないといけないというのは知らない人結構いると思うのです。具体的な事例を示してそういう事業主の方にはお願いしていく必要があるかと思えますが、その必要性はどう思われますか。

税務会計課長（北里慎治君） そこはおっしゃるとおりだと思います。周知につきましては当然案内文から出していくようにはしておりますが、さらにそこ辺で広報に載せたりとかいろんな啓発の必要があると思えますのでその辺は十分注意してきたいと思っています。

委員長（久野達也君） それでは先へ進みます。14ページ。それから15ページの地方交付税、ここまでが本日の所管です。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

15 ページの一番下、公有地使用料、ここは総務課です。

次に16 ページ、土木使用料のうち一番下の法定外公共物使用料、ここは総務課です。

次の17 ページ、総務手数料です。台帳等閲覧手数料。町税等督促手数料それから一つ飛んで証明・謄写手数料、ここは税務会計課所管となります。

17 ページ一番下、地熱計画審査手数料ここは政策課です。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

18 ページをお願いします。18 ページ、国庫補助金のうち総務費国庫補助金、新型コロナウイルスそれから地方創生推進交付金、ここは総務課と政策課となります。

次に19 ページ、消防費国庫補助金のうち防災安全交付金、総務課です。

次に下のほうの国庫委託金、自衛官募集事務委託金、ここも総務課となります。

先へ進ませていただきます。20 ページ、総務費県補助金です。ここは人口動態調査事務補助金以外は本日の所管となっております。土地利用から地方創生までです。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

22 ページをお願いします。電源立地対策交付金、ここは総務課所管です。

続いて県委託金のうち個人県民税徴収事務取扱委託金から県議会議員選挙委託金までが本日の所管となっております。

次23 ページ、財産運用収入です。財政調整基金から本日の所管です。奨学金事業基金の利子だけが教育委員会となっております。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

23 ページの財産売払収入。土地売払収入、町直営林立木売払収入、ここは総務課です。

進みます。寄附金。一般寄附金、ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金、それから地熱の恵み基金寄附金、ここは本日所管です。

基金繰入金。ネットワーク事業基金繰入金、それから財政調整基金繰入金が本日の所管となっております。

25 ページ、前年度繰越金、町税延滞金、加算金、歳計現金預金利子、ございませんか。

次のページをお願いします。雑入。ここは入り組んでおりますので申し上げます。上から2段目のコピー使用料、五つ飛びまして熊本県市町村振興協会市町村交付金、二つ飛びまして災害対応型自動販売機電気料収入、自動販売機電気料収入、市町村振興事業補助金、三つ飛びまして派遣職員給与負担金、それから二つ飛びまして森林総合整備事業補助金、一つ飛びまして充電器利用権利金、二つ飛んで原稿執筆等謝金、自治体委託等業務災害給付金、二つ飛びましてコミュニティバス運行経費負担金、一つ飛びまして地縁団体証明手数料が本日です。よろしいですか。

27 ページをお願いいたします。27 ページは上の三つ、学校給食収入、職員、実習生、これを除いた以外の部分が本日の所管となっております。よろしいですか。

歳入は以上でございます。全体的に質疑があればお受けします。

7番（西田直美君） 24ページの中ほどにあります商工費寄附金に地熱の恵み基金寄附金で400万円というのがありますけれど、これはわいた会からの寄附金ですか。今トータルいくらになっているか。

政策課審議員（田邊国昭君） 地熱の恵み基金については、令和4年度もわいた会からの400万円を予定しております。これが令和2年度と3年度に300万円と400万円の寄附をいただいておりますので、今すでに700万円になっております。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

それでは、全体的に質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） それでは、一般会計歳入を終了いたします。

最後に、歳出も含めて全体で質疑漏れがあればお願いします。

税務会計課長（北里慎治君） 午前中の会計の窓口について件数はどのくらいあるのかという御質問があった件につきまして、先ほど昼休み中に1月分でございますが総計を上げさせていただいております。全部で1千500件ほどございます。人数ではなくて令書の枚数というかそれで判断していただきたいと思いますが、1千500件で大体22日で割りますと1日当たり68件というような数字が出ておりますのでお答えさせていただきます。

5番（児玉智博君） その1千500件というのは窓口に限っての話ですか。

税務会計課長（北里慎治君） そうです。

5番（児玉智博君） では、納付書全体は何件くらいあるのですか。

税務会計課長（北里慎治君） 全体の枚数となりますとなかなか集計はできておりませんが、約で話しますと全体で11万2千枚くらいあります。

委員長（久野達也君） それでは、歳入歳出含めて質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第18号の令和4年度小国町一般会計予算の本日所管課の予算については、賛成の立場で討論いたしたいと思っております。その中で乗合タクシーの杖立地域の特に老年寄りの皆さんが杖立にも通してほしいというのはかなり切実に願われていることだと思いますので、是非1日も早く杖立地域にお住まいの方たちも御利用いただけるように頑張ってくださいを期待して討論いたします。

委員長（久野達也君） ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(久野達也君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(久野達也君) 全員挙手であります。

よって、議案第18号は可決すべきと決定されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

総務常任委員会に付託されました議案は全部終了いたしました。

よって、本日の令和4年第1回総務常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久野達也君) 異議なしと認めます。

以上で、令和4年第1回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後1時36分)

令和4年

第1回文教厚生常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 4 年 第 1 回 文 教 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和4年3月10日 午前10時00分開会 午後3時37分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	江藤理一郎 児玉 智博 時松 昭弘 穴見まち子 大塚 英博 西田 直美 松崎 俊一
事 務 局 職 員	藤木 一也 中島こず恵
説 明 員	別紙座席表のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算について 議案第19号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算について 議案第20号 令和4年度小国町介護保険特別会計予算について 議案第21号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について
会 議 の 経 過 概 要	令和4年度の小国町一般会計、小国町国民健康保険特別会計、小国町介護保険特別会計、小国町後期高齢者医療特別会計の各予算について、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

文教厚生常任委員長

令和4年第1回文教厚生常任委員会

令和4年3月10日(木) 午前10時00分
おぐに町民センター3階 議場

中島
議会議務局書記
(中島 二ず恵)

前田 支援係長 (前田 孝也)	矢羽田 住民係長 (矢羽田 恵美)	原 子ども未来係長 (原 麻梨子)	高村 健康支援係長 (高村 純子)	宇都宮 保育総務係長 (宇都宮 健治)	空 席
吉岡 隣保館長 (吉岡 晃宏)	中島 中島 町民課審議員 (中島 高宏)	北里 福祉係長 (北里 仁尋)	永江 地域包括支援係長 (永江 直美)	清高 保育園長 (清高 徳子)	後藤 学校教育係長 (後藤 栄二)
穴井 町民課審議員 (穴井 徹)	生田 町民課長 (生田 敬二)	渡邊町長 (渡邊 誠次)	麻生教育長 (麻生 廣文)	木下 教育委員会事務局長 (木下 勇児)	久野 教育委員会事務局長次長 (久野 由美)

委員
時松 昭弘

委員
西田 直美

委員
穴見 まち子

議長
江藤 理一郎

副委員長
児玉 智博

委員
大塚 英博

藤木議会議務局長
(藤木 一也)

議事の経過 (r. 4. 3. 10)

委員長 (江藤理一郎君) 皆様おはようございます。

本日は3月10日文教厚生常任委員会をこれから開催させていただきます。

まず私から挨拶させていただきます。今から77年前の1945年3月10日はアメリカ軍による大規模な爆撃東京大空襲が起こりまして、8万人以上の尊い命が失われた日でもあります。平成2年に東京都は3月10日を東京都平和の日と決めました。くしくも現在ではロシア軍によるウクライナ侵攻が行われ、ここでも幼い子供たちや一般市民も犠牲となっております。一刻も早く戦争が終結され世界に平和が戻ることを祈るばかりです。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶いただきたいと思えます。

町長 (渡邊誠次君) 改めまして、皆さんおはようございます。

今委員長からの挨拶もございました。私からも心から世界の平和を望んでいるところでございます。またコロナウイルス関連につきましても昨日も私のほうから放送もかけさせていただきましたけれども、非常にいろいろなところといいますか原因がなかなか特定できないような事案が発生をしておりますので、昨日も実はあのあと夜改めて情報が入ったところでございますけれども対策を立てられるところ立てられないところ町としてもありますけれども、しっかりまずは情報収集をさせていただきいただきまして対策に当たってまいりたいというふうに思えます。本日はそのコロナウイルス関連の所管でもあります町民課そして学校関係含めまして非常に関わりが深い教育委員会の所管でございます。皆様方からもいろんな御意見もいただきたいというふうに思っております。どうかよろしく願います。お世話になります。

委員長 (江藤理一郎君) なお本日も議長に出席いただいております。よろしく願います。

ただいま出席委員は6人です。定足数に達しておりますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

(午前10時00分)

委員長 (江藤理一郎君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、3月8日の本会議で本委員会に付託されました議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算について、議案第19号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第20号 令和4年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第21号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてとなっております。

本日は、教育長を始め所管の町民課、教育委員会事務局の局長、課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

初めに本常任委員会に付託されました議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算を議題と

いたします。議案第18号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括説明があればお願いします。併せて資料等があれば配付をお願いいたします。

なお、本委員会は特別会計までございますため本日スピーディーな進行で進めさせていただきたいと思っております。説明は着座にてお願いいたします。

町民課長（生田敬二君） おはようございます。初めに町民課のほうから説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

町民課所管の歳出全体につきましては、五つの款24の目にわたって予算計上させていただいております。所管の歳出予算総額としましては18億5千665万8千円。一般会計歳出総額に占める割合としては約31.1%となっております。なお予算の概要につきまして、各所管に従いまして担当審議員、園長から説明をさせていただきます。なお予算書のページが前後するところもございますけれども御了解をお願いしたいと思います。

町民課審議員（穴井 徹君） おはようございます。

町民課の住民部門所管の説明をさせていただきます。歳出のほうから目ごとに説明をさせていただきます。

予算書の41ページをお願いいたします。中段、款2総務費、目12住民相談費。予算額83万4千円です。主なものは消費生活相談、無料法律相談、行政相談等の各事業に関するものです。

続いて42ページ下段をお願いします。目14住民支援費。予算総額340万3千円です。主なものは、金婚、ダイヤモンド婚、米寿、100歳などの表彰事業。保護司活動の支援、結婚新生活支援となっております。

続いて47ページ中段、目1戸籍住民登録費。予算額3千913万2千円です。主なものは戸籍、住民票、印鑑証明、マイナンバーカードの発行に関するものです。

続いて56ページ下段をお願いします。款3民生費、目8人権政策費。予算額406万8千円です。主なものは男女共同参画推進費、人権啓発に関する費用、人権カレンダー制作、部落解放同盟小国支部補助金となっております。

続いて57ページ下段をお願いします。目9隣保館運営費。予算額735万3千円です。主なものは隣保館運営管理に係る経費、交流事業、人権啓発セミナー、フェスティバル等の事業費となっております。

続いて62ページ中段をお願いします。目3児童館運営費。予算額27万5千円です。主なものは隣保館と併設する児童館の児童への健全な遊び場の提供と子供料理、工作教室、子育て広場開催となっております。

続いて65ページ中段、款4衛生費、目2予防費です。節10需用費、節11役務費のうち7万1千円が狂犬病予防関連費用となっております。

続いて66ページ中段、目3環境衛生費。2千141万1千円です。主なものは浄化槽設置に

関する補助金、阿蘇広域行政事務組合で行う火葬施設費用の負担金となっております。

同じく66ページ下段、目1清掃総務費。予算額1億8千734万7千円です。火葬施設と同じく阿蘇広域行政事務組合で行う一般廃棄物処理に係る費用負担金となっております。

続いて101ページ下段、款9教育費です。目3集会所運営費。予算額65万2千円です。教育集会所として人権教育活動が行われている施設の維持管理経費です。

歳出に関しましては、四つの款、10の目にわたって予算計上しております。所管の歳出予算総額は2億6千454万6千円です。歳出予算についての概要説明は以上でございます。

引き続き、歳入を目ごとに説明させていただきます。

ページ戻りまして16ページ上段をお願いいたします。款13使用料及び手数料、目1総務使用料、被災者支援住宅使用料。目2民生使用料、地方改善施設住宅使用料、隣保館使用料。

17ページ中段です。目1総務手数料、自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料。

同じく17ページです。目2衛生手数料です。

18ページ下段をお願いいたします。款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金。

19ページ上段をお願いいたします。目3衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金。

同じく19ページ下段、目1総務費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金。

続いて20ページ中段をお願いいたします。款15県支出金、目1総務費県補助金、人口動態調査事務補助金。目2民生費県補助金、地方改善事業費補助金、21ページ、結婚新生活支援事業補助金。

同じく21ページ中段、目3衛生費県補助金、浄化槽設置整備事業補助金。

22ページ下段をお願いいたします。目2民生費委託金、人権啓発活動地方委託事業委託金。

26ページをお願いいたします。款20諸収入、目1雑入、地域交流促進事業収入となっております。

歳入の項目は以上となります。総務課資料の施政方針また町民課資料5-1予算資料も参考にさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ですが町民課住民部門所管の一般会計歳入歳出予算の概要についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

町民課審議員（中島高宏君） おはようございます。

続きまして、町民課福祉部門所管の説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

まず歳出のほうから目ごとに説明をさせていただきたいと思っております。

予算書の51ページをお願いいたします。民生費の社会福祉総務費でございます。予算額とし

て7千652万5千円。社会福祉、地域福祉全般に関する費用の支出でございます。主なものとしまして民生・児童委員の報酬152万円。町民課職員の人件費として正規職員、会計年度職員9名分の予算を計上しております。

52ページをお願いいたします。右下のほうでございますけれど節の負担金補助及び交付金の中で団体補助金の民生委員協議会補助金100万円、社会福祉協議会補助金の福祉推進員分として60万円、社会福祉協議会補助金の地域福祉分として1千950万円を計上させていただいております。社会福祉総務費全体で令和3年度予算と比較しますと981万6千円の減額となっております。こちらの目から支出する人件費の減額が主な要因となっております。

続きまして53ページの障害者福祉費です。予算額として3億2千918万5千円でございます。障害者総合支援法に基づきまして様々な障害者福祉サービスを行っているところでございます。予算の大きなものとしましては、次のページ54ページになりますが扶助費の中の障害福祉サービス費2億7千600万円。この金額は障害者福祉費の約84%を占めております。令和3年度は2億5千万円を計上しておりました。前年と比較しますと2千600万円の増となっております。障害福祉のサービスが拡充されてきたこと、また利用者が増えてきたことなどがその要因となっていると考えております。

次に54ページの中段でございます。国民年金事務費です。予算額は139万8千円。国民年金に関しましては市町村が行う受託事務に係る経費として支出してございます。費用の一部につきましては国庫委託金で賄われております。

続いて老人福祉費です。予算額1億3千661万4千円。高齢者福祉に関する業務の歳出予算でございます。主なものとしまして、職員の人件費2名分。55ページ中段にあります節の負担金補助及び交付金で、新規事業といたしまして社会福祉協議会補助金養護老人ホーム分として4千万円を計上させていただいております。平成27年4月に譲渡しました旧養護老人ホーム木野里荘譲渡後の悠和の里につきまして、譲渡先の社会福祉協議会が建物の解体工事を行うことに対しての補助を行うものでございます。財源は全額、過疎対策事業債を充当する予定となっております。また解体後の敷地については、社会福祉協議会のほうで障害者のグループホームを建設する予定となっております。

次にその下の節の扶助費で養護老人ホームの老人保護措置費7千560万円を計上させていただいております。前年度と同額の計上となっております。

続きまして医療費の一部負担金でございます。予算額で3千335万6千円。重度障害者、ひとり親家庭、新生児から高校生までの子どもの医療費について本人負担の医療費の全額又は一部を助成するという制度のものになります。節の扶助費としまして3千290万円を計上しております。前年度と比べて310万円の減額です。医療費助成額の実績に伴う増減によるものです。

次に56ページをお願いします。高齢者等活動支援促進施設費165万4千円です。サポート

センター悠愛の中にあります悠工房施設の維持管理に関する費用でございます。町の施設ということで維持管理費を支出しておりますが、その全額について使用しております社会福祉協議会のほうから諸収入のほうで収入をしているものになります。

次に後期高齢者医療事業費1億3千785万6千円でございます。この目では高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に関わる実施経費を節の報償費から使用料及び賃借料で計上しております。合計しますと36万9千円を計上しております。また後期高齢者医療に関して保険者であります広域連合へ事務費分と療養給付費分を支出しております。節の負担金補助及び交付金の中で広域連合共通経費負担金632万1千円と療養給付費負担金1億3千116万6千円でございます。

次に少し飛びます59ページになります。上段でございます。目の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費759万2千円です。内容としましては、まず消耗品費のほうで介護保険の居宅サービス事業所に対しまして、従業員が検査するための抗原検査キット配布事業として160万円を計上しております。また節の負担金補助及び交付金では敬老会等事業費助成金199万2千円を計上しております。75歳以上の高齢者に対して行っております敬老会等の催事に関しまして新型コロナの感染症対策をした上での取組が必要となっているということで、令和2年度から記念品の配布等を含めて助成をしているところでございます。その下の生活困窮者自立支援事業補助金400万円でございます。こちらにつきましては、社会福祉協議会が行っております生活困窮者自立事業や生活福祉資金貸付事業などが感染症の影響によりまして相談件数が多くなってございます。事業に必要な経費が非常にかかっている状況にありますので、このため今年度令和4年度も支援体制を維持、強化するために新型コロナ地方創生臨時交付金を活用させていただきまして事業運営に必要な人件費、事務費等に対して補助を行うものでございます。

続きまして次の児童福祉総務費でございます。予算額1億5千356万1千円です。子育て支援に関する予算費用となります。主なものとしましては、放課後児童クラブ事業費が前年度は委託料で計上しておりましたが、令和4年度今年度は町の直営になることによりまして予算をそれぞれの節に振り分けて計上しております。内容としましては、節の報酬、職員手当、共済費に会計年度職員の3人分の人件費として558万4千円。その他節の報償費から負担金補助及び交付金では事業の運営経費分として130万6千円を計上しております。総事業費は689万円となっております。

続きまして60ページをお願いします。一番右上にあります病児保育事業委託料450万3千円です。新規事業でございまして幼児や小学校に就学している児童が病気の際に保護者が就労等の理由で家庭保育をすることが困難な場合に、病院などで対象児童を預り保育を行う事業の委託料ということになります。委託先につきましては、小国公立病院を検討しているところでございます。

続きまして、同じく節の負担金補助及び交付金の中で保育士等処遇改善臨時特例交付金128万2千円です。これも新規事業でございます。新型コロナウイルス感染への対応を最前線で行っております保育士や幼稚園教諭などの人件費の処遇改善のため、本年9月までの処遇改正に対して国から臨時交付金が交付されます。この財源によりまして小国幼稚園分の処遇改善ということでこの目から交付金を交付することになっております。

次に施設型保育給付費4千800万円でございます。平成27年から子ども・子育て支援制度に伴う給付費で町の支給認定を受けた保護者が利用している施設認定こども園ですけれども、小国幼稚園であるとか例えば阿蘇市など広域利用される方が通園している施設に対して町が給付を行うものでございます。

次の節の扶助費で児童手当8千488万5千円を計上しています。受給者は338名。支給対象児童は630名ということで見込んで予算を計上しております。

少し飛びます63ページ上段でございます。災害救助費20万円です。令和2年7月豪雨に被災しまして応急的なお住まいでの生活を余儀なくされた世帯に対して、再建先が決まったときに住宅へ転居した分を補助するものでございます。1件当たり10万円ということになっております。財源につきましては、県補助金で交付されます。

次に保健衛生総務費です。予算額が7千397万3千円です。主なものとしまして、63ページの一番下から64ページの中段までの委託料になります。各種のがん検診、住民健診、妊婦健診、乳幼児健診などの実施に伴う費用でございます。こちらの詳細につきましては、町民課資料5-2に各事業ごとの明細を記載してございますので御参照いただければと思います。

次に予防費でございます。予算額は4千812万8千円。この予防費の目の中には新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用として約1千620万円が含まれております。主なものとしましては、65ページの下の方の新型コロナウイルスワクチン接種委託料1千118万3千円。それから事業に必要な会計年度任用職員の人件費242万円を計上しております。なお新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用につきましては、歳入の国庫負担金接種対策費負担金それから国庫補助金で接種体制確保事業費補助金ということで全額賄われるというかたちになります。

その他のものとしましては、こちらの節の委託料となりますけれどもインフルエンザ予防接種など各種の予防接種の費用を計上しているところです。

歳出予算についての概要は以上でございます。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきたいと思っております。

歳入につきましては、予算書の中にあります町民課福祉部門の所管の分を申し上げまして説明に代えさせていただきたいと思っております。

15ページをお願いします。分担金及び負担金の中の節の老人福祉負担金からが所管になっております。

次にその下の節の児童福祉費負担金の中の学童保育負担金61万2千円です。これにつきましては先ほど説明した学童クラブの分でございますが、本年度から直営になるということで利用者分の保護者から負担していただくものでございます。

またその下の節の保健衛生負担金も所管でございます。

16ページをお願いします。中ほどの節で福祉センター悠ゆう館使用料、ふれあい広場照明使用料も所管でございます。

次に飛びまして18ページをお願いします。国庫支出金、国庫負担金になりますが、この中で一番上にあります節の障害者福祉費負担金から児童手当負担金、児童福祉費負担金、老人福祉費負担金、保険基盤安定負担金、保健衛生費負担金も所管になっております。

同じ18ページの下のほうで国庫補助金になります。節の民生費補助金。19ページに移りまして一番上の節の衛生費補助金。

また同じく19ページ下のほうの国庫委託金では、節の社会福祉費委託金。

一番下の県負担金では、節の障害者福祉費負担金。

20ページに移りまして、節の児童手当負担金、児童福祉費負担金、老人福祉費負担金、保険基盤安定負担金、保健衛生費負担金も所管でございます。

同じく20ページ、県補助金の中では節の中で社会福祉費補助金、その下の児童福祉費補助金。21ページに移ります。介護保険費補助金、保健衛生費補助金が所管です。

25ページをお願いします。中ほどに諸収入、貸付金元利収入、節の災害援護資金貸付金元利収入。一番下になりますが節の民生費受託事業収入が所管になります。

26ページをお願いします。諸収入の雑入でございます。この中では上のほうにあります悠ゆう館施設負担収入195万8千円。少し下にあります地域生活支援事業負担収入373万7千円。それから七つほど飛びまして高齢者等活動支援促進施設負担収入165万4千円。四つほど飛びまして地域福祉（活動）計画推進に伴う社協負担収入20万円。また下のほうにあります後期高齢者医療事務費補助収入70万円。これについては後期高齢者の制度改正が見込まれております後期高齢者の保険証を郵送する分の補助を受け入れるものでございます。最後に下から2番目の病児保育事業負担収入75万円。歳出で説明した病児保育事業を南小国町と共同で実施することを計画しております。その際の南小国町からの負担収入を計上しております。

以上、簡単でございますが町民課福祉部門所管の歳入歳出予算に係る説明を終わります。

町民課保育園長（清高德子君） おはようございます。

令和4年度一般会計予算について説明させていただきます。令和4年度は現在のところ宮原保育園は153名、北里保育園は50名の計203名の園児受入れの予定です。北里保育園は0歳児の入園が今年度より増える見込みです。

まず歳出の説明をさせていただきます。

60ページをお願いいたします。60ページ中段左、目2保育園費をお願いします。本年度予算総額3億910万2千円です。うち2億7千968万8千円が人件費となり総額の90.5%です。昨年は89.3%でした。節1報酬です。嘱託医報酬年間60万円についての内訳です。内科医、おおむら内科クリニック、北里保育園10万円、小国公立病院、宮原保育園20万円。歯科医、とらたに歯科、北里保育園10万円、宮原保育園20万円、合計60万円です。

次に、地域おこし協力隊2名は昨今の保育士不足の現状から地域とのつながりを持って小国の子育てに関心を持っていただける人材を募集しております。

そして保育業務手当は、コロナ関連の経済対策の続きで会計年度職員の処遇改善です。

次に62ページをお願いいたします。節17備品購入費は北里保育園の給食室の食器消毒保管庫や宮原保育園のキーボード購入等を予定しております。目4新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。保育園での感染拡大防止のために消耗品は、アルコール消毒液や手洗い用洗剤、手袋、マスク等の購入を予定しております。備品は、換気機能付きエアコン等です。

続きまして、歳入です。

15ページをお願いいたします。中段下です。款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金の中の節2児童福祉費負担金です。3歳未満児の保育料負担金として1千200万円、3歳以上児の副食費負担金として405万円を見込んでおります。

続いて18ページ下段をお願いします。款の国庫支出金の中で節の1民生費補助金、保育の質の向上のための研修事業補助金7万円、これは研修費として活用しております。子ども・子育て支援交付金763万6千円のうち445万7千円を保育園費に充当します。これは地域子育て支援拠点事業325万1千円と一時預り事業120万6千円です。これらの事業は国、県、市町村がそれぞれ3分の1の補助事業ですので、21ページの県補助金のところで同額を計上しております。保育対策総合支援事業補助金193万3千円を使い家庭支援推進保育士の配置を行います。補助率は国が2分の1、市町村が2分の1、家庭支援推進の保育士の役割として気になる子供さんや家庭的支援が必要な保護者支援を主に行っております。

20ページから21ページです。款15県支出金、項2県補助金のうち節2児童福祉費補助金、多子世帯子育て支援事業交付金101万円は18歳未満の子供を3人以上扶養する世帯で、第三子以降でかつ3歳未満のお子さんの保育料を県が補助するものです。次に地域子育て支援拠点事業補助金325万1千円、一時預り事業補助金120万6千円です。続いて多子・多胎世帯子育て支援総合補助金。これは一時預り事業利用の保護者さんで第三子以降又は双子さんに該当する場合利用料を補助するものです。

26ページをお願いします。雑入の節1雑入の5行目です。実習生受入謝金及び7行目一時預り事業負担費分を受入れます。

27ページです。雑入の節2保育園給食収入です。職員と実習生の給食費の負担分です。

以上で、保育園の一般会計予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

教育委員会事務局長（木下勇児君） おはようございます。

それでは、教育委員会事務局の予算につきまして説明させていただきます。

最初に歳出のほうから説明をさせていただきます。教育委員会所管の歳出予算総額は3億5千124万6千円で一般会計予算全体の5.9%となっております。前年度と比較して458万8千円、率にして1.3%の減額となっております。今年度の主な増減額要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費こちらが620万円ほど増えております。それから職員及び会計年度任用職員の人件費が1千50万円ほど減となっております。それに伴うものです。なお今年度より坂本善三美術館の経費が一般会計のほうに組み込まれておりますので、後ほど説明させていただきます。それではページを追って説明させていただきます。

90ページ中段をお願いします。目1教育委員会費。こちらは教育委員会を運営する費用となっております。おおむね例年どおりとなっております。

次にその下の目2事務局費につきましては、教育長及び教育委員会事務局職員の人件費を始め事務局の必要経費と91ページ一番下の負担金補助及び交付金に小国高校の魅力化を図るための支援補助金180万円などが計上されております。職員人件費につきましては人員減などにより892万円ほど減となっております。

92ページ、目3小中高連携事業推進費につきましては、学校運営推進協議会や教育指導員の経費と合わせて検定手数料として漢字検定や英語検定の検定手数料を計上させていただいております。

次の目4新型コロナウイルス感染症対応経済対策費。これずっと出てきますのでコロナ対策費ということで省略して今後呼ばさせていただきます。これにつきましては令和3年度は小学校費と中学校費それぞれにコロナ対策費として計上させていただいておりましたが、小学校、中学校共同で購入をしたり場合によっては部分的にやりとりが生じたりということもありましたので、効率性を考慮して今回教育総務費のほうで予算を計上させていただいております。内容につきましては、消耗品は衛生用品等の購入です。修繕費は中学校の学習机をICT学習環境整備の一環として現在の天板よりも1回り大きいサイズの天板に取り替えることを考えております。使用料及び賃借料の学習支援ソフト使用料は、小中学校の学習ドリルの年間利用料です。備品購入につきましては児童生徒1人1台端末機の一括購入を昨年行いましたが、それ以前にリースで導入していた機器の更新に伴うもので1学年分の購入費用です。次の通学費補助金については、スクールバスの登校の密を防ぐため保護者の協力を令和4年度も引き続きお願いしていきたいというふうを考えております。

続いて項3小学校費です。令和4年度の児童数は現時点ですが前年度当初の基準日と比較して同数の251人を見込んでおります。

93 ページ中段から目1 学校管理費となります。小学校の教育活動に必要な経費を計上させていただいております。昨年度と同様に報酬で会計年度任用職員として生活活動支援員4名、学習活動支援員1名、図書事務1名、委託料で語学指導としてALTを町のほうで配置するように計画しております。またGIGAスクール構想に基づき整備したタブレット端末機や電子黒板、校務支援システムの維持費として回線利用料や保守料、事業に有効かつ効率的に対応できるような人的な支援も費用計上させていただいております。

そのほか94 ページ中程にスクールバス委託料として4千710万円を計上しております。

95 ページ中段、目2 教育振興費。こちらは修学旅行補助や就学援助費用として実績等に基づき予算計上させていただいております。

続いて中学校費です。令和4年度の生徒数は前年度基準日から比較しますと2名減の152名を見込んでいます。

96 ページ、目1 学校管理費となっています。こちらも小学校費と同様に中学校の教育活動に必要な経費を計上させていただいております。報酬で会計年度任用職員として生活活動支援員を1名、学習活動支援員を2名、図書事務を1名、委託料に語学指導としてALTを町のほうで配置するように計画をしております。そのほかICT機器の経費を小学校同様で計上させていただいております。前年度と比較して約390万円ほどの減額となっておりますが、こちらは昨年度教科書改訂に伴う教師用の教科書指導書の購入費用が385万円ほど計上されていたものが主な減となっております。

95 ページ中段、目2 教育振興費。こちらも小学校費同様に実績に基づき予算計上させていただいております。

99 ページ、目3 寄宿舍居住費につきましては、寄宿舍ほこすぎ寮の運営経費を計上しております。今年度の入寮者は21名を見込んでおります。

続いて100 ページ、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費です。こちらは地域学校協働活動の経費を計上しております。下のほうの節18 負担金補助及び交付金で各種団体等への補助金も計上しております。

101 ページ、節20 貸付金、小国町奨学金貸付金につきましては、ここ数年の実績を考慮し大学生1名、高校生2名分を予算計上させていただいております。

次に目2 公民館費につきましては、小国町文化祭、成人式、子ども活動などの経費を計上させていただいております。

102 ページ、目4 文化財保護費。目5 交流多目的施設費。103 ページ、目6 町民センター費は、それぞれ例年どおりの予算計上となっております。

104 ページ、目7 坂本善三美術館費につきましては、今回より一般会計の計上となっております。坂本善三美術館運営に必要な経費を計上させていただいております。その中で需用費の修

繕費 160 万円。このうちの 150 万円は令和 3 年度に設計を行いました。本年度展示室の照明機器の更新を行う費用として計上させていただいております。美術館は本年度も地域の方々と多世代の連携ができるような取組を展開していきたいというふうに考えております。

105 ページ、目 8 コロナ対策費につきましては、修繕費で町図書室の空調機が 2 か月ほど前から故障しております。この故障したこともあります。コロナ交付金を活用して施設の特長も考慮し、換気機能を持った空調機器の更新を行いたいと考えております。次に役務費の手数料は過去 2 年継続して実施しております。成人式参加者への感染対策として PCR 検査を実施する費用を計上させていただいております。委託料は社会教育施設の予約システム導入費として、町民センターのほか体育施設を含めた予約システムの整備を今回図りたいと考えております。

次の委託料 50 万円と次のページの工事請負費 200 万円。こちらは坂本善三美術館駐車場トイレの洋式化を図り飛沫防止や感染対策を図りたいと考えております。

続いて保健体育費です。目 1 保健体育総務費。スポーツ推進委員の経費や各種団体や大会への参加の補助金が主なものとなっています。

107 ページ、目 2 体育施設費。こちらは林間広場や小国ドーム、旧小学校体育館の施設管理費です。こちらで委託料の一番下、夜間照明施設改修設計業務委託料 110 万円を計上しています。これは林間広場の照明施設、LED 化に対応できるよう実施設計を今年度行いたいと考えております。

108 ページから 109 ページにかけて目 3 給食センター費です。学校給食センターは、事務長 1 名、調理員 8 名体制で 1 日約 550 食、年間 210 日の給食を提供すると見込んでおります。

108 ページ下段、目 4 コロナ対策費。消耗品では、体育施設及び給食センターの感染対策に必要な保健衛生用品の購入を考えております。備品購入は給食センターのエアータオルを追加購入することと考えております。

続いて、歳入のほうの説明に移ります。

教育委員会所管の歳入総額は 6 千 9 万 2 千円、前年度と比較して 4 2 5 万 9 千円、率にして 7.6% の増額となっております。主なものは新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の充当額となっております。歳入は記載箇所が飛び飛びになっていますので、ページを追って該当箇所のみをお知らせさせていただきます。

17 ページをお願いします。目 6 教育使用料。節 1 職員住宅使用料から節 4 土地使用料まで 74 万円。こちら教育所管の施設等の使用料です。美術館の入館料がこちらのほうで計上されております。

次に 19 ページ中段、目 7 教育費国庫補助金 263 万 1 千円と 22 ページ、目 6 教育費県補助金 85 万円。こちらは国及び県から事業に対する補助金となっております。

23 ページ、目 5 教育費委託金 382 万 7 千円。こちらは小国支援学校への給食提供に対する

委託金です。

24 ページ下の欄の繰入金、目2 奨学金事業基金繰入金 8 万 2 千 8 千円。

25 ページ中ほどの款 20、項 3 貸付金元利収入、目 2 奨学金貸付金元金収入 1 万 4 千 4 千円。

それから 26 ページ、目 1 雑入の中で上から 3 段目になります中学校寄宿舎宿泊負担費、自動販売機電気料収入それから下から 7 段目、8 段目辺りになりますミュージアムショップ売上、美術教室参加費合わせて 1 万 4 千 0 百 1 千円。それから一番下の目 2 給食収入、節 1 学校給食収入現年度分、滞納繰越分合わせて 2 千 6 百 2 万 9 千円が教育委員会の所管の歳入となるものです。なお教育委員会資料（1）としまして、工事請負費、委託、補助金、負担金調書をお配りしております。併せて参考にしていただきたいと思います。

説明は以上です。

委員長（江藤理一郎君） それでは、議案第 18 号について質疑に入りたいと思います。

歳出からページを追っていきます。なお委員の皆様には事前に配付しております、歳出費目別分掌事務一覧のピンク色の部分が本委員会の所管となっておりますので参考にしていただきたいと思います。

では 41 ページの住民相談費からとなります。

副委員長（児玉智博君） 住民相談費の 7 報償費の無料法律相談顧問弁護士謝礼について伺います。無料法律相談の顧問弁護士謝礼ということなので、要するに町の顧問弁護士に限定してしまっているのだなというふうに感じるのですが、こういう法律相談事などというのはやっぱりこういう顧問弁護士は男性弁護士しかいない法律事務所ですけれども、やっぱり女性の相談者にしてみれば男性の弁護士だとなかなか相談しにくい内容のものというはあるというふうに思うのです。去年からずっと言ってきたことなのですが顧問弁護士は好きな人を顧問弁護士にすればいいと思うのですけれども、この無料法律相談というのは住民の人たちが相談するわけですから当然その中には女性の方もいると思うのです。やはり女性弁護士にもきていただくべきではないかと思いますが、来年度どういう対応をされるでしょうか。

支援係長（前田孝也君） お答えいたします。

無料法律相談の件ですけれども、令和 4 年度については顧問弁護士の河津和明弁護士が毎月 1 回の開催でお願いするのは継続したかたちでやって、予算的には女性弁護士の方に回数的には年間 2 回程度御相談に入っていただくようなかたちで予算的には例年に比べて 6 万円ほど増にはしております。実際まだどなたにお願いするかというところまで人選はまだこれからになりますけれども、一応令和 4 年度 2 回まずやってみて内容もろもろ含めたところでまた以後継続していくようなかたちができるというふうに考えております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 年 2 回ということなので少しは前進したのかなと一歩前進かなというふ

うにと思いますが、年2回というふうにしたのはどうしてですか。

支援係長（前田孝也君） 特に回数的な部分で2回の根拠は特になかったのですが、最初から毎月とか毎月1回とかいうよりもまず上半期、下半期取りあえずそういった女性弁護士の方の相談がありますよというところのまずそこから始めたいというところを取りあえずという言い方は変かもしれませんが、2回というかたちで設定させていただいたという感じにはなります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） ゼロだったところから2回となったのでそれは肯定的にその部分は受け止めるところではあるのですが、やはり相談事というのは人間生きていけばそれは男、女関係なく何月何日に弁護士に相談しないといけないようなことがやってきますよというものではないのです。それはもう青天の霹靂としてほとんどのことは起こるわけで、やっぱり今日そういうことに直面したら3月のうちの法律相談で相談したいというふうになるわけではないですか。やはり2回しかないというふうになればではその最初の第1回目を上半期だったら6月ぐらいまでにするのかもしれないけれども、そういう女性が相談したいというふうになるのはやっぱり年2回だと少ないと思うのでとにかくやってみて、これを増やす方向で是非考えていただきたいと思いたすがいかがでしょうか。

支援係長（前田孝也君） まずはやってみるというところから始めさせていただきたいところでありますので、今後回数等も増やしていけるようにまた前向きに対応していきたいというふうにごえております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） それでは暫時休憩いたします。次の会議を10分後の11時10分から開催いたします。

（午前10時59分）

委員長（江藤理一郎君） では、始めたいと思います。

（午前11時09分）

委員長（江藤理一郎君） 住民相談費はよろしいですね。ほかはございませんか。

続きまして42ページ、住民支援費。42ページ、43ページまでございますが、よろしいですか。

では47ページ、戸籍住民登録費。こちらもございませんか。

51ページ、民生費の社会福祉総務費。51から52ページまであります。

7番（西田直美君） 7番、西田です。

51ページの報酬です。民生委員・児童委員、25人152万2千円なのですが、これは現在民生委員たちが何人ぐらいお一人で平均してお世話をなさっている方たちとかがいるということとかわかりますか。お一人年額報酬いくらで大体どれくらいの頻度でとか、何人担当で。

福祉係長（北里仁尋君） 1人当たり何名という今現在数字は持ち合わせていないのですけれども、委員の報酬としまして年間6万円で来年度12月に今25名体制でしているのですけれども1名増員して26名、これが県のほうの議会を通す条例改正の必要がありますので要望を上げているところです。3月議会が通れば12月からは26名で行う予定です。26名の内訳としましては、24名が地区の民生委員、2名が主任児童委員というふうな内訳になっています。

以上です。

7番（西田直美君） 児童委員なのですからけれども児童委員って実際には今お一人、お二人ですかね。

福祉係長（北里仁尋君） 主任児童委員はですね。はい。

7番（西田直美君） 具体的にどういうお仕事なさっていらっしゃいますか。

福祉係長（北里仁尋君） 具体的に学校と連携をして小学校ともですね、挨拶運動等も今やっております。去年とかまではそういう挨拶運動もなかったのですけれども、そういった主任児童委員が自発的にもちょっとやっといこうということでまずは挨拶運動からというところから始まっています。それを民生委員も児童委員を兼ねておりますのでそちらのほうにも波及してやっといこうというところ。主任児童委員だけではなくて民生委員のほうもしていこうというふうな動きに民生委員も児童委員かねていますのでやっといこうというふうな動きになっております。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

では続きまして53ページ、障害者福祉費。54ページ上段まであります。よろしいですか。

では54ページ、国民年金事務費、老人福祉費そして医療費一部負担金、55ページまでいきます。

副委員長（児玉智博君） 老人福祉費の先ほど審議員から御説明がありました木野里荘の解体に伴う社会福祉協議会補助金。確認なのですが土地と上物の建物がありますけれども、その所有権が今どうなっているのか御説明をお願いします。

福祉係長（北里仁尋君） 建物については社協のほうに譲渡しております。土地については町のほうの所有になっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 土地が町のものということでした。そしたら今の民法でいけば人の土地を借りて家を建ててそれを出ていく場合は、上物を買取れば土地所有者は買取らないといけないというようなそういう法律の立て付けになっていますのであれなのですけれども、ただそれはもともとは建物は町のものだったけれども町がそれに譲渡したわけです社協に。それで譲渡したものを崩すから譲渡主がお金も負担するというのはどういった根拠で今回補助をするのか。要するに譲渡するときの契約書に崩す場合は町がお金出しますよというような契約内容になっていたということなのではないでしょうか。またこの金額です。金額の根拠はどうしてこの金額なのか教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） 譲渡する際に建物だけでなく事業譲渡をしております。その際に老朽化もしておりましたので新しく建てる際には新しい建物とか土地で現在のこの取り壊す建物についても協議を行うというふうになっていきます補助についてはですね。協議については昨年11月に町長も含めまして1回ずつ行っております。社協も含めないところでも内部でも話をしております。

この4千万円の根拠については、一応社協のほうが取壊し事務等は全て行います。ですのでこちらのほうで一旦見積りをいただいております。その金額をこちらのほうに提示していただいてこの4千万円というのを計上しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） その見積りの金額が4千万円だから全額出すということなのでしょうね。だって多分8千万円はかからないだろうから。ただ全額町負担というのがどうなのかということですよ。結局自分たちの事業をその土地で継続していくための言わば先行投資ですよ。それに対して町がやるのもどうだろうかと思うし、そしてもう1点確認なのが土地は引き続き町が持ちながらやるのですか。確か地代も取っていなかったと思うのです。その辺もはっきりさせるべきだと思うのですけども、そこら辺も最後に今後の方向性をお聞かせください。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから中身についてはまた担当からお話があると思いますが、社協と小国町の関係性で言えばやっぱり高齢者福祉に関しても障害者福祉に関しても非常に先ほどの民生委員の方たちもそうですけれども非常に連携が深いというところと、町がやらなければいけない事業を間違いなく社協にも持っていていただいているというような関係性もございます。また事業譲渡したときにもしっかりと町がその事業の覚書の部分等々でしっかりとお話しをしていく、また応分の負担をしていくというような協議も当時なされたようでございます。私といたしましては先ほど言いましたように高齢者福祉、障害者福祉ともに連携しての共同事業というふうにも思っておりますので、今回の悠和の里に関しての取崩しであれば協議の上で過疎債等々も使えますのでその部分で町のほうが負担する。また新しい悠和の里の部分それからグリーンハートおぐにの部分でも町が基本的に一緒に共同事業という考え方でいけば負担分も考えなければならないというところの観点等々もありましたので、私としましては今回グループホームを含めて障害者福祉のために解体をするということであれば今回は町のほうで負担をするというような話を社協とさせていただいたところです。

以上です。

福祉係長（北里仁尋君） 新しい悠和の里の立地等については町のほうでは出しておりません。ですので今回取壊しにつきまして全額町のほうで負担をしようというところで4千万円上げております。土地については管財のほうを担当にはなるのですけれども、一応その協議の場でやっぱりそういった話もありましたが取りあえずこのままという。今後どうなっていくかわからないので

すけれども現時点では取りあえずそのままのような状況です。

以上です。

1 番（時松昭弘君） 1 番です。

5 2 ページの社会福祉協議会補助金の 1 千 9 5 0 万円です。こちらはまた予算計上がなされておりますが、これも金額は大体毎年同じような金額が出ておりますけれども、この内訳はどんなふうになっていますか。監査等でまずは中身がどういうふうなかたちで使われているのか。そこをお尋ねしたいと思います。

福祉係長（北里仁尋君） この 1 千 9 5 0 万円につきまして例年この 5 年間、平成 2 8 年度から 1 千 9 0 0 万円の補助を行っておりました。ただし令和 2 年度の実績としまして人件費のほうは 2 千 3 5 0 万円ほど計上されておりましたので、そのうち 1 千 9 5 0 万円をここで負担して後ほど計上されていますけれども、令和 4 年度は生活困窮者自立支援コロナ対策として 4 0 0 万円ほど計上させていただいております。その差額分の 4 0 0 万円をコロナ対策のほうとしても計上させていただいているような状況です。

以上です。

1 番（時松昭弘君） 大体毎年いろんなかたちで有効的に活用されているというふうに思いますが、今までの経営の中から見て今回の新型コロナの感染症辺りにおいても先ほどから同僚議員からも質問がありましたように、旧老人ホームの解体等につきましてもそういった予算計上がなされておりますがやはり今回も説明会がコロナ関係の感染症でありましたけれども、議員はいろいろそれぞれ考え方があると思いますけれどもやはり議会と執行部側で経緯を説明するのではなく、2 月の段階にクラスター辺りが発生したということであれば町もこれだけ多分の支援をしている関係上やはり説明をすべきではなかったかなというふうに私はちょっと感じたところであります。その中で見てもちろん障害者福祉、高齢者福祉辺りについては大変重要でありますけれどもいろいろできると。全てが町のほうに何か依頼をするような感じを受けて、まして今回南小国町のほうでニワトリを買うとかいう話までちょっと聞きましたけれども、そういったこと辺りもいかなものかなというふうにはちょっと感じているところです。そこ辺りはちょっと何かいろいろ見解があればお聞かせいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 御意見ありがとうございます。

社協ともお話をさせていただきますけれども一番最初にその事業譲渡したとき北里町長のところでありまして、その当時事業譲渡をした際に町もしっかりと応援をしていくつもりした文面は覚えておりませんが、応分の負担も町もしなければならぬというような協議をなされたようでございます。その分に関しましても町といたしましては今の現時点でももちろん北里町長の頃なので知りませんとは言えませんが、当然私のほうもその考えを引き継いでお話をさせていただいておりますが、町としても財政非常に厳しい現状ではありますのでこの部分で言

えば過疎債等々を使えるような財源措置がある部分では少し応援ができるのではないかとこのころで御提案をさせていただいているというところ。また今後につきましても町がどんどんお金を出していくような考えはありませんのでしっかりと協議もさせていただきますが、やはりその覚書というものがありますのでこの覚書ではなくてもう時代も少しずつ変わっておりますので町のほうも皆さんとお話ししていきながらではあります、新たな覚書ではなくて協定のほうを新たに結ばせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

1 番（時松昭弘君） ありがとうございます。

中身はよく理解できましたが今当時小国学園がありまして小国学園というのは町のほうの議会の中でもいろいろ議論がなされた経緯がありますけれども、その学園を法人化にして平成23年ぐらいかその頃に一応法人化になってそれだけ町の持ち出し、一般会計あるいは過疎債等の利用をしながらその後の負担は減っているというふうに思います。しかしながら昨日からの総務課の中の資料の中にもありましたように公債の借金です。今年度も5億5千万円ほどの返済がなされます。それに伴いまして利息も計上されております。今年度の予算が約1割まではいきませんが公債に対する比率が0.95ぐらいのパーセントになりますけれども、いろんな団体関係の補助金もある程度先方辺りと協議をしながらこういったものも減額をしていく。そしてその中でやっぱり将来的に町のそういった返済のほうに回すとかそうしていかないと今後人口がだんだん減ってまいります。減ってくるということになりますと今年度の予算でも地方交付税が約22億円くらい。特別交付税合わせて24億円ほどの数字になっておりますけれども、これまだ人口がだんだんだんだん高齢化、少子化になって減れば減るほど恐らく人口が20億減るような状況になってきますと全体的に財政的な中身が非常に緊迫するような状況になります。当然そういうふうになってきますと執行部もともかく大変な予算編成がされるのではないかとこのように思います。今回の資料を見ても役場まだ過疎債の返還分もありますけれどもやっぱり12億円ほどの借入金をして予算編成がなされておりますけれども、そういったことをそこ辺りの代表者辺りも御理解をさせていただいて少しずつ減額するというような仕組みを今後作っていただきたいというふうに思います。そこ辺りいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 時松議員のおっしゃるとおりでございます。町も社協に自立もちろん自立はしているところでありますけれども。町の負担があるということは社協にも御理解いただいておりますし、また理事会のほうにも今私が1人で参加を町のほうからもしておりますので、この部分では町民課からも1人理事に参加をさせていただいてそういった話合いを設けていくと。先ほど私が申しましたように覚書というものがありますので町が今の現状では応援するというお約束をしているような状態でございます。その部分でしっかりと協議を今後させていただいて詰めていって新たな協定の際にはしっかりとその部分をお示しさせていただきたいなというふうに思っ

ております。ありがとうございます。

委員長（江藤理一郎君） ほかに。西田委員はよかったですか。

1番（時松昭弘君） 町長から覚書の話が出ておりましたけれども、覚書もある程度のところで期限を切ってやるようなかたちをしていかないと将来的に公債の返還金がここあと二、三年後からだんだんだんだんと増えてきます。増えてくるといことになりますと一般会計の予算の中でも借入金をして予算編成をする。そしてその中でしたときは本当に町民のいわゆる投資的な経費の分も減額をしなければならないというふうに思います。こういったものの団体の分の金額を減らして行って私の考え方とすれば減債基金のほうに回していく。そしてその返済はもういずれ来る時期がわかっていますからわかってきた段階でその分の返済について余裕を持っておく基金の積立みたいなかたちを考えていく時期にきているのではないかというふうに思いますけれど。そこ辺りを。

町長（渡邊誠次君） 今回も補正の部分で減債基金のほうに充てさせてもらって3年後が非常にピークになってきますのでその部分では考えさせていただいて、もちろん基金のほうに充てさせてもいただいておりますし財調のほうもやっぱり最低限町が用意しなければいけない部分は財政調整基金も用意していかなければならないというふうにも思っております。先ほど時松議員言われたように覚書の部分これは実はもう話はさせていただいております、もう覚書を近々一応取決め部分でございますけれども協定にしっかり切替えていくように、町のほうと社協のほうとでも話は前回、前々回ですかね2回ぐらいしましたけれども、その部分でもその覚書の部分から協定の部分に新たに変えていきたいというもお申出をさせてもらっておりますので、その部分をしっかり今後は協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） さっきから覚書、覚書と言われているのですけれども、この4千万円であつたりとかこの1千900万円の補助金支出の根拠がその覚書なのであれば、今この委員会に覚書を出していただけないですか。

町長（渡邊誠次君） 社協と町との取決めでございますのでその部分はお示しはいたさないというところでありますが、4千万円の部分に関しましては先ほど言いましたように新しい悠和の里それからグリーンハートおぐにを建てた際には先ほど担当から申しましたとおり負担をしておりますので、その部分で負担を考えなければいけないというところもありましたけれども財源がありませんので今回は取壊しということでございますのでこの過疎債が使えるということで、まずは4千万円を財源のあるところから使わせていただいたというところでございます。

以上です。

町民課長（生田敬二君） 先ほど担当の説明の中で少し説明不足の点があったかと思っておりますので改めてお話しさせていただきますと、4千万円の補助金これ補助金というかたちで組ませていただ

いていますので実績額に伴う交付ということになります。補助金ですので申請をいただいて。だから向こうの社協のほうも予算的には4千万円かもしれませんけれども、これから入札等が行われると思っています。その中で補助金申請をしてその解体とかその相当額についてを補助金として交付をするとかたちのものでございますので、ちょっと確認のため補足させていただきました。

副委員長（児玉智博君） それは要するに3千800万円だったら3千800万円しか出しませんよということでは理解するのですけれど、ただ今の答弁だと例えばこれ見積りとしてそうだったけれども実際には高くなったり4千万円では不調になったりとか不落になったりした場合これよりかかった場合はもっと出すということですか。

町民課長（生田敬二君） 今回4千万円というかたちで上げさせていただいておりますので、これから超える分というのは今のところ想定はしておりません。もし状況的にそういう必要があれば全くないとも私もここで申し上げられませんけれども、4千万円内での執行というかたちになると思っています。

7番（西田直美君） 52ページから53ページのところに社会福祉協議会補助金というのが福祉推進員分とか地域福祉分とかいろいろあります。プラスその木野里荘の解体とかありますがトータルで社会福祉協議会に町のほうからいくお金というのはいくらぐらいになるのですか。

委員長（江藤理一郎君） 後ほどにしますか。いいですか。

福祉係長（北里仁尋君） 町民課資料の5-2のほうで補助金調書のほうがございます。その中で交付先社会福祉協議会になっている部分について少々お待ちください。

すみません。6千510万円となります。

7番（西田直美君） 福祉関係それから障害者福祉、高齢者福祉関係に全て社会福祉協議会のほうでお世話になり、なおかついろいろ現場の方たちがすごく頑張ってもらっているというのは私もよく承知しておりますけれども、これだけの金額を出しながら今まで私自身もここ3年間社会福祉協議会が実際にどういうことをやっているのかということの議会に対する報告とかそういうものを目にしたことがないのですけれども、2月の先ほど同僚議員おっしゃいましたクラスターのときとかも一応きて説明をする責任はあるのではないかというふうには感じるのです。これだけ町の中が100人近いクラスターが出て皆さんがすごく不安に思っている。そこを安心させるためには以前同僚議員もそのとき言われました町には説明責任があるし社会福祉協議会は管理者としての対応しなければいけないというのがあるのですが、やはり議会の議員への説明の時にはきていただいてそれを私たちに説明するそして私たちがそれをまた町民の皆さんにお伝えするということはとても大切なことだと思ったので私もあの時点でちょっと違和感を感じたのです。何できて説明してくださらないのかというのがあったのですが町へのいろんなことへの報告とかということは私も社会福祉協議会のホームページで予算とか決算ですよね貸借対照表みたいなのはちょ

っと見させていただいたのですが、なにせ素人なのでこれが実際に何なのかとかよくわかりませんよね。こういうものを指定管理が3年ごとに更新するときというのはちゃんとこういうことをやったとかという報告もあるし決算書も付いていますよね。でも社会福祉協議会に対しては何でそれが無いのですか。

委員長（江藤理一郎君） 休憩入ります。5分後の11時45分から始めます。

（午前11時39分）

委員長（江藤理一郎君） 少し早いですが、回答ができそうですので始めたいと思います。

（午前11時43分）

町民課長（生田敬二君） 社協に関しての説明を当事者からの説明をということでお話がありましたが、町のほうは補助金交付をしている財政援助団体というかたちでございます。そこには監査であるとかそちらのほうには口頭含めた説明も資料もそれで説明をしているというところでもございます。また第一悠愛、子供の施設なのですけれどもこちらのほうは指定管理ということになっておりまして3年間に1回はその実績とまた計画等についても議員のほうに見ていただいているというような状況もございます。ちょっと団体が町の組織というかたちではありませんのでこちらの町のほうから議会と社協とを結びつけるというようなかたちのものをちょっと持ち合わせてないというところがございます。

7番（西田直美君） 大変素人考えで申し訳ないところなのですが、今回で言えば6千510万円。毎年1千900万円から1千950万円ぐらい町から出ているとすれば、一般的な感覚で言えば例えば会社運営するとき株主は物を言う権利があるというのと同じでそのやり方に対して使途であるとか方向性というのを町が一切関係ないとは思っていないし情報も入っていないとは思いませんが、一応その予算というのは全て議会を通してというところを考えれば議会に対しても何らかの報告なりというのはあつてしるべきではないかというふうに考えるのですが、それは単なる素人考えでしょうか。何か私の言っていることがピントがずれたことを言っているのであれば私としてはちょっと疑問。多大なお金を出すことに対して一切向こうが何をしているのか、いろんなことをやってるのは知っているけれども、実際にオフィシャルなものとか公使的なものとして上がってくるものがないということに対しては何か私は疑問が残るのですけれども。

町民課長（生田敬二君） すみません、私の答えも先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、町がこの財政援助団体として内容的に補助金を出している部分については社協の中の地域福祉という部分でございます。今回関田仁瀬のほうにあります悠愛とかそちらの部分は入っていないかたちにもなります。その地域福祉の部分での補助金については、議会から監査委員のほうもきていただいてそこへの事業内容の確認はしていただいているところがございます。さっきも申しましたけれども第一悠愛は建物を町のほうが造っておりますので指定管理というかたちでしておりますので、その部分については指定管理のルールにのっとったかたちで事業計画等は

お示しをさせていただいているということでございます。ですので議員言われるのは社協全体としての事業というふうに言われているところであれば、町のほうとでは先ほども申しましたが社協のほうと議員とのそういう場というのはいずれも持っていないのかそういうところでございます

委員長（江藤理一郎君） 時間もありませんので次進めます。

では56ページ、高齢者等活動支援促進施設費、後期高齢者医療事業費。

では次いきます。56ページ、人権政策費。57ページ、隣保館運営費。隣保館運営費は58ページまで。

副委員長（児玉智博君） この人権政策費についてなのですが、要するにこういう部落解放同盟支部への補助金や隣保館運営費またその先に同和集会所の予算が出てきているということは当然町が同和地区指定しているところがあるということだと思います。

まず一つ目に、町の同和地区指定しているのが今何世帯あって、またこの部落解放同盟への加入世帯が何世帯なのかお答えください。

そして併せて条例なんか部落差別等撤廃人権擁護に関する条例とかいくつもありますけれども、それにはいわゆる部落民であったりとか、また部落差別がどういうものなのかという定義が見当たりません。ですので部落民そしてまた部落差別の定義が何なのか教えてください。

隣保館長（吉岡晃宏君） お答えさせていただきたいと思います。

まず地区指定の話なのですけれども地区指定というのはありません。ですので、その世帯数がいくらというのもないということになります。

また部落世帯数といいますのは、解放同盟小国支部のほうに入っている方の世帯数人数ということになるかと思うのですけれども、その世帯数の人数は持ち合わせておりませんのでまたお昼からでもお答えさせていただきたいと思っております。

それと条例等で部落の定義等について特に記載がないという話なのですけれども、それについてお話をしたいと思います。法務省のホームページのほうに載っているのですけれども、部落に生まれて育ち住んでいるあるいは地縁、血縁関係を部落にさとることができるみなされた人たちへの差別のことを部落差別となります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 部落に生まれ育ったということであれば結局今同和地区指定はもうないわけですね。ないというのであればその今いる人たちが寿命がきて亡くなればそのうちなくなるということですよ、その部落差別自体がですね。それで今言われたその部落に生まれ育ったまた血縁がいわゆる昔賤民と言われた人たちにつながっているのを理由にした差別ということでありましたけれども、それをではどうやったらそれを理由とした差別だというのが分かるのかと思うのです。もうちょっと具体的にどういうのが部落差別なのかですよというのか御説明いただきたい

と思うのですが。併せてこれが差別事象であると認定された事例を上げていただきたいと思います近年。いわゆる特別措置法同対法が失効したのが2002年でありますけども、2002年以降に町がその差別事象と認定した具体的な事例を御説明いただけますか。

町民課長（生田敬二君） 部落差別についてということです。対象となる方が亡くなれば差別がなくなるというさっき議員言われましたけれども、決してそうではないかと思っています。昔は先ほど言われました事業があったときというのはハード面の整備等も中心でございました。道幅が狭いとか救急車が入れないとか生活環境改善のための事業としてもともとありました。その法が平成13、4年でしたか失効しました。その後基本法であるとか28年には推進法辺りもできたのですけれども、その間やっぱり環境はよくなったのだけど精神的な差別というのは非常になくなるということで法律も28年にできたかというふうに思っています。近年の状況を見ますと一番はインターネット上とかそういったところでの書き込みであるとかそういった差別が非常に多くなってきたということでございます。具体的な事例については担当のほうから説明をいたします。

隣保館長（吉岡晃宏君） 具体的な差別事象の例ということなのですが。

副委員長（児玉智博君） 町内でのです。

隣保館長（吉岡晃宏君） 町内での例ということなのですが。町内としては部落差別の事象というのは特に上がってきてはおりません。ただ県内を見たところここ1年で見ただけでも報告が数件上がっております。

副委員長（児玉智博君） 具体的にお願いします。どこで。

隣保館長（吉岡晃宏君） 具体的にいくつか取上げたいと思います。まず差別落書きというものが2019年6月に大津町の公共施設のトイレで見つかりました。

副委員長（児玉智博君） 何て書いてあったのですか。

隣保館長（吉岡晃宏君） その内容まではこちらのほうに情報としては入ってきていないのですけども大まかな内容としましては、特定の個人や地域を差別や偏見に基づいて誹謗中傷する言葉を使った落書きが張ってあったということが情報として入っております。そのほか菊池管内のトイレ内での差別落書。菊池管内の住宅地における差別落書。あと差別の張り紙等も鉄道の高架下のほうに貼られていたという報告も上がっております。また特に差別発言という事例も発生しております、電話の問合せで「所有をしている土地が同和地区かどうか知りたい」というようなものが令和2年の10月。また令和3年の4月には菊陽町の企業進出交渉のための企業を訪問されたときにその企業の方が「近くには〇〇同和地区というのはありますか」というような質問があったりそういった報告というのがあっておりまして、これは全て部落差別につながりますということで指導のほうを県のほうでもしているということで報告をいただいております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 具体的にお願いしますというふうに言ったのですけれども、その落書きと言っても何て書いてあるのかわからないとそれが本当に部落差別なのかわからないし、それを書いた人が誰かもわからないわけでしょう。具体的にかつてはまだそういう同和対策特別措置法があって各事業が行われたときなんかは要は部落解放同盟の人が自作自演でやっていて、結局その関係者がやっぱり結局最後は自殺するというような事例も起きているわけです。誰がどういふ思いで書いたかなんていうのはわからないわけではないですか。

それで結局ちょっとよそからきた人が「私が買った土地は同和地区なんだろうか」というふうに言いましたけれども、それはあくまで個人の問題であって社会に責任があるわけではないでしょう。結局だからそういう小さな事象を取り上げて社会の中から部落差別がなくなっていないということ自体いわゆる朝田理論ですよ。部落民以外は全て差別者なんだと。不利益と不快を感じさせられたらそれは全て差別だとか。あるいは差別か否かというのは差別者にしかわからない。こういう言い分を正当化させることになってしまうと思うのですが、町として今現在こういう朝田理論のような考え方は正しいというふうに思っているのか。お答えいただけますか。

町民課長（生田敬二君） いくつか事例を担当のほうから申し上げました。これについてはやはり個人個人で言った言葉であつたり落書きかもしれませんけれども、やっぱりそういうのが出てくる土壤があるというところで考えています。そして他市町村の事例でしたけれどもそれはいつ小国町で起きてもおかしくないような状況であるかと思っています。町としてはそういうことが起きないように啓発、教育等進めていきたいというところで、隣保館活動また人権政策の費用を支部の補助金も含めてですけれどもそういったことがないように被差別の側、差別される側全て町民の皆さんに対して啓発等を行っているということですので、そこの御理解をいただきたいというふうに思います。

副委員長（児玉智博君） 朝田理論を正しいと思っているのですか。

委員長（江藤理一郎君） では昼からまた始めましょう。1時からです。

（午後0時00分）

委員長（江藤理一郎君） 休憩前に引き続き、午後からの委員会を進めます。

（午後1時00分）

委員長（江藤理一郎君） それでは、人権政策費、隣保館運営費、その他ございませんか。

7番（西田直美君） 先ほどの部落解放同盟小国支部補助金のところ57ページなのですが、170万円これは去年も同じ同額の予算が出ていたと思います。去年もコロナでいろんな活動ができなかったということで補正で返金になるというようなことは聞きましたけれども、あえてなぜ同額の金額を出すのかというのを教えていただきたいです。

隣保館長（吉岡晃宏君） 部落解放同盟小国支部補助金、なぜ同額なのかという話だったかと思いますが、前回のときもお話させていただいたのですが170万円予算を組んだ中でコロナ禍の中

でなかなか活動ができなかったというところで返還のほういただきました。今回も新たにコロナの中で事業できなかった分学習だったり啓発ができなかったものですので、そういったところでまたさらに一段と取り組んでほしいという気持ちもありますのでそういったところで同額の170万円にしております。

7番（西田直美君） 以前同僚議員が質問したと思うのですが、では誰が何人ぐらいの方が活動して費用がかかっているのですかというのを私も金額しっかり覚えているわけではないのですが、ごく一部の方々人数としては非常に少ない方々での活動みたいな感じだったので果たしてこれが全体のものとして考えられるのかなというのに去年も同じことを私たちはやりとりしたと思います。私が差別はどこにでもある自分も海外に行くと本当に日本人なんかも差別を受けます。つくづく思うことは住んでいると特に思うことはあったりして、そういうことも経験しましたけれども高齢者差別であったり障害者差別、男女の差別があったり私なんかも1人で暮らしておりますので女性が1人で暮らしていることに対しての差別がなきにしもあらずで、それをどうとらえるかというのは本人の問題というのも大きいものがあるのですが、特に人権に関しては非常に大事なことだと思うのですがやはり毎年言って申し訳ないのですが、その部落解放同盟だけにお金っていくということには非常に何か私自身も抵抗があります。人権は大事です。いろんなところで人権やらないといけない、男女共同参画をやるのも当然なのですが、ここだけに170万円って小さい金額ではないと思うのです。その方たちがあらゆる差別ということで取り組んでらっしゃるというのですけれども、果たしてそうなんだろうかとやっぱり思わざるをえないところで言うと私はどうも納得いかないところが多いので、それはもう一度お考えになっていただきたいという気持ちはあります。

委員長（江藤理一郎君） はい、ほかに。

隣保館長（吉岡晃宏君） すみません、午前中にお話しいただきました件に答えていないところがありましたので、ここで回答させていただきたいと思っております。

まず午前中にありました、解放同盟小国支部に対しての何軒ぐらい対象の方がおられるのかというところで、児玉議員のほうからいただきましたのでお話をしたいと思っております。町のほうで解放同盟補助金への補助をしてる団体への構成員として全部で11軒ございます。

それともう一つなのですが、朝田理論をもとに考えているところなのかという御質問だったかと思うのですが、申し訳ないところで私があまりその朝田理論についての知見というものが余りないので詳しいことはお話できないところではあるのですが、今後の町の考え方とか方針といいますのはこれまでと変わらず引き続き部落差別を始めあらゆる人権の課題解消に向けて取り組んでいくという姿勢は変わらないところであります。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） それでは次に進めます。59ページの新型コロナウイルス感染症対応経

済対策費。

3番（穴見まち子君） 59ページの敬老会等事業費助成金であるのですけれども、中身的に高齢者の長寿を祝い、地域福祉活動の推進を図るため助成するものとありますけれども、前年度もコロナの中で大変だったと思うのですけれども、中身の実績とどのくらいの方が参加されたのかなと思いながら。お願いします。

福祉係長（北里仁尋君） 令和3年度現在ですけれども、実績としまして797名に対して103万円を補助で出しております。地区としましては、下城以外の5大字のほうで補助金の申請が上がっております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） なければ次、進みます。59ページ、民生費の児童福祉総務費。60ページまでです。60ページ前段。

副委員長（児玉智博君） 60ページの病児保育事業委託料ということで、委託先は公立病院を考えているということでありましたが果たして本当にそういう体制が公立病院にとれるのかということ。そして、どこかしらに病院か老健の建物内にそういう病児保育を行うスペースを作らないといけないし、そのためにやっぱり看護師とかはいっぱいいるかもしれないけれども、やっぱり保育士の人数とかも必要になってくると思うのです。それでそれがやっぱり病気になって家で見れない子供という限定されてくるから年に1回、2回、3回とかその程度のニーズしかないと思うのだけでも、そうなったときに「さて今日困った。熱が出て預かってもらえない」「だけど仕事にも行かないといけない」というときにぱっと「それじゃあ連れてきてください」と対応できるのかということのもあれですし、本当に公立病院でできるのかというのがまずあるのですが、その辺はどのぐらいまで煮詰まっているのか教えてください。

町民課長（生田敬二君） すみません。病児保育については新しい事業ということで資料を説明して概略を説明させていただきたいと思っておりますので、資料配付を委員長よろしいですか。

委員長（江藤理一郎君） はい。

町民課長（生田敬二君） その上で今の御質問等またお答えしてまいりたいというふうに思っております。

委員長（江藤理一郎君） 資料の配付をお願いいたします。

（資料配付）

子ども未来係長（原 麻梨子君） それではお配りいただいた資料に沿って、病児保育について御説明させていただきたいと思います。

まず2パターン御準備していますけれども、基本的に病児対応型というのが基本形になりまして流れとしましては、まず保育園のほうに通われているお子様としまして保育園のほうから当日保護者様のほうに体調不良になった熱発とかそういったことで御連絡がまずありまして、それを

踏まえて保護者様のほうで仕事でお休みがとれない、お家にほかにそういった子供さんを診れる方がいらっしゃらない。そういったときに病児保育というのを選択肢の一つとして御検討いただいて。これは一旦その送迎はなしになりますので、その保護者様が病院のほうにまずお子さんを連れてきていただいてその医師にまず診察をしていただくということになります。そして加療といますか入院だったりそういった医療措置が必要であればもうそのまま御入院されるのですが、保育というかたちで医療までは必要がないという診察がありましたら病児保育のほうを希望できるというふうな体制になります。そして病児保育のほうに前日までに御予約いただいて、その翌日からは仕事を休まずに病院のほうにお預けいただければ病児保育は利用できるという上がりになります。

公立病院とは協議中なのですが、できるかできないかと言われればもうできるという回答をいただいています。なぜかといいますと基本的には看護師と保育士が必要なのですが、中山間地域にある小国町に関しては保育士が不要となっております。ですので看護師専従が1名それからヘルプ要員として看護師が1名いらっしゃれば実施ができるということになっておりますので、今の段階では病院のほうでは必要な人員とそれから必要な部屋に関しては確保ができるというふうなお話をいただいております。

それからニーズのほうに関しましては、こちらは御指摘のとおり出し方が難しいところではあったのですが、でも当局としましては保育園のほうに事前に病欠保育という児童の数は何人ぐらいいらっしゃるかというのを調査したところ、8月時点では在籍児童154人に対して1日平均4人お休みをされているということでしたので、小国町の保育園の利用児童234人で割り戻すと1日平均6人が病欠をしているという計算になります。しかし全員が利用されるかどうかかわからないというところでやはりアンケート調査も検討したのですが、調査結果のままその数字が実際に御利用があるかわからないというところで阿蘇市のほうを参考に数字を出したのですが、阿蘇市に関しては人口が2万7千人これは27年国調でありますけれどもその数字でいきますと、コロナ前は年間100人、コロナ後は30人利用されているということでした。ですので小国町と南小国町とで人口が1万1千人程度になりますので、初年度としましてはこの人口比でいきますと20人程度というところで仮の試算をしたところでございます。この資料のほうの下の病児対応型の送迎加算ありのほうなので、こちらに関してはやはり利便性を考えたところでは当日熱発したとかそういった当日から保護者様が仕事を休まずに病院のほうに病児保育を利用できるというのがいいと思われたので、実際送迎加算ありのほうも検討中ではありますがこれに関しては今後また病院様のほうと協議をしまして、どちらのほうの類型で始めるべきかというのを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　ずっと寝かせておくのかなと病室にですね、病室を1室あれしてからべ

ッドに寝かせられる状態で見るとかなという感じがしましたがけれど、どのみちあったらあったで便利というか子供の安全というかそんなのかなと思いましたがけれども、いかんせん年間20人程度の利用を見込んで委託料が450万3千円ということでした。これがどういう内訳というか450万円の詳しい中身を教えてください。また保護者の自己負担はどうなるのかも併せてお願いします。

子ども未来係長（原 麻梨子君） 450万3千円につきましては他市町村の予算の組み方というのを参考にしまして、これは国の子ども・子育て支援事業費の補助金のほうの対象になりまして補助基本額をそのまま予算計上しているというところで、ほかの市町村のほうもされていましてそれを参考に小国町のほうでも予算計上させていただいたところです。具体的にはこれは令和3年度の基準額になりますのでこれが来年度も同じかというのはまだわからないですけれども、その450万3千円につきましてはこれは基本分というものとあと加算分というのがあるのですけれども、あくまで基本分のところで実際利用児童が20人ぐらいであると仮定したところで450万円というところの基本額になりますのでそういった計算をさせていただいております。

もう1点、負担に関しては、それはまだ病院と協議中ですのでちょっとまだ具体的にはお伝えはできないのですけれども、ただ他市町村で例えば阿蘇市とかそういったところで設定されている利用額とほぼ同じ金額ぐらいで保護者様の負担も少なくなるようにというか過大にならないように利用しやすいような値段でというふうに考えております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） すみません、私ほかの他市町村の利用額を知らないのですが同じぐらいと言われてもぴんとこないのですが。

子ども未来係長（原 麻梨子君） 阿蘇市の事例でいきますと住民票がある方であつ課税世帯の方に関しては、5時間未満の御利用で1千円、それから5時間以上の利用になりますと2千円というような設定になっております。また菊池市とか大津町に関しては利用実施主体が病院ではなくて認定こども園だったりとかそういったところになるのでちょっと事情が違うのですけれども、5時間未満で500円とか1千円、それから5時間以上で1千円から2千円といった価格帯になっておりますのでそういったところかなというふうなところでございます。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） それでは進みます。次が、保育園費。60ページ、61ページ。そして62ページまで保育園費です。

副委員長（児玉智博君） 保育園費の報酬の地域おこし協力隊2名分について、ちょっと詳しく教えていただければと思います。基本的に地域おこし協力隊という基礎自治体というか市町村に

してみれば非常に安上がりの労働力だと言えると思うのです。しかもそれは国が見てくれるという事で。ただ保育というと保育士であれば専門職だし、それを全くよそから来る人2人を連れてきて一体どういう仕事を具体的にさせるつもりなのか、お聞かせ願えればと思います。

町民課保育園長（清高德子君） 地域おこし協力隊は、今年も本当に保育士不足で保育園は女性の職場というか女性が多くて出産とか育児休暇とかありました。その中で本当に保育士を探していく中でホームページに載せたりハローワークに載せたりとか文字放送とかおぐチャンとか広報とかでもいろいろ募集してきたのですけれども、なかなか見つからなくて本当に今なかなか若い人がいない状態なので少しちょっと目先を変えて、小国に興味を持った方が保育士の資格を持ってなおかつ小国に興味を持った方がいらっしゃったところで募集をしているところです。

副委員長（児玉智博君） では資格を持った人を地域おこし協力隊で雇って通常の保育士業務をしてもらおうということでもいいのですか。私、地域と保育園をつなぐとか言われていたので全く違う働き方をしようかと。例えば前、蓬莱保育園とか下城保育園には男の人がいないからということで警備員を雇ったりしてたからそういうイメージだったのですけれども。

町民課保育園長（清高德子君） もちろん本当にコロナ禍が収まったら地域とのつながりというか本来ならば子育て支援拠点とかのところにいていただいて、地域とのつながりとかを持っているんな活動ができたらなというふうに考えておりました。

副委員長（児玉智博君） 保育士資格。

町民課保育園長（清高德子君） はい、保育士です。

副委員長（児玉智博君） ならやっぱりこれ2人分で552万円というのは非常に安いですよ。昨日聞いたら結局月額報酬額が23万円だけでも総務課が言っていたのですけれども、いろんな資格とかできることその人がによっては27万円まで幅を持たせることができるというふうに言われていたのですけれども、短大まで出て保育士資格を取った人に最低額の23万円というのはあまりにちょっとどうなのかなと保育園なのに保育士資格を軽く見ているのではないかというような気がするわけですが、これは上げられないのですか。

町民課保育園長（清高德子君） お給料を上げるということですか。

副委員長（児玉智博君） 27万円まで幅があるのであれば。だってこれ23万円、最低額でしょう。

町民課長（生田敬二君） 地域おこし協力隊、今回募集をかけたのは先ほど園長が言われたところですが、通常保育士業務と合わせていろんな地域に行きたいとか保育士として働きたいプラス小国町のようなところで働いてみたいという方を募集したところです。保育士職というかたちで基本的にはさせていただくのでそこら辺の職員間の給与辺りも見ても会計年度当たりの金額も出てくるかと思しますので、そこら辺をちょっと検討して今のところはこの金額で募集をさせていただいて、またその後についてはちょっと検討したいと思っております。

委員長（江藤理一郎君） ほかにありませんか。保育園費。

なければ進めます。続きまして62ページ、児童館運営費、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、災害救助費までいきます。

副委員長（児玉智博君） 62ページの新型コロナウイルス感染症対応経済対策費でこの環境整備備品ということでありましたが、今国は緊急事態宣言とか今熊本がそうですけれどもまん延防止等重点措置が出された地域の医療介護の施設は、職員に週1回の検査をするようにということになっていてその検査キットのお金は国がみますというふうになっています。それは国は学校それから保育園も同じようなことを言っているのですが、今後また一応今月21日までまん延防止の期間があってその後どうなるかわかりませんが、恐らく来年もそういう宣言が出る機会はあるのと思うのです。これはそういった職員の検査キットもこの中に含まれているのか教えてください。

町民課保育園長（清高德子君） この中には含まれておりません。検査キット代は入っておりません。

副委員長（児玉智博君） ということは別のところでそういう検査を自分たちで検査をして感染していないかという確認を毎週するようなことはされるということですか。この中に入っていないということは別にあるのですか。

町民課保育園長（清高德子君） ほかに組んではおりませんが、今のところ組んではおりません。

副委員長（児玉智博君） 実際に職員の感染者も出たり園児がなられたりしているわけですが、やはり今後そういうことがないようにするためにその必要性というのはまだ感じていらっしゃらないのでしょうか。

町民課保育園長（清高德子君） 今年検査キットとかそれは買わせていただいてまだ少しストックがありますので、本当に緊急な場合はそれを使いたいと思っております。

委員長（江藤理一郎君） 次、進めます。63、64ページ。保健衛生総務費。

副委員長（児玉智博君） 歯周疾患健診委託料について少し教えていただければと思います。節目健診ということで30歳から10歳刻みでされておりますけども、これも来年度で3年目ぐらいにはなるかと思いますが、実際の対象者に対する受診率というのは上がっているのか、それとも変わらないような感じなのか教えてください。

健康支援係長（高村純子君） 成人の歯周疾患健診についてお答えします。令和3年度まだ途中ではありますが受診率が403名に対して11名、2.7%となっております。やはり若い世代30代、40代、50代辺りの受診率、受診者数というのはほぼゼロに近いような状況で、受診者の中で70代が最多を占めるような状況になっております。例年文字放送や広報紙やおぐちゃんやいろんな手段で個別通知も行いますが、なかなか受診率としては横ばい上がってはいない状況です。

以上です。

副委員長（児玉智博君） やはり30歳になる人とそれと40歳になる人ということで非常にそういう言わばまだ来年は3年目だから、要するに全員が初めて個別の通知が来るわけでしょう。やっぱりそうではなくて全ての30歳以上の人を対象にするとかやって、毎年そういう通知が来るような環境を作っていないとなかなか受けてみようかという気にはならないのではないかと思います。対象者を広げるような考えはないでしょうか。節目ではなくて毎年の健診にするというような考えは。

健康支援係長（高村純子君） 歯周疾患健診は、健康増進事業の補助事業で3分の2補助をいただいてやっております。対象年齢が今申したように節目の年齢の者だけになっておりますので、全員にするという町の持ち出しが増えることになりますので、そこら辺は十分検討していく必要があるかと思っております。

副委員長（児玉智博君） わかりました。

では対象者をもうちょっと広げるのは難しいというのであれば、やはり年です。夏場と秋ですかね。特定健診やっていますけれどやっぱりそれと併せて個別ではなくて機会健診として行っていく。だったらもうその特定健診を受ける人はならついでに歯周疾患健診もということでマルをつける人も増えるのではないかと思います。いかがでしょうか。

健康支援係長（高村純子君） 体の健診と併せて歯科の健診をされている自治体は確かにあります。産山村とかはそうされていたと思いますが、本町での実施体制を考えると場所の問題と協力していただける歯科医師の確保の問題からなかなか現実的には難しいかなと思っておりますので、今は10年に1回の健診なので是非受けてくださいというような勧奨をしているのですが、もう少しその方法だったりどうやったら関心を持ってもらえるかというほうに力を注いでいきたいと思っています。

委員長（江藤理一郎君） ほかにありませんか。

では65ページ、予防費。66ページの環境衛生費、そして清掃総務費までいきます。67ページまで。前段まで。

7番（西田直美君） 66ページの負担金補助及び交付金のところで浄化槽補助金746万円出ておりますが、小国町で浄化槽の設置率、件数はどれくらいになりますか。

支援係長（前田孝也君） お答えいたします。

小国町における浄化槽の設置基数ですけれども現在のところ直近で集計したものについては、まず単独処理浄化槽は155基です。あとは合併処理浄化槽については1千35基、合わせて1千190基が浄化槽設置の基数となっております。

もう1点御質問は。

7番（西田直美君） 率は。設置率。世帯数に対しての率。

支援係長（前田孝也君） 世帯数に対しての率ですか。

68.81%になります。

7番（西田直美君） これは世帯数に対してということですよ。

支援係長（前田孝也君） そうですね。

7番（西田直美君） はい。

委員長（江藤理一郎君） 次、進みます。ほかにございませんか。衛生費までは、よろしいですね。では続きまして、90ページ。90ページに飛びます。90ページ、教育費。教育委員会費それから事務局費。90、91、92ページまで。92ページの上段まであります。

7番（西田直美君） 91ページの一番下になります小国高校支援補助金180万円ですが、これは大体どういうことに使われているのでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） お答えします。

令和4年度の予算要求の補助金の内容につきまして、生徒の学力向上及び進路目標達成に係る事業で約170万円、それから就学支援事業こちらで90万円、広報活動事業で25万円、部活動支援事業で15万円の小国町と南小国町の分を足して300万円となっております、そのうち本町の負担分が6割ということで180万円を計上させていただいております。

7番（西田直美君） すみません。もうちょっと具体的に教えていただいてもよろしいですか。学力向上とか就学支援どういうことを具体的にやっているのか教えてください。

学校教育係長（後藤栄二君） 生徒の学力向上及び進路目標達成に係る事業につきましては、学校のICT化事業ということで小国高校現在学習ドリルとしてスタディアプリを入れております。これにかかる費用として90万円程度です。それから検定資格取得の補助の分で30万円。それから進路関係の書籍、テキストの購入というところで10万円。課外活動費補助で40万円となっております。就学支援事業につきましては、新入生の入学金補助、これ1人当たり予算では5千650円で上げております。それから同じく新入生の教科書購入補助で音楽、書道、選択制になるかと思うのですがけれども1人当たり6千円です。それから県外出身者からの通学費ということで1人当たり2万円で計上しております。広報活動につきましては、学校の道路、国道敷、いろんなところに看板上がっていますが看板作成費用となっております。それから部活支援事業につきましては、高校総体、文化総体、総文祭の遠征費用となっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 小国高校支援補助金が出始めてからもう何年なるかな。6、7年ぐらいそんなにならないかな、5年ぐらいですかね。その間の小国中学校から小国高校への進学率ですね。それがどのように変わってきているのか。それとも変わっていないのか教えてください。

学校教育係長（後藤栄二君） 小国中学校卒業生から小国高校進学者の推移につきましては、ここ3年につきましては平成31年度入学が32名、令和2年度入学が32名、令和3年度この年が

非常に少なく18名となっています。今の高校1年生につきましては1クラス。南小国中と他校よそからもきておりますけれども38名という1学級になっております。本年度の受験生につきましては、小国町と南小国町合わせまして、50名を超える予定になっております。

副委員長（児玉智博君） ちょっとここ3年だとその前との比較ができないので、これが支援補助金というとそれは進学者を増やすことだけが目的ではないのだけれども、やっぱりより小国高校に進んでいただいて将来的に統廃合、県立高校再編の対象にならないようにというのがそもそもの出発点だったのではないかと思うのです。だからこれをするによって進学率は増えているかどうかというのは当然毎年毎年点検していくべきではないかと思うのですが、そういうのはしていないのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 小国中学校からの進学率につきましては、平成23年度入学からの資料を持っているのですけれども大体40%から高いときで60%の進学率になっております。ここ3年につきましては59.3、54.2、去年はちょっと低くて34%という数字になっております。実際この補助金を出して実態ちょっと比較するのは非常に難しいのですけれども、町としては小国高校存続のために支援をしていきたいと考えております。

副委員長（児玉智博君） なかなかおっしゃるとおりこれが出したからさっき言われた54.2%なのか、それとも出してなくても54.2%だったのかというのはなかなかそれは検証のしようが難しいと思います。

それでもう1点確認なのですが、令和3年度は補正予算で出てきました早稲田大学から学生がきて持ち回りで高森でしたり阿蘇中央でしたり小国高校でしたり、令和3年度が小国高校の番だったということでしたけれども。それは今回は当初予算でこの中に入っているのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 今年度補正に上げました大隈塾を実施するためキャリア教育の推進についてはこの補助金でもともと上げてはなかったのですけれども、この補助金には令和4年で含まれておりません。別にも特に上げておりません。計上しておりません。

7番（西田直美君） それについてなののですけれども、今年もやる予定はあるのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 今のところ小国高校と協議をしております、コロナ対策を万全にした上で3月15、16日で今のところ実施予定としております。

7番（西田直美君） 来年度、令和4年度の予定はないのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 以前お話も出ましたけれども、高森高校、阿蘇中央高校、一番はそれが連携して3年に1回という持ち回りでできればいいかと思っているのですけれども、小国町としては南小国町もそうですけれども来年度については計上しておりません。

7番（西田直美君） ちょっと関係ないかもしれないですが、私この間早稲田に行っている子と話をしてそうやって早稲田の学生がきてこういうことをやったという話をしたのですが、自分たちのサークルで都会の子たちが多いので小国高校の中学生でもいいし高校生でも何かそういう交流

ができて自分たちが何か役に立つことがあれば喜んで来る人たちがいると思いますけどねということをおっしゃったので、そうするとお金もほとんどかからずにそういう交流もできるかなと思ってですね。そういうのはやっぱり民間ベースでやったほうがいいのですかね。教育委員会に言うよりも直接学校のほうと話をしたりとかのほうがいいのでしょうか。中学校、高校とかにまたぐみたいなかたちになると。

町長（渡邊誠次君） 私から答えさせていただきたいと思います。

大隈塾に関しましては高森町からお話をいただいたところが一番大きいところだと思いますが、やはりしっかりと交流だけではなくて講演も含めてノウハウ、スキルを持った方にきていただくというところなのでお金をお出しするというのが非常に大きいと思います。町としましても両町ですごく考えました。このコロナの状況の中でやるのかやらないのかという話もしましたが、小国高校側から今回だけはどうしてもしていただきたいという旨としっかりコロナ対策を万全に行いますのでという両方のお答えをいただきましたので、今回は3月の15、16日で行うと。また今後につきましては、同じように大隈塾であれば阿蘇、高森、小国、南小国、話をしながらどういうふうなかたちにするか、まだ具体的に決まっておられませんので継続はしていきたいとは思っております。全部で連携しながらしていきたいとは思っておりますけれども、かたちが決まっていないということがございます。また通常の交流の部分につきましては、安くでとか無料でとかいうかたちもあるかもしれませんが、それは個々においてまた判断の材料がたくさんあると思いますので個々について判断させていただきたいと。また学校側でも判断されるというふうに思います。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） では次、進みます。92、93ページ、小中高連携事業推進費、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、幼稚園費の教育振興費までです。ございませんか。

では93ページ、教育費、小学校費、学校管理費。94ページ、95ページまで学校管理費があります。教育振興費まで。すみません教育振興費までいきます。96ページ、教育振興費、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費。

副委員長（児玉智博君） 95ページの就学援助について1点確認しておきたいと思います。単価が22年度引上げになりますが、それは準要保護者への単価もそれに合わせて引き上げるのかどうか教えてください。

学校教育係長（後藤栄二君） 児玉議員のおっしゃるとおり2022年度から要保護生活保護世帯の国の基準単価が上がっております。町のほうも今回小学校の入学準備金といいますか新入学児童生徒学用品費のほうで5万1千600円から5万4千600円に上がっておりますので、それに準じて支給していきたいと思っております。

委員長（江藤理一郎君） なければ次、進みます。

教育費の中の中学校費、96、97ページ。そして98ページまでです。ございませんか。98ページの上段までです。

副委員長（児玉智博君） 98ページとかです。小中学校ともなのですけれども、図書等購入費で2022年度から26年度が対象として第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」ということで、全ての公立小中学校において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図るというふうにしておりましたけれども、まず今現在小国小中学校でこの標準ですね、これは達成できているのかということの確認と今後のその図書の更新であったりとかその新聞の部分はどうなっているのか教えてください。

学校教育係長（後藤栄二君） 図書の国が示す達成状況につきましては、小国中学校のほうは達成しておりますけれども小学校のほうはまだ未達成の状況にあります。ただ図書室の大きさスペース等もございますので古い本を新しいものに変えるというスタンスでももちろん増やすというところで考えてはおります。

今年度の予算につきましては、図書購入については学校の要望どおり予算を通させていただいたところであります。

それから新聞の蔵書といいますかその件につきましては、現在学校におきましては熊日新聞と中学校につきましては朝日の子供用の新聞を置いております。あと1冊ずつというところで考えておきまして、そちらにつきましても消耗品のほうで5万円程度配慮させていただいたところがあります。

副委員長（児玉智博君） やはり新聞を使った効果を非常に上げているのかなと思うのが、よく西田議員が質問される南小国町のきよら塾です。やっぱり読解力とか文字を書く力なんかが出ていくということなので、確か町長の施政方針でもそういう読書時間がどうかというのが出ていましたので、そのためにも中学校は標準を達成しているけれども小学校は達成していないのだという答弁でありました。これ5か年計画ですけれどもその計画中にそれを達成するつもりというのか、その予定はあるのでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 今新聞の拡充これについては御理解いただけたかなと思っております。それから図書の本、蔵書数なのですが先ほど担当からありましたように図書室の大きさこれが非常に確かにデメリットになっておりますので、先ほど担当から申しあげましたように新しい本をしっかり拡充していくというようなところでそうした部分での新陳代謝をよくするというような部分は今しっかりやっているとところでございます。またその蔵書の部分につきましては、ほかにまだ拡充できるかどうか等について今後研究したいとは思っているところです。昨日小中学校の教育研究会のまとめがございましたので次年度辺りの話をさせていただいたのですが、今の部分につきまして本町で掲げております情報化社会への対応といったような部分でパソコン室あるいは

図書室の充実ということについては特に昨日お願いをしたところでございますので、今後は図書室やパソコン室はどのようなかたちになっていくかといった部分も含めてしっかり検討していきたいと思っております。必要があればまたすぐに対応する部分があればまた補正等でのお願いもすることもあるかもしれませんし、実際に今年度3年度で作ります読書計画にのっとり今後学校の図書室の在り方についてはしっかり考えていきたいと思っております。

委員長（江藤理一郎君） 次進みます。98ページ、教育振興費、寄宿舎住居費。99ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。

7番（西田直美君） 98ページ一番下になります寄宿舎居住費の分で1千364万8千円というのが出ております。スクールバスに中学生も乗れるようになったと聞いておりますが、スクールバスを利用するようになった生徒それから寄宿舎がそれで人数がもし減ったのであれば今現在若しくは4月からの予定としてどれくらいの生徒が御利用になるのかというのを教えてください。

学校教育係長（後藤栄二君） スクールバスの中学生利用につきましては、3学期から朝の登校のみでありますけれども実施したところであります。それに対して中学生のほう12名利用。現在今11名なのですけれども利用をしております。町のほうから実際寄宿舎生については一応スクールバスは対象外になりますということで先にそういった通知もしておりましたので、現在寄宿舎生のスクールバス利用はございません。それから来年度につきましては、まだ全然寄宿舎の申込みが学校を通じて上がってきておりませんので、スクールバス利用につきましては6キロ以上の世帯の方で2人スクールバスを利用したいというところが出てきておりますので、この2件については寄宿舎を利用しないのではないかと考えております。

7番（西田直美君） それでは令和3年度で寄宿舎の利用は男女で何人ぐらいですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 男女別の人数を把握していません、申し訳ございません。

現在18名が利用しております。男子が5人ぐらいで非常に少なかったかと思えます。

7番（西田直美君） やはり1千300万円というのは少ない金額ではないと思うのです。スクールバスが利用できるようになったというので、今回対象外というふうになってはいますが、寄宿舎にもしかしたら入るような方でスクールバスを利用できるということがあれば宿舎はなくてもいい方向にはいかないのかなとかちょっと思ったのですが。さすがにすぐにそういうことにはならないとはもちろんわかっていますけれども、老朽化する、修理は費用が掛かる、なかなか舎監の先生も見つからないとかいう話もいろいろ聞いているので、そういうところを根本的に解決していく方法。スクールバスお金どうせいっぱい掛かっているしとか思うと、そういうのが考えられないかなと常々思っているところなのですが。

町長（渡邊誠次君） その部分に関しましては、ニーズと財源といろいろ考えるところありますが急激にこうするという考えはございません。ただ今からコロナの対策においてもやはり寮でコロナに感染をされると集団で感染される可能性とかもありますので、その部分ではいろいろと考

させていただきながら少し年度はかかるかもしれませんが徐々にいろいろな見方を検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 行き違いなったらいけないので。寄宿舎に入ればスクールバスは使えませんよと。スクールバスを使うなら寄宿舎はちょっと御遠慮願うということなので、どちらかを選んでもらうということにはなります。

委員長（江藤理一郎君） よろしいですかね。

では100ページ、社会教育費、社会教育総務費。101ページ、公民館費です。

副委員長（児玉智博君） 社会教育総務費の人権子ども会学習会指導者謝礼ということで、まず人権子ども会、黒淵子ども会というものもあるのです。ただ黒淵でそういう学習会はしていないし、しても多分町はお金出してくれないのではないかと思うのですけれども、人権子ども会と地域の子どもの会の違いというのをわかりやすく教えていただければと思います。

教育委員会事務局次長（久野由美君） 人権子ども会と子どもの会の違いということで質問だったと思います。人権子ども会の目的は、基礎学力を付けるとともに人を大事にし仲間としてつながり合いみんなが幸せに生活していける社会を築いていく子どもを育て、あらゆる差別を解消していく実践力を身に付けることを目的としています。子ども会活動は、地域の活動として理解をしています。

副委員長（児玉智博君） あらゆる差別を解消していくと。以前言われていたのが差別に打ち勝つ、負けない心を養うとかなんとかいうのも言われていましたけれども、おおむね今説明されたようなことではないかなと思うのです。あらゆる差別を解消していくということで、その中でもやっぱり行政が人権といえば同和と書いてはないけれども同和ですよ。そこでやっぱりもうこれは私たち部落差別というのは社会的には解決している解決済みの問題だという立場と、多分解決していないというような立場の違いではあると思うのですが、でもさっき隣保館長の差別事象というのと2002年以降どういふのがあるのかと。小国町ではもうないわけですよ。熊本県内ではありますよと言ったけれども何か落書きで誰が書いたのかもわからない。あそこは同和地域ですかという問合せがあったと。何で問い合わせることが差別になるのかというふうに私は思うのです。やっぱりそれはずっと何十年間も国が公費を投じてそういう事業を行ってきたところがどこだというのは当たり前ではないですか。そんな本当にそれが政治として正しい政治が行われていたのかと点検するのはそれは国民の権利なわけで、それはやっぱり同和地区がどこかというのがわからないとそういう研究も学術研究もできないというので、そもそもそのどこが差別だというふうに私に言わせれば思うわけですがけれども。でもこれ別に共産党がそう言っているわけではなくて、自民党の友誼団体の自由同和会も部落地名総鑑が発見されたと。解放同盟なんかは差別につながる助長すると大騒ぎするわけですがけれども、同じ同和団体の自由同和会はそんなことを大騒ぎす

ることではないんだというわけです。それがいまだ差別があることの根拠にすることは差別の現状を見誤るといふに指摘しているわけです。ですから私はこういう特定の地域の集会所でいつまでもそういう学習会をやっていること自体が、私はこれは差別を再生産しているのはむしろ町なのではないかなと思うわけですが。まずやっぱりこういうやり方から基礎学力を付けないといけないのは全ての子どもたちではないですか。学力が必要なのは。ですからやっぱり場所も変えてよりたくさんの方が参加できるような場所、例えばここですよ、ここでやっていくべきなのではないか。そっちのほうに予算を回すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 学校で人権問題といったときに同和問題だけということはありません。全部のものをカリキュラムの中に組み込んでやっておりますので、そこは誤解なきようお願いいたします。

それから今学習会の場所につきましては、内容、状況等に合わせて隣保館でしたりあるいはときには学校内で標語を作ったりとかいうようなこともやっているかと思っています。特定の場所だけでもございませんで、教育効果が上がるようにといった部分ではしっかり努力もさせていただいているところでございます。

委員長（江藤理一郎君） では暫時休憩に入ります。2時15分まで休憩します。

（午後2時06分）

委員長（江藤理一郎君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後2時15分）

委員長（江藤理一郎君） それでは、101ページ下段の集会所運営費、こちら町民課の案件ですかね。101、102ページです。

副委員長（児玉智博君） 集会所運営費について聞くのですが、隣保館もそうなのですけれどもう役場は「どこの地域は旧同和地区ではないですか」とか「私の土地は地区外ですか、地区内ですか」とかあるいは「お宅の自治体にそういう同和地区はあるのですか」というそういう問合せがあったらもうそれは差別事象と言って大騒ぎされるわけです。それをわざわざ「うちの町であった」といふにほかの自治体にも知らせるわけです。だったらその理屈で言えば隣保館があるということはおうちの町には同和地区がありましたと言っているようなものだし、同和集会所があればこの辺が同和地区ですよというふうに言っているようなものだと思うのです。ましてその地図にも載るわけです。今は Google マップなんかで検索すればピンポイントで出るわけで、それはもう世界中にそれを言っているようなものだと思うのですが、そこに矛盾は感じないのですか。そういうお尋ね自体が差別事象というのであれば、こういう集会所とか隣保館はもう名前ももう変えてしまったほうが良いと思いますけれども、いかがですか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 先ほど地区があるというところで、それは差別ではないかということで取り上げるという話があったかと思いますが、例えば差別の事象が発生したこれほどの人権に対

してもそうなのですけれども、その場合にはまず確認をさせていただくという方法をとりたいと思っております。確認をしましてただそこに差別発言があったということだけで一方的に話を進めるわけではなくて、どういった意図があったのかとかというその内容の確認をしていくところです。確認をしていった上でそれぞれの関係機関とも相談をしながら慎重に事を進めていくところです。その発言があっただけで差別だということでは決めつけるということではございません。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　そういうのであればもうちょっと詳しく館長が差別事象だと言っている事例を菊陽町とか菊池でとか言われましたけれども、詳しくではどういう意図でそういうことを誰が役場に問合せしたのかを教えてください。それはちゃんと検証しないといけないと思いますから、私も検証させていただければと思うのですが。

隣保館長（吉岡晃宏君）　町のほうで差別発言があって確認をとるところは私のときは特に起こってはおりませんが、先ほど午前中に話しました差別発言に関しましては私が聞いておりますが、どこどこ地区には同和地区があってそういった意味では何か遅れている地域ではないかというような発言がありました。それまでにそれだけで差別と決めたわけではなくて、ではなぜそういう質問をするのか、それはどういった意図だったのかというのを担当者が聞いて、その発言をもとに差別に当たると判断したときには、それは差別に当たりますのでこれからこちらのほうで啓発していきますので一緒に勉強していきませんかというところで一緒に解決に向かって進めていくというところで取り組んでいるという話を聞いております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君）　3回目ですので、簡潔にお願いします。

副委員長（児玉智博君）　いやだから具体的に言ってもらわないと。その今言われた町というのがどの町なのか。聞いてきた人は一体、その名前は言わないでいいですよ、誰々さんという。性別、年齢、職業、遅れた地域なのではないかなと思った、それだけではない。同和地区だから遅れているのではないかと思ったのは差別ではないと言われました。でもそれ以上ちょっと深めていくとそれは差別の意思だよというふうに誰が判断したか知らないけれど判断された人がいるわけでしょう。その決め手となったものが何なのか。そしてそもそも一体どんな目的でそういう発言をしたのかを説明していただかないと、それが本当に差別かどうかというのは本人にはわからないことだけでも、私も今の説明だけでは本当に差別なのかどうかかわからないのです。

隣保館長（吉岡晃宏君）　先ほどと同じになってしまうかもしれませんが、私がお話しした情報以外のものは持ち合わせておりませんので、詳しいその人だったり性別だったりというのはこちらで把握しておりません。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） 次進みます、102ページ、文化財保護費、交流多目的施設費。それから103、104ページ、町民センター費までいきます。ございませんか。

では104ページ、坂本善三美術館費。105、106ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。

副委員長（児玉智博君） 105ページの坂本善三美術館費が一般会計に入れられて最初のあれですけれども。確認させていただきたいのが、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費でトイレ改修費です。要するに今言われたのが便座を洋式に変えて、流すときに蓋をすれば飛沫が飛ぶこともないので感染対策になるということでした。それとエアータオルか何かをされるのかなと思うのですけれども、違う手をかざしたら水が出てくるやつに変えるというのはわかりましたが、ただ結構あれも造られてから時間が経って私も同じ黒淵ですから使ったことはあるのですけれども、ちょうど使ったのが特に梅雨とかいうわけではないのですけれども雨の日で結露が非常にひどくて、床なんか水が漏れたのではないかというぐらい水浸しではないけれども濡れている状態とかって非常に衛生的にどうなのかなというのがあったわけです。それでなかなかこれまでもいろいろ修繕で手を加えたりしているところではあるかと思うのですが、もうちょっと特にやっぱりトイレというところでお客さんとかが気にする部分でもありますし、お金はかかるのかもしれないですがもうちょっと便座、水洗以外にもこの際改修をやったほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 御指摘ありがとうございます。

今回はこのコロナ対策交付金を利用するというので、水洗の飛沫防止というかそれと自動洗浄で非接触型という部分がやはりコロナ対策としては対応できるかと思います。あと老朽化についてはそのままイコールではなかなか難しい部分とありますので、そちらについてはまだ今後の課題とさせていただきたいと思ひますし、結露については今回の部分で対応できそうな部分があればもう1回専門の方に見てもらって、どういった対応でどうできるか、この予算の中で対応できれば少し考えてみたいと思ひます。

委員長（江藤理一郎君） 次に行きます。106ページ、保健体育総務費。それから107、108ページ、体育施設費までいきます。ございませんか。

なければ108ページ、給食センター費。109ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。

副委員長（児玉智博君） これも新型コロナウイルス感染症対応経済対策費なのですが、何かエアータオルを増やすというようなことも言われておりました。基本的にこれはわからないというか教えてもらいたいのですけれども、今役場庁舎内この町民センターもそうですけれども、エアータオルがトイレにあるのだけでも使用禁止になっていますよね。それは手を洗って水が飛び散るから駄目ということ。ウイルスが含まれていたらという意味でそうになっていると思うのですが、

給食センターではエアータオルを使って大丈夫なのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 前回は2台導入しているのですが、今回も入れるエアータオルにつきましては医療機関でも使われているエアータオルで、紫外線による消毒をしながらのエアータオルが出てくるということで、非常に衛生面にすぐれているというところに入れるものであります。

副委員長（児玉智博君） 紫外線でウイルスは不活化するのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 詳しいことまではわからないのですが、今医療の手術する前に医者が使うようなエアータオルでもありますので、もちろんそういった殺菌作用辺りの衛生面には非常に効果があると思っております。

副委員長（児玉智博君） 手術前にここまで洗われるわけですよね。医者、看護師がですね。恐らく同じように調理員たちもされているから多分エアータオルで飛ばしても大丈夫なのかなと理解しておきます。

委員長（江藤理一郎君） ほかがございませんか。

なければ一般会計の歳出が終了いたしました。

質疑漏れございませんか。

7番（西田直美君） 96ページの一番上になります。小学校費の中で新型コロナウイルス感染症対応経済対策費が前年度が490万6千円、本年度が廃目整理ということでゼロになっているのですが、ゼロになった理由は何でしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 私のほうで説明させていただきましたが、先ほどの96ページと併せて99ページ一番下に中学校費も廃目になっています。これは小学校、中学校のコロナ対策を教育総務費、92ページから93ページにかけてになっていますがそちらのほうに予算計上を移させていただいたためです。理由としましては小学校、中学校で共同で使うものだったそういった効率性を考慮して、今回一本化で小学校、中学校のコロナ対策を教育総務費の新型コロナウイルス対策として計上させていただいているのでそこが廃目というかたちになっております。

7番（西田直美君） ということはこの間私クラスターの議員説明のときにちょっとお話しして、急に学校が休みになったときに子供を預けられない家庭、お母さんも働いているとかひとり親家庭であるとかというところの急に預けることができなくて大変な思いをする人がいるというところなんかを、今回はこの教育総務費の中に計上されていると考えていいのですか。そういう人たちのいわゆる救済策というか困っている人の救済策。中学校でそれを必要と私は基本的に思わないのですが、小学校の低学年とかそういう子たちを預かれるようなさっきの病児を病院で預かれるようにするというのと同じようなかたちで、急にそうなったときの救済策というのは何かこの中に入っていると考えてもよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 92ページ、93ページにわたって書いてありますコロナ対

策費の中には、その予算、費用は含まれておりません。

7番（西田直美君）　ということはまたこのあと第7波、第8波もしかしたらあるかもしれない。あることも想定した上でのいわゆる危機管理みたいになると思うのですが、その場合にこの間言っていたきらきらであるとか学童保育であるとかというところに生徒を預けられるようなことというのは今後検討なさっていただけるのですか。

教育委員会事務局長（木下勇児君）　コロナの感染状況によって臨時休校であったり学年閉鎖、学級閉鎖、今もいくつかやっていますけれども、その場合にはやはり学校に來れない状況、きてもらえない状況なので、これを預かるというのは非常に難しい。申し訳ないけれど基本家庭のほうで対応をしていただくということで考えております。

委員長（江藤理一郎君）　ほかにございませんか。

6番（大塚英博君）　64ページの負担金補助及び交付金の中の食生活改善推進員協議会補助金でございませんか。この協議会の活動はかなりの活動をしていると思いますが、抜粋して言っただけませんか。

健康支援係長（高村純子君）　令和3年度の食生活改善推進員の活動について実績がわかっている分を報告したいと思います。年6回、1歳半健診のおやつ作りをやっていただいております。また防災事業として各地域の公民館に出向いて事業を行っていただいたのが年6回です。そのほかにも男性料理教室や保育園、小学校、高校での調理実習などをコロナ禍の中ではありますが、感染が落ちついている時期や感染対策に十分配慮をしながら実施をしていただきまして、今現在年間21回の事業を実施していただいております。

以上です。

6番（大塚英博君）　非常に大変な事業をやっているわけなのです。この項目中に食生活改善推進協議会の補助金というのがぼつんとここに出ているのですけれども、これは非常に全体的な流れの例えば施設訪問であったりそういうふうな福祉関係の事業として非常に力を重く受け止めてやっているがゆえに、ここに補助金というかたちでほかの団体にはない協議会というものがぼつんと出てきているのです。その重みというのは非常に大事な部分だと思うのです。その中で17万円という金額は以前からもその金額がずっと出されていますけれども、はっきり言って活動はこれから増えていくと思うのです。例えば子供の支援であったりいろんな面においては福祉活動が増えていくと思います。そういう面において17万円という金額は以前からそのままの状態であって、これから先本当にその重きを受け止めたならばそのところに対してはやっぱり行政のほうからもいろんな面で支援をしてもいいのではないかというふうに私は思いますけれども、いかがですか。

健康支援係長（高村純子君）　この17万円の推移というか、だんだん減ってはきているのですがその詳細は今持ち合わせておりませんが、減らしていく中で食生活改善推進員との取決めという

か中では例えば役員会をするときだとか総会をするときの会場は町のほうで予約をして町の会場を使っていたとか、あと今回も予算に計上しておりますがひとり暮らしの食事会令和2年度、3年度実施できておりませんが、4年度コロナが落ちついた暁には2回予定をされておりますのでその分の会場の借用費だとかを町のほうで持つというふうにしておりますので、その部分で後方支援をしているところであります。

以上です。

6番（大塚英博君） 大体わかりましたけれどもやっぱり頑張る協議会であったり、いろんな頑張る組織というのはやっぱり非常に大事な部分ではなかろうかと思っておりますので、これから先はそういうところに対しても温かい応援をしてもらいたいと思っておりますけれども。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ほかにありませんか。

なければ、歳入に入ります。

副委員長（児玉智博君） 通学路の安全対策とかも建設課だから産業委員会の所管になるのですかね。もし答えられるならお願いしたい。

委員長（江藤理一郎君） 予算の中ではありますか。大丈夫ですか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 今度ちょっと一般質問にもありますところですが、千葉県で悲惨な事故があった後に国のほうからの要請も受けまして、教育委員会のほうも点検を実施したところ。その中でやはり教育委員会で直接ハード面をやるのはなかなか難しい部分ありますので、公安委員会だったり道路管理者である県土木、町の建設課この辺りと連携してパトロールの時もここはどこのほうで受け持つのかという役割分担といいますかその辺りぐらひは確認をとれておりまして、あんまり言うとも一般質問のとき気の毒ですけれども。標識だったり横断歩道だったり町の建設課でいけばガードレールだったり、今年度も実施をしていただいておりますしもう少し期間3月ありますのでもう少し予算の中で今年も動いていただいて持ち越した分は来年というかたちになるのではないかと思います。

委員長（江藤理一郎君） なければ、歳入に入ります。

では歳入のほうですけれども、15ページ、民生費負担金です。衛生費負担金まであります。よろしいですかね。

次のページ16ページ。使用料及び手数料の総務使用料、建物使用料です。48万1千円。

それから民生使用料、地方改善施設住宅使用料、福祉センター悠ゆう館使用料、ふれあい広場照明使用料、隣保館使用料です。ございませんか。

では17ページ、教育使用料、学校教職員住宅使用料以下、坂本善三美術館入館料までございます。よろしいですか。

7番（西田直美君） 17ページ一番上です。学校教職員住宅使用料ですが、今何軒ぐらい入って

いて、家賃はおいくらでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） 今現在8戸全体ありまして、うち半分の4戸入居しております。

家賃につきましては、1万円と1万1千円でございます。

委員長（江藤理一郎君） よろしいですか。

次が17ページ、使用料及び手数料の総務手数料、上から3段目自動車臨時運行許可手数料、一つ飛んで戸籍関係交付手数料から印鑑登録証交付手数料まであります。

同じく17ページ、衛生手数料です。犬の登録それからその他証明手数料。よろしいですか。

18ページ、民生費国庫負担金、障害者福祉費負担金から保健衛生費負担金。詳細で言いますと新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金までです。よろしいですか。

では同じく18ページ、国庫支出金、総務費国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金、二つ飛んで次の民生費国庫補助金の中の地域生活支援事業費補助金全部です。

副委員長（児玉智博君） 保育士等処遇改善臨時特例交付金ということで9千円だったですかね会計年度任用職員の方に支払われるわけですが、先ほど言われた地域おこし協力隊です保育士の仕事もする人です。その2人はこの交付金の対象にはなりますか。

町民課保育園長（清高德子君） この中は会計年度任用職員のみです。入っておりません。

委員長（江藤理一郎君） ほかにありませんか。

19ページ、衛生費国庫補助金。

それから7教育費国庫補助金。

そして国庫支出金の総務費委託金の中の中長期在留者住居地届出等事務委託金とその下が基礎年金市町村事務委託金。

そしてその下の県支出金の障害者自立支援給付費負担金、障害者医療負担金。ございませんか。

次のページ20ページ。同じく障害児施設措置費負担金から養育医療給付費負担金までです。よろしいですかね。

同じく20ページ、総務費県補助金の上から4番目人口動態調査事務補助金、そして二つ飛んで民生費県補助金の社会福祉費補助金全て。それから児童福祉費補助金こちらも全部です。それと介護保険費補助金。その下の保健衛生費補助金。ありませんか。

では飛ばします22ページ、県補助金の教育費県補助金。その下で災害復旧費県補助金が一部町民課所管です。

下段が県支出金の中の民生費委託金、人権啓発活動。よろしいですか。

23ページ、教育費委託金、支援学校給食委託金。

続きまして、財産収入、利子及び配当金の中の上から7番目、奨学金事業基金積立金利子収入。

そして24ページに飛びます。繰入金、奨学金事業基金繰入金82万8千円。

教育委員会所管25ページ、諸収入、災害援護資金貸付金元利収入。それから奨学金貸付金元

利収入。

続きまして、諸収入の中の民生費受託事業収入、後期高齢者一体的事業委託料。ございませんか。

26ページ雑入。電話料外、それから一つ飛びまして中学校寄宿舎宿泊負担費から一時預り事業負担金まで。そして二つ飛んで地域生活支援事業負担収入、高齢者等活動支援促進施設負担収入165万4千円。四つ飛ばして地域福祉計画推進に伴う社協負担収入、それからその下の地域交流促進事業収入、二つ飛ばしてミュージアムショップ売上、美術教室参加費、一つ飛ばして後期高齢者医療事務費補助収入、二つ飛ばして病児保育事業負担収入。

下段が給食収入の中の学校給食収入（現年度分）、27ページ、学校給食収入（滞納繰越分）、そして保育園給食収入の職員、実習生等。ございませんか。

一般会計の歳入が終了いたしました。

質疑漏れございませんか。

委員長（江藤理一郎君） すみません、私からよろしいでしょうか。

歳出のところの64ページ。負担金補助及び交付金の中のこのとり支援事業助成金についてです。こちら不妊治療費の助成等ございます。年間1人で10万円という予算を含んでおりますが、こちらについて他市町村を見ると一般不妊治療に関しては他市町村5万円まで出しているところ、それから10万円まで補助を出しているところがございます。小国町のホームページを見ますと一般不妊治療についてではなく特定不妊治療についてのみ10万円というかたちで表記してございますが、一般不妊治療についての手当て等はございませんか。なぜないのでしょうか。

健康支援係長（高村純子君） 町が行うこのとり支援事業について少し説明をさせていただきます。

この事業は平成23年度から開始しておりまして、開始当初は一般不妊治療も特定不妊治療も両方助成をするような要綱にしておりました。ただ平成30年に県の事業に準ずる内容に変更しております。理由としては当時の申請方法が事前申請、治療を開始する前に申請が必要だったり、また県の補助事業との申請方法の違いだとか両方併用ができたのですけれども、その不明瞭さなどがありまして要綱改正をしたところでもあります。そのときに県の事業に対象者も方法も準じて県の助成額を控除した額を年間10万円まで助成するというふうに改正をしました。ただその後県のほうでも一般不妊治療助成事業について取り組む市町村に、4分の3補助を出すように令和元年度の後半からなりまして取り組む自治体が増えたとは思いますが。ただ令和2年度になると一般不妊治療、特定不妊治療ともに保険適用化の話がありましたので来月4月からは保険適用になるので今その移行期だと思っています。保険適用になったらどの部分に助成をしたほうがいいのかということ、一般不妊治療も特定不妊治療も含めて今検討しないといけない時期だとは思っているので、また4月以降保険適用後どの部分に助成をしたほうが一番負担が少なく済むのかということ、これは検討していきます。

一般不妊治療と特定不妊治療の違いというのがわかりづらいかと思いますが、一般不妊治療というのはタイミング法と人工授精と言って割と費用がかからない。1万円代で行われる治療になりますが、特定不妊治療になりますと体外受精や顕微授精になりまして費用にすると30万円から50万円以上かかるような保険外の治療になりますので、より高額な治療が必要な部分に今助成をしているところであります。

委員長（江藤理一郎君） 一般不妊治療の中で人工授精を希望されている方が町民の方で例えばいらっしゃった場合に、その辺りの他市町村と比べてなぜ小国が手当がないのかという問合せもありましたものですから、今回4月から保険対象になるということで十分検討していただきたいと思います。

委員長（江藤理一郎君） では質疑漏れないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、議案第18号、令和4年度小国町一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

まず社会福祉協議会補助金の養護老人ホーム分4千万円は、もともと町の土地、建物であった旧悠和の里の建物を社協に譲渡した建物の分の解体費用を町が全額補助するというものであります。しかし土地の利用をやめて返却するのが前提であるというのならまだしも、土地は引き続き継続して使い続けるのに解体費用を全額町が負担するというものであります。これはおかしいですし多くの町民は理解されないのではないのでしょうか。しかもこの補助金の支出の根拠であるという覚書の存在を町長は認められました。しかしその覚書を議会に提出するのを拒否されました。議会に見せることができない覚書を根拠として、4千万円もの巨額をしかも町が借金して補助するという事など到底私には理解できるものではありません。

また人権関連の予算も1千300万円を上回る額が計上されております。部落問題は戦後日本国憲法に基本的人権の保障が明記され部落解放運動など民主主義の発展を目指す国民的な運動が前進してきました。部落の住環境や生活実態についてはかつてのような格差は是正され差別を許さない国民の意識も大きく前進してきております。基本的には社会問題としての部落差別は解決し政府も2002年これ以上の特別対策は問題の解決に有効とは言えないとして同和対策事業を終結させたというのが歴史の到達点であります。現に2002年以降町では差別事象は確認されていないということでありまして、県内でも就職差別や結婚における差別というような部落問題の中でも大きな問題とされてきたそういった差別は確認されていないということでありました。県内の差別事象としていくつか挙げられた事例は外部からの問合せが数件あったことあるいは差別落書きということでありました。差別落書きはそもそも誰が書いたものかもわかりませんし問合せについても自民党の友誼団体である自由同和会が部落地名総鑑を発見しても差別の助長にな

ると大騒ぎすることはないと述べいまだに差別があることの根拠にすることは差別の現状を見誤ると指摘をしております。質疑を通して明らかになったのは執行部の認識が部落差別の定義について、部落民以外は全て差別者、不利益と不快を感じさせられたら全て差別か否かというのは被差別者にしかわからないという、朝田理論に立脚するような物事のとらえ方をしていることにあるのではないかと思います。そして部落地域の問合せなどが差別事象であるという一方、隣保館や集会所をいつまでも小国町は維持しています。建物があるということは地図上にいつまでも名前が残るということです。これはつまり世界に向かって小国町には旧部落地域があります、旧同和地区があります、小国の旧同和地区はこの辺りですと宣言するようなものであります。町の取組が差別を再生産、固定化し歴史を逆行させていることに気づくべきではないかと思います。

また保育園の新型コロナ対策についても、職員の定期的な検査は行っていない。緊急性があったら在庫の検査キットで検査をするということでありました。しかし緊急性があるときに検査をしてもそれでは手遅れです。誰も感染者がわかっていないときに定期的に検査をすることで緊急的な状況を避けるというのが検査のやり方ではないかと思います。すでに職員からあるいは園児から感染者も出ていて、そして休園や登園自粛というような事態が起きているにもかかわらずいまだにそんなことをおっしゃるのはあまりに危機感がなさ過ぎると言わなければなりません。職員の定期的な検査は行うべきだということを最後に申し上げまして、反対の討論といたします。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

7番（西田直美君） 議案第18号、令和4年度一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

町民課、教育委員会の予算は重要な案件が多数あります。立案された職員の皆さんや現場で仕事に携わる方々は大変御苦労されていることは十分承知しておりますが、多数の予算案の中に看過できないものがあります。

昨年、一昨年も質問しながら変わらずに提出された部落解放同盟の170万円の予算案。それから基礎学力をつけ差別を撤廃することということで倉原集会所を中心に行われる人権子ども会の学習会の使用継続またそれに伴う人権子ども会学習会の指導者謝礼の84万円。倉原集会所が65万2千円。これらの予算をとっていることは対象となる子供たちの数が少ないこと。それにそれ以外の子供たちにもっともっと均等に機会が与えられるべきだということの予算が付いていないということに対して納得がいきません。人権問題イコール同和问题ではありません。それが大きくクローズアップされて人権イコール同和というふうに小国町でとられていくことに非常な疑念を感じております。これらの予算というものは町の姿勢の在り方と大きく関わっているものと考えております。現状を把握し無駄を排し必要などころに必要なものを精査した上で配分する。町民にできる限り公平に配分するという確たる考え方の上に立って予算を計上するものであると考えます。

以上のような理由により、私は今回の案に反対の意見を申し上げます。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決に入ります。

議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（江藤理一郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第18号は可決すべきとされました。

次に議案第19号、議案第20号、議案第21号については一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。なお、8日の本会議で各所管に属する特別会計の当初予算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。併せて資料等があれば配付願います。

町民課長（生田敬二君） 町民課のほうで三つの特別会計を所管しております。

まず配付をしております町民課資料6の資料です。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の被保険者数等の直近の状況についてでございますので、審議の際あわせて御参照いただければというふうに思っています。それから先日の本会議の際、予算総額のみのお説明とさせていただいておりますので、少し詳しいところで御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは国民健康保険特別会計の概要について説明をさせていただきます。特別会計予算書の2ページから4ページの第1表歳入歳出予算によって御説明を申し上げます。

3ページからの歳出でございます。主なものを説明させていただきます。款1総務費は事務費になりますけれども579万4千円、対前年で1千480万円の減となっております。この減額分につきましては、令和3年度においては厚生労働省が進めております国保事務の標準化に係るシステム導入関連の負担金の計上があったためでございます。これにつきましては令和3年度の補正予算にありましたように、最終的には未執行ということになっております。

2保険給付費が医療受診にかかる給付費となります。医療費の推移等をもとに推計算出をしておりますが、保険給付費総額で7億3千874万6千円、額としましては対前年で900万円、1.23%の増となります。なおこの費用につきましては、歳入の県補助金、普通交付金のほうで全額が賄われることになっております。

続いて、3国民健康保険事業費納付金。これが平成30年度から制度が改正されて設けられております県への納付金となります。この納付金の財源としまして、保険税また保険税の軽減額補填のための繰入金等で賄うかたちになります。令和4年度におきましては、2億7千31万6千円の納付金額を見込んでおります。対前年度455万円、1.71%増となります。

款6保健事業費におきましては、人間ドックや特定健診、特定保健指導の予算1千981万円を計上させていただいております。国の補助金等も活用いたしまして、引き続き健診未受診者対策、受診率の向上等の事業を進めていきたいと考えております。

次に3ページの款の最下段から款8諸支出金860万8千円ですが、この中に国の助成を受けての公立病院の繰出金700万円が含まれております。令和3年度におきましては、電子カルテシステムの更新に係る経費に関して交付がありましたので対前年度では3千550万円ほどの減となっております。以上4ページの歳出総額で10億4千806万6千円でございます。

続きまして2ページの歳入でございます。

歳入に関しましては、歳出予算に対しまして必要な財源となる予算を計上させていただいております。主なものを説明させていただきます。

まず款1国民健康保険税です。先ほど歳出で説明を申し上げました事業費納付金を納める上で必要となる保険税額についての予算計上となります。保険税総額として2億3千300万6千円となっております。

続いて款4県支出金は、歳出保険給付費の大部分を支払うための保険給付費等交付金、普通交付金や保険者努力支援等の特別調整交付金が含まれております。総額で7億5千480万6千円。対前年で5千168万円、約6.4%の減となっております。

次に款6繰入金5千829万円ですが、保険基盤安定繰入金等の制度上ルール分とされるものを計上させていただいております。

以上、歳入歳出ともに合計で10億4千806万6千円の予算総額となります。前年度と比較しまして3千720万7千円の減額。率にしまして3.43%の減少となります。

国保特別会計予算についての説明は以上となります。

続きまして、介護保険特別会計の概要について説明をさせていただきます。

予算書の22ページ、23ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算によって説明をいたします。23ページの歳出でございます。主なものとして、款1総務費は事務費になりますけれども1千354万7千円。対前年で486万6千円の増額となっております。こちらは一般管理費の委託料において第9期計画の策定に係る事前調査等の委託料の計上であるとか認定審査会費という項を新設したことによりまして、予算の組替え等を行ったことが増加の原因となっております。

款2保険給付費が予算全体の約9.4%近くを占めるものになります。予算金額にして11億1千146万円。前年度と比較しますと2千390万円、約2.2%の増となっております。

続いて3地域支援事業費5千799万9千円ですが、こちらは対前年で125万9千円の増額、2.2%の増となっております。この中に介護予防、生活支援サービス事業や一般介護予防事業等の総合事業また地域包括支援センター運営に係る経費等の予算が含まれております。

款5基金積立金につきましては、歳入、諸収入のサービス計画収入等を主な原資として基金のほうに積み立てる計画をさせていただいております。

以上、歳出総額で11億8千889万8千円でございます。

続きまして、22ページの歳入でございます。主なものを説明させていただきます。

まず款1保険料です。これは65歳以上の1号被保険者の介護保険料になりますけれども2億410万円を計上しております。対前年度439万5千円の減額、2.11%の減少となっております。

款3国庫支出金、4支払基金交付金、5県支出金、7一般会計繰入金の歳入につきましては、歳出での保険給付費、地域支援事業費の給付等に伴いまして定率で算出される国庫また県の負担金、補助金等を計上しております。

款9諸収入におきましては、地域包括センターにおきまして要支援者のサービス計画策定に係る収入等を計上しております。

以上、歳入歳出ともに合計で11億8千889万8千円の予算総額となります。前年度と比較しまして2千844万1千円の増額、率にしまして2.45%の増加となります。

介護保険特別会計予算につきましての説明は以上となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算の概要について説明させていただきます。

予算書46、47ページをお願いします。第1表歳入歳出予算によって御説明を申し上げます。

46ページの歳入でございます。主なものを説明させていただきます。款1保険料ですが特別徴収分と普通徴収分合わせまして9千248万2千円の予算を計上させていただいております。対前年比で15.47%の増でございます。

款3一般会計からの繰入金ですが、国保料の軽減分を補填する保険基盤安定繰入金4千133万9千円並びに事務費繰入金170万円合わせて4千303万9千円となります。

次に款5諸収入の主なものにつきましては、項3受託事業収入となります。これは後期高齢者の健康保持増進事業について広域連合から受託されるかたちとなっておりますので、その取組に係る事業経費の収入となります。

以上、歳入総額で1億4千325万円でございます。

続きまして、47ページの歳出でございます。主なものを説明させていただきます。まず款1総務費につきましては、本特別会計に係る運営事務費や徴収費としての経費219万2千円でございます。

次の款2は広域連合への納付金でございます。徴収した保険料及び保険料の軽減分として補填された保険基盤安定繰入金等を合わせた額について負担金として広域連合に支出をするものでございます。予算額として1億3千382万2千円で会計全体の約93.4%となっております。

款3保健事業費です。ここでは健康診査や歯科口腔健診等の経費699万6千円を計上させて

いただいております。費用の一部を除き広域連合から町への委託事業となっております。

以上、歳入歳出ともに合計で1億4千325万円の予算総額となります。前年度と比較しまして2千128万2千円。率にして17.45%の増額となります。

後期高齢者医療特別会計予算についての説明は以上となります。

町民課所管の特別会計についての説明をさせていただきました。御審議方よろしく願いいたします。

委員長（江藤理一郎君） これより議案第19号から議案第21号について質疑に入ります。なお特別会計別に歳入歳出一括して質疑を行います。

初めに国民健康保険特別会計予算について質疑ございませんか。

副委員長（児玉智博君） まとめて聞こうと思えますけれども、国民健康保険の税についてです歳入の。7ページに関連して聞きます。大体就学前の子供の均等割について半額国が見るということで被保険者にしてみれば就学前の子供は均等割が半額免除されるということになります。その対象の方が令和4年度は何人になるかということと、そもそも均等割自体が昔の日本では琉球の頃琉球です人頭税というのがありましたけれども、それはいけないということで帝国議会でそれはやめようよということで昔の大日本帝国憲法下でも人頭税というのはやっぱりおかしいと言われたようなそういうものなのではないかと思うのです。1人増えるごとに均等割というのは加算されるわけだから。ですからやっぱり国が半額見るのであれば町がさらにその半額を見て就学前の子供についてはもらわないというような判断もあってしかるべきではないかと思いますが、そうした検討はなされないのかということをも確認したいと思えます。

それから特定健診の委託料が17ページに出てまいります。これ確か町民課の資料で特定健診の受診料を補助してそれで受診率を上げるというのがありました。しかし特定健診と言ってもそんなに人間ドックみたいに高いものでもないのです。わあというような感じはしません。やはりむしろ受診料が高いからというよりもやっぱり忙しかったりとかなかなか暇が取れないというので若い人は受診しない場合というのが多いのではないかと思います。そういう人たちに受けてもらおうと思ったらいわゆるそういう集団健診ではなくてさっきの一般会計の歯科健診のようなかたちで対象者が都合がいいときに病院に行って受診するというような、そういう個別健診を入れていかないとなかなか増えていかないのではないかと思うわけです。もちろん補助するのが悪いとは言いませんがやはり補助をしたからといってそう上がるものなのかなというような気がします。個別健診の検討をなされるおつもりはないか。

以上3点、教えてください。

町民課長（生田敬二君） まず保険税の件についてでございます。大変申し訳ありません保険税についてが税務会計課のほうでの算定試算ということになろうかと思います。考え方についての返答をさせていただきたいと思えます。数についてはこちらに持ち合わせておりませんので大変申

し訳ありません。就学前の子供についての均等割については、国のほうでその半額程度がみられるということです。それに合わせてということでしたけれども町のほうでの負担をしたらという御提案だったかというふうに思います。いずれにしてもこれを補うためには保険税を上げるか一般財源かという議論にもなろうかと思ひますし、そこは慎重な議論が必要かと思ひます。現在のところ、そこを町のほうで負担をするという計画のほうは今のところございません。

健康支援係長（高村純子君） 特定健診の委託料の件についてお答えします。令和3年度は40歳の方に全てのがん検診と特定健診、総合健診を受けても全て無料というふうに変えまして、今集計したところ40歳の方の特定健診受診率は77%と本町の今平均が50%ぐらいなので大きく上昇しているところであります。また40歳の無料検診をしたことで40代全体の受診率も上がっておりますので、ある程度効果はあると思っております。

また未受診の理由はお金ではないと言うのは十分承知しております。勧奨や再勧奨、コール・リコールの重要さや利便性を上げていかないと、受診率は集団健診のみではこれ以上上がらないというのは思っております。ですので令和3年度の11月から小国公立病院と蓮田クリニックで個別健診を開始しております。2月までの受診者数で言いますと小国公立病院で受診が10名、蓮田クリニックで3名の受診がありました。ただ医療機関のほうでもコロナ禍の中で発熱外来もあってコロナのワクチンもあって受け入れる体制が1日1枠のみというところで限定されておりますので、ここを来年度増やしていただくようお願いしていくのは難しいかもしれないので個別医療機関をもっと広く阿蘇市内の医療機関にも広げていきたいと思っておりますので、4年度に向けて特定健診を個別で受けられる医療機関、希望としては土曜日にも受診可能な医療機関を増やしていきたいと思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 是非、コロナ禍だから一つの医療機関が無理できないというのはありますが、そこを前向きに医療機関を増やしていただけるとするのは非常に有り難いことではないかと思ひます。やはりこれを続けていくことが大事だと思ひますのでこれもコロナに負けないで個別健診を続けていっていただくと、将来的にはそういう健診の認知自体も高まるだろうと思ひし受診率向上につながると思ひますので是非よろしくお願ひします。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

なければ、続いて介護保険特別会計予算について質疑ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 介護保険の歳入の26ページの調整交付金についてであります。この調整交付金というのは、町がなるべく介護にならないように介護になってもリハビリをして再び回復をしてそういうサービスを利用しなくてもいいような人がたくさん出てくればこれが調整交付金として増えていくものだというふう理解をしておりますが、この調整交付金をより多く獲得するために一体どういう取組を令和4年度なされるのか、教えていただければと思ひます。

地域包括支援係長（永江直美君） 介護予防の取組というところでお話しさせていただきたいと思います。平成30年度から日常生活総合事業というところから始まりまして、介護保険の申請をしなくても国が示す基本チェックリストの判定で要介護認定の申請を行わずとも介護予防サービスを利用できるという新しい事業が始まっております。日常生活総合事業の目的が、介護予防と日常生活の自立を支援するということで要介護とか要支援になるリスクが高いと判定された方を対象としています。認定を受けなくてもサービス利用ができるということで訪問型のサービスとか通所型のサービスが今受けられるようになっているのですけれども、町民課の資料6のほうに資料がありますけれども介護認定者数などが令和4年度の認定者数が減少しているというところで、町としては介護予防の取組を今後とも進めていくところでございます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） それが増えていけばこういった調整交付金なんかでも要は増えていくというようなことで認識していいのでしょうか。

それとこれがよく今まん延防止とかになって介護サービス自体を控えるというデイサービスをやめたりとか行くのをやめたりとか受入れ自体をストップしたりとか、そういう要するにデイサービスに行くことが家から外に出ることでそれ以上やっぱ引きこもらないようなお年寄りにしてみれば非常に大事なものだと思うのですが、それが残念ながら新型コロナでそれができない時期というのがあったと思うのです。そういう中でなるべく出て利用ができるような取組が必要だと思うのですが、この介護保険の特別会計の中にはそういう対策のあれがないわけですから、それはなぜか教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） 調整交付金につきましては、給付費に対する率すみません率のほうがあるのですけれども、率に対して支払われるものになります。先ほど永江係長が説明したものにしましては保険者努力支援等で点数化されて、それがこの27ページの5番のほうです保険者努力支援等のほうで入ってくるものになります。

副委員長（児玉智博君） わかりました。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

副委員長（児玉智博君） いやもう一つの。

地域包括支援係長（永江直美君） 認定を受けてない方のコロナの対策について説明させていただきたいと思います。今新型コロナウイルスの感染症の影響が長期化する中で人と人とのつながりを保つことがなかなか難しくなっているのですけれども、社会的に孤立している状況にある方々の問題というのがやっぱり懸念されているところです。町としては元気クラブとか介護予防事業の取組をいろいろとしているところなのですけれども、元気クラブ等事業を中止している期間は途中で電話支援それぞれ皆さんそれぞれ個別に電話支援をして、体調の確認や病院に受診をされているかあと服薬などされているか。また介護予防の体操など取組をされているかというところ

で個別で電話をして支援をしております。また通知支援というところで通知等でも対応していくようにしております。できるところを感染症等の状況とかも見極めながら十分配慮した介護予防や見守りの取組を今後とも行っていきたいと思っております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ではほかにございませんか。

なければ最後に、後期高齢者医療特別会計予算について質疑ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 一つは、医療費自己負担割合が1割から2割に10月からなる方が出てくるということです。大体全国的に言えば30数%の人が対象ではないかなと言われていたかと思うのですが、小国町の方でそれに該当する方が何人いて、大体何%ぐらいなのかを教えていただきたいのと。

もう1点が、先ほどの一般会計での現役世代の歯科口腔健診はなかなか特に若年層の利用もないということであつたということですが、後期高齢者の歯科口腔健診の受診者数はどうなつているのか教えてください。

健康支援係長（高村純子君） 後期高齢者医療の窓口負担が2割になる方について、全国的には20%、熊本県では14%と聞いております。本町では昨年11月の後期高齢の試算になりますが、7%、110名の方が2割負担になる予定であります。

二つ目の歯科口腔健診について報告します。令和2年度の受診率が3.7%。今年度令和3年度は1月末時点ではありますが5.3%、人数にすると受診者数は77名と伸びております。この理由もあると思ひますが、フレイル健診を今やっておりますして75歳以上の方には直接お会いして保険証をお渡ししております。その中で歯科口腔について歯科衛生士の個別面談と受診勧奨をしていただいておりますので、これも県の平均値などを大きく上回る受診率になつているかと思ひます。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） 各特別会計予算について、質疑漏れなどございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第19号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、議案第19号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算についてに反対の立場から討論をいたします。

2022年度から保険税の算定方式が4方式から3方式へと変更されますが、これにより一番

のしわ寄せを受けるのは不動産も持てずに毎月家賃を支払い続けなければならないそういったパート、アルバイトの非正規労働者の方など低所得者に当たる方ではないかと思えます。こうした人たちのために急変緩和措置が非常に重要であると思えます。町は来年度は負担が増える分の全部、そして再来年度は増える分の半額を急変緩和措置として行うというふうにしておりますが、しかしそれでは不十分なのではないかと思えます。3年目以降も急変緩和措置を続けることを求めます。

就学前の子供の均等割が来年度から半額助成されることとなります。しかし均等割の在り方自体がかつての人頭税のようなものではないかと思えます。子供が増えれば増えるほどその家庭の均等割額は増えることとなります。これでは被保険者世帯にしてみれば子供を持つこと自体が負担が非常に多いものとなり、少子化にもさらなる拍車がかかるのではないかと思えます。そうしたものを防ぐために残りの半額を町が補助するなどの取組が必要ではないかと思えます。

以上のことから、やはり保険税自体が被保険者の暮らしに大変重くのしかかっている現状がある以上、本特別会計には賛成できないということを表明しまして討論を終わります。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

なければ続いて、議案第20号 令和4年度小国町介護保険特別会計予算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、議案第20号、令和4年度小国町介護保険特別会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

介護保険料は基本的に年金から天引きをされております。令和2年度決算段階の1人当たりの保険料は7万1千888円というふうに変に高額なものになっています。今年度年金給付額は減らされるということになっておりますが、余計この保険料がお年寄りたちの暮らしに重くのしかかることは明らかではないかと思えます。

以上のことから、反対の討論といたします。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） なければ続いて、議案第21号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、議案第21号、令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

介護保険もそうですがコロナ禍で高齢者の命と健康と生活をどう守るかが問われるときに、110人、7%の被保険者の窓口負担が一気に2倍になるのは冷酷な自助政策そのものであります。2021年の通常国会審議でも、コロナ禍で精神的に経済的に疲弊している高齢者への負担増が受診抑制を招いていることが各種調査で明らかになりました。また2割負担の対象者は国会審議

抜きで政令でいくらでも拡大できるようになっているのも大問題であります。2008年から始まった後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んでこれこそが差別であります。差別医療と負担増を押しつけるものであります。このような制度は廃止して、少なくとももとの老人保健制度に戻すべきだということを述べまして討論を終わります。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思いません。

議案第19号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（江藤理一郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第19号は可決すべきとされました。

議案第20号 令和4年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（江藤理一郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第20号は可決すべきとされました。

議案第21号 令和4年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（江藤理一郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第21号は可決すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました議案は全部終了いたしました。

よって、本日の令和4年第1回文教厚生常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） 異議なしと認めます。

以上で、令和4年第1回文教厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(午後 2 時 3 7 分)

令和4年

第1回産業常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 4 年 第 1 回 産 業 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和4年3月11日 午前10時00分開会 午後1時39分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	熊谷 博行 穴見まち子 時松 昭弘 久野 達也 大塚 英博 松本 明雄 松崎 俊一
事 務 局 職 員	藤木 一也 中島こず恵
説 明 員	別紙座席表のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算について 議案第22号 令和4年度小国町簡易水道特別会計予算について 議案第23号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について 議案第24号 令和4年度小国町水道事業会計予算について
会 議 の 経 過 概 要	令和4年度の小国町一般会計、小国町簡易水道特別会計、小国町農業集落排水事業特別会計、小国町水道事業会計の各予算について、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。
産業常任委員長

令和4年第1回産業常任委員会

令和4年3月11日(金) 午前10時00分
おぐに町民センター3階 議場

中島
議会議務局書記
(中島 二ず恵)

永江 農政係長 (永江 和広)	北里 林政係長 (北里 沙耶花)	世原 商工観光係長 (世原 正大)	空席	大蔵 林業土木係長 (大蔵 将充)	秋吉 公共建設係長 (秋吉 康成)
宮崎 産業課審議員 (宮崎 智幸)	秋吉 情報課審議員 (秋吉 祥志)	佐々木 情報係長 (佐々木 博隆)	長 柴三郎PJ係長 (長 廣行)	橋本 農業土木係長 (橋本 弘二)	宇都宮 上下水道係長 (宇都宮 愛子)
秋吉 産業課長 (秋吉 陽三)	村上 情報課長 (村上 弘雄)	渡邊 町長 (渡邊 誠次)		時松 建設課長 (時松 洋順)	小野 建設課審議員 (小野 昌伸)

委員
時松 昭弘

委員
松本 明雄

委員
久野 達也

議長
熊谷 博行

副委員長
穴見 まち子

委員
大塚 英博

議会議務局長
(藤木 一也)

議事の経過 (r. 4. 3. 11)

委員長（熊谷博行君） おはようございます。

3月11日、産業常任委員会でございます。3月11日と聞けば皆さん、東日本大震災もう11年が経ちました。平成24年3月11日金曜日と思います。私としても大きな人生のターニングポイントの年だったとも記憶しております。3月末には青森まで行って八戸に行ったのですが八戸のほうはそんなに激しくなかったのですが、気仙沼とかあちのほうはものすごかったのを覚えております。ボランティアに行ったのですが結局は見学で帰ってきたのですが。そういう思い出もございます。まだ死者約2万人、行方不明者も2千500人ほどおられるということで、昨日かおとといのテレビでもまだ検索をしていたような感じでございます。心よりお悔やみ申し上げます。

これより開会に先立ちまして、渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

今日は委員会の3日目ということでございます。今日は産業常任委員会ということで建設課の所管そして情報課の所管、産業課の所管ということで皆様方にまたお話をしっかり御意見等とも賜りたいというふうに思います。

また委員長からもお話にありましたとおり、東北のほうで震災におきましてはなかなかまだ終わりが見えないところではありますが、町といたしましても全体的な自然の脅威等々含めましてしっかりと今後も対応してまいりたいというふうに思います。

一つだけ、本日はお知らせをしたいと思っております。実は議員の中で8番の松本議員がこのたび西部方面総監表彰を受けられるということでございます。3月24日ということでございますけれども自衛官を勤務終了されてから予備自衛官として長年41年間訓練に参加されて、過去にも4回にわたって表彰を受けられているということでございます。防衛力の維持に努められ西部方面総監より優秀隊員としての表彰を受けられるということでございます。本当におめでとうございます。皆様方からも後でお祝いを申し上げていただきたいと思っております。

さて今日は委員会でございます。またよろしくお願ひしたいと思っております。お世話になります。

建設課長（時松洋順君） 委員会が始まります前に、少しお時間をいただきたいと思っております。

先日本会議の折に久野議員より御依頼がありました資料について作成しました。今お手元にあるかと思っております。少しだけ御説明をさせていただきたいと思っておりますので、お時間をよろしくお願ひします。

令和2年度に発生しました災害復旧事業についての資料でございます。それぞれの農地、農業用施設、林業用施設、土木施設について予算項目の目でとらえた金額を並べております。金額につきましても1千円単位となっております。令和2年度の予算現額と決算を表示しております。

真ん中の表につきましては今年度の計画、2年度より繰越した額が㉔。3年度の当初と補正、12号補正前までの補正が㉕。先日御承認いただきました12号補正につきまして㉖。3年度の子算現額といたしまして㉔+㉕+㉖2年度よりの繰越額を含めた金額になっております。

それから右に移りますと4年度の執行計画ということでございます。4年度への繰越額といたしましては12号補正で明許繰越ということで御承認いただきました繰越額になっております。4年度当初予算につきましては、本日上程しております金額が書かれております。繰越額と当初予算額を合わせた金額が㉗+㉘というところに表示しております。4年度のみについて3段書きになっておりますのは、上段が金額、中段が工事の件数、下段がその工事件数のうち未契約が何件あるかということを表示しているところでございます。4年度の執行計画につきましては、見込み含むと書いてありますが、事業の進捗によっては金額件数こちら変動があるものでございます。

参考資料としまして、一番下段には3年度の発生災害について同じような分類で数字を表記しております。

私からの説明は以上です。すみません、お時間とらせました。

委員長（熊谷博行君） いいですか。

それでは会議に入ります。なお、本日議長にも出席していただいております。ただいま出席委員は6名です。定足数に達しますので、ただいまから産業常任委員会を開催します。

（午前10時00分）

委員長（熊谷博行君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、3月8日の本会議で本委員会に付託されました、議案第18号 令和4年度小国町一般会計予算について、議案第22号 令和4年度小国町簡易水道特別会計予算について、議案第23号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第24号 令和4年度小国町水道事業会計予算についてとなっております。

本日の担当課につきましては、産業課、建設課、情報課の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

初めに本常任委員会に付託されました議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算を議題といたします。

議案第18号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括説明があればお願いします。併せて、資料等があれば配付をお願いいたします。

情報課長（村上弘雄君） おはようございます。

それでは情報課所管の令和4年度一般会計予算状況につきまして説明させていただきます。

委員長（熊谷博行君） 着座をお願いします。

情報課長（村上弘雄君） それでは歳出から説明させていただきます。

お手元の予算書33ページをお願いいたします。目文書広報費この目は広報おぐに、ホームページに関する歳出です。主なものとしまして需用費の印刷製本費205万2千円です。広報おぐにの印刷費です。

次の使用料及び賃借料でホームページシステム使用料118万8千円です。文書広報費の予算総額は342万6千円で前年度並みの予算となっております。

続いて39ページをお願いいたします。目9防災情報施設費です。この目は、屋外情報施設設備の維持管理、コミュニティーFM放送局の運営に関する歳出でございます。主なものは委託料の中でコミュニティーFM放送局施設業務運営委託料787万1千円です。

次に鈴ヶ岳送信所放送機器更改工事430万円で防災情報施設費の予算総額は1千539万8千円となっております。対前年比でマイナスの476万9千円です。これは主に工事費の減によるものです。

それから次に41ページをお願いいたします。目13地域情報基盤管理運営費です。この目は光ファイバーケーブル施設の管理運営に関する歳出です。主なものとしまして、42ページの委託料、施設・設備保守点検業務委託料1千900万円で光ファイバー関連施設の施設設備の保守点検を行うものです。

続きまして、光ファイバーケーブル利用者から問合せなどに対して町の代行として対応するための地域情報基盤代行業務委託料として274万6千円を計上させていただいております。

次に、おぐにチャンネル番組制作委託料924万7千円です。

続いて映像系センター設備保守業務委託料として646万8千円です。

次に使用料及び賃借料でCS番組使用料376万6千円につきましては、時代劇チャンネルを始めとする10番組の使用料でございます。

次に電柱共架料595万8千円。九電とNTTの電柱に光を利用させてもらっている料金になります。

続きまして工事請負費です。映像センター内の機器更改を令和元年度より行っております。今回自主放送設備それから防災子局のバッテリーの一部更改を実施する予定です。予算としましては4千650万円の計上をさせていただいております。財源は毎年ですが過疎債を充当させていただいております。地域情報基盤管理運営費の予算総額は1億173万4千円で対前年比マイナスの1千666万円で、主な減の要因は災害復旧分の減額でございます。

次に飛びまして78ページをお願いいたします。水産業費です。小国漁業協同組合補助金として38万円を計上させていただいております。

同じ78ページの商工費の商工総務費です。職員3名分の人件費となっております。

同じページの商工振興費の中で、商工振興に関する歳出でございますが負担金補助及び交付金で商工振興事業補助金410万円。小国町商工会へ補助し商工業の振興を行います。

続いて、ふるさとの祭り補助金180万円を計上しております。商工振興の予算総額は749万2千円となっており対前年比で155万1千円の増となっております。主な増の要因はふるさと祭り関連になります。

次に79ページで目3観光費です。観光団体の支援、観光施設の維持管理に関する歳出です。主なものとしまして、報酬として地域おこし協力隊4名分1千104万円を計上しております。既存が2名、新規が2名です。

次に80ページ、委託料で予約システム関係機能拡張業務委託料161万6千円については鍋ヶ滝の予約システムの機能拡張を行い、ゆけむり茶屋とゆうステーションと木塊館の3か所で当日券の発行ができるシステムを設置する委託費になります。

次に節18負担金補助及び交付金で小国町観光協会補助金2千277万2千円です。観光の核となる観光協会の組織の強化と活動の充実を図ります。

同じく昨年に引き続き、地域おこし企業人負担金の800万円がありますが、観光協会の事務局長を国の制度を活用しまして令和3年度より人材派遣を行っております。派遣元の人件費相当を負担するものでございます。

次に81ページ、杖立温泉環境整備補助金170万円。それから観光版のSDGsの補助金となりますが日本「持続可能な観光」地域協議会負担金400万円及び小国町地域プログラム推進協議会補助金1千410万円があります。観光費の予算総額は8千336万3千円を計上しております。対前年比で866万4千円の増となっております。増の主な要因は持続可能な観光関連補助金が主な増の要因となっております。

次に81ページをお願いいたします。下段目5です北里柴三郎博士顕彰費でございます。総額で2千278万7千円を計上させていただいております。対前年比2千117万7千円の増となっており、主な要因はシアタールームの映像制作業務委託料500万円、地域おこし協力隊人件費560万円、備品購入費500万円となっております。

続いて82ページ、目6新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。修繕費で1千100万円。これは、ゆけむり茶屋の屋根の修理代でございます。

次に役務費の中で広告料429万円は観光動画CMの放送費用でございます。

警備手数料553万5千円は鍋ヶ滝公園の交通警備などの費用でございます。

同じく鍋ヶ滝公園決済システム手数料432万円を計上しております。委託料で鍋ヶ滝公園料金徴収等委託料770万円がありますが、これは観光協会に入園料の徴収業務を委託しているものでございます。

続いてコールセンター業務委託料600万円を計上しております。

次に鍋ヶ滝予約システム使用料204万8千円を計上しております。

続きまして、負担金補助及び交付金で温泉地賑わい創出補助金は前年度の3軒の家賃補助分

180万円。新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金が630万円となっております。どちらとも観光協会の補助金となっております。

次に歳入のほうを説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。12分担金及び負担金、目の総務費分担金で光ファイバー加入分担金60万円を予定しております。

次に16ページです。総務使用料の中で設備使用料、光ファイバー使用料現年度分4千857万6千円。その下滞納繰越分30万円を見込んでおります。

同じく16ページ、商工使用料で鍋ヶ滝公園直販所使用料18万2千円です。

その下鍋ヶ滝公園入園料は4千320万円。

次に17ページをお願いいたします。使用料及び手数料の中で光ファイバー休止・再開手数料として15万円を見込んでおります。

19ページをお願いします。商工費国庫補助金の中で地方創生推進交付金905万円。歳出で説明しましたけれども観光費の補助に関する2分の1の補助金の金額であります。昨年度より内閣府のポストコロナを見据えた「持続可能な観光地域づくりモデル市町村」形成事業に取り組んでおりましてその補助金でございます。

次に22ページ、県支出金の県有公園施設清掃管理委託金1万5千円です。

続いて26ページをお願いします。諸収入で雑入の部分でございますが伝送路利用収入5万円、IRU利用収入722万円、番組配信利用収入6万6千円、光ファイバー引込工事費収入7万78千円、物品汚損料1万円、地域情報基盤管理運営に関する歳入となっております。

以上、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお工事請負費、委託料、補助金、負担金につきましては、予算資料の情報課資料（1）で各内容を説明しておりますので御確認をお願いいたします。

以上、情報課の説明を終わらせていただきます。

産業課長（秋吉陽三君） おはようございます。

産業課所管となります令和4年度予算の概要を説明させていただきます。

初めに歳出のほうから説明をさせていただきます。

産業課が所管します部分は、款5農林水産業費で項1農業費から項2林業費にかけてでございます。予算書の67ページ目1農業委員会費から77ページの中段目2林業振興費までとなります。途中の農業費の目10団体営土地改良事業費から目12特定中山間保全整備事業費は建設課の所管となります。産業課所管の歳出総額といたしまして2億9千376万2千円となっております。予算総額の4.9%を占めており、対前年比としましては1千101万円ほどの減となり率にしまして対前年比96.4%となっております。主な増減の理由は各種補助事業量の増減によるものです。それではページを追いまして目ごとに主な概要を説明させていただきます。

67ページから68ページ中段までが目1 農業委員会費で、こちらは農業委員会の運営費等が計上されております。農業委員の人数は8人です。その他農地利用最適化推進委員との活動により遊休農地の解消や農地の集約化、貸し借りの相談業務など幅広い業務に対応できる体制にしてまいりたいと考えております。

目2 農業総務費でございますが、こちらは産業課職員8名分の人件費が主なものとなっております。

続きまして69ページの中段から目3 農業振興費でございます。ほとんどが負担金補助となっておりまして主なものは2段目の有害鳥獣防除柵設置事業補助金としてソーラー式の電気柵設置に対する助成を行うものです。

続きまして70ページが目4 水田農業構造改革対策事業費におきましては、18負担金補助及び交付金で県費の補助金により水田農業における経営所得安定対策事業を小国郷農業再生協議会のほうで事業を行っておりますので、それに対する事務的経費として補助するものです。

続きまして目5 中山間地域等直接支払推進事業費としまして、70ページの下段に18負担金補助及び交付金で中山間地域等直接支払交付金事業補助金6千270万円がございます。こちらにつきましては日本型直接支払制度の中で中山間直接支払として集落協定数の24組織が事業に取組を見込んでおります。

続きまして目6 畜産業費でございます。こちらにも負担金補助及び交付金が主なものとなっております。

続きまして71ページの中段が目7 担い手育成推進事業費でございます。18負担金補助及び交付金において農業担い手支援給付金100万円がございます。これにつきましては農業振興と将来の担い手農家の育成を目的としまして、小国町農業担い手支援給付金要綱に基づき給付を行っております。実数で1名分を見込んでおります。

次に目8 手づくりの館施設費と目9 悠工房施設費がございます。こちらは施設の維持管理に係る経費でございます。

続きまして73ページをお願いいたします。目13 多面的機能支払費でございます。こちらにつきましては先ほど中山間直接支払の中でも申しましたが日本型直接支払制度の枠の中で本事業にも取り組んでおり、多面的機能支払交付金3千240万円を見込んでいます。27の活動組織においてそれぞれの地域に合わせて農地維持、共同活動、施設の長寿命化を図るための活動などに取り組むようにしております。

続きまして中段の目14 循環型農業推進費でございます。こちらは薬味野菜の里小国の店舗と堆肥センターの運営費用となっております。

続きまして項2 林業費でございます。75ページをお願いいたします。林業総務費の18負担金補助及び交付金におきまして有害鳥獣駆除に要する費用の補助金が主なものです。

続きまして目2 林業振興費でございます。林業振興費の18 負担金補助及び交付金では森林環境譲与税や国、県の様々な補助金などを活用し小国林業の振興、活性化に取り組んでまいります。

以上、産業課所管の歳出の概略を説明させていただきました。

また歳出に関する資料のほうは産業課資料(1)として委託料、補助金、負担金などの内容を記載したものを配付してございますので、詳細につきましてはそちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

続きまして歳入のほうを説明します。

産業課所管の歳入につきましては、総額が1億3千30万3千円で対前年比118.7%となっております。主なものは13ページ中段の森林環境譲与税と21ページにある中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金、くまもと間伐材利活用推進事業補助金などで款15 県支出金の目4 農林水産業費県補助金を中心ではありますが、それ以外にもそれぞれの款項にわたって歳入があります。記載も飛び飛びでわかりにくいと思っておりますので、産業課所管分だけを取りまとめましてその内容、納入先などを記載した産業課資料(1)の最後に歳入調書としてまとめておりますので、歳入につきましてはそちらの資料を御覧いただき説明に代えさせていただきたいと思っております。

以上で、産業課所管の令和4年度一般会計予算の概要説明を終わらせていただきます。御審議方よろしく願いいたします。

建設課長(時松洋順君) それでは建設課が所管します歳入歳出予算について概要を説明させていただきます。なお先に配付しております令和4年度予算資料建設課所管と書いてございます資料も併せて御参照いただければと思っております。

それでは予算書2ページをお開きください。第1表歳入歳出予算でございます。

まず歳入を御説明させていただきたいと思っております。

建設課に属します予算といたしましては、3ページ12 分担金及び負担金のうち24万5千円が治山事業分担金ということで計上させていただいております。

下段の使用料及び手数料のうち使用料が5千80万9千円。住宅使用料が主なものとなっております。

続きまして国庫支出金のうち国庫負担金が4億4千906万2千円でございます。公共災の過年災分でございますとか社会資本整備事業総合交付金、道路、橋りょうの維持工事でありますとか道路改良工事また公営住宅の改修、解体等にかかる国庫補助金が計上されております。

県支出金そのうち県補助金といたしまして1千466万6千円を計上しております。こちらにつきましては単県治山のものでありますとかブロック塀等耐震化事業などの補助金でございます。また県委託金200万円も計上しております。こちらは河川清掃に係る分でございます。

続きまして4ページ、諸収入のうち雑入に15万円計上しております。柏田浄化槽です。利用

者負担金といたしまして警察官舎の分でありますとか病院の寮でありますとかそちらのほうを計上させていただいております。

歳入合計といたしましては7億5千193万8千円となっております。この数字につきましては対前年比42.8%でございます。

続きまして歳出のほうに移らせていただきます。

歳出につきましては、予算事項別明細書で御説明したいと思います。

予算書72ページをお開きください。農林水産業費の農業費、団体営土地改良事業費が建設課所管でございます。131万円。

73ページ、農道維持費20万1千円、特定中山間保全整備事業費1千974万7千円を計上させていただいております。このうち特定中山間保全整備事業費につきましては償還金及び受益者の負担金となっております。

77ページを御覧ください。林道費でございます。546万1千円を計上しております。

その下、治山事業費442万円でございます。主な事業といたしましては尻江田地区の単県治山工事を計画しているところです。

83ページを御覧ください。土木費となります。土木総務費8千474万9千円を計上しております。

84ページでございます。県工事負担金及び各種期成会関係の負担金が主なものでございます。県関係といたしましては、砂防工事といたしまして小園川、道路改良工事といたしまして県道北里宮原線、急傾斜崩壊対策事業としまして向鶴地区、新橋地区について対策工事が計画されております。水道総務費1千363万8千円でございます。主なものといたしましては交付税措置分を水道事業へ補助するものでございます。

85ページ、道路橋りょう費でございます。道路維持費としまして2億1千30万5千円計上しております。通常の道路維持管理費に加えまして、除草除雪等の委託、社会資本整備総合交付金を活用しました橋りょう点検の委託、町道明里線、北里倉本二俣線、電線、小原田線等の舗装工事を計画しているところでございます。

続きまして道路新設改良費につきましては1億6千850万円計上しております。こちらも同じく社会資本整備総合交付金を活用したものでございます。町道下滴水線の橋りょう架設工事でございますとか町道万成寺線改良工事、町道湯鶴線防災対策工事こちらは起債を借りての事業を計画しているところです。

86ページにつきましては、仮称とはなりますけれども町道鍋ヶ滝線の改良に伴う用地購入や補償費を計上しております。こちらも社会資本整備総合交付金を活用予定としております。

河川総務費200万円については県管理河川の清掃業務委託でございます。

住宅管理費1億7千418万7千円を計上しております。経常的維持管理経費のほか87ペー

ジにはこちらも社会資本総合整備交付金の活用によります桜ヶ丘団地の一部解体、帯田団地の一部解体、雲雀ヶ丘団地の一部解体工事を計上しております。また柏田団地の5棟、6棟の屋上外壁の改修でありますとか電源立地交付金を活用した倉庫の改築等も計画しているところでございます。

109ページを御覧いただきたいと思えます。災害復旧費となります。農林水産業施設災害復旧費につきましては頭出しの予算でございます。

110ページ、公共土木施設災害復旧費6億1千30万円につきましては、令和2年度発生の道路、河川災害復旧工事35件分を計上しているものでございます。委員会が始まる前に説明させていただいた資料に係るものでございます。住宅耐震化支援事業費427万6千円につきましては3件の申請を見込んでいます。

下段の被災宅地災害復旧支援事業につきましては2件分を見込んでおります。

111ページ、特別会計繰出金のうち農業集落排水事業特別会計繰出金8千272万7千円でございます。

以上で、建設課に属します歳出につきましては、農林水産業費3千113万9千円、土木費6億5千337万9千円、災害復旧費6億2千776万2千円、諸支出金8千272万7千円、合計しますと13億9千500万7千円でございます。なお対前年比としましては49.5%となっております。

以上簡単ではございますが、建設課に属します歳入歳出予算につきまして説明を終わらせていただきます。

委員長（熊谷博行君） それでは、議案第18号について質疑に入ります。

歳出ページから追っていきますので委員には両面カラーコピーの今日は緑色の部分でございます。よろしいですか。

33ページ、文書広報費の情報課所管でございます。いいですか。

39ページ、防災情報施設費も情報課所管でございます。質疑ありませんか。

次いきます。41ページ、地域情報基盤管理運営費。ここも情報課所管でございます。

次のページ42ページ、日本ケーブルテレビ連盟負担金までです。よろしいですか。

1番（時松昭弘君） 42ページのおぐにチャンネル光ケーブルのことについてお尋ねしたいと思えます。今現在光ケーブルが小国町全体に設置をしておりますけれどもその沿線が杉の木とか竹とか雑木とかあってケーブル線に非常に支障を来しております。現地でも以前からそういった話もしてございましたけれども、そういった現場の確認辺りを1回していただいてそれから次のケーブル線辺りに支障がないようなかたちにしておかないと7月災害かそういった場合でも下城地区辺りでもケーブル線が切れたというかたちでその地区の人たちにも大変迷惑をかけております。一応点検をまずすることとまた沿線関係があとで産業課の中から出てくると思えますけれども、森

林環境税辺りで道路の沿線木辺りをするというようなかたちもできないことはないかなというふうに思いますけれども、そこ辺りの今後点検辺りする計画なんかがあるのか。そこ辺りをお尋ねしたいと思います。

情報係長（佐々木博隆君） 時松議員の質問につきまして、回答させていただきたいと思います。

現在調査をさせていただきまして支障木等が干渉している、また葛が巻いている光線につきましては44か所現在ございます。また3月1日から町のケーブルテレビのほうで道路光ファイバーに干渉している分については随時情報提供をお願いしますということで住民の方の情報も求めています。今後その土地所有者の方の明確化をさせていただいて干渉している木とか葛については、随時対応していきたいというふうに思います。現在調査の段階でそれを今放置していることですぐに光線に影響を与えるということはありませんけれども、今時松議員が言われたように災害が起きたときよく台風とかでずっと一部分に当たったり当たらなかったりするとそれがもつとで切れたりする可能性も出てきますので、できれば夏前ぐらいまでには対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） 次に進みます。67ページ、農業委員会。産業課の所管です。

4番（久野達也君） おはようございます。

67ページ、農業委員会費の中で例年ですと12委託料の中なのですけれども、農地台帳システム保守ということでもずっと計上されてきたかと思います。今回新たに農地情報公開システムデータ更新業務委託となっておりますけれども、今後農地に関する情報公開だとかそういうようなことに進んでいくためのデータ更新だと文面的には思うのですけれども、内容等わかりましたら今後の動きをお知らせいただけたらと思います。

産業課審議員（宮崎智幸君） お答えします。

農地情報公開システムデータ更新業務委託につきましては、農地法の改正により新たに農地情報を公開することが義務付けられました。そういうことで既存の農地台帳システムデータを全国統一の農地情報公開システムへ移行させる業務を委託するものです。内容的には農地の位置情報であったり地番、地目それから面積、耕作の状況であったり賃借権の権利、設定状況等がインターネットを通じて誰でも閲覧できるというような内容となります。そういった業務を委託するものです。

以上です。

4番（久野達也君） でしたら例えば今回このデータ更新を行っておけば次年度以降はランニングコストということですか。次年度以降も当然変化はあるでしょうからつぎ足し分はあろうかと思えますけれども、例年更新ということでこういった経費が参入される予定ですか。

産業課審議員（宮崎智幸君） 今回は既存の全てのデータを一旦新しいシステムのほうに移行させ

ます。その後は毎年情報の更新が行われた分のみについて更新を行っていくということになるので、委託料のほうもかなり安い金額になってくるかというふうに考えられます。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。次いきます。68ページ、69ページ、産業課の所管で
ございます。

4番（久野達也君） 69ページ、農業振興費について2点ほどお尋ねさせていただきます。

昨今の有害鳥獣の被害ということで議会機会あるごとにいろんな御意見があり、執行部にもその対応について議員からもいろいろお願い等もあっているかと思えます。そんな中で今回鳥獣防除柵設置補助金ということで計上されておりますけれども、これまでの経緯と強化する部分等ありましたら御説明もいただきたいとも思うのですけれども。

また例えば何かが今までとは予算の組替えでなつたとかいう変化等がどのようにこれまでの議会の中での意見を集約したかたちになっているのか。

それからもう1点は、がまだす里モン支援事業補助金。これについて詳細をお知らせいただけたらと思います。

農政係長（永江和広君） 小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金ですが、昨年に対しまして100万円増額して計上させていただいております。理由といたしましては、従前事業が5年を経過したことで令和4年より見直しを行う組替えを行って計画をしてございます。組替えの理由といたしましては、昨今ニホンジカによりますシイタケの食害の報告が増えてきてございます。従前事業では補助対象が農地となっておりますのでシイタケのほだ場であります山林等には補助ができないといった制約がございましたので、要綱を見直しましてほだ場に限りまして山林も補助対象とするよう改正をいたしております。併せて公平性を担保するために1人1台の制限を設けておりますが、防除が進みこれまで獣害が発生していない農地にも影響が出てきているという御意見があります。また1人1台では足りないといった意見も多く寄せられておりますことから、これまで補助を受けられた方も新規ということで新たに対象にさせていただこうかというふうに考えているところです。なお内容につきましては、従前のソーラー式の電気牧柵の助成の要件を踏襲しつつ補助上限額は昨今の資材費の高騰並びに5年間の平均取得費を鑑みまして上限額4万5千円から5万円へ増額というかたちで考えてございます。補助対象1人当たり1台、補助率2分の1以内、補助上限額5万円、40台分の200万円ということで計上させていただいております。

それと、がまだす里モン支援事業につきましては、県の単独事業で町の義務負担を要する事業になります。内容といたしましては、農山漁村地域の活性化のために住民主体で地域活動を行う団体に対しまして、活動を継続できる体制づくりを支援する事業になります。1団体当たり補助増減額が50万円の定額助成。補助内訳は県2分の1、町2分の1です。令和4年度につきまし

ては、農産加工グループ4団体分を計上させていただいております。こちら4団体分の内訳でございますが、これまで悠工房及び手づくりの館などの公共施設で試作販売による営業許可を取得されていた団体が令和4年度に自立営業を行うといったことになりましたので、これらの団体のほうから何か支援がないかというような要望がございましたので、こちらの県の単独事業を活用した支援を計画しているところでございます。

以上です。

4番（久野達也君） 今説明いただきましたようにやはり有害獣駆除についても年々状況が変わってきております。答弁いただきましたようにそれに対応するかたちでの予算措置ということをお聞かせいただきました。是非今後も状況変化に即応したかたちでの対応をお願いしておきたいと思っております。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。次いきます。70ページ、71ページ。

副委員長（穴見まち子君） 70ページの稲作農家営農継続支援事業補助金というのがありますが中身の説明をお願いいたします。

農政係長（永江和広君） 稲作農家営農継続支援事業につきましては、昨年度令和3年度はコロナ対策として実施をさせていただきました。令和4年度につきましてもウンカに効果があると言われるトリフルメゾピリムという成分が配合されている箱処理材を購入した場合、この成分が含有された農薬は通常よりも高価であるというため掛かる経費の一部を助成するものでございます。御承知のように令和2年度はウンカで大損害を受けたわけでございますが、令和3年度今年度はウンカの飛来自体が少なく効果の実証自体が得られてございませんので、複数年かけて効果の実証が必要ではないかというかたちで継続で計上させていただいております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。次いきます。70ページ、71ページ。産業課の所管でございます。72ページの悠工房施設費までが産業課の所管でございます。よろしいですか。

次の団体営土地改良事業費は建設課です。それから73ページの12番までが建設課所管になっております。多面的機能支払費からまた産業課所管でございます。73ページ、74ページ、75ページ。

8番（松本明雄君） はい、松本です。

今も同僚議員のほうからイノシシ、シカいろいろ有害鳥獣について話が出ていました。林業関係から農業関係まで非常に大変なことになっております。今年は話を聞くとイノシシのほうは少ないとそういう話も聞いております。去年は囲いわなも設置されました。その成果がどうだったのか。そしてこの予算の中に成果があれば盛り込んでいただきたいと思うし、この前からペットフードの話も出ていましたけれども、先日2月の終わるか国際センターのほうでペットフードとかいろんなペット関係の展示会がありましたので行ってまいりました。やっぱりイノシシ、シカ

のペットフードも相当売れていましたので、町長もこの前から答弁にありましたようにまた予算も付けていただいて捕るほうは猟友会が捕りますのでなかなかこちらのほうからそれに完全に移行するというようなことはできませんけれども、願いをしながらやっていただきたいと思いません。よろしく申し上げます。

町長（渡邊誠次君） また担当課から補足があるかもしれませんが、私のほうとしましては予算ベースで言えば今回はもう御覧のとおり予算を組ませていただいているところでありますが、今南小国町の高橋町長とはお話をいろんなことに関して両町で一緒にする事業が非常に多くなっておりますのでその部分では多岐にわたってお話をしておりますけれども、鳥獣被害においてもペットフードだったり両町の範囲といいますか被害の範囲もほぼ似通っているようなところもありますのでやっぱり連携を密にしていきながらこういった事業を取り組んでいく必要があると思います。その部分では今後もしっかりと南小国町とまた違うところとも大分県側ともしっかりと話をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

林政係長（北里沙耶花君） 私のほうからイノシシとシカの捕獲状況について説明させていただきます。

令和2年度の実績です。イノシシの捕獲頭数が744、シカの捕獲数が392となっております。令和3年度につきましては現在わかっている範囲、報告が上がっているところの数字になりますが、イノシシが248、シカが338頭の捕獲となっております。確かにイノシシの捕獲数が落ちている。ハンターもちょっと見かけないというお話はされています。

今年度より導入しているICTわなについて説明させていただきます。ICTの囲いわなについては、田原地区のほうに設置をさせていただいております。田原地区の方で管理をいただいています。現在のところイノシシが2頭囲いわなで捕獲されています。ICTの箱わなについては10基導入をしております。現在の実績でイノシシが18頭捕獲されています。

以上です。

8番（松本明雄君） ICTの囲いわなはシカが大体入ると思うのですが、やっぱりシカは入らないですか。ちょっとお聞きします。

産業課長（秋吉陽三君） 囲いわなにつきましては昨年の5月辺りに現場に設置したわけですが、場所の選定もあり初めのほうはセンサーの動きが悪くていろんな調整で本格稼働になったのが夏場になりました。夏場から今掛けている場所が牧草地の角に立てて入れているような状況なのですけれども、やっぱり青草という牧草のやわらかい芽が出ればそれをシカが食べにきて、なかなか途中まではきますけれどもわなには入らないというような状況でございます。ですから今田原地区の方とも協議をしながら場所を変えるようなもうちょっとどこか設置場所の検討それと今扉がちょっと低いのでそれでやっぱりシカが警戒して入らないというようなものもあるのかなと思

っておりますので、その扉をあと30センチ上に上げるようなそういう変更も考えながら今後は設置を行っていきたいと考えております。

8番（松本明雄君） 予算はどれだけ使ってもいいですので、一杯捕っていただきたいと思います。

委員長（熊谷博行君） 暫時休憩をいたします。次の会議は11時10分から行います。

（午前10時59分）

委員長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午前11時10分）

委員長（熊谷博行君） 75ページまで。76ページ、77ページの林道費からがまた建設課所管です。よろしいですか。

次のページ、78ページ。

4番（久野達也君） 農業振興費もそうだったのですけれども林業振興費ということで、やっぱり農家、林家に対する動機づけというかいろんなかたちで産業支援の部分が振興費であろうかと思えます。そんな中で少し補足で説明いただきたいと思うのですけれども新規林業担い手育成支援事業だとか再造林支援事業、要は間伐は今までもあったのですけれども山の建て替えです主伐して次を生み出すという再造林かとも思えます。それから意欲と能力のある林業経営者育成推進事業だとか新たな部分を多分に取り組んでいただいております。内容あるいは対象事業等があれば説明をお願いしたいと思います。

林政係長（北里沙耶花君） 新規の部分について説明させていただきます。

まず新規林業担い手育成支援事業補助金です。目的としまして、新規林業従事者の人材育成と安定的確保を図るため2年目から4年目の小国町森林組合の林産班職員の雇用経費に対し一部支援をするものです。加えて新規林業従事者に対して指導する立場の方の賃金に対し一部を支援するものです。

続きまして、再造林支援事業補助金の説明をいたします。確実な森林の更新と安定的な素材の出荷。山林の持つ公益機能の発揮につなげることを目的としております。7年生から10年生の下刈りと主伐後の搬出経費に対して補助をするものです。交付先は小国町森林組合です。今年度については7年生から10年生の下刈りに対しては23ヘクタール、搬出経費については15ヘクタールを計画しております。

意欲と能力のある林業経営者育成推進事業です。これは単県事業、県の事業で意欲と能力のある林業経営者育成支援事業というものがあまして、その上乘せ補助として10%町が上乘せするものです。補助の対象者は熊本県版育成経営体「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」に選出されていることが条件で、小国町森林組合がこれに選出されているのでこちらに対して補助します。令和4年度の内容につきましては、グラップル付きバックホウを導入し作業を行うことで管内の大径木に対応し、素材の生産量の増量を見込んでおります。

以上です。

4番（久野達也君） やっぱり林業従事者が働きやすい環境それから林家はやっぱり林業で極端な言い方をしますと儲け利益が上がらないと林業、山を放置してしまうという傾向にも流れていこうかと思えます。それらを考えたときにやはり支援できる部分は支援していただき林業意欲を高めていくといったようなかたちで振興策それが具体化して予算措置となってこようかと思えます。町長にも御意見いただきたいのですけれども、こういったような林業施策だとか農業施策の中で農家、林家あるいは従事者その意欲を高める施策として予算化がされていると思えます。お気持ちをお聞かせいただけたらと思えます。

町長（渡邊誠次君） もちろん気持ちの部分では当然応援をする立場にもありますし、しっかりと応援もしてまいりたいという両方の思いです。またやっぱり有利な財源を見つけてすぐその部分に移していくというのが大事なことであろうというふうにも思っておりますので、先ほど松本議員からも非常に応援をいただいた部分ありますがやはり予算を付けるときにはしっかりと財源ベースを見ていきながら付けることも必要だというふうにも思っておりますので、しっかりとその部分は考えさせていただきたいというふうにも思っております。しかしながら全体的なやっぱり小国町で暮らしていくということに関して言えば、農業に関しても林業に関してもまたほかの業務に関してもそうですけれども、やっぱりここで小国町に住んで暮らしていただくそのための糧としての自分たちのこの産業の部分である仕事の部分であるというふうにも思っておりますので、その部分で言えばできるだけ幅広く対応できるようなそのような予算が作れるように皆様方からも御意見をいただきたいというふうにも思っているところです。

以上です。

副委員長（穴見まち子君） 69ページの生活研究グループ連絡協議会補助金8万円とあるのですが、私も一応会員なのですが役場の方が研究グループの活動しているのがどんなものか御存じでしょうか。

農政係長（永江和広君） 令和4年度につきましては、まだちょっと実績見込みということでございますが6月に味噌出し、それと7月に小学校4年生を対象としたみそ玉作りの体験、それと11月の小国町文化祭での展示、それと12月に小学校を対象とした味噌つき体験等を本年度はやられております。従前でありましたら、こいのぼり祭りやふるさとの秋祭りの出展等もやっていただいておりますが、昨今のコロナ禍でこういう活動はちょっとできておりません。よろしいでしょうか。

副委員長（穴見まち子君） ありがとうございます。

なかなかコロナ禍で活動ができなかった分去年は大変だったのですけれども、味噌というのは必ず作っておかないと次に出荷ができないのです。それでやっぱり手づくりの館を人数制限したりとかしていろいろ作っていたし、今後も子供たちの活動に生かせるような手づくの館であって

ほしいと思いますけれども、これから先の手づくりの館というのをどう考えているのかなと思っていますか。

農政係長（永江和広君） 手づくりの館、悠工房の利用なのですが、先ほどちょっとがまだす里モンの時も話をさせていただきました。過年度より手づくりの館、悠工房につきましては試作販売を行う団体が営業許可をそれぞれ取得しておりましたが、保健所等から営業目的で複数の団体が一つの施設を利用すると食中毒やアレルギー混入事件が発生した場合原因の究明ができないといったことで、基本的には一つの施設で一つの営業許可しかとれないという指摘を受けてございました。また議会のほうからも公共施設で製造する物を売っていくような方針がいかがなものかといった御指摘もございましたため、これまで利用者及び保健所等と改善に向けた協議を重ねてまいりました。令和2年一昨年になりまして保健所より1施設1営業許可の徹底について厳しく指導がございますので、早急に町としましては方針を定め関係団体と調整を図る必要がございました。町方針の内容といたしましては、営業許可の更新が生じる品目から営業許可の一本化と衛生管理の徹底を条件に次回の営業許可更新期までにこれは令和5年から6年、味噌の場合は令和9年までになるのですがその間は事業自立に向けた準備期間としていただきまして、その後は全ての団体による公共施設への営業許可を認めないといったかたちでさせていただいているところです。団体のほうからは町方針に御理解をいただいているところですが、議員の御指摘があるように活動意欲の低下また各団体の存続を危惧する声も多くあります。これにつきましては今後とも各団体に対する各種支援を行っていかねばならないというふうに考えているところです。

副委員長（穴見まち子君） 手づくりの館と悠工房も使っている割には経費が多いのですけれども、どのくらいの利用をされていますか。

農政係長（永江和広君） 利用について、令和3年度実績はまだ出ておりませんので令和2年度の実績でいきますと、手づくりの館が15団体、日数にしまして58日。延べ人数、利用者の数は243人というふうになっております。

以上です。

副委員長（穴見まち子君） これからも子供たちと一緒に手づくりの館の味噌玉作りとかに私たちもできる限り協力していきたいと思いますので、町の支援をしっかりとお願いしたいと思います。終わります。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。

76、77ページ、77ページの林道費の手前までが産業課所管です。77ページ、林道費、治山事業費。

次の78ページの上、工事請負費までが建設課所管でございます。よろしいですか。78ページ、農林水産業費から79ページ、情報課所管でございます。

次のページ80ページ、81ページ、地域エネルギー費の手前までが情報課所管でございます。

8 番（松本明雄君） 松本です。

80 ページ、18 負担金補助及び交付金のところ。地域おこしの企業人負担金で800 万円出ています。去年からきている方が1 人の給料なのか、お聞きしたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

引き続き2 年目を迎えますけれども、企業からの派遣は1 人分の負担金ということでございます。補足するならば民間の企業でございますので給与については経済状態で少し最終的な精算で変更はありえますが、当初の計画の800 万円というのは維持して予算上は確保させていただいております。

8 番（松本明雄君） JTB のほうからきて800 万円。民間企業いいと思うのですが、普通はゆうステーションの上の観光のほうにいらっしゃると思いますが、情報課のほうでは意見交換とか月に何回お会いして話すとか今後どういうふうにコロナ禍の中で観光はどうしたらいいとか、そういう話は彼とはしているのですかね。

情報課長（村上弘雄君） まず観光協会の事務局長として向こうのほうで主に頑張ってもらっていますが、実態としましては情報課の審議員という位置づけもさせていただいて国の内閣また総務省のほうから財政支援措置をいただくようなかたちで措置もいただいている。その上で週に月曜日と金曜日は必ずうちのほうの課の机についていただいて業務を把握していただく。あと併せて実際のところ観光協会の業務というのは立ち上げて3 年目を迎えています、多種多様にわたって課題もありますしコロナ禍ということもありますので今非常に密に連携をとりながらやっております。

以上です。

8 番（松本明雄君） 今年2 年目ということ。何年ぐらい町長の考えとしては思っているのか。そしてJTB に帰られてから彼が小国町だけに仕事をくれとは言いませんが、それだけの民間企業から考えれば800 万円という金額は驚きなのです。1 人分なら。だから町長はそれでも町のために観光のためと思われればそれはいいのでしょうけれども、僕たちが町民に説明するときそれ以上の効果を上げていただくのが町民にもちゃんと説明できますのでその辺を密にさせていただいてよろしくお願ひしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） ふるさと企業人の制度自体の仕組みについてはまた改めて課長のほうから御説明をさせていただきたいと思いますが、当然給料だけを見れば高いというふうに思われるかもしれませんが、JTB と一番最初に話をするときある程度の費用を町のほうが負担しないところのほうに当然どこの企業からもきていただだけませんので、その部分は専門性も加味しまして金額の設定を向こうJTB と交渉をしていたところ。またこの部分に関しても国からの財政措置があるということは重ねさせていただきたいと思います。その上で業務の中身につきましては今回コロナ禍の中ですがかなりのもともとの所属会社からの部分のノウハウは非常に大

きな利点があったと思います。予約システムにおきましてもその部分では元いた場所からのお考え等々を仕組みを導入させていただいて現在に至っておりますし、今日もちょっとお話にありましたとおりシステムを広げていたりまた今後の観光の軸を話していたりする上では非常に中核となる人物という前提でこちらにきていただいておりますので、その部分では特にASOおぐに観光協会の全体的な事務局の中心としてももちろん頑張っていたきたいと思いますし、そこをハブにして全体的な小国町の先ほど農林業の振興も含めましていろんな方たちのつなぎとして頑張っていたきたいと思いますというふうに思います。任期といたしましてもふるさと企業人の制度で決められておりますけれども基本的には全部で3年というところのめどは一旦つけさせていただいておりますが、やっぱり初年度で事業を達成するというのは非常に難しいと思いますので、まずはもちろん九州のお仕事もずっとされておりましてけれども町の事情も知っていた上で2年目は広く活躍されることを期待もしておりますし頑張っていただけのもというふうに思っているところでございます。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） 私のほうから少しだけ説明をさせていただきます。

まず企業派遣については国のほうが企業を選定しましてうちのほうとマッチングをさせていただきました。大手が4社手が上がって最終的にはJTBになりました。それから派遣というかたちですので企業とは派遣協定を結んでおりまして、その中で先ほど町長が言われたように最大が3年間。この3年間については国のほうが財政支援をする期間としても交付税措置で1人当たり560万円まで算入されるということで非常に優遇される制度に乗っております。

それから800万円という金額の高い安いの件ですが、先般可決していただきました補正予算の中で企業人負担金としてマイナス200万円というのが実は上げさせていただいております。これは先ほど言った人件費分の民間の企業の給与カット分が行われましたのでそういう状態になりました。ただし今年も当初予算としては800万円ということで上げさせていただいております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。次行きます。81ページ、地域エネルギー費は政策課でございまして、北里柴三郎博士顕彰費から83ページの土木費の手前までは情報課所管でございます。

8番（松本明雄君） また続けて質問させていただきます。

北里柴三郎の件ですけれども、ハード、箱物に関しては議会のほうも通りましたので頑張っていたと思います。この前質問したときに町長はいろんなところに行っているいろんな広報活動をやっているとそういうふうにお聞きしました。今日は係長もきていますので係長ベースでの辺り役場の中にも組織を作っているとかほかの商工会とか農業団体とかいろいろありますけ

れども、そういうところもちゃんと組織を作ってもう日にちがありませんので修正するためにはもうちょっと広げたほうがいいのではないかと思います、どのように今やっているかお聞きしたいと思います。

柴三郎 P J T 係長（長 廣行君） お答えいたします。

まず役場の中としましては、プロジェクトチームがありましてそちらのほうで活動をしております。それから団体としましては、商工会でありますとか公立病院でありますとかそういうところと協議等を行っております。来年度につきましては、町も今議員も言われましたとおり少し活動を広げるというか周知啓発活動をしたいということではいろんな協議会をやっていききたいというふうに思っています。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 少し補足をさせていただきますと松本議員からも御紹介いただきましたようにTKUからもしっかりと応援をしていただくというようなお墨付きもいただいておりますし、是非とも私としましては当然ですが町を挙げての事業でございますので住民の皆さんにも普及啓発もうこれ以上に行って、だんだん2024年に向かって上げていくというふうな考えであることは間違いありません。またできれば多分テレビ等々で番組制作をしていただく上で普及啓発をしていくのが多分一番老若男女を含めまして幅広い世代に多分働きかけができるというふうに思っていますので、役場の中の動きも当然ですけれどもやっぱり大きな広報活動、啓発活動をしたいというふうにも思っております。

また先ほどプロジェクトチームのお話をさせていただきましたけれども、プロジェクトチームはちょうど大相撲あの時期にプロジェクトチームはもう立ち上げさせていただいております、次の年度に係を作らせていただきましたのでその部分ではもう2年、3年ぐらい北里博士のお話をいただいてから役場の内部では少しずつ大きくしながら話を進めてきているところです。

以上です。

8番（松本明雄君） それでお願いします。

それと南小国町なんかもなんでも鑑定団とかNHKでいえばのど自慢大会そういうのももう2年しかありませんでNHKもずっと入っていると思います。ですから先に手を挙げてうちはこういう町だからということでマスコミを使うのが一番早いと思います。この前僕の前輩の方が天草で力道山の記念館を造るとそういうことで出て、今度はアイスクリームも作っていますけれども夕方テレビを付けると彼がずっと出ていましたので、あのようメディアを利用してPR活動したほうが早いと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） のど自慢のほうは早速手を挙げさせていただいております。できればやっぱり抽選なのかどうかのかわかりませんが選定されれば有り難いことですので、その部分ではもういち早く手を挙げさせていただいているところです。

またいろいろ当然ですけれどもだんだんともちろん博士の顕彰事業の中だと申しますか、次代の2024年に向けてメディア等々も注目が上がってくるというふうに思われますので、もちろんそれをしっかりと私も使わせていただいて担当と一緒にしっかりと頑張っていきたいというふうにも思っているところです。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。83ページ、土木費。

6番（大塚英博君） 82ページです。新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の鍋ヶ滝公園料金徴収等委託料というのが770万円ございますけれども、今回情報課の中の新型コロナウイルス感染症対策地方交付金の中にこれが実際含まれているのです。以前はこれは単独で770万円という予算を組んでいたと思うのですがけれども、これが今度の新型コロナ感染症対策の中を含めたという理由を一つ聞かせていただきたいと思います。

商工観光係長（笹原正大君） お答えいたします。

今年度までは観光費の中で組んでおりまして、令和4年度についてはコロナの交付金のほうを活用してということでこういうかたちで組ませていただいていますけれども、鍋ヶ滝の受付のほうで今回予約システムのほうのQRコードといいますか予約された方のチェックのほうとかそういうこともしていただくようになりましたので、そういった面も含めてコロナの交付金を活用してということでこちらの予算のほうに入れさせていただいているところです。

以上です。

6番（大塚英博君） 本来はこの委託料というのはまず単独で委託料というのが入っていると思うのです。例えば今度はコロナ交付金が出ているけれども来年度はコロナ交付金が出なかったときにはこれは継続的に続いていく委託料ですので、私はその点においては利用料とか本当に料金徴収等をするときに対してのその仕事量とか日数とかそういうものと勘案したときに委託料というのはある程度計算されるのですけれども、こういう場合においてこれから先はそういう単独でそして委託料というのはその仕事量に対してわかりやすいような委託料に決めるという方法がいいかと思います。例えばASOおぐに観光協会にお願いしているということであればこれは料金徴収等の委託料ではなくて、観光協会にお願いするということに対して委託料で料金徴収とは全く違う面で考えてもいいのかなというふうに思います。

情報課長（村上弘雄君） 御指摘の部分は確かに交付金がなくなればまた一般財源で必要になってくるという考え方御意見のとおりだと思います。実際のところ今まで閉めたり開けたりずっと繰り返しておりますこの2年間。これが予約システムの実証実験が終わりましたけれども、新年度から開けたり閉めたりは大水とかの災害以外ではもう必要なくなりましたので年中開けられるということになります。そのためには窓口業務等については非接触型で予約システムにより対応することが前提になりますので、せっかく交付金がありますのでそのときはできるだけ一般

財源を使いたくないということで今回この目に上げさせていただいております。

以上です。

8番（松本明雄君） 次のページのコールセンター業務委託料600万円。これは予約システムがある限りは毎年600万円要るといことなのでしょうか。

商工観光係長（笹原正大君） コールセンターにつきましては、昨年の11月8日から予約制というのを始めまして当然初めての取組になりますので非常に問合せも多くなっておりまして。その中で町の情報課の中あとは土日祝日も問合せがありますので当直の方とか日直の方も負担が大きいというところでコールセンターのほう今回予約システムの業務委託の中でしていただいていたのですけれども、やはり1日50件多いときはもう7、80件ぐらいくっているという状況でしてこれが11月、12月、1月と2月、3月もそうですけれども比較のお客様が今少ない状況でこういう状況になっている。本格的に始まります4月以降特に5月のゴールデンウィークとか夏場辺りというのは非常に問合せがまた増えてくる可能性が高いというふうに思っております。初めての繁忙期にかかってくるというところがありまして情報課としても初年度についてはこういう対応ができる体制というのは十分とりたいということでコールセンターを設置したいというふうに思っております。今後予約の状況とかお客さんの浸透状況とか問合せの状況がどうなってくるかということがありますので、そういった状況を見ながらコールセンターを継続していくのかとか情報課だけで対応していくのかとかその辺りは協議していきたいと思っておりますので、こちらの予算が今後ずっと続けていくかというのは今後状況を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） 次いきます、83ページ。84ページ、85ページ、建設課所管です。

8番（松本明雄君） 85ページです。この前からいろいろ話は出ていましたけれども橋りょうの委託料が出ていますが、これは毎年橋の数も老朽化して多くなってはいます。どこまでどういう委託料なのか説明をお願いします。

建設課審議員（小野昌伸君） おはようございます。お答えしたいと思います。

昨年からこの委託料に関しては御説明してきたと思っておりますが、うちの管理の橋りょうが全部で165橋ほどあります。5年に1度のサイクルで橋りょう点検をしていく。5年経ったら基本計画を立てて補修の計画を立てていくということになっておりまして、今回予算を上げている部分に関しては通常点検の部分が48橋。橋りょう点検の分だけで48橋の分で予算を上げさせていただいております。その下の補修に関しては、令和3年から5年にかけてまた国交省のほうが南海トラフ等大地震に備えて非常に全国的に橋りょう危ないものがありますので、それに関してレベル3と言ってレベル1は健全化、レベル2は通常措置で大丈夫、レベル3、4になると早急に補修を対応しなさいということでこの前からお話しした跨線橋とか蔵本橋とかいくつかもう事業

化されていますけれども、それに伴って何らかの行動を起こしなさいということで全国で15兆円ほど予算が付いております。その中で今回レベル3に該当する橋が28橋ありましてそのうちの6橋というかたちで対応していきたいということで下のほうの補修の委託を上げさせていただいております。6橋に関しては係長から箇所数は述べさせたいと思います。

公共建設係長（秋吉康成君） 橋りょうの箇所については6橋ありまして、橋りょう名でいきますと黒淵本村橋といいましてグリーンロードの時松砕石から本村のほうに入っていくところに架かっている橋と下城樅木橋こちらは切原切通で坂下地区に架かっている旧国道敷の橋です。あと北里の高地にある高地橋。これが1橋と南橋。南橋は肥後銀行前に架かっている橋です。あと山川橋。これは山川集落に架かっている橋。あとは下城杖立に架かっている桜橋。この6橋の実施設計を来年度予定しております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 松本議員が言われるところは多分ここから160橋ということで非常に財政を圧迫するのではないかとということまでお聞きされたいというふうには思っております。実はこの話は小国町だけではございませんで阿蘇郡市の中では特に高森町もう南小国町もそうでございますが橋をたくさん持っているところは非常に急峻な地形が多いところでございまして、逆に平たい通常のところには橋の割合が少ないというところであります。小国町で160橋という数字これを全体的にだんだん老朽化も進んでまいりますのでいずれかはこういったようなかたちです財政圧迫されてきます。その上で私ども町村会で話をさせていただいております。この部分で今財源措置が63%ぐらいの財源措置はありますけれども、それでも30数%は町の持ち出しがありますのでその部分では非常にだんだんと厳しくなってくると思います。できればその財源措置含めてまたそういった急峻な地形のところ橋が多く持っているところそういったところでまた国のほうへの働きかけこれもしっかりと行っていかなければならないと思います。政治的な力も大きくなってきますのでその時にはまた皆様のお力もお借りしないといけないと思いますので、是非もうちょっと中身の部分に関しまして具体的ほかの地域とも話をさせていただきまして、それからまた皆様方に御提案をしますのでまた御協力、御理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

8番（松本明雄君） 町長が先に言われましたから言うことはないのですけれども、やっぱり橋とトンネルが一番お金が掛かるのです。そしてもうどこに行っても小さい川にも橋が架かっております。国道なんかできて下にちょっと近くに橋があるところはやっぱり地元住民の方とちょっと遠回りをするにはなりますが、町道を造ってやっても橋を1橋でも外していただいて災害もなくなると思いますので、だからその辺をまた検討しながら御審議いただければ助かると思います。

町長（渡邊誠次君） その部分で言えば特に議員の皆様のお力が一番重要になってくると思います

し、地元との協議はやっぱり町よりも議員のほうが非常に大きな力を発揮されるというふうに思っていますので是非とも御協力をよろしく申し上げます。

以上です。

1 番（時松昭弘君） 町道維持費についてお尋ねをしたいと思います。町道愛護費 600 万円というのが計上してありますが、これは大体毎年同じような金額で出ております。これは愛護費として管理をしていただく地区にお支払いをしているわけですが、この地区を見てみますと昨日もお話もしましたが高齢化になってなかなか道路の維持管理ができないような地区が今出ております。4、5 年ぐらいしたら集落辺りでも維持管理をしている集落がこれはもう全部町のほうにお願いをしないといけないという話もちよこちよこ耳にするわけですが、今後町道の維持管理について先ほど松本議員からも話がありましたように橋のことも大変ですけれども、日頃通行するのに草切りとか少々道路に出た枝とかそういったことまで今やっておりますけれども、そこ辺りも将来的に町として考えておかないとなかなかそのときになって全てが町のほうにいろいろお願いをするようなかたちになってくると町のほうも大変かなということがちょっと懸念されますので、ここ辺りの見解がどういうふうに今後の見通しといたしますか、そのようにお考えになったのかお尋ねしたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） 今議員のおっしゃられるとおり建設課のほうも一番危惧されているところとっております。橋りょうと舗装に関しては社交金の 62.7%の補助で舗装等の打ち替え、橋りょうの補修をきていますけれども今町長がおっしゃられるとおり莫大な予算が掛かってきます。これにやっぱり沿線木それから除草です。その件に関して県と国に何かそういう事業がないかということもうちの所管としては全町村挙げてもちろん県も国道管理しておりますものですから非常に費用が莫大になってきます。そういうかたちで何か国のほうに補助金等々がないかということで県を中心にやっておりますので、何かそういう手当てができるようになれば助かるのではないかとっております。

以上です。

1 番（時松昭弘君） 今行政部長会辺りからそういったお話は出ていないですか。

建設課長（時松洋順君） 直接お聞きしたりしたことはございません。

町長（渡邊誠次君） 時松議員おっしゃるとおり地域のコミュニティーの力といいますか非常に前に比べるともう皆様方感じているとおり少し衰退しているようなところですね。当然ですけれども先ほどの道路もそうですが今回町道愛護費のような維持管理をする力等々もだんだんと難しくなっている状況でございますし、防災の観点からも非常に高齢化が進んでいて民生委員のお話とかも出てきていると思いますが、時松議員のお話は多分今回だけではなくて今の現状として町の大きなこの課題の今現時点がちょうど過渡期だというふうに思います。10 年ぐらい前は地域の力をどう上げていくかというお話で地域コミュニティーの力を上げる施策等々がたくさんあっ

ていたようなもう20年前ですかね時代がありました。しかしながらその時代を経て今の小国町ではこの地域のコミュニティー力をどうしていくかというところの観点から少し行政側また違いかたちでできるのではないかという考え方に少し変わってきているような状況というふうに私は感じております。特に女性会議のときもそういうお話も出てまいりました。町といたしましては今回の時松議員のお話だけではないのですけれども地域のコミュニティーの力この力をどういうふうに今からサポートしていくのか補っていくのか。またどういったかたちで今後進めていくのか検討は非常に大きな課題だというふうに思っておりますので、先ほどの行政部長会もそうですけれども地域の方たちとの話ここも情報収集として大事なところだというふうに思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

1番(時松昭弘君) 今後の検討課題であるというふうに感じておりますけれども、今現在町道愛護費をいただいておりますけれども中山間地域の中山間所得補償これは多面的機能の交付金これらをやっぱり一応活用して水路とか道路とかそういったかたちで今後やっているところもあります。これは当然ながら作業賃金に対しては作業者に日当を支払うというかたちで非常に有り難いお話ですが、こういったかたちのものと同じ集落の中でも作業ができる人とできない人が今いるのです。そういった中においてこの行政部長会辺りでも話をしながら仕事ができる人には一応日当をお支払いする。できない人についてはもちろん日当はお支払いしませんけれども、いわゆる出不足金とか集落によってはいろいろあるのですが特に地区によってはそういった緩和をしてある地区もあります。ところが地区の中でもまだそれが昔の前からの流れでそのまま残っている地区もあるのです。そこ辺りは非常に議会側とか執行部側がいろいろこう申し上げてもなかなか難しいところありますけれども、やっぱりそういったかたちを自然と行政部長会あるいは組長辺りを通じて今の状況に現在のかたちに合うようなかたちをいよいよ早くいけばならしていくとか、そういう気持ちのほうに変えていくとかしていかないとこの愛護費とか水路管理とか農地関係辺りもなかなかできないのではないかと思います。作業した人にはそのお金を払う。そういったお金に対して作業したお金を払うようなことになれば当然皆さん方がそこに作業でボランティアで金額は安くても行く気持ちになるのではないかと思います。できるだけそういった仕組み作りを考えていく時代にきているのではないかと思います。

委員長(熊谷博行君) よろしいですか。

町長(渡邊誠次君) もう議員おっしゃるとおり地域の方たちとお話をしていくのは私も当然していきますけれども、議員にも議員の方たち皆様にも是非ともお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

委員長(熊谷博行君) よろしいですか。

次86ページ。

8番(松本明雄君) 道路の新設改良工事。これで立木補償費、用地交渉費が出ていますけれども、

これで大体全部の路線終わってしまうのか、お聞きします。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えします。

立木等補償に関してはこれ先ほど課長のほうから述べられたとおり、仮称ではありますが町道鍋ヶ滝線に関する用地と補償費になっております。これに関しては今田んぼ畑、山林それぞれ面積がほぼ確定しましたのでそれぞれ単価を掛けて算出してしております。補償費に関しては立木補償それとルート上に1軒家屋等々がかかりますものですから家屋の委託でもみているとおり補償算定それからその家屋の移転料というかたちで金額を上げさせていただいております。

以上です。

8番（松本明雄君） 全線ですか。

建設課審議員（小野昌伸君） 全線です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。次87ページの中段までです。

8番（松本明雄君） 87ページの今さっき課長から説明ありましたけれども、町営住宅の倉庫の改装費。この前の説明は屋根の部分は県がするとか言っていましたけれども、これ違う場所なのか。そして電源立地交付金を使いますので、その辺の説明を願います。

公共建設係長（秋吉康成君） 御説明します。

来年度予定しているのは柏田団地1号棟のプレハブ倉庫の改築で、壁等の破損も激しく補修等もできないことから建て替えを予定しております。なお住宅課の社交金は県との協議は何回も重ねましたが、倉庫だけの建て替えはできないということでしたので今回電源立地交付金を使わせて施工いたしたいと思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） ほかの棟は全部プレハブではないですよ。ここだけはプレハブだから今度は改築するということ。

公共建設係長（秋吉康成君） はい。

8番（松本明雄君） はい、了解しました。

町長（渡邊誠次君） 補足します。もう3年前からずっと言われ続けた倉庫がやっと改修できます。

この前説明したように倉庫の屋根の改修はできる。ただ完全にプレハブを変えるのにはもうお金がありませんでしたので今回担当も非常に大変だったと思いますが、電源立地交付金を使わせていただいてまずプレハブを変えたいというふうに思います。ありがとうございます。

委員長（熊谷博行君） 暫時休憩いたします。午後からの会議は1時から行います。

（午後0時01分）

委員長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後1時00分）

委員長（熊谷博行君） 109ページ。よろしいですか。その前のがあれば受付ますが、いいです

よ。

8番（松本明雄君） 負担金のところで全般的に聞きたいと思います。災害がありまして農業土木、公共土木の発注件数及び残があるのか。その辺を詳しくもう1回説明していただくと助かります。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えします。

まず農災、3月今日現在でよろしいでしょうか。

8番（松本明雄君） はい。

建設課審議員（小野昌伸君） はい。農災の件数234件ありました。そのうち廃工が24件。それで210件になります。210件のうち発注率100%、全て発注はいたしております。竣工を終えたのが100件、約48%。残りの110件が繰越しというかたちで現在工事進行中というかたちになっております。

続きまして公共災のほうです。公共災のほう全体222件。発注が現在155件発注しております。発注率70%。3月竣工が67件、残りが繰越しというかたちになっております。

以上でございます。

8番（松本明雄君） もう一つ、県工事である急傾斜地で先般の補正で西村のところはできなかったとそういう話がありましたけれども、そこは何でできなかったのか。地権者との話ができなかったのか。その辺の説明と、今年度入る場所がわかれば教えていただきたい。

建設課審議員（小野昌伸君） 今年度の尻江田に関しては用地の所有者が現在大阪に行っておりまして、県のほうもコロナ禍の中何度もアポをとって交渉を続けてきましたが、なかなか相続関係も多くて全て相続も終わらないというかたちでなかなか難航しております。ちょっと今回工事を見送ったというかたちになっております。

それから負担金は、道路から全般でいいでしょうか。

8番（松本明雄君） はい。

建設課審議員（小野昌伸君） はい。来年度の砂防工事です。これは継続事業。小園川というかたちで柿迫橋から上流の河川の溪流保全というかたちで管理用道路の構築と護岸の構築ということで全体計画1千220メートルのうちの来年度最終年度になります。来年度300メートルで事業費2千万円。負担率が10%というかたちで200万円。

続きまして、道路改良。道路改良は尻江田地区から切原に向かって県道北里宮原線の改良を今行っております。3年度が繰越しでこの前発注があつていまして120メートルほど道路改良いたします。令和4年度ではその分の舗装工事のお金が上がっております。それともう一つ、県道北里宮原線で北里地区北里の国道から博士邸のほうに下りていく道路。ここに竹筋橋といひましようか国鉄宮原線の橋りょうがあります。そこが非常にまだ50メートルほど未改良で大型バス、貸切りバス等が高さが低いものですからちょっと通行が混乱しているというところで、その盤下げと改良幅員も始めて測量設計に入りたいというかたちでそれ50メートル、合わせてこれも

2千万円、15パーセントですから300万円。もう一つが、美化側溝を下城の旧原山商店の前です。非常に水が集まるということで老朽化もしていますので、その側溝の50メートルの入替えということで事業費450万円の15パーセントの67万5千円が負担金。367万5千円というかたちになっております。

急傾斜これに関しては、令和2年の災害で起こりました向鶴地区です。向鶴地区非常に大きな災害が起きていますけれども最上流部は林務課のほうで扱います。手前のほうは擁壁のつき直しとか災害復旧でもともとあった施設の復旧をしております。その間がちょっと間が空いていますのでその間の法面工事の設計委託というかたちで今回510万円。これ負担金3分の1ですので170万円。それともう一つが、念願の前から要望がずっと上がっていました新橋若宮地区の急傾斜に事業解消入っていくということで、全体事業費1億8千万円のうちの今回測量設計委託が510万円、3分の1がうちの負担金になっていますので170万円。170万円、170万円の340万円というかたちになっております。

以上でございます。

8番（松本明雄君） これは町長にお願いなのですけれども、町長も要望してました技師の件です。それはもうずっと誰か個別でもいいのですけれども探していただくと。今回みたいに建設課が非常に応援にきた方が頑張っているみたいですので、そこ辺になると相当金額が変わってくると思いますので、知り合いがいれば議員の中にもいらっしゃれば誰か推薦していただくとか、そういうふうをお願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） はい。人事の面ですのでいろいろと語弊があるといけませんけれども、町としてはもうずっと探しているような状態でございますのでお話があればいろいろなかたちで。なかなか技師というと資格大変なところでありますが、今災害派遣できていただいているお2人いらっしゃるんですけども非常に助かっているところもありますし、こちらのほうは財源措置もありますので非常に助かっているところです。町といたしましては通常の一般職含めてずっと募集しているというか探しているような状況でございますので、是非とも議員の皆様からもお話いただきたいと思っております。ありがとうございます。

委員長（熊谷博行君） ほかにありませんか。

8番（松本明雄君） もう一つ。もう特別会計で言いたくないので農業集落排水これがもうずっと議員になってからも町長もそうだろうと思っておりますけれども、毎年8千万円という課題ですのでいつかはどうかしないとやっぱり大変だろうと思っておりますから、小さなところからでもいいですから少しずつ何か考えていただいて金のかからない方法ができればお願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 総括的なお話しか私もできませんけれども、確かに私もその話を聞き始めて10年以上経つところでございますので、いずれかには転換期、転換期は迎えているのかもしれませんが、やはり真ん中よりも端っこからというのは議員の皆様も思っていらっしゃ

るかもしれませんが、徐々にその部分にはしっかりと地域とまずお話をすることが大事です。地元と話をしながらというところでもありますので、徐々にまたお話をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかにございませんか。

110ページ、111ページの繰出金が今松本議員から出ました。農業集落排水事業、これ为本日の所管の分は終わりですが、質問ございませんか。

次に移ってよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） なければ歳入に入ります。よろしいですか。

73ページですか。

副委員長（穴見まち子君） 循環型農業推進費のところでは地域おこし協力隊の方がおられますよね。1人。これはどのような方向に使うのか、お聞きしたいと思います。

農政係長（永江和広君） 循環型農業に対する協力隊ですが、こちらは薬味野菜の里小国における販売、集客、地域振興を主とした業務について地域おこし協力隊を募集しているところでございます。人員は1名で現在小国町のホームページや地域おこし協力隊の募集サイトこちらJOINというポータルサイトのほうで募集中でございます。採用後は販売、事務処理を初め運営全般に関わる業務に従事していただく予定です。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。

なければ、歳入のほうに入ります。

よろしいですか。13ページ、森林環境譲与税が産業課の所管でございます。

次15ページ、農林水産業費分担金、情報課。次が産業課、次が建設課でございます。よろしいですか。

次16ページ、光ファイバー使用料が情報課です。農林水産使用料が産業課所管でございます。その下の道路占用料、建設課です。鍋ヶ滝公園、三つは情報課です。公営住宅使用料、道路占用料まで入れて三つが建設課所管になります。よろしいですか。

17ページ、総務手数料の下から二つ目、農地等証明手数料は産業課所管です。光ファイバー休止・再開手数料は情報課所管になります。よろしいですか。

18ページ、目の災害復旧費国庫負担金が建設課所管です。

19ページの商工費国庫補助金、地方創生推進交付金、情報課です。その下の社会資本整備総合交付金は建設課です。災害復旧費国庫補助金の社会資本整備総合交付金も建設課でございます。

次21ページ、農林水産費県補助金、節1農業費補助金の部分が産業課です。林業費補助金の

一番上単県治山事業補助金だけが建設課で、それから四つ産業課でございます。最後のブロック塀等耐震化支援事業補助金が建設課です。よろしいですか。

次いきます。22ページ、災害復旧費県補助金、町民課と建設課兼ねております。

次、3商工費委託金、4土木費委託金、情報課と建設課でございます。

次、23ページ、Jクレジット売払収入が産業課所管でございます。よろしいですか。

次のページいきます。24ページ、農林水産業費寄附金、林業振興費寄附金は産業課所管でございます。

次のページ、25ページです。諸収入の中の農業者年金業務委託料は産業課所管でございます。

26ページ、雑入の中の柏田第1期浄化槽負担金は建設課でございます。伝送路利用収入、IRU利用収入、番組配信利用収入、この三つが情報課です。光ファイバー引込工事費収入も情報課でございます。物品汚損料も情報課です。下から3番目、機構集積協力金交付事業返還金は産業課でございます。よろしいですか。

これで終わりなのですが、何かありませんか。

4番（久野達也君） ちょっと質問が漏れていましたので最後まで行ったところで折り返そうと思っておりました。

質問、確認の部分も含めてなのですけれども、16ページの商工使用料、鍋ヶ滝関連で公園の直販所それから公園入園料、公園の土地使用料、4千339万円ですかね。これがあります使用料収入として。

1点目の質問として、これは特定財源として観光費にカウントするのでしょうか。

それと2点目は、であれば今回の観光費は鍋ヶ滝に関する経費はここまではありませんので、ほかの部分に回したと理解すれば理解できます。ただ歳出の目6新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中で鍋ヶ滝の予約システム、決済システム等で1千400万円ほど合計するとなりますよね。それらを含めたときに今後例えば使用料収入で儲けが出たという言い方が適当なのかわかりませんが歳出以上に歳入がある。そういったようなときに例えば今回はこの予算は交付金を充てていますが、例えば将来的にこの管理システム、予約システムなどでランニングコストが掛かっていく、収入も当然鍋ヶ滝で上がってくる、そのときに例えば独立採算という意味ではありませんけれども過剰にならないように基金等を設立するだとかあるいは過剰になってもその年の観光費に充てていって必要なときは必要なときで一般財源措置するだとか将来的な部分も含めてなのですけれども、お考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

まず鍋ヶ滝の入園料等の歳入につきましては、御指摘のとおり歳出の面で特定財源というかたちで充当させていただいています。ただし実際歳出よりも歳入のほうが多いということになれば当然財政のほうと考えると観光費全般にわたる経費について充当していくということが2番目の考

え方だと思います。最終的にそれでも非常に収支がいいということであれば町一般会計全体の考え方として基金等も視野にいくこともあるかもしれませんが、現段階では一般会計の全体の予算の中の一部として観光費に充当しているということでございます。特に今回は鍋ヶ滝の経費は歳出面ではコロナ対策費を充当していますので非常にそこが浮き彫りになっていますけれど、また来年度以降になればこれは観光費の中の一つの中で一般財源等含めて歳出を組んでいくということかたちになると思います。

以上です。

4番（久野達也君） 今年度予算の編成については理解しました。

ただ今後のことについてもやっぱり早い段階から検討課題として組み込んでいただいて、やっぱり例えば将来的に数年後に結局システムの改修だとかで多額を要するとかそういうことも起こらないとも限らないと思います。そういったような将来的な部分も見据えていただきたいと思います。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

なければ、一般会計の歳入が終了しました。

もう1回、質疑漏れございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号、令和4年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（熊谷博行君） 全員挙手です。

よって、議案第18号は可決すべきとされました。

次に議案第22号、議案第23号、議案第24号については一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。なお、8日の本会議で各所管に属する特別会計の当初予算についての説明を受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。併せて資料等があれば配付をお願いします。

建設課長（時松洋順君） それでは、私のほうから先般の御説明に少しつけ加えさせていただいて、

説明をさせていただきたいと思います。

農業集落排水事業特別会計についてでございます。

特別会計の予算書71ページからが歳入歳出予算明細となっております。

歳入につきましては、分担金及び負担金につきまして新規加入を見込んでおります。40万円でございます。また使用料及び手数料といたしましては、田原、西里、黒淵、3地区の使用料といたしまして2千551万4千円を見込んでおります。機能強化事業に係る県補助金といたしまして3千600万円。

72ページ、一般会計繰入金につきましては、一般会計より8千272万7千円を計上させていただいております。

73ページ、更新事業に係る町債、起債ですけれども5千800万円を計上させていただいております。

74ページが歳出明細でございます。

一般管理費としまして1億3千646万8千円。このうち機能強化対策等の工事請負費としまして9千200万円を計上させていただいております。

また75ページには公債費といたしまして1億1万円を計上させていただいております。

以上、小国町農業集落排水事業特別会計予算について追加で概略の説明を加えさせていただきました。

以上です。

委員長（熊谷博行君） これより議案第22号から議案第24号について質疑に入ります。

初めに簡易水道特別会計予算について質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 続いて農業集落排水事業特別会計予算について質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 最後に水道事業会計予算について質疑ございませんか。

1番（時松昭弘君） 簡易水道並びに水道事業も含めて質問をしたいと思いますが、今現在町のほうの有収率はどれぐらいになっていますか。

上下水道係長（宇都宮愛子君） お答えします。

現在の小国町の有収率は大体78%前後となっております。まだ令和3年度の実績が出ておりませんので、令和2年度でお答えしております。

1番（時松昭弘君） 78%ということでございますけれども残りの22%ということはいろいろ自分のところと簡易水道辺りで対応しているわけです。ところがだんだんと地下水の変動があって今までの簡易水道辺り自前の旧水道で水が段々少なくなっている。あるいは有害駆除関係で動物がきて保健所辺りに1年に1回検査に行くというようなことも耳にしております。言うな

れば町水道のほうに切り替えかあるいは簡易水道にするとかそういう計画が今後あるのか、そこ
辺りをお尋ねしたいと思います。残りの22%についてそういう申請があれば。

建設課長（時松洋順君） 今町で管理している以外の施設をもう一度ということですか。

1番（時松昭弘君） そうです。

建設課長（時松洋順君） 現在具体的に御相談といったものは受けておりませんが、そういったお
話が地元のほうからでも上がってくれば対処できる何か方法は考えていかななくてはいけないと思
っております。

1番（時松昭弘君） 仮にそういったかたちをやるとすれば相当なお金が掛かると思います。上水
道にしても簡易水道にしてもですね。そういったかたちでそういった有利な起債とかいうのはあ
るのですか。

建設課長（時松洋順君） すみません。私も昔水道の担当をしておりましたがそれに対する起債と
いうものはその頃はなかったのですけれども、今私のほうが資料持ち合わせておりませんので調
べて後ほどお知らせしたいと思います。よろしいでしょうか。

1番（時松昭弘君） はい。例えば社交金辺りを使うとかあるいは過疎債辺りを使うとかいう対応
はできるわけですか。

建設課審議員（小野昌伸君） 今特別会計の下水のほうの強化事業長寿命化というかたちで今回上
げさせていただいている、この前から御説明いたしましたそういう管理棟とかポンプの修理とか
そういうのは補助に乗っていますけれども、上水道に関しては今のところは補助事業に関しては
聞いておりません。

先ほどの水源地残りの22%はということで上水のほうもある程度そういうかたちで今が桜ヶ
丘とかあそこのケヤキ水源のところの水源地が非常にまた地震等と色々な大災害でどうなるか
わかりませんものですから、この前から御説明しているとおり第2水源とかそういうのも考えな
がらやっていきたい。そこに関してはまた莫大な費用が掛かりますので議員おっしゃられると
おりしっかりとその辺の補助事業があるか考えながらやっていきたいと思っております。

以上です。

1番（時松昭弘君） 今現在の簡易水道又は上水道も水源地の水がだんだん少なくなってきてい
るというようなお話も聞いております。今後有収率の現状がほぼこういった状況でいくのかなと思
いますけれども、第2水源辺りの確保辺りを今後検討していくことは考えておられるかお尋ねし
たいと思います。

建設課長（時松洋順君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。新たな水源については今後具体
的な計画を検討していく必要はあると考えております。

委員長（熊谷博行君） ほかにございませんか。

4番（久野達也君） 農業集落排水の特別会計についてなのですが、歳入のほうの平準化債

ということで事業債の返還に対して起債を借りる。要は公債費の原資になる部分が平準化債だと思います。それで確認というかお尋ねなのですけれども、77ページの地方債の前々年度末における現在高というこの推移を見ていきますと、私個人的には平準化債で借り替えて負担が少なく起債の償還を行うということで平準化債が未高が増えていくのかなと思ったら好成績といえますかいい方向なのですけれども、この前々年度末現在高それから前年度末見込額それから当該年度末ですから4年度末の高とかを見ていくと傾斜的に減少傾向にあるのかなと思っただけですけれども、こういったような流れになっていきそうですか。1点目はその流れがどんなふうに想定して平準化債の借入れ等を行っているのかをお聞きしたいのですけれども。

上下水道係長（宇都宮愛子君） お答えします。

農集に関しては4年度から結構大きな事業がまた始まるのですけれども、しばらく大きい事業がなかったなのでその間はあまり起債を借りていない時期があつて事業債のほうはですね、その分で残高が減ってきている状況だと思うのですけれども、また来年度から始まりますので起債が増えていく関係でまた徐々に増えていくのではないかと見込まれます。

4番（久野達也君） それが恐らく更新事業ということで前年度末から770万円から当該年度が5千800万円で6千500万円。これも借り入れるから未高が前年度に比べて増えたのだらうと思いますけれども、こうやっていった時に先ほど松本議員からも質問のあった部分の一般会計の繰入れというのが現実的に抑え込むというのは不可能ではないかとも思うのですけれども、将来的な部分で当然更新しなければ機械が動かなければ下水道の意味はございません。それは重々分かるのですけれども、この運営をどのようにしていくのか難しい課題かもしれませんけれどもやっぱりここは施設管理していく上では重要な課題でもあろうかと思っておりますので、しっかりと検討を重ねていただいて将来負担を見据えたところでの対応なおかつ利便性という両方が成立するとは限りませんがやっぱりそこは検討いただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 議員おっしゃるとおりでございます。検討をしっかりと重ねていけないといけないのですけれども、まずはやっぱり町の計画もそうですが地元の方たちとの協議も必要になってくると思われまますので、これはやっぱりあんまり単年度で考えるのではなくて中長期的な中でしっかりと検討を重ねていきながら、今過渡期という話も先ほどさせてもらいましたけれども変えていかなければいけない時期も出てくるというふうに私は思っております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑漏れはございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、議案第22号、令和4年度小国町簡易水道特別会計予算について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

続いて、議案第23号、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

続いて、議案第24号、令和4年度小国町水道事業会計予算について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。なお、採決において執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

委員長(熊谷博行君) 議案第22号 令和4年度小国町簡易水道特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、議案第22号は可決すべきとされました。

議案第23号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、議案第23号は可決すべきとされました。

議案第24号 令和4年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、議案第24号は可決すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

産業常任委員会に付託されました議案は全部終了しました。

よって、本日の令和4年度第1回産業常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

以上で、令和4年第1回産業常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午後1時39分)

小国町議会会議録
令和4年第1回定例会

令和4年3月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一

編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也

作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電話 (0967) 46-2119